

平成 24 年

第 2 回 十島村議会定例会会議録

開会 平成 24 年 6 月 18 日（月）

閉会 平成 24 年 6 月 22 日（金）

十 島 村 議 会

平成24年第2回（6月） 十島村議会定例会

第1号（6月18日）（月）

1.	開 会		1
2.	議 員 選 任		1
3.	開 議		1
4.	日 程 第 ①	仮議席の指定	1
5.	日 程 第 ②	議長の選挙	1
6.	日 程 報 告		3
7.	日 程 第 1	議席の指定	3
8.	日 程 第 2	会議録署名議員の指名	3
9.	日 程 第 3	会期の決定	3
10.	日 程 第 4	会期日程の決定	4
11.	日 程 第 5	副議長の選挙	4
12.	日 程 第 6	常任委員会委員の選任	5
13.	日 程 第 7	議会運営委員会委員の選任	6
14.	日 程 第 8	議席の一部変更	7
15.	日 程 報 告		7
16.	散 会		7

第2号（6月19日）（火）

1.	開 会		8
2.	日 程 第 1	諸般の報告	8
3.	日 程 第 2	所信表明および行政報告	8
4.	日 程 第 3	一般質問	19
5.	日 程 第 4	報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度十島村船舶交通特別会計 補正予算（第6号））	35
6.	日 程 第 5	報告第4号 専決処分の報告について（十島村税条例の一部を改正する条例）	37
7.	日 程 第 6	報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（元浦港改修工事（2工区）の工事請負契約の締結）	38
8.	日 程 第 7	報告第6号 繰越明許費繰越計算書の報告について（平成23年度十島村一般会計予算繰越明許費繰越計算書）	41
9.	日 程 第 8	報告第7号 繰越明許費繰越計算書の報告について（平成23年度十島村船舶交通特別会計繰越明許費繰越計算書）	49
10.	日 程 報 告		50
11.	散 会		50

第3号（6月20日）（水）

1.	開 会		51
2.	日 程 報 告		52
3.	日 程 第 1 議案第 58 号	指定管理者の指定について（宝島製塩施設）	 52
4.	日 程 第 2 議案第 59 号	指定管理者の指定について （中之島高尾地区被覆栽培施設等）	 55
5.	日 程 第 3 議案第 60 号	指定管理者の指定について （口之島フリイ岳レクリエーション施設）	 60
6.	日 程 第 4 議案第 61 号	指定管理者の指定について（十島村平島中園墓地）	 62
7.	日 程 第 5 議案第 62 号	権利の放棄について（肉用牛特別導入型基金）	 65
8.	日 程 第 6 議案第 63 号	権利の放棄について（優良繁殖雌牛導入基金）	 68
9.	日 程 第 7 議案第 64 号	権利の放棄について（優良繁殖雌牛導入基金）	 68
10.	日 程 第 8 議案第 65 号	権利の放棄について（優良繁殖雌牛導入基金）	 68
11.	日 程 第 9 議案第 66 号	権利の放棄について（優良繁殖雌牛導入基金）	 68
12.	日 程 第 10 議案第 67 号	十島村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定 について	 77
13.	日 程 第 11 議案第 68 号	十島村共生型サービス拠点施設の設置及び管理に関する 条例の一部を改正する条例の制定について	 81
14.	日 程 第 12 議案第 69 号	十島村村長等の給与等の特例に関する条例の制定につ いて	 82
15.	日 程 報 告		87
16.	散 会		87

第4号（6月21日）（木）

1.	開 会		88
2.	日 程 報 告		88
3.	日 程 第 1 議案第 70 号	辺地に係る総合整備計画の策定について	 88
4.	日 程 第 2 議案第 71 号	十島村課設置条例の一部を改正する条例の制定について	 98
5.	日 程 第 3 議案第 72 号	予算補正について (平成 24 年度十島村一般会計 補正予算第 1 号)	 106
6.	日 程 第 4 議案第 73 号	予算補正について (平成 24 年度十島村船舶交通特別 会計 補正予算第 1 号)	 138
7.	日 程 第 5 議案第 74 号	予算補正について (平成 24 年度十島村簡易水道特別 会計 補正予算第 1 号)	 141
8.	日 程 報 告		143
9.	散 会		143

第5号（6月22日）（金）

1. 開 会	144
2. 日 程 報 告	144
3. 日 程 第 1 同意第 1 号 教育委員会委員の任命について	144
4. 日 程 第 2 同意第 2 号 監査委員の選任について	147
5. 日 程 第 3 同意第 3 号 監査委員の選任について	148
6. 日 程 第 4 十島村農業委員会の選任による委員の議会推薦委員について	150
7. 日 程 第 5 発議第 3 号 議会広報調査特別委員会の設置	150
8. 日 程 第 6 閉会中の議会運営委員会の継続調査の件	151
9. 日 程 報 告	152
10. 閉 会	152

平成24年第2回（6月）十島村議会定例会

会期日程

月	日	曜日	船	日 程	備 考
6	17	日	入		
6	18	月	出	本会議	09：00～ 議員懇談会 ＜常任委員会＞ 総務・経済 → 正副委員長互選 ＜議会運営委員会＞ → 正副委員長互選 ＜議会運営委員会＞
6	19	火		本会議	＜議員研修会＞ 10：00 ～ ＜全員協議会＞
6	20	水	入	本会議	＜全員協議会＞
6	21	木		本会議	＜全員協議会＞
6	22	金	出	本会議	
6	23	土			
6	24	日	入		

平成24年第2回（6月）十島村議会定例会 提出案件一覧表 会期日程

月日	曜	件 名	日程
6月18日	月	＜議員懇談会＞ 臨時議長 第① 仮議席の指定 第② 議長の選挙 第1 議席の指定 第2 会議録署名議員の指名 第3 会期の決定 第4 会期日程の決定 第5 副議長の選挙 第6 常任委員会委員の選任 ＜常任委員会：総務・経済＞ 正副委員長の互選 第7 議会運営委員会委員の選任 ＜議会運営委員会＞ 正副委員長の互選 第8 議席の一部変更 ＜議会運営委員会＞ 6/19～6/22日の議事日程	1
6月19日	火	＜議員研修会＞ 10：00 ～ 第1 諸般の報告 第2 所信表明及び行政報告 第3 一般質問（永田和彦議員→村長） （松下直志議員→村長・教育長） 第4 報告 第3号 専決処分：予算補正（平成23年度船舶特会 補正第6号） + 13,807 → 875,091千円 第5 報告 第4号 専決処分：十島村税条例の一部改正 第6 報告 第5号 専決処分：元浦港改修工事（2工区）の工事請負契約締結 第7 報告 第6号 繰越明許費繰越計算書（23年度一般会計予算繰越明許費繰越計算書）630,928千円 第8 報告 第7号 繰越明許費繰越計算書（23年度船舶特会予算繰越明許費繰越計算書）1,724千円 ＜全員協議会＞ ・住民課	2
6月20日	水	第1 議案 第58号 指定管理者の指定：宝島製塩施設（宝島製塩加工組合） 第2 議案 第59号 指定管理者の指定：中之島高尾地区被覆栽培施設等（中之島農産物生産組合） 第3 議案 第60号 指定管理者の指定：口之島フリエクレーション施設（口之島自治会） 第4 議案 第61号 指定管理者の指定：平島中園墓地（平島自治会） 且高久志議員：除斥 第5 議案 第62号 権利の放棄（肉用牛特別導入型基金） 第6 議案 第63号 権利の放棄（優良繁殖雌牛導入基金） 第7 議案 第64号 権利の放棄（優良繁殖雌牛導入基金） 第8 議案 第65号 権利の放棄（優良繁殖雌牛導入基金） 第9 議案 第66号 権利の放棄（優良繁殖雌牛導入基金） 一括 第10 議案 第67号 条例改正：十島村手数料徴収条例の一部改正 第11 議案 第68号 条例改正：十島村共生型サービス拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正 第12 議案 第69号 条例制定：十島村村長等の給料等の特例に関する条例の制定 ＜全員協議会＞ ・経済課	3
6月21日	木	第1 議案 第70号 辺地に係る総合整備計画の策定 第2 議案 第71号 条例改正：十島村課設置条例の一部改正 第3 議案 第72号 予算補正（24年度一般会計 補正第1号） + 765,611千円 → 3,319,178 千円 第4 議案 第73号 予算補正（24年度船舶特会 補正第1号） +10,925千円 → 843,740千円 第5 議案 第74号 予算補正（24年度簡水特会 補正第1号） +3,240千円 → 56,327千円 ＜全員協議会＞ ・総務課 ・教育委員会	4
6月22日	金	＜全員協議会＞ ・住民課 第1 同意 第1号 教育委員会委員の任命について 第2 同意 第2号 監査委員の選任（識見） 第3 同意 第3号 監査委員の選任（議選） 第4 十島村農業委員会の選任による委員の議会推薦委員について 第5 発議 第3号 議会広報調査特別委員会設置の件 第6 閉会中の議会運営委員会の継続調査の件	5

(議決結果)

平成24年第2回(6月)十島村議会定例会

議案番号	件 名	議決年月日	議決結果	議決番号
報告 第 3号	専決処分の承認を求めることについて (平成23年度十島村船舶交通特別会計 補正予算(第6号))	24. 06. 19	承認	承認 第 3号
報告 第 4号	専決処分の報告について(十島村税条例の一部を改正する条例)	24. 06. 19	報告	
報告 第 5号	専決処分の承認を求めることについて(元浦港改修工事(2工区)の工事請負契約の締結)	24. 06. 19	承認	承認 第 4号
報告 第 6号	繰越明許費繰越計算書の報告について (平成23年度十島村一般会計予算繰越明許費繰越計算書)	24. 06. 19	報告	
報告 第 7号	繰越明許費繰越計算書の報告について (平成23年度十島村船舶交通特別会計繰越明許費繰越計算書)	24. 06. 19	報告	
議案 第58号	指定管理者の指定について(宝島製塩施設)	24. 06. 20	原案可決	議決 第 58号
議案 第59号	指定管理者の指定について(中之島高尾地区被覆栽培施設等)	24. 06. 20	原案可決	議決 第 59号
議案 第60号	指定管理者の指定について(口之島フリエ岳レクリエーション施設)	24. 06. 20	原案可決	議決 第 60号
議案 第61号	指定管理者の指定について(十島村平島中園墓地)	24. 06. 20	原案可決	議決 第 61号
議案 第62号	権利の放棄について(肉用牛特別導入型基金)	24. 06. 20	原案可決	議決 第 62号
議案 第63号	権利の放棄について(優良繁殖雌牛導入基金)	24. 06. 20	原案可決	議決 第 63号
議案 第64号	権利の放棄について(優良繁殖雌牛導入基金)	24. 06. 20	原案可決	議決 第 64号
議案 第65号	権利の放棄について(優良繁殖雌牛導入基金)	24. 06. 20	原案可決	議決 第 65号
議案 第66号	権利の放棄について(優良繁殖雌牛導入基金)	24. 06. 20	原案可決	議決 第 66号
議案 第67号	十島村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	24. 06. 20	原案可決	議決 第 67号
議案 第68号	十島村共生型サービス拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	24. 06. 20	原案可決	議決 第 68号
議案 第69号	十島村村長等の給与等の特例に関する条例の制定について	24. 06. 20	原案可決	議決 第 69号
議案 第70号	辺地に係る総合整備計画の策定について	24. 06. 21	原案可決	議決 第 70号
議案 第71号	十島村課設置条例の一部を改正する条例の制定について	24. 06. 21	原案可決	議決 第 71号
議案 第72号	予算補正について (平成24年度十島村一般会計 補正予算第1号)	24. 06. 21	原案可決	議決 第 72号
議案 第73号	予算補正について (平成24年度十島村船舶交通特別会計 補正予算第1号)	24. 06. 21	原案可決	議決 第 73号

[illegible]

平成24年6月18日(月)

1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	日	高	久	志	君
2 番	松	下	直	志	君
3 番	日	高	助	廣	君
4 番	永	田	和	彦	君
5 番	前	田	功	一	君
6 番	日	高		通	君
7 番	平	泉	二	太	君
8 番	有	川	和	則	君

2. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村	長	肥	後	正	司	君
教 育	長	原	口	英	典	君
総 務 課	長	福	澤	章	二	君
住 民 課	長	久	保	源	一 郎	君
経 済 課	長	松	下	賢	次	君
教育委員会教育総務課長		竹	内	照	二	君

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

議 会 事 務 局 長	安	藤	浩	樹	君
議 会 事 務 局 書 記	安	庭	智	美	君

平成24年6月19日(火)

1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	日	高	久	志	君
2 番	松	下	直	志	君
3 番	日	高	助	廣	君
4 番	永	田	和	彦	君
5 番	前	田	功	一	君
6 番	日	高		通	君
7 番	平	泉	二	太	君
8 番	有	川	和	則	君

2. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村	長	肥	後	正	司	君
教 育	長	原	口	英	典	君
総 務 課	長	福	澤	章	二	君
住 民 課	長	久	保	源	一	郎 君
経 済 課	長	松	下	賢	次	君
教育委員会教育総務課長		竹	内	照	二	君
会 計 管 理 者		安	藤	浩	樹	君

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局書記 安 庭 智 美 君
平成24年6月20日(水)

1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	日	高	久	志	君
2 番	松	下	直	志	君
3 番	日	高	助	廣	君
4 番	永	田	和	彦	君
5 番	前	田	功	一	君
6 番	日	高		通	君
7 番	平	泉	二	太	君
8 番	有	川	和	則	君

2. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村	長	肥	後	正	司	君
教 育	長	原	口	英	典	君
総 務 課	長	福	澤	章	二	君
住 民 課	長	久	保	源	一	郎 君
経 済 課	長	松	下	賢	次	君
教育委員会教育総務課長		竹	内	照	二	君
会 計 管 理 者		安	藤	浩	樹	君

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局書記 安 庭 智 美 君

平成24年6月21日(木)

1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	日	高	久	志	君
2 番	松	下	直	志	君
3 番	日	高	助	廣	君
4 番	永	田	和	彦	君
5 番	前	田	功	一	君
6 番	日	高		通	君
7 番	平	泉	二	太	君
8 番	有	川	和	則	君

2. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村	長	肥	後	正	司	君
教 育	長	原	口	英	典	君
総 務 課	長	福	澤	章	二	君
住 民 課	長	久	保	源	一	郎
経 済 課	長	松	下	賢	次	君
教育委員会教育総務課長		竹	内	照	二	君
会 計 管 理 者		安	藤	浩	樹	君

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局書記 安 庭 智 美 君
平成24年6月22日(金)

1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	日	高	久	志	君
2 番	松	下	直	志	君
3 番	日	高	助	廣	君
4 番	永	田	和	彦	君
5 番	前	田	功	一	君
6 番	日	高		通	君
7 番	平	泉	二	太	君
8 番	有	川	和	則	君

2. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村	長	肥	後	正	司	君
教 育	長	原	口	英	典	君
総 務 課	長	福	澤	章	二	君
住 民 課	長	久	保	源 一	郎	君
経 済 課	長	松	下	賢	次	君
教育委員会教育総務課長		竹	内	照	二	君
会 計 管 理 者		安	藤	浩	樹	君

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局書記	安	庭	智	美	君
---------	---	---	---	---	---

平成24年第2回（6月）十島村議会定例会 議事日程（第1号）

平成24年6月18日（月） 午前・午後 時 分開議

日程	議案番号	件 名	議決結果	議決番号
----	------	-----	------	------

		【議員懇談会】		
--	--	---------	--	--

	臨時議長			

第 1	仮議席の指定		
-----	--------	--	--

第 2	議長の選挙		
-----	-------	--	--

[illegible]

平成24年第2回（6月）十島村議会定例会 追加議事日程（第1号の追加1）

平成24年6月18日（月） 午前・午後 時 分開議

日程	議案番号	件 名	議決結果	議決番号
----	------	-----	------	------

[illegible]

平成24年第2回（6月）十島村議会定例会 議事日程（第2号）

平成24年6月19日（火） 午前・午後 1 時 00 分開議

日程	議案番号	件 名	議決結果	議決番号
----	------	-----	------	------

		＜議員研修会＞ 10:00～		
--	--	----------------	--	--

第 1		諸般の報告		
-----	--	-------	--	--

第 2	所信表明及び行政報告		
-----	------------	--	--

第 3	一般質問 （永田和彦議員→村長）		
-----	------------------	--	--

		(松下直志議員→村長・教育長)		
--	--	-----------------	--	--

--	--	--	--	--

第 4	報告 第 3号	専決処分の承認を求めることについて (平成23年度十島村船舶交通特別会計 補正予算 (第6号))		
-----	---------	--	--	--

第 5	報告 第 4号	専決処分の報告について（十島村税条例の一部を改正する条例）		
-----	---------	-------------------------------	--	--

第 6 報告 第 5 号	専決処分の承認を求めることについて（元浦港改修工事（2工区）の工事請負契約の締結）		
--------------	---	--	--

第 7 報告 第 6 号	繰越明許費繰越計算書の報告について (平成23年度十島村一般会計予算繰越明許費繰越計算書)		
--------------	--	--	--

第 8 号	報告 第 7 号	繰越明許費繰越計算書の報告について (平成23年度十島村船舶交通特別会計繰越明許費繰越計算書)		
-------	----------	--	--	--

--	--	--	--	--

		< 全員協議会 >		
--	--	-----------	--	--

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

平成24年第2回（6月）十島村議会定例会 議事日程（第3号）

平成24年6月20日（水） 午前・午後 10 時 00 分開議

日程	議案番号	件 名	議決結果	議決番号
----	------	-----	------	------

[illegible]

平成24年第2回（6月）十島村議会定例会 議事日程（第4号）

平成24年6月21日（木） 午前・午後 10 時 00 分開議

日程	議案番号	件 名	議決結果	議決番号
----	------	-----	------	------

[illegible]

平成24年第2回（6月）十島村議会定例会 議事日程（第5号）

平成24年6月22日（金） 午前・午後 10 時 00 分開議

日程	議案番号	件 名	議決結果	議決番号
----	------	-----	------	------

[illegible]

平成24年第2回（6月）十島村議会定例会

6月18日（月）

△開会 △議員選任

○議会事務局長（安藤浩樹君）

議会事務局長の安藤浩樹です。

本定例会は、一般選挙後初めての議会です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の松下直志議員をご紹介します。

○臨時議長（松下直志君）

只今紹介されました松下直志でございます。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。

どうぞ宜しくお願い致します。

△開議

○臨時議長（松下直志君）

ただいまから、平成24年第2回（6月）十島村議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

△日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（松下直志君）

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は只今の着席の議席と致します。

△日程第2 議長の選挙

○臨時議長（松下直志君）

日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場を閉める）

○臨時議長（松下直志君）

只今の出席議員は8人です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に日高久志君、および日高助廣君を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配布)

○臨時議長（松下直志君）

念の為申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「漏れなし」との声あり)

○臨時議長（松下直志君）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○臨時議長（松下直志君）

異常なしと認めます。

只今から投票を行います。

一番から順番に投票をお願いします。

(投票)

○臨時議長（松下直志君）

投票漏れはありませんか。

(「漏れなし」との声あり)

○臨時議長（松下直志君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

日高久志君及び日高助廣君、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○臨時議長（松下直志君）

選挙の結果を報告します。

投票総数 8 票、有効投票 8 票、無効票 0 票です。

有効投票のうち、有川和則君 6 票、日高通君 2 票、以上の通りです。

この選挙の法定得票数は 2 票です。

従って、有川和則君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場を開く)

○臨時議長（松下直志君）

只今議長に当選された有川和則君が議場におられます。

会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

議長当選人。有川議長。

○有川和則君

一言ご挨拶を申し上げます。

このたび不肖私はからずも議員の皆様方のご推挙によりまして、議会議長の要職に就くことになりました。

住民の負託の重みと議長の職責の重さを感じるとに当たり、身の引き締まる思いでございます。

住民生活の停滞を招かぬよう、議員の皆さんのご協力をいただきながら、誠心誠意努めて参りますので、宜しくお願い致します。

しかし、本村の現状は依然として厳しく、過疎離島村という格差のある地域であります。

課題も山積しております。その中で、住民の福祉の向上という共通の目的を達成できるよう、最終意思決定機関として、判断を迷うことなく、執行機関と議論を重ね、調査研究し、地域社会の活力ある発展を目指して参りたいと思いますので、どうぞ、今後とも議員の皆様の温かいご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、はなはだ簡単ではございますが、私就任の挨拶とさせていただきます。

有難うございました。

○臨時議長（松下直志君）

それでは、有川和則議長、議長席にお着き願います。

これで臨時議長の職務は全部終了致しました。

ご協力有難うございました。

△日程報告

○議長（有川和則君）

本日の日程はお手元に配布しました追加議事日程の通りと致します。

只今から暫く休憩致します。

13 時 55 分にお集まりください。

休憩

○議長（有川和則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第 1 議席の指定

○議長（有川和則君）

日程第 1、議席の指定を行います。

議席は会議規則第 4 条 1 項の規定によって、只今着席の通りお手元に配りました議席表のとおり指定します。

△日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長（有川和則君）

日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定によって、1 番・日高久志君及び 2 番・松下直志君を指名します。

△日程第 3 会期決定の件

○議長（有川和則君）

日程第 3、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 22 日までの 5 日間にしたいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(有川和則君)

異議なしと認めます。

従って、会期は、本日から 6 月 22 日までの 5 日間に決定致しました。

△日程第 4 会期日程決定の件

○議長(有川和則君)

日程第 4、会期日程の決定の件を議題とします。

お諮りします。

会期日程につきましては、配布致しております日程表のとおりとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(有川和則君)

異議なしと認めます。

したがって、会期日程はそうように決定しました。

△日程第 5 副議長の選挙

○議長(有川和則君)

日程第 5、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場を閉める)

○議長(有川和則君)

只今の出席議員は 8 人です。

次に立会人を指名します。

会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、立会人に日高助廣君、及び永田和彦君を指名します。

投票用紙を配ります。

○議長(有川和則君)

念の為申し上げます。

投票は単記無記名です。

配布をお願いします。

(投票用紙の配布)

○議長(有川和則君)

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「漏れなし」という声あり)

○議長(有川和則君)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長（有川和則君）

異常なしと認めます。
只今から投票を行います。
1 番から順番に投票をお願いします。

（投票）

○議長（有川和則君）

投票漏れはありませんか。

（「漏れなし」という声あり）

○議長（有川和則君）

投票漏れなしと認めます。
投票を終わります。
開票を行います。
日高助廣君、及び永田和彦君、開票の立会いをお願いします。

（開票）

○議長（有川和則君）

選挙の結果を報告します。
投票総数 8 票、有効投票 8 票、無効投票 0 票、有効投票のうち平泉二太君 8 票、以上の通りです。
この選挙の法定得票数は 2 票です。
従って、平泉二太君が副議長に当選されました。
議場の出入口を開きます。

（議場を開く）

○議長（有川和則君）

只今、副議長に当選されました、平泉二太君が議場におられます。
会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。
副議長当選承諾および挨拶をお願いします。
平泉二太君。

○平泉二太君

議員の皆様、副議長にご推挙いただきまして、誠に有難うございます。
未熟ながら副議長としてその職責を全う出来ますよう、一生懸命努力して参りますので、今後とも皆様のご協力宜しくお願い致します。
さらに議会運営がスムーズに行きますよう、議長共々頑張って参ります所存でありますので、宜しくお願い致します。
簡単ではありますが、副議長就任の挨拶とさせていただきます。

△日程第 6 常任委員会委員の選任

○議長（有川和則君）

日程第 6、常任委員の選任を行います。
お諮りします。

常任委員の選任につきましては、委員会条例第 7 条第 1 項の規定によって、お手元に配布しました名簿の通り指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（有川和則君）

異議なしと認めます。
従って、常任委員はお手元に配布しました名簿の通り選任することに決定しました。
これから各常任委員会の正副委員長を互選していただきます。
委員長および副委員長は委員会条例第 8 条第 2 項の規定によって各委員会で互選することとなっております。

ります。

さらに、同条例第9条第1項の規定により、委員長および副委員長が共にいないときは、議長が委員会の招集、日時、場所を定めて互選を行わせることになっております。

これから各常任委員会ごとに正副委員長を互選していただきます。

総務委員会は第1会議室、経済委員会は第2会議室、以上の通り場所を定めます。

これから各常任委員会の委員長および副委員長の互選の為、暫く休憩します。

休憩

○議長（有川和則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

只今各常任委員会の正副委員長が決定した旨通知を受けましたので、報告します。

総務委員長に日高助廣君。同副委員長に松下直志君。

経済委員長に前田功一君。同副委員長に日高久志君。

以上の通り決定致しました。

△日程第7 議会運営委員会委員の選任

○議長（有川和則君）

日程第7、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配布しました名簿の通り指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（有川和則君）

異議なしと認めます。

従って、議会運営委員会委員はお手元に配布しました名簿の通り選任することに決定しました。

これから議会運営委員会の正副委員長を互選していただきます。

委員長および副委員長は委員会条例第8条第2項の規定によって、議会運営委員会で互選することになっています。

さらに、同条例第9条第1項の規定によって、委員長および副委員長が共にいないときは、議会運営委員会の招集、日時、場所を定めて、その互選を行わせることになっております。

これから議会運営委員会の正副議長を互選していただきます。

議会運営委員会の開催場所は第1会議室に定めます。

これから、議会運営委員会の委員長および副委員長の互選の為、暫く休憩します。

休憩

○議長（有川和則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

只今、議会運営委員会の正副委員長が決定した旨、通知を受けましたので、ご報告致します。

議会運営委員会委員長に平泉二太君、同副委員長に前田功一君。

以上の通り決定しました。

△日程第8 議席の一部変更

○議長（有川和則君）

日程第8、議席の一部変更を行います。

副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部を変更します。

変更した議席は6番、日高通君、7番平泉二太君、以上の通りです。

△日程報告

○議長（有川和則君）

これで本日の議事日程は全て終了しました。

明日は午後1時にお集まりください。

△散会

○議長（有川和則君）

本日はこれで散会します。

ご苦労様でした。

6月19日（火）

△開議宣告

○議長（有川和則君）

これより本会議を開きます。

△日程第1 諸般の報告

○議長（有川和則君）

日程第1、諸般の報告を行います。

はじめに、会議・研修会関係について報告致します。

4月27日、「県政説明会」が開催され、平成24年度の鹿児島県の主要事業につきまして各担当部長から概要説明がなされております。

当日配布されました資料につきましては、膨大な量となっておりますので、議員控室に備えておりますのでご活用ください。

5月15日、「離島関係町村議会議長研修会」が開催されております。鹿児島県離島振興課離島振興係長の鳥越哲氏が「本県離島の現状と振興について」、また、同じく鹿児島県離島振興課奄美振興係長の八木徹氏が「奄美群島の現状・課題及びこれまでの奄振事業の成果について」と題して講演を行なっております。

5月16日、鹿児島県町村議会議長会の「第38回臨時総会」が開催されております。役員選任につきましては、会長に田之畑・東串良町議長、副会長に鎌田・中種子町議長及び中島・喜界町議長を選任しております。

5月16日、鹿児島県町村議会議長会主催により「市町村議会議員研修会」が開催されております。内容としましては、政治ジャーナリストの田勢康弘氏により「愛しき日本 危機を乗り越えるために」、鹿児島県統括危機管理監（兼）危機管理局長の平田浩和氏により「鹿児島県の防災・危機管理対策について」の講演でありました。

次に、監査結果の報告を行います。

監査委員より、今年の3月定例会以後に実施されました3月、4月、5月、6月の例月出検査結果についての報告がありました。これらの内容につきましては、お手元に配布致しておりますとおりですので、お目通し願います。

最後に、先の3月定例会を主な内容としました「議会だより」第57号を、5月28日に発行致しております。以上で、諸般の報告を終わります。

△日程第2 所信表明および行政報告

○議長（有川和則君）

日程第2、所信表明および行政報告を行います。

村長から所信表明および行政報告についての申し出がありました。

これを許します。

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

それでは申し上げます。

平成 24 年第 2 回十島村議会を招集し、一般会計補正予算及び諸関係議案を提案させていただくにあたり、議員各位並びに村民の皆様方に、私の村長就任後、初めての村政運営の所信を申し上げ、ご理解とご協力をお願いする次第でございます。

その前に、議員の皆様方にありましては、去る 4 月 29 日執行の議会議員選挙におきまして、厳しい選挙戦であったにもかかわらず多くの村民の皆様様の厳粛な負託を受けられ、ご当選の榮譽に輝いたことに対し心からお祝いを申し上げます。

また、先月まで、3 期 12 年の長きにわたり、村政発展にご尽力していただきました前敷根村長の功績ご苦勞に対し、深甚なる敬意と感謝の意を表すものでございます。

さて、私は、同日に執行されました十島村長選挙におきまして、公選によることなく 38 年ぶりの無投票という結果で、第 30 代村長として 5 月 16 日から就任させていただきました。改めて村長の職責の重大さを痛感するとともに、身の引き締まる思いをしております。

私は、昨年 12 月まで村職員として勤務させていただきました。その間に、多くの得がたい経験を積ませて頂く中で、わが郷土「十島村」を思う一念で、この度の村長選挙への立候補を決意し、職員退職後、早々に各島を回り、住民の皆様方と対話をさせて頂く中で、多くのご意見や村政への改善見直し課題などを承りました。

私は、村政の主役は「住民」であるべきと常々思っております。

住民が「何を求め、何を必要としているか」をしっかりと見極め、住民の「目線」に立った村政運営を行っていくべきと、その意を強く致しましたところでございます。

さて、我が国の経済状況は、欧州の政府債務問題や歴史的な円高問題、更には東日本大震災等の影響により、非常に厳しい状況が続いており、大幅な景気回復が望めないところでございます。

また、国政におきましては、社会保障と税の一体改革関連法案や衆議院の一票の格差是正問題等、政局がらみに終始し、国民生活とかい離れた状況が続いているところでございます。

そのような中、私ども十島村の抱える課題は、人口の減少問題、産業振興の停滞、少子高齢化対策や医療福祉問題、そして雇用対策並びに交通体系と何れも住民生活に欠かせない重要課題ばかりでございます。

私にとりまして、村政運営は初めてのことでありますが、これまでの行政経験等を十分活かし、そして、村民の思いを実現する為に、更なる十島村の活力ある村政振興を進めて参ります。

私は、この度の村政運営の基本的な方針と致しまして、7 つの主要項目を掲げております。

まず 1 点目としまして、「人口対策を最重要課題として地域住民と一体となって取り組みます。」

十島村の人口は、現在約 600 人で推移しております。本土復帰時の昭和 27 年当時、約 3,400 人でしたが、この 60 年間で約 5 分の 1 の人口減少になっているところです。

人口が減少するということは、地域力が落ち込み集落機能が維持されないばかりか、強いては自治体の崩壊に繋がりがかねません。

十島村は、これまでも定住対策支援制度に比重を置いた政策を進めてきておりますが、人口対策を行政だけで進めるには少々無理があります。

ＵＩターンの転入者は、地域みんなで受け入れ、地域一体で支えることが、安定的な人口対策に繋がるとの思いから、行政と住民が一体となった定住対策プロジェクトを設置します。

また、定住対策支援体制の窓口が、各課それぞれで分担されていることから、定住者に戸惑いが出ることや、私が人口対策を最重要政策と位置づけていることから、定住対策支援制度等の全ての窓口業務を一元化します。

2 点目は、「基幹産業である農畜水産の強化と観光の活性化を図ります。」

本村の産業構造は、一次産業である農業、畜産及び漁業が中心となっております。

ところが、今日の人口流出による過疎化と後継者不足により深刻な状況になりつつあります。

十島村の地域資源を活かした基幹産業を強化することが、人口の定着にも繋がり、新たな雇用も生まれます。産業振興と人口対策は一体化するものであります。そこで、産業振興並びに定住対策の一体的強化を図る為に新たな組織改革を行います。

また、本村の高齢化と後継者不足を補うには、新規就労者の確保育成は必須の課題です。新規就労支援制度の検証を行い、安定的な制度の充実強化に努めます。

併せて、産業振興の更なる生産性及び効率化、並びに労力の省力化を図る上で、近代化施設や機材を導入し、基幹産業を強化します。

産業振興を推進する上で、生産物や資材調達の為の定期船輸送代は、生産者にとって大きなマイナス要因となっております。定期船運賃助成等の農林水産業振興支援制度を強化拡充します。

また、村は産業振興資金や住宅貸付資金として、資金用途と上限額並びに利子条件を付して貸出しておりますが、更なる産業等の振興を推進する上で、同制度の見直しを行います。

本村の農業振興の前提条件としては、現在、荒廃状況となっている遊休農地の再生利活用が不可欠なものにあります。この遊休農地を利活用することにより、花卉や果樹栽培等の促進はもとより、島外から購入している畜産用飼料等の経費の負担軽減にも繋がります。

従って、遊休農地の整備に当たっては、スピード感をもって取り組みます。また、この整備には、住民の雇用対策を確保することも兼ねております。

畜産業は、本村の最大の基幹産業です。これまでもあらゆる施策を展開し、畜産の位置づけを確立してきました。頑張っている畜産のブランド化を目指し、トカラ牛の生産強化に努めます。

また、不慮による牛の死亡事故等は、畜産農家にとって大きな産業損失に繋がっております。安心して畜産振興に取り組める体制強化として、家畜共済制度の早期実現を目指します。

次に、本村の漁業の実態は、四方を外海に囲まれた魚場を有しながら専業漁家は中々育たない状況にあります。

漁業者等と十分な議論を重ねるとともに、近代化施設等の導入を積極的に進め、豊富な海産物及び海洋資源の利用促進を図ります。

十島村は、過去において経済林として活用を目指した山林資源が手付かずの状態となっております。この山林資源を利活用する方策を関係機関等と協議して参ります。

また、竹の子、シイタケ等の特用林産物は、本村の温暖な地域環境にも適した産物であり、更なる森林及び竹林資源の有効利用促進を進めます。

観光振興の活性化への取り組みですが、これまでも観光資源を活かした温泉整備を始め、観光施設等のハード整備は、一定規模の範囲で終えたと思っております。

今後はソフト面の充実を図らないと観光客のリピーターが望めません。

本村は、友好島民制度が、ある程度確立してきております。また列島マラソン等のイベントも年中行事として浸透しています。これらの既存の観光ソフト事業を更に強化するとともに、新幹線効果を活かした観光客の来島対策を進めていく為の事業を展開していきます。

また、観光振興の基本は、観光客を受け入れる住民側の受入姿勢が重要な位置づけになります。民宿のあり方、土産品対策、島民のおもてなし等の受け入れ対策の事業展開を進めていきます。

3点目として、「子供や高齢者が希望の持てる少子高齢化対策を強化します。」

まず、少子化対策ですが、地理的環境の厳しい十島村において、子育て世代の家族が極端に少ない現状は、地域から明るさと希望が消え、将来の学校存続も危惧されているところです。

一方、出生祝い金制度等の拡充に取り組んだこともあり、ここ 1、2 年で新規転入者が増え、数組の家族から子どもが誕生するという明るい希望を地域にもたらしいております。

少子化対策は、地域全体で応援するという基本方針の下、出産子育て家庭への経済的支援や未就学児童の教育支援を積極的に行って参ります。

次に、高齢者対策ですが、十島村の高齢者の割合は、3 人に 1 人を超える状況になっており、この傾向は益々その比率が高まっていくものと予想します。

村は、これまでも高齢者が住み慣れた島で、自立した生活を営むことが出来るような支援制度を設け、また、宝島では、本年 4 月から介護保険適用の小規模多機能型居宅介護施設の運営がなされております。

高齢者の皆様が、いつまでも安心して暮らしていけるよう、高齢者の生きがい対策や経済的負担の軽減など高齢者対策を積極的に強化推進して参ります。

4点目として、「望まれる航路体系を確立し、交通ネットワークの整備充実を図ります。」

本村の交通体系は、鹿児島市と村内各島及び奄美大島間を週 2 便運航する村営定期船のみであります。

生活物資の調達、産業の振興、医療の確保等住民の足として、また観光客や業務関係者の来島手段として重要性を持った公共交通機関です。

離島で生活する住民において、交通の確保は、本土との 1 日 1 便体制があるべき姿であると承知しております。しかし、本村の現状の航路距離問題や莫大な欠損額等を考えると現実的には厳しい状況もあります。

また、住民の中には、過去より奄美大島への経済圏が確立されており、奄美大島への全便運航を望む声が出てきているのも事実であります。

全便奄美大島まで増便されたら、現在の週 2 便体制の上下便で 1 週間に 4 日は県本土との交通アクセスが実現することから、全便奄美大島までの運航を目指します。

また、平成 12 年に就航しました現在の定期船は、既に船齢 12 年が経過しました。

今後、5 年毎の定期検査が、平成 27 年並びに同 32 年に予定されております。船舶の老朽化とともに検査経費や修繕経費等が多額なものになることを予想すると、船齢 18 年を使用目処とする次期船舶の就航を目指すものとしします。

従って、新船建造の準備としまして、フェリーとしま代船建造検討委員会を設置します。

5 点目としまして、「情報通信基盤の普及促進を図り地域の情報格差の是正に努めます。」

十島村のインターネットの整備状況は、テレビ会議、議会中継システム等と合わせて確立されております。

都市部における情報通信施設は、通信事業者が整備運営するところであるが、本村のような離島においては採算性の観点から参入事業者はなく、村が、国の一部支援を受けて整備し、また、これら施設の年間運営費は、多額負担となっているところです。

多額な経費であります。放置した場合、十島村住民に情報格差が生まれ、住民の生活面や産業振興で大きな損失を招くことに繋がります。

都市住民との情報格差がないよう高度情報機器の導入やインターネット普及支援対策等を進めていきます。

6 点目は、「住民が安心して暮らせる生活環境の整備として、港湾漁港、道路、飲料水、環境衛生、消防防災、医療、福祉、文化、教育などを積極的に推進していきます。」

まず、港湾漁港及び道路環境の整備ですが、十島村では、村管理及び県管理の港湾漁港の整備を、年次計画で進め、定期船の接岸には、概ね対応出来るようになりました。しかし、一部の港において海象条件の厳しい海域であるがゆえに、条件付という余儀ない状態での運航を強いられ、旅行客の来島及び産業振興上において大きな障害となっております。

港湾漁港の整備は、定期船の安定的運航に直結することから、現在整備中のものや必要に応じた整備を計画的に進めていきます。

村道、農道及び林道の現状は、地域の要望等によりほぼ整備は終えているところですが、今後においても、生活関連に供する道路の整備や産業振興に寄与する新設道路の整備を計画的に進めていきます。

また、村内道路の形状は、必ずしも安全性が確保されていないところもあり、危険箇所道路の安全対策の早期整備化を進めます。

村内の飲料水施設の現状は、平成 16 年に簡易水道特別会計として運営しております。

湧水を利用する施設、地下水を利用する施設、海水を利用する施設と地域の資源実態が異なることもあり、年間の維持費は多額経費を要しています。

また、導水管や配水管の老朽化による改修、絶対的な水量の確保対策等多くの課題を抱え、年次的、或いは緊急的にその対策を講じているところです。

今後も、安心した飲料水確保の為、導水管及び配水管の整備事業等の拡充に努めて参ります。

環境衛生への取組みについては、村はこれまでゴミ処理対策として焼却炉等を設置し、また家庭用ゴミの分別と村外搬出に取り組み、一定の効果をあげつつあります。しかし、廃棄物的なゴミや廃自動車等を個人所有地等に放置している実態があります。

村は県立自然公園の指定地域として、また、自然豊かで貴重な動植物等、秘境の地として観光客等からの知名度も確立されつつあります。

この自然豊かな十島村を貴重な財産として後世に引き継ぐ為にも、ゴミのない島を目指して、ゴミの分別等の強化対策に取り組みます。

併せて、地域にマッチした花木を植栽し、地域住民や観光客に親しまれる美しい島づくりを目指します。

消防防災の体制強化については、十島村の消防体制は、非常備消防として、7 島の分団から構成する消防団が全ての消防活動を担っております。

その業務内容は、救急患者の搬送処理、海難事故等の搜索、台風や梅雨期での危険箇所の点検並びに跡片付け等、幅広い活動範囲となっております。

また、十島村は台風の常襲地域、活火山を有する火山列島、津波被害を受けやすい外海孤島等、自然災害と背中合わせの要警戒地域であります。

十島村の置かれた境遇を総合的に判断し、消防団の機能強化、防災訓練の定期化等消防防災の体制強化を進めていきます。

医療の充実対策については、十島村の医療体制は、各島の診療所に看護師を 1 名配置し、平成 14 年度からは上 4 島に 1 名の医師を派遣し、また下 3 島は、月 1、2 回の巡回診療を実施している実態ですが、現状医療体制への住民の満足度はまだまだ低いものがあります。

住民の、安心して長く島に住みたい、島にいたいという願望を叶える為にも、村内診療所の医療器材や看護スタッフの拡充、専門医療機関との連携など医療体制の充実強化を積極的に取り組んで参ります。

福祉の充実については、十島村の障害者の実態は、身体的な障害者が殆どであり、その内、約 9 割を高齢者が占めているところです。

障害者であっても、健常者であっても、等しく十島村で生活ができ、住んでよかった、これからも住み続けたいと、希望もてる地域を目指す為に、公共施設等のバリアフリー化や日常生活の支援対策等に取り組んで参ります。

文化及び動植物の保護対策については、十島村は、南洋文化と大和文化が交差し、多様な祭事や郷土芸能が継承され、自然生物的にも亜熱帯と温帯の中にあつて、植生物で多くの天然記念物の指定を受けております。

この文化財や動植物の保護継承を次の世代に受け引き継ぐ為にも、伝統芸能の復活保護や動植物の保護の環境整備などを進めていきます。

教育の充実対策については、本村は、7 島に小学校及び中学校を併設し、全校で概ね 60 名前後が学んでいます。児童生徒数は、全国的に少子化による減少傾向にあり、十島村においても、子育て世代が極端に少ない中で、学校存続が危惧されているところであります。

村は平成 3 年度から山海留学生制度を導入し、これまで多くの留学生を受入れ、学校存続に大きな貢献をもたらしてきました。

児童生徒の減少により学校が地元から消えることになれば、地域は活力を失い地域力の低下は計り知れないものがあります。

今後においても、定住対策とあい連動させ、子育て世代の受入れ対策を最重点課題として位置づけ、子育て家族への教育費の支援強化や山海留学生の受入れ体制の強化を進めます。

また、児童生徒が十島村で教育を受けるメリットを重視することが必要であり、小規模校ならではの教育や教材備品の充実等を強化して参ります。

併せて、離島というハンディを克服する為に、教育環境の整備や教職員の住環境整備も計画的に取り組めます。

また、村民が自己の人格を磨き、更に健康な体力維持で豊かな人生環境を築いていただけるように、生涯学習や各種交流等の事業を推進します。

7 点目として、「住民ニーズに応じた行政機能を図り、健全な行財政運営の確立や自治コミュニティなどの機能強化に取り組めます。」

まず、行政機能のあり方についてですが、役場庁舎が、鹿児島市に移転してから 55 年が経過しました。

これまでも庁舎のあり方は、住民の間でも賛否両論があり、近くは、平成 15 年の村議会で調査研究の要請があり、当時庁舎移転に向けて取り組んでいる自治体の調査を行いました。また、住民への意見を求めた結果、現状維持を望む声が多かったところでした。

しかし、本村の人口減少の実態や情報通信基盤等が整いつつある中であつて、再度、住民の意見を聞く為、役場庁舎及び出張所のあり方を住民と協議して参ります。

行政の事務事業の執行で、村民や議会から「遅すぎる。計画性がない。」等の指摘を数多く受けております。また、職員の区別が分かりづらいとの意見もあります。職員が誇りと自覚をもった業務体制

の確立と村民に身近な行政組織の確立を目指していきます。

地域づくり及び自治コミュニティの機能強化ですが、十島村はこれまで自治会を核として、島の祭事や伝統行事等地域の活動を支える自治コミュニティが確立されてきております。

この自治組織の原点は、自分たちのことは、自ら考え、自らで解決するという地域おこしを率先したものとして、過去から受け継がれてきているところです。

今後も、行政と地域との橋渡し役、そして地域の絆・和を十島村の旧来からの伝統として継承していく上で、自治会と行政との更なる連携強化に努めます。

平成 22 年度から役場職員に各地域担当係を任じ、地域での話し合い活動や地域おこしの協議の場等に参画させる制度を設けました。

その結果、地域と行政が一体となって地域づくりを進める機運が出てきていることから、地域づくり事業を拡充し、地域担当職員制度を強化します。

また、地域興しは人づくりといわれるように地域の人材を、地域興しで取組んでいる団体等に派遣する研修制度を確立します。

行政改革の推進については、十島村は、これまで行政改革に取り組み、住民サービスの向上と効率的な行財政運営に努め、一定の成果をあげてきました。

しかし、地方分権改革、市町村合併、財政健全化法と地方自治を取巻く環境は大きく変化し、また多様化、高度化する住民ニーズに的確に対応した質の高い行政サービスを進めていく為に、現在取組んでいる行政改革大綱の進捗状況の検証を進めていきます。

健全な財政運営の確立については、財政運営の基本は、財源の確保に基づく事業展開を行うことです。また、各種事業を展開する前提として、健全な財政基盤が確立されていることが最大の基本であることから、財源に見合った財政運営を進めます。

十島村の財源構造の根幹を成している地方交付税は、国の財政状況の不透明感や東日本大震災の影響による国の財源確保が厳しい状況もあり、今後、この交付税制度の安定的確保は予断を許さないものと思われます。

本村のように財政力の脆弱団体にとって、交付税財源の重要性を関係方面と協調して従来にも増して確保出来るよう努めて参ります。

自主財源に限度がある十島村にとって、住民の生活環境の整備や福祉の向上等多くの課題を解決していく上においては、地方債の活用は今後も無くてはならない貴重な財源であります。

しかしながら、この地方債残高が膨れ上がることは将来の住民負担に大きなつけを回すことになりまますので、地方債残高の縮減にも努めます。

また、目的を持った積立基金の安定的確保は、住民が望むべき行政サービスの提供を可能とし、積極的な地域振興を進めることから目的基金の計画的積立てを行います。

以上の 7 項目を、私の主要政策として述べたところです。

世界的に政治情勢や経済情勢の不透明な中、また、国内でも昨年の東日本大震災の復興復旧が遅々として進まないなど大きな不安要因を抱える厳しい今日です。

各種課題を解決し、的確な村政を運営していくには、住民の声に耳を傾け、「住民総参加による村づくり」を村政運営の基本理念として、住民と行政が一体となって明日への知恵を出し合い、明るく、開かれた村政を目指して参ります。

次に、行政報告につきまして申し上げます。

まず、昨年 12 月 26 日から運行が開始されておりますドクターヘリについてであります。本村の一部までを運航範囲とするということで悪石島以北に 9 箇所のランデブーポイントが登録されております。しかし実際にはどこまでの範囲で運航できるのか明確な線引きは示されておりました。今年 4 月になりました県保健医療福祉課の職員が来庁し、運航範囲については口之島及び中之島の 2 島のみで、しかも中之島については晴天時に限られるという説明を受けました。その理由は、ドクターヘリは、「鹿児島ドクターヘリ運航業務共同企業体」に機体を借り受け、操縦士や整備士の確保、運航管理等も同企業体に委託して運航するものであり、航空運送事業法において委託運航の場合には燃料の 20%以上を残して飛行しなければならないと定められており、ヘリの性能上、片道 210km までしか飛行できないことから中之島までの飛行を決定したということでもあります。一方、防災ヘリは県直営の為燃料確保や残量等の制限がないほか、機体に予備燃料を搭載している為本村全域での運航が可能となっているということでもあります。

ドクターヘリ運航開始以降、十島村でも急患が数件発生し、そのたびに夜間以外は、まずはドクターヘリを要請しておりますが、悪天候あるいはドクターヘリが搬送すべき事案ではないなどの理由により1回も出動しておりません。また、ドクターヘリの運航開始時刻は、午前8時30分からとなっており、それ以前に発生した場合には口之島・中之島であっても県防災ヘリあるいは自衛隊ヘリを要請する態勢をとっております。

次に、3月議会の行政報告におきまして前村長が懸案事項として特定離島ふるさとおこし推進事業の国庫交付金との関係による不採択問題と離島経費及びコンクリート単価等による入札不調問題の2点を挙げておりましたが、この件につきましては、5月29日に鹿児島地域振興局との地域行政懇話会で協議致しました。

まず、第1点目の「特定離島ふるさとおこし推進事業の不採択問題」につきましてはの県からの回答は、国において社会資本整備総合交付金等が創設されたことにより、これまで国庫補助の対象とならなかった事業でも幅広く採択されるようになったが、事業予算の減額は離島地域の振興開発や地域経済に与える影響が大きいことから、県としては、離島振興に係る所要の事業費を確保するよう、国に対して要望しているところである。同事業は、本県の離島の中でも特に自然条件が厳しい小規模離島及び離島の属島を対象とし、事業実施に当たっては、小規模な事業であること、あるいは受益者数が少数であることなどから、国庫補助事業の採択要件を満たさない事業を対象としている。今回、十島村から、採択要件緩和や補助率高上げの提案が出されたが、国庫補助事業を対象とすることは特定離島ふるさとおこし推進事業の根幹に関わる問題であり、慎重な対応が必要であると考えている。現在、与野党間において改正離島振興法が協議されており、同法案には新たな支援策も盛り込まれる見込みである。県としては、こうした動向も見ながら、特定離島ふるさとおこし推進事業が本県の小規模離島等の地域振興により効果的に寄与する為にはどのようなあり方がよいのか、検討して参りたいということでありました。

また、第2点目の「建築工事における入札不調問題」は、離島における建築工事の積算について、単価表に現地離島単価がない資材も多いことから、鋼材や杭材等個別に運搬経費を計上する資材を除き、本土調達単価で直接工事費を積み上がったものに定率を乗じた「離島調整費」を加えて工事費を算出することとしている。しかし、三島・十島地区については、島内在住の職人等が少ない為職人手配や資材運搬等に要する費用が個々の工事の条件により左右されることから、単純に定率で計上した費用と実態が乖離する可能性があることは認識している。県においても、施工業者から資材調達方法や運搬、各職人の状況等について聞き取りを行なうなどして実情を把握するとともに、これを反映した積算基準となるよう運用等について本庁建築課と協議して参りたい。

また、生コンの単価については、平成22年度までは三島・十島を4つのグループに分け、統一単価を設定していたが、平成23年度は各島の年間使用量を調査のうえ、各事業毎に見積単価を徴収したところである。平成24年度は年間使用量調査結果により生コン単価見積もりを徴収し、各島毎に統一した単価を設定することとしている。また、十島村の計画されている生コン簡易プラントについては、品質確保や生産量等の課題はあるが、十島村の試算結果等も参考にして本庁技術管理室と協議しながら検討したいという回答をいただいております。

どちらの問題も早急に結論の出せる状況にはありませんが、今後も県の協力を頂きながら解決に向けて取組んで参りたいと思います。

次に、課題の一つとしてご報告しました特定離島ふるさとおこし推進事業の平成24年度の採択状況であります。県から4月25日付けで内示が届いております。本村の採択事業は、ソフト事業9件、ハード事業15件の合計24事業で事業費339,837千円となっております。その内、県費補助金が259,605千円となっております。例年、この事業による本村への県費補助金は、約2億円前後で推移しておりますが、今年度は、先の懸案事項で触れましたように道路関係及び水産施設が新たな離島流通対策支援という国庫交付金となったため、前年度よりやや減少しております。

平成24年度の当初予算につきましては、前村長が「村長選挙を控えていることから政策的な経費は計上しないように努めた。6月の補正予算では、特定離島ふるさとおこし推進事業を中心に政策的経費を計上されたし。財源については、地方交付税、基金等を留保している。」ということでありまして、今回の一般会計補正予算におきましては、ただいまの特定離島ふるさとおこし推進事業、国庫補助事業であります小宝島中学校の屋内運動場建設などを中心として約7億6500万円の増額補正を行っております。この件につきましては補正予算審議の折に詳細に説明致します。

次に、平成 23 年度の一般会計並びに特別会計の決算見込みにつきましてご報告申し上げます。

まず一般会計歳入総額 3,652,801,604 円、歳出総額 3,474,132,673 円、歳入歳出差引額 178,668,931 円、翌年度繰越財源 105,209,000 円、実質収支額 73,459,931 円、うち財政調整基金への積立処分 37,000,000 円、翌年度繰越金 36,459,931 円。

次に国民健康保険特別会計歳入総額 104,347,561 円、歳出総額 88,011,714 円、歳入歳出差引額 16,335,847 円、実質収支額 16,335,847 円、うち国民健康保険基金への積立処分 16,000,000 円、翌年度繰越金 335,847 円。

3 点目に、船舶交通特別会計歳入総額 907,543,667 円、歳出総額 846,274,164 円、歳入歳出差引額 61,269,503 円、実質収支額 61,269,503 円。

4 点目に、介護保険特別会計事業勘定分歳入総額 76,056,856 円、歳出総額 59,907,885 円、歳入歳出差引額 16,148,971 円、実質収支額 16,148,971 円。サービス勘定分歳入総額 1,069,203 円、歳出総額 1,069,203 円、歳入歳出差引額および実質収支額は 0 円。

5 点目に、簡易水道特別会計歳入総額 85,944,280 円、歳出総額 85,944,280 円、歳入歳出差引額および実質収支額はそれぞれ 0 円。

6 番目に、後期高齢者医療特別会計歳入総額 6,382,202 円、歳出総額 6,273,390 円、歳入歳出差引額 108,812 円、実質収支額 108,812 円。

以上のとおり、各会計の決算見込みを申し上げますが、最終的には、決算概要を含め、決算認定審査の際に詳細にご説明申し上げることと致します。

次に、平成 23 年度からの繰越明許事業の全体的な進捗状況についてであります。一般会計で 22 事業、船舶交通特別会計で 1 事業の合計 23 事業 658,492 千円の議会の許可をいただいておりますが、件数は同じ 23 件で許可額より 25,840 千円少ない 632,652 千円を繰越しております。事業につきましては、ほぼ着手し、約 1/3 の事業が終了しております。残りの殆どの事業が夏頃までには終了する見通しとなっております。

次に、全国離島振興協議会鹿児島県支部についてであります。前村長が会長を務めておりましたが、私も 5 月 16 日の村長就任の日に、県支部の理事に就任致しました。また、5 月 30 日から全国離島振興協議会の理事会、総会が東京で開催され出席して参りました。前村長はその組織の理事並びに副会長に就任しておりましたが、私も全国の理事に就任することが決定致しました。

この会議での上京に併せまして国会議員の先生方並びに鹿児島県東京事務所、総務省関係では自治財政局・自治行政局・総合通信基盤局、国土交通省関係では総合政策局・国土政策局・海事局・港湾局を、厚生労働省関係では老健局など、村行政に関連の深い関係省庁を中心に訪問して参りました。

次に、職員研修についてであります。4 月から 5 月に県市町村研修センターにおきまして新規採用職員（前期）研修 2 名、新任課長研修 1 名、新任課長補佐研修 3 名の計 6 名が参加しております。今後は、新規採用職員（後期）研修に 2 名、主査研修に 1 名を参加させる予定であります。また、小宝島出張員につきましては 4 月に庁内各課で研修を終えています。職場研修につきましては、地域振興局、鹿児島大学島嶼研究センターなどのご協力を頂きながら実施に向けて検討して参りたいと考えております。

続きまして、4 月 1 日より、宝島住民センターを利用して、介護保険事業が本格的に開始されています。介護保険制度が始まって、10 年を経過してやっと本村にも、介護事業が始動されました。

また、建設を進めておりました介護施設は、5 月 29 日に完成検査を終え、6 月 1 日から介護事業所を宝島住民センターから移動して、同施設での事業を開始しています。6 月 9 日には地域住民参加のもと落成式を行いました。今後は、他の島への介護事業の展開について地域を交えて更に検討を深めていく予定であります。また、4 月 1 日からの介護保険事業の開始に伴い、介護施設の利用促進を図る為、その費用軽減の為に宿泊料の助成要綱や高齢者乗船券の交付回数の増額要綱、一般を対象とした特殊治療に係る定期船運賃助成要綱を新たに制定致しております。

本年度のレントゲン検診を 5 月 22 日から 24 日にかけて実施しています。肺がん検診 279 名、胃がん検診 87 名、骨粗しょう症検診 121 名、乳がん検診 52 名となっています。この検診便に併せまして、鹿児島地域振興局長、同河川港湾課長、県離島振興課により村内視察も行なわれました。

5 月の平島の特設検診を皮切りに、6 月から 7 月にかけて、他の 6 島の特設検診が実施されます。併せて、本年度の歯科診療も、各島年 2 回の予定で、5 月 12 日から始まっています。眼科、耳鼻科、皮膚科診療については、10 月と 11 月に予定しています。

5 月 28 日、十島村定住促進生活資金（入学祝金）を、本年度対象者、小学校 4 名、中学校 4 名の計 8

名に総額 56 万円を交付致しております。

次に、子牛セリ市の状況についてですが、3 月は 47 頭出場し、売上高 17,076 千円、4 月は 44 頭出場し、売上高 14,311 千円、5 月は 41 頭出場し、売上高 13,532 千円となっています。平成 23 年度は、424 頭が出場し、137,035 千円の売上高となっています。対前年度比で、出場頭数は 5 頭の減ですが、売上高は 22,685 千円の増、平均価格は、32 万 3196 円で、5 万 6646 円の増となっています。

中央畜連管内の平均価格と十島村の平均価格との価格差につきましては、4 年前の平成 20 年次は、去勢で 14 万 2930 円の差がありましたが、平成 24 年次には 3 万 9920 円の差に縮まっており、5 月 31 日の鹿児島中央地区春季畜産共進会の若雌部門におきまして、悪石島の牛が最優秀賞 1 席をとっております。

草地開発整備事業（補助事業）等につきましては、会計検査による不適切な事務処理の指摘を受け、同事業における事務改善計画書を国・県に提出しております。平成 23 年度の村単採草地整備事業につきましては、県に事務改善報告書を提出し、これが認められますと今年度の特定離島ふるさとおこし推進事業での小宝島採草地整備事業が実施できる運びとなります。

また、畜産組合の補助であります畜産ヘルパー事業には平成 25 年度から事業開始の見込みです。「中核担い手増頭推進事業」につきましては、今年度からは事業主体を農事組合法人トカラ畜産組合にするべく関係機関と協議しているところであります。

繰越事業の平島家畜保護施設整備につきましては、3 月 8 日付で工事請負契約を締結、6 月末の完成予定であります。

次に、中之島高尾地区の近代化農業についてであります。

本年 3 月から 5 月にかけて、バレイショの初出荷を熊本市場に致しました。結果は、収穫量が約 2.8 トン販売額約 23 万円でありました。天候及び出荷までの日数がかかり過ぎた等の理由により想像したより厳しい結果となりました。今後は、栽培面積の拡大及び出荷体制の適正化を図らなければならないと考えております。今回収穫されたバレイショ 450 k g 及びニンニク 90 k g は十島村友好島民の会で購入し、会員 90 名へ送付しましたところ好評を得ております。今年 4 月に沖永良部出身の農家を中之島での現地営農指導員として雇用しており、中之島の I ターン者、住民等で組織した“中之島農産物生産組合”を設立し、バレイショを約 1.3 h a、ニンニクを 0.2 h a 作付けの予定です。施設整備としては特定離事業により木柱平張施設を 8 棟整備する計画にしております。

次に、漁業振興についてであります。宝島の急速凍結機を利用した飛魚の出荷については、5 月初旬より出荷を始め、5 月期だけで、2,000 匹以上を出荷、取引業者にも好評のようです。また、飛魚の甘塩やあごだし用の飛魚サンプルも出荷しており、今後それらの可能性について検討して参りたいと考えます。

特定離島事業の繰越事業であります中之島水産加工施設につきましては、製氷機の始動電流が問題となっており、現在、九州電力と協議を進めております。今年度整備予定の平島農林水産物加工施設整備については、国庫補助事業で要望中ではありますが、こちらも電力問題があることから電気容量及び始動電流の範囲等のデータ提供を九州電力に要求、それを基に機種選定を行っていきたいと考えております。なお、今年度は上屋整備のみで、来年度に加工機器を導入する予定となっております。

次に、土木関係の繰越事業についてですが、中之島南廻線道路災害復旧工事については、5 月下旬に県の確認検査も終了しております。住民の皆様方には、一時通行止め等で大変ご迷惑をお掛け致しました。

悪石島における住民施工の村単独の旧林道大峰線舗装事業につきましては、4 月 10 日の舗装打設で平成 23 年度分の事業を完了しております。

中之島における単独事業の楠木地区道路排水路整備工事については、今年 8 月末を予定工期として 4 月 27 日に工事請負契約を締結しております。

港湾整備事業の諏訪之瀬島における元浦港改修工事 1 工区については、5 月末に工事終了、6 月初旬に検査も終えております。

元浦港改修工事 2 工区につきましては、本年 4 月 20 日から同 8 月 31 日までを工事期間とし、本年 4 月 19 日付けで工事請負契約を専決処分において締結し、1 工区の完成を受け現地工事を開始しております。

次に、農林土木関係につきましては、地籍調査事業で、要望額 100%の 800 万円の内示を受けています。本年度の中之島の字寄木の一部、調査面積 0.10 平方キロメートル 244 筆を調査対象地区として事

業を実施しますが例年どおり 9 月の発注を予定しています。

林道舗装事業については、7 月中の内示、8 月中の発注を予定しておりますが、事業内容は、林道口之島線が舗装 200 メートル、中之島の林道椎崎線が舗装 240 メートルであります。

補助道路新設改良事業については、本年度より国の交付金制度である社会資本整備総合交付金で実施致します。要望額の 61.7%の 74,000 千円の内示に留まっております。本年度の整備路線は、平島高原線の新設道路の一部と悪石島海岸線の法面保護の整備を実施致します。

また、鹿児島県の補助事業である特定離島ふるさとおこし推進事業の整備箇所については、口之島地区・中之島日之出地区の集落内において、側溝整備を実施予定です。

社会資本整備総合交付金事業で実施する港湾改修事業については、東之浜港、元浦港及び小宝島港の事業を計画しておりますが、港湾事業につきましては国費要求額に対し 72.7%の内示率となっております。事業内容としましては、東之浜港には、事業費 440,837 千円で防波堤上部工延長 20mの暫定部分を嵩上げすると共に、ケーソン 1 函の製作と、消波ブロック 80 t 型を製作仮置き、平成 25 年度において岸壁兼用部分を 20m延伸することを計画しております。

元浦港については、今年度は事業費 125,000 千円で、防波堤整備事業の完了を見込んでおります。当初計画では、平成 23 年度事業において防波堤整備を完了する予定でありましたが、防波堤正面から受ける波により海苔が生え滑りやすく、定期船接岸時の荷役作業に危険を伴うことから、先端部 20mを既設より 1.5m高くする為コンクリート量が増加したことや、生コンクリート単価の高騰により事業費に不足が生じた為、平成 24 年度まで事業を延長させて頂くものです。この事業の終了で元浦港の整備は一応の完了を見ることになります。

小宝島港につきましては、事業費 125,000 千円で防波堤（東）の上部工延長 20mをかさ上げし、被覆異形ブロックの製作仮置きを計画しております。

特定離島ふるさとおこし推進事業で実施する港湾整備事業につきましては、防波堤整備として、宝島港及び元浦港の岸壁兼用部分の目地補修 5 箇所と、東之浜港の車止め延長 75m並びに南之浜港の灯具 1 基を整備する計画です。

また、同事業で防舷材等整備として、やすら浜港及び切石港並びに東之浜港に 8 基の防舷材整備と、小宝島港及び南之浜港に 2 基のゴム製梯子を整備する計画です。

簡易水道事業の国庫補助事業については、要望額の 81.8%の内示を受けておりますが、本年度は中之島日之出地区の水源改修工事ならびに悪石島の配水管布設工事を実施予定です。

特定離島ふるさとおこし推進事業で実施する、中之島日之出地区の水源管理用道路整備事業につきましては、平成 23 年度に 200mの舗装工事を行いました。本年度は残り 49mの舗装工事と、水道施設用フェンスの据え付けを行う計画です。

次に、「フェリーとしま」の運航についてご報告致します。

4 月 2 日出港予定の第 1 便から、悪天候の影響で欠航となり赴任される先生方には大変ご迷惑をおかけしたところでした。

4 月 23 日出港便は、初めて平島の東之浜港のトライアルを実施し、問題なく接岸しております。今後は、南之浜港とまだ完成ではありませんが東之浜港の両港を共用使用で対応していきたいと考えております。

5 月のレントゲン便で、バウスラスターに異常が認められた為、詳細な点検を実施したところ、重力タンクより潤滑油の減少が確認されました。早急な修繕が必要と判断した為、プロペラメーカーに製造の手配を致し、製作日数や入渠ドックの稼働状況および県知事選挙との日程を調整した結果、7 月 9 日から 12 日まで入渠し、修繕を予定しております。この関係で一便減便となり村民を始め、利用者の皆様にはご不便をおかけすることになりますが、ご了承いただくようお願いするところです。

教育委員会関係につきまして、ご報告致します。

3 月 22 日、平成 24 年度の教職員人事異動が発表されております。期限付教員を含む 36 名の転出があり、代わって 34 名が転入、その結果、教職員は小学校 33 名、中学校 27 名の合計 60 名となっております。

本年度の学校構成は、5 月 1 日現在で、小学校 20 学級で児童 46 名、中学校 9 学級で生徒 16 名、児童生徒数の合計は 62 名で、うち山海留学生は 13 名、教職員子弟は 15 名となっております。

次に、今年度の事業の実施状況ですが、5 月 9 日から 12 日まで、小学校 5、6 年生を対象に小学校連合修学旅行が実施され、参加児童 13 名、引率 9 名の総勢 22 名が船便の悪天候の影響で宝島折返し便と

なり 1 日早く鹿児島へ入港した為、5 月 9 日は、かごしま水族館・黎明館・県立図書館などでの視察研修、5 月 10 日から 11 日にかけて、熊本城・田原坂などで視察研修を行っており、児童たちにとっては、例年より 1 日長い有意義な修学旅行となったようです。

5 月 16 日から 19 日まで中学生を対象に中学校連合交流学习を実施しております。生徒 16 名、引率 9 名の総勢 25 名が参加し、5 月 17 日の午前中に日置市立日吉中学校での交流学习、午後から生徒全員で卓球・バドミントン・ソフトバレーなどのレクリエーションを行い、翌日の 18 日には鹿児島城西高校・育英館高校・鹿児島実業高校の見学を行い、全体を通して、集団で生活する為に必要な行動のあり方や望ましい規律、相互の親睦を図るなど多くのことを学ぶよい機会となったようです。

5 月 22 日からの住民検診に合わせて、薬剤師および消防設備士を派遣して、学校環境検査と消防施設点検を全島で実施致しました。

また、この特別ダイヤを利用して鹿児島教育事務所の所長以下 4 名の先生方が各学校の視察しております。

5 月 14 日早朝、トカラ馬に子馬が生まれましたが、別の雄馬に子馬が襲われ死亡しております。現在、飼養頭数は、雄雌 10 頭ずつの 20 頭となっております。

6 月 1 日付で十島村文化財保護審議会の委員 6 名の先生方に委嘱状を交付し、早速 6 月 8 日に第 1 回の文化財保護審議会を開催しております。

繰越事業につきましては、歴史民俗資料館の防水工事及び国庫補助事業であります諏訪之瀬島分校のグラウンド整備事業を 6 月 15 日に入札しております。

6 月 15 日に、国の文化審議会が「宝島女神山の森林植物群落」を新たに国の天然記念物に指定するよう文部科学大臣に答申されました。その答申の概要につきましては、「トカラ列島には、多くの島にメガミ、ネガミ、オガミと呼ばれる山があり、聖地とされている。これらは最高峰ではなく、集落近くにあつて巫女が男達の航海安全を祈る森で、木々の伐採を厳しく禁じていた。宝島の北西端にある女神山（標高 130 メートル）もその一つで、山麓部から山頂にかけて自然林が残されている。対象地域は、女神山の標高約 60m の山麓から山頂部までの約 6ha である。山麓部は大径木により構成されたタブノキ林が発達し、わずかにスダジイ林がみられ、中腹部にはビロウが有占するビロウ林、山頂部にはウバメガシ林が明瞭に区分され、良好な状態で発達している。トカラ列島の希少な植物を含む代表的な自然林で、山頂部から山麓部までの森林の変化を示し、学術的に貴重なものであることから天然記念物に指定するものである」というものです。

この指定に当たりまして、地元宝島自治会の皆様方には現地確認作業に同行していただくなど、多大なご協力を頂きましたことに対し、改めまして感謝申し上げます。

今後は、この答申を受けまして、官報に告示されて初めて天然記念物に指定されることになるというところでございます。

以上のとおり、本年 3 月議会以降に当面する村政の諸問題の推移等ご報告申し上げます。

なお、本定例会に提案しております議案は専決処分 3 件、繰越明許費繰越計算書 2 件、指定管理者の指定 4 件、権利の放棄 5 件、条例の一部改正 4 件、補正予算 3 件、人事案件 3 件となっております。

どうかよろしくご審議し、議決いただきますようお願い致します。

○議長（有川和則君）

これで所信表明および行政報告は終わりました。

暫く休憩致します。

14 時 10 分にお集まりください。

休憩

○議長（有川和則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第3 一般質問

○議長（有川和則君）

日程第3、一般質問を行います。

一般質問の第1回目の質問は登壇して行ってください。

第2回目以降の質問及び執行部の答弁は自席から行ってください。

また、質問の持ち時間は一人当局答弁を含めず45分以内とし、一般質問に対する関連質問は許可しません。

それでは、通告の順番に発言を許します。

永田和彦君。

○4番（永田和彦君）

今回の選挙戦を乗り切り、今この場に立たせていただいていることに感謝申し上げますと共に、これまで以上の責任の重さをひしひしと感じております。

私は住民の皆さんの代表の一人として、十島村の未来を語り、方向性を決定していく十島村議会において、過去2期8年間の経験を元に、これまで以上に議員としての職責を全うしていくことを改めてお誓い申し上げます。

選挙期間中も訴えさせていただきましたが、有権者の方々お一人お一人の熱い思いが私たち8名の議会議員を誕生させてくださいました。今後においてはその熱き思いが私たち議会議員を育ててくださいます。

議会は行政のチェック機関として位置づけられています。議会をそして議員をチェックできるのは住民の皆さんです。

議会については、ライブ中継システムの導入により、村内でも視聴が可能になって、早くも2年が経過しようとしています。この2年間の視聴実績を見てみると、もっと住民の皆さんに視聴していただきたいと思っているのは私だけではないと思います。

しかし、裏をかえせば、住民の皆さんが興味を持ってくださる内容のある議論の場となっているかを私たち議員一人一人が考えなければなりません。

そして、私たち議員は住民の皆さんの負託にこたえる為、さらに精進していかなければなりません。

これからの4年の任期中の議会が、これまで以上に活発な議論のもと、住民の皆さんが十島村で生活してよかったと思っただけの行政運営がなされていけるように、私達も住民の一人として共に頑張っ

て参りましょう。

それでは、通告書に従って質問を行います。

村長、あなたは人口対策、定住対策を最重要課題として選挙公約の一番目に掲げられていますが、具

体策を伺います。

私も本村にとっての喫緊の課題は人口問題であるととらえています。

とにかく、地域コミュニティが維持していけるだけの世代構成を持ち合わせていた人口が必要だと考えます。

その為には、UIターンに頼らざるを得ないのが現実です。

受け入れる為の行政窓口の一本化ということで、課の再編を行う考えがあることは、就任後の職員に対してと議会での施政方針で方向性としては理解いたします。具体的にどこまでの機能を新設しようとしている、その新設課に持たせようと考えておられるのか伺います。

なお議案として、今議会に提出しておられますので、議案審議において問題のない範囲での答弁で構いません。

私もこれまでの議会において、定住希望者の受け入れに関しては、プロジェクトチームを組むなど何

らかの施策を講じるべきと申し上げてきましたので、この新設される課については期待するところです。その上で、私の考え方を少し述べさせていただきます。これまでの定住者の受け入れについては、ある意味縦割り行政の弊害があったことは否めません。このことは実際に村内に移住された方々から話を伺うと必ず聞かれた問題点でした。

それらが、一つでも取り払われて、定住希望者の方々が十島村役場に問い合わせをしてきたそのときから、村として全面的に可能な限りのバックアップ体勢を約束しますよという熱い思いが感じられる環

境を作っていたきたいと思います。今現在村として定住促進の為の支援施策を講じてきています。

ただ期間をきった中での支援ということで、これから支援機関が切れてきたときに、これまでの本当の意味での結果が目に見える形で現れてくるのではないのでしょうか。本当に現在の支援策で定住に繋がるとか、結果を見なくてはなんとも言えないのかもしれませんが、厳しい結果も予想されています。

この点について、村長としてどのように考えておられるのでしょうか。支援期間が切れたときに、それぞれの方が自立した生活が今現在の支援策で可能であると考えますか。その不安を払拭する為にも、新設しようとする新しい課に対する期待はより大きなものになると思います。

受け入れと併せて、移住後も定住希望者の方々が安心して生活を続けていく為には安定した収入が必要になります。

現在各島において、特産品の開発や農水産物の生産、収穫、加工が行われています。

私も先日宝島で生産加工された、島バナナジャムを見せていただく機会がありました。非常に素晴らしい商品であると思いました。ただ、生産コスト等を伺うと、普通に小売をして勝負ができるとは思えないのが実状です。

また、諏訪之瀬島、悪石島ではタケノコを市場出荷しています。生産コスト等が他の農産物よりもあまりかからず、新規参入の移住者の皆さんにとっては、非常に魅力的な農産物ですが、出荷量やその他の品種のタケノコと出荷時期が重なると、販売単価が下がるのが問題点であると伺っています。

担当職員と話をしたところでは、他の県の市場に出荷しても、県内市場以上の販売単価は期待できないとのことでした。残念ではありますが、そこで諦めたらお終いです。市場販売以外の流通経路の開拓も必要だと考えます。

確かに販路の開拓というのは生産者自らが行うのが前提になるものと思いますが、本村の地域事情を考えると、その全てを生産者に求めるのは厳しいのではないのでしょうか。

そこで、この新設される課の中に、農水産物の販売流通開拓までを機能として持たせてはどうでしょうか。

課職員だけではなく、本村職員全員、村長、教育長も含めて、本村の様々な意味でのセールスマンとしての意識を持つことが、本村の産業分野に限らず、全ての面において必要なことではないのでしょうか。村長の考えを伺います。

2点目です。

航路体系のあり方について、望まれる航路体系の確立と、交通ネットワークの整備充実を公約としていますが、基本的には週2便とも奄美便の実現を望まれる航路体系としているものと考えますが、村内の順路変更についても、住民が望んでいる航路体系であると、私だけでなく大半の住民の皆さんも考えていると思いますが、村長はこのことについてどのように考えておられるのか、考え方を伺います。

村内における順路変更については、語られるようになってから既に長い時間が経過しています。これまでは非常にデリケートで、ある意味アンタチャブルな課題であったように思います。

しかし、週2便とも奄美便とすることを、県や国に求めていこうとするのであれば、年間の赤字の増加は火を見るよりも明らかです。

そうした中、自助努力による赤字の削減に繋がる順路変更について、全ての住民にとっての共通の課題として捉え、議論していく場を設ける必要があります。

このことは、肥後村長、あなただから可能であると私は考えます。

又、先日の選挙特別便の際に、東之浜港接岸の為のトライアル運航も終えました。

島民の方々も接岸可能になったら、順路変更について協議に応じるとおっしゃっていたかと思います。

村長として、リーダーシップを発揮して、この問題に積極的に取り組んでいただきたいと考えますが、村長としての基本的な考え方を伺います。

3点目です。

行政組織のトップである、首長の最大の責任は住民の生命・財産を守ることであると認識されています。その観点からも、これまで以上の医療・福祉の充実と防災・治安の確保は避けては通れない課題であると考えます。

村行政として行わなければならない部分と、県や国など各関係機関に協力を求めなければ実現できない部分があると思いますが、今後どのようにこれらの課題解決に向けて各関係機関に求めていこうと考えているのか伺います。

医療の問題については、先の3月議会においても、一般質問の中でもふれましたが、前村長の答弁の

中でも現在の常駐医師の問題点、諏訪之瀬島以北の4島においても充分ではない。ましてや、悪石島以南の3島については、月2回の巡回診療でさえ、船便の変更等によりままならない状況については、まさしく臍をかむ思いであるとの答弁でした。総務課長として長年にわたりこうした状況を目の当たりにしてきた村長としても、同様の思いでいると思いますが、現在の社会情勢等を考慮すれば、最低でもあと1名の常駐医師を確保することがどれほど困難なことであるかは私も理解致します。

しかし、この問題に何らかの光明を見出さない限り、医療の充実は実現できないのも明白です。

そうした中、昨年12月から運航が開始された、鹿児島県ドクターヘリに関して、本村以外の地域に生活する県民の誰よりも、本村住民の期待する思いは大きなものがあるのは間違いありません。

当初鹿児島市を拠点として運行するドクターヘリについては、中之島までのエリアしかカバーできないということで、それでは困ると、村も議会も運行エリアについて、県に対して見直しを求めて一度は悪石島までをカバーするということだったのではないのでしょうか。

ところが、ここに来て、試験飛行も行われない中で、当初の中之島までしかカバーしない、しかも口之島、中之島までの運行についても気象条件の整ったときしか運行しないということになったと、先程の行政報告でも伺いましたが、非常に腹立たしくもあり、残念な思いでいるのは決して私だけではないはずです。

一分でも一秒でも早く、医師の医療管理下におかなければ助からない命があります。そうした意味からも、ドクターヘリに期待していただけない、残念でなりません。

このドクターヘリの運行については、住民の生命を守るという観点からも、関係機関に再考を求めるべきではないのでしょうか。村長としての考え方を伺います。

また、防災、治安の確保という観点からは、村内に活火山を有していることから、火山噴火時の島外脱出の為の関係機関の支援体制の確認なども必要だと思います。

又、昨年の東日本大震災の津波被害を目の当たりにした今、本村においても南海トラフ地震による津波の襲来が予想されています。

そうした観点からも特に避難場所が特定されている小宝島においては、避難場所までの速やかな移動が可能な避難道路の新設が望まれています。

この時期だからこそ、地域の住民の皆さんの同意も得られやすいのではないのでしょうか。一日も早い道路整備を求めます。村長の考えを伺います。

2点目の質問に関連する部分ですが、本村における港路整備が進むことで、交流人口の増加による定住希望者の増加や、地域経済への波及効果も期待されるところです。

しかし、その一方においては、様々な人たちが本村を訪れることで、これまで外出時にも鍵をかけなくても何の問題もない、のどかで静かな本村住民の生活が脅かされる危険性も同時に考えなくてはならないのではないのでしょうか。

このことは、私たち住民が自己防衛で出来ることには限りがあります。

本村においては、中之島に一人の警察官が駐在して、口之島から宝島までの治安維持に当たっておられますが、一人ではカバーしきれないのが現状ではないのでしょうか。

そうしたことから、県に対して、駐在警察官の増員を求める必要があるのではないのでしょうか。

要望しても早急な対応は不可能なのかもしれませんが、求めていかなければ現状の改善は図れないと思いますが、村長はどのように考えておられるか伺います。

新村長として、これからの十島村のリーダーとしての勇気ある私たち住民が希望の持てる答弁を期待してまして、私の一回目の質問を終わります。

○議長（有川和則君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

永田議員のご質問に対してお答え致します。

先程の村政に関する所信表明の中でも申し上げましたとおり、本村の人口は現在600人で推移しているということになっております。

国のほうの外郭機関であります国立社会保障人口問題研究所は、将来の本村の人口予測としまして、20数年先でございますけれども、2035年時で約350人程度と予測をしているような実態であります。

最新の十島村の住民基本台帳によります65歳以上の人口につきましては、高齢化率につきましては35%という状況の中で、中でも2か島が45%を越えているという地域もあって、限界集落になろうか

というような状況、実態にあります。

このような状況が、あと 20 年後、あるいは 30 年後となった時に、極論でありますけれども、本村が自治体として果たして機能するのかというようなかたちでの危機的状況にあるのではないだろうかということからありまして、先程私が所信表明の中で申し上げましたとおり、行政だけではこの人口対策を進めていくにはもう限界があるのではないだろうか。村のほうも 20 数年前から定住対策等にある程度比重をおいた状態で進めてきたわけなんですけど、結果的になかなか今の現状からすると改善されていないということからしまして、行政と住民が一体となった定住対策のフロントの設置が必要じゃないかと思っております。

現在、私も昨年の 12 月に職員を辞めて、各島に住民と話をする中で、I ターンされる住民の方々から「島に入っても、なかなか相談する窓口がない。役場のほうに相談したいんだけど、行政が鹿児島市にあって、なかなか相談をできないので、こういうときにはどうしたらいいんだろうか」という質問を、あるいは相談をかなり受けました。そこで、考えたのが、先程もふれましたように、定住対策に住民も一緒になった形で入って貰うことが一番の効果に繋がるんじゃないだろうかというようなことから、こういう形で、この定住対策を第一の課題ということに掲げたような状態でございます。

この組織につきましては、かなりいろいろな問題も出てくるかと思います。幸いにしまして、本村は平成 22 年度から地域づくりの一環としまして、各地域のほうに、地域づくり委員会というものを組織しております。

この中に、例えば行政の職員の絡みのある出張員、それから看護師、そして議会におられます議員の皆様方も入っていただいた形で、住民、その I ターン等々の相談窓口としての定住対策支援組織というものを設置してもらった上で、仕事面、あるいは生活面、諸々の相談窓口というものを進めることによって、より効果的な定住対策に繋がっていくんじゃないかと思っていますところ。

現在は国内人口も減少のある中で、幸いしまして、ここ 2～3 年の中で本村に 20 数名の新たな I ターンの方々が入ってきております。

この方々をこのままあと 2 年後、議員も言われましたように、村のほうで新規就業支援制度がある中で、今カバーされておりますけれども、この 2 年間の中でその制度が切れたときに、どういうふうにしていくかということは、行政だけではなくて、地域住民を交えたかたちで何らかの対策を講じてもらえれば、別の方向も出てくるんじゃないだろうかという意味合いの中で定住対策の相談窓口というものを設けたらどうだろうかという形で考えているところ。

これは後ほど、村のほうにも職員の中にも地域担当職員もおります。そしてまた座談会の場合もありますので、その場の中で地域のほうにも呼びかけをして、そして、その中で行政と住民が一緒になった定住対策の支援窓口組織というものを作っていくような形で進めて行きたいと思っております。

それからもう一点目と致しまして、定住対策の支援制度の窓口の業務の一元化の関係です。

現在、本村はこの定住対策の支援体制の窓口としまして、定住促進の資金交付関係は住民課、それから新規就業支援制度、あるいは遊休農地の貸し出し関係は経済課、そして空き家の利活用の事務については総務課ということで、それぞれ業務が分担していると。職員の都合上の中で、業務を分担することによって、効率的な行政をすすめるという意味では良いかもしれませんが、定住者にして見れば、窓口が 3 箇所も数箇所もあるということは、戸惑いが出て、どこにどういう形で制度的なものがあるのかということを実際にそういう体験も受けたみたいです。そういうことからしまして、窓口を一元化するというのを今回の議案の中でも、課の組織の改正という形でお願いをしているところ。

基本的には、人口対策と就業関連が一つの課の中で組織していただくと。確かに、新しい人が入ってくれば、仕事というものを考えれば、産業振興と人口というのは当然雇用ということにも繋がることからしまして、産業振興と定住対策は一体の形で動かすというような意味合いの中で、議会の議決を得られれば、7 月 1 日からその制度に向けてスタートしたいというような考え方で進めております。

それから 3 点目と致しまして、役場の先程も行政報告の中で触れましたとおり、行政機能の拡充という意味合いとは別に、この人口対策は今まで人口対策に触れる際に、住民の中からも「役場の庁舎移転はどうなっているのよ」という議論が確かにあります。

当然役場の組織が現地に入れば、島に入れば、地域力というのは計り知れないものがあるかと思えます。人口だけでは図れないということを考えれば、役場組織が島に入って、各地域で活動することになれば他の市町村をみれば当然その結果は出ているということからしまして、役場庁舎の問題も議論してみたいと。ただ、当然にこの役場組織全体が村内に入るとなった場合には、各論となった時に、どこの

島にもって行くのか。あるいはその財政的にどれだけの費用の負担が出てくるのかという問題等も含めて住民と議論する必要があるのかなと思っています。そして併せて、その出張所。出張所に、今までの議会の中でもありましたとおり、出張所の機能というものを拡充すべきじゃないかという意見もあります。合わせた形でこの出張所に職員配置、たとえば分庁方式はどうかということも含めまして、早々には結論は出ませんが、この問題まで含めた形で人口対策を最重点課題という形で進めて行きたいと思っています。

それから、次の望まれる航路体系のネットワークの整備充実の関係なんですけど、これも先程の所信表明の中で申し上げました。本村は1隻しかない中で、村内を週2便運行する中で、1便は宝島、1便は奄美大島まで行くというような実態があるわけなんですけれども、住民にしますれば、確かに収支面、赤字という、年間に5億前後の赤字ということを考えれば、なかなかハードルの的には大きな課題があるかと思います。

ただし、住民につきましては、確かにこの航路につきましては、収支だけで解決される問題ではないと、私も十分に認識しております。本村のこのせめて宝島と奄美大島の間がわずか3時間の中で、今机上試算してみますと約3000万ほどかかるということになると思います。当然、先程の所信表明でも説明しましたとおり、先般上京した際に、国土交通省の海事局のほうでも、担当官とこの問題も話をしてきました。また来週に九州運輸局のほうにもいく予定にしております。

当然この十島航路の延伸ということも含めて話をしようと思います。さらには本年3月に前議会構成の中での議員のほうから、全便奄美航路までの国交大臣あるいは鹿児島県知事への意見書のほうも出しているということも踏まえて、このことは重く受け止めているということでもあります。

当然に収支だけではこの問題は解決できないと。ただし、住民の生活のことを考えた場合には、全2便とも奄美大島までの実現を目指す為の努力はしてみたいと思っています。

それから、もうひとつ、皆さん方のご承知だと思いますが、気付かれると思います。

定期船の船旅が鹿児島から宝島まで13時間かかります。下り便はさほどそう感じはしないかと思いますが、上り便、宝島を出港しまして13時間かかって、鹿児島まで帰り着く時間が、お客さんの方々がかなり退屈というんでしょうか。何をしたいか分からないような状況にあらうかと思っています。

そこで、遊休スペース。使っていない部屋が相当あります。そこら付近を乗客に開放することはできないものかということを考えてみております。

実は、先般私が就任して、全乗組員と一応懇談を致しまして、鹿児島港の入港時間が20時30分となっておりますけれども、特に冬場の場合は恒常的に遅延状況、遅れて9時前後に入るというケースも増えてきている。このことの改善もどうか。それから、鹿児島入港の時間を今8時30分が定時入港ですけれども、これを7時台に入港することはどうか。それを示唆して、それから鹿児島出港時間は23時50分だけど、これを1時間程度早めることはどうか。そして、ドック時期についても、今2月ですけれども、これをわかりかし公共事業の少ない11月ぐらいの変更はどうか。それから年末年始の運休というものもどうかということまで、一応乗組員には提言を申し上げております。来週に乗組員とこのことで一応協議することで今つめているところです。

それから、順路変更の問題です。これにつきましては、現在のフェリーとしまが就航する12年前の時点から前々村長と当時の平島の中で私も企画観光課長という立場の中で一緒に住民と協議したケースがあったわけなんですけれども、住民の猛反発というのを受けて、なかなか実現されていないと、そういう状況の中で、平成17年だったかと思いますが、議会の中で、皆さん方の議会の中からこの順路変更の問題が出まして、前村長と地元のほうと協議の中で、東之浜が供用されたら、供用開始になった場合には、一応その話の議論にはのりましょうというのを、確か議会の場でも前村長が申し上げたと思っています。

実際私も前村長と先月の15日に事務引継ぎをしたときに、そのことはしっかりと文書上の中でいただいております。

そのことをふまえて、平島の住民とは議論をしていきたいと思っています。

それから、次に質問の3点目の関係ですけれども、住民の生命・財産、医療・福祉、防災・治安の関係でありますけれども、当然に自治体の長とかたちのなかで考えるには、議員からの質問はごもつものの質問だと思っています。

その中で私共のほうで、一番抱えている問題は医療の問題です。

本村に常駐医師といいますが、派遣医師といいたほうがいいか、が、中之島を含めて上4島に医師が派遣

されたのは平成 14 年からということで、表面的には十島村は無医村は解消されたんだという議論がおおかた見えますけれども、とてもそういう状況じゃない事も私も承知しております。これも地域振興局との行政懇話会の中でも、前村長もかなり強く国・県の関係機関にあたっておりますけれども、ご案内の通り現在は医師不足というものがあまして、なかなか下 3 島のほうまで医師が常駐されるという環境にないということは既に以前でもお知らせしているんじゃないかと思います。しかし、私共のほうは、これをあきらめるというわけにはいかないと思います。私も今後鹿児島県、あるいは日赤病院のほうにも、医師の常駐化、下 3 島のほうにも派遣ということを含めて今後も粘り強くこのことは進めていきたいとは思っております。

それから、防災関係につきましては、本村は防災関連機関との今ある程度情報交換はとりながら今進めております。特に防災関連機関と言われます、鹿児島県、自衛隊、海上保安部、気象台等々につきましては、年に定期的に最近懇談をするように持ってきております。

特に自衛隊につきましては、毎年年初めに自衛隊のほうに訪問して、村の地域防災計画への策定への協力体制のあり方。あるいは急患搬送時での協力体制の問題、それから海上保安部につきましては、近隣海域の治安の問題。そして、地域防災計画への参画の問題。そして、気象台につきましては村の活火山を抱えている問題ということ等につきましても、毎年定期的に議論をして、情報交換は進めている状態です。

その中で一番きになりますのは、ドクターヘリの問題です。私も先程その行政報告の中で皆さん方に説明しましたが、私、在職していた昨年の 12 月時点では、県のほうからの説明ですと、口之島から場合によっては悪石島までカバーできるんだよという認識を持っておりました。ところが 4 月の時期に県のほうからの説明で、ヘリの機材が往復で 210 キロぐらいしか走らない、飛ばないということを考えてときに、ちょっとまてよという感じで私も受けています。私が当時受けた記憶では、確か 600 キロぐらいはカバーできるんだということで認識しておりました。ところが実際に 3 分の 1 位しかその飛行能力はないと。まして、国庫補助の中で燃料費のほうの予備タンクもない。燃料は 20% 程度しかある程度残さなければならぬということを知れば、ちょっと違うのではないかなと思っております。

それで、当然に私共は離島地域ということで、急患搬送も年間に多いときは 20 件前後出るような状況の中で、一番私共のところが医療という面ではカバーしてもらえる立場にあるにも関わらず、ちょっとおかれてしまったというところが一つ納得できておりませんので、これも県の救急センターあるいは保健医療の関係の部署とも今後つめていきたいと思っているところです。以上です。

○議長（有川和則君）

永田和彦君。

○4 番（永田和彦君）

1 点目の人口問題に関しましては、今後の本当に大きな課題だと思います。そういった中で、一部私なりの考えを提案させていただきました。

やはり、移住希望者だけに限らず、既存の住民の皆さんも含めて、いろんなものを今自分たちの手で生産して、何とか自分たちでそういった経済活動を行っていききたいという中で頑張っておられる皆さんが、せつかくつくったものを、ちゃんと販売できるような、そういった流通経路、そういったものを確立するという部分がやはり大きな課題であると、そういった声を、実際私も住民の方から伺いました。そういった部分につきまして、ぜひ今後さらなる検討を重ねて、いい方向にすすめていただければと思います。

また、庁舎移転の問題に関しましては、私も是非とも方向性として、村内への移転という部分を踏まえて、今後さらに検討していただきたい。特に役場職員の皆さんは非常に若返ってきております。こういった若い方々の本当頑張る職員の皆さんが地域に入って貰うことで、行政の仕事以外の部分、地域貢献という部分で、非常に大きな期待を持てるだけの元気と若さを兼ね備えた職員の皆さんだと思います。そういった部分を踏まえて、地域の地域おこしの為に、共に汗をかいていける、そういった体制が取れるように期待をしております。

2 点目の順路変更の問題に関しましては、先程の村長の答弁によりますと、平島の住民の皆さんとまた協議をということで、考えておられるということですが、この問題は決して平島住民の方々だけの協議で進められる問題ではないと私は思います。

そういった部分では、やはり村民全員の全体の問題として、協議をしながら、やはりお互いにちゃんと理解をした中で、順路変更の問題に真摯に取り組んでいただければと思います。

それと、あわせまして、先程の村長の答弁の中で、船の乗組員の皆さんともいろんなかたちでの航路の運行のあり方、そういったものも協議をされているという部分なんですが、平島と同様に、やはり本村内で一番厳しいのは小宝島の港が一番厳しい状況です。そういった中で、先程の行政報告の中でも今年度の港湾3事業、平島、諏訪之瀬島、小宝島の各事業の予算の説明もありましたけれども、そういった中で特に小宝島の部分がやはり厳しいのかなというのはぬぐえない状況です。

そういった中、先日もたまたまフェリーの中で乗り合わせた方とお話をさせていただく中で、平成2年に十島は小宝島を接岸するようになったけれども、現状を考えると平成2年と殆んど変わっていないんじゃないというふうにおっしゃられました。確かにそれを伺うと、そのことを否定はできないなという思いです。

言ってもなかなか港湾の整備という部分が、一朝一夕に出来る問題ではないというのは十分理解をしております。ですが、島で生活しておられる住民の皆さんの気持ちに少しでもこたえて、一日でも早く答えていけるように、更なる努力をしていただきたいと思います。

併せて、港湾整備については先の3月議会のほうでも議会の所管事務調査の中でも一部ふれましたけれども、過去においても本村の単独事業での港湾整備というものに関しては、本村の財政状況を考えれば厳しいのではないかと、そういった中で、県に対して再度県での事業採択も含めて求めていく必要があるのではないかと、このことを委員会の所管事務調査の報告でも述べさせていただきましたけれども、再度この点についても関係機関に求めていく必要があるのかなと。これは行政だけでなく、議会としても折々の場において、そういったものを求めていけたらと思います。

3点目の医療・福祉の問題に関しましては、ドクターヘリの問題に関しては、村長も基本的に私と同じ思いでいるという部分については非常に心強く思っております。今後県の関係機関に対して、再度この点に関して検討していただけるよう、求めていっていただきたいと思います。実際島で生活していると、先般の中之島における急患搬送の際も、現場で消防団員の皆さんとも話をする中で、どうも十島村に関してはこれまでも県の防災ヘリ、自衛隊の救難ヘリ、この対応でとりあえずは急患搬送に関しては問題はないんだから、そのままでいいんじゃないのというふうにしか今のドクターヘリの運行に関しては、それが実状じゃないのかなという声すら聞こえてきます。

是非とも強い姿勢でこの点については改善を求めていただきたいと思います。

昨年の9月でしたかね、私ドクターヘリとの関係の一般質問の折も触れましたけど、直接の飛行が不可能であれば、途中での給油でも何でもいいから、そういったかたちでの対応も可能じゃないんですかねと。結局なんでここまでこだわるかといえば、やはり医療管理下に、ちゃんとした医療管理下に患者が一分でも一秒でも早く置かれることで、その患者さんの生命はもちろん、その後の後遺症、そういったものを含めて、将来的な部分に対しての安心の確保という部分についてもやはりただの搬送ではなく、やはり医療管理下におかれた中でのドクターヘリでの搬送を希望するというのが住民の強い思いだと思います。

そういった点からも、是非とも強い姿勢で関係機関に再度検討を求めていただきたいと思います。

それと、地域の安全確保、治安確保という部分につきましては、今現在のいろんな関係機関とのつながりの中で、今後予想されます地震、津波、それから火山噴火、台風等による風水害、それらも含めて総合的な安全確保の為の施策を講じていただきたいと思います。

また、治安確保につきましては、個人的な考え方なんですが、現実問題として島内に過去においても決して歓待できないような方々が島内に入られたという事例もあるやに聞いております。そういった部分で考えれば、例えば鹿児島港出港の際に、定期船内の見回り等を警察のほうにお願いするとか、そういったかたちでも出来ないのかなと一部思うところがあります。

住民の安全確保、そういった観点からも、そこらへんも含めて、再度関係機関に対応を求めていただきたいと思います。

決して、行政サイドだけにそれらを全てしていただきたいと思いますというわけではありません。私たち議会も全員でその問題については共通の課題として今後検討しながら求めるべきものは求める、そういったかたちで対応していけたらと思いますので、これからの任期4年間、若き村長、肥後村長が十島村のリーダーとして、先頭に立って引っ張っていただくことを期待して、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（有川和則君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

只今の質問に対しましてお答えします。

まず1点目のほうの、確かに生産物を農家の方々が作って、それを販路する場所がなければ作り甲斐もない、あるいはそれが商品化されないとなかなか意欲もわいてこないというのは、承知しております。そこで、先程今回新たな組織の中に、定住対策と産業振興の組織をする中では一つの係、室というものを当然区分しますので、そこらへんは議員がいわれますようなことも含めて検討してみたいと思います。

それから、当然にトップセールスということも含めて、私、あるいは各担当課長ということも含めて、そこは今後庁内でも議論してみたいと思います。それから、庁舎移転につきましては、ただ単に役場をその行政を島に移すというもののだけに特化するものじゃないと思っています。これは当然に今現在村の人口が600人で推移している、あと20数年後にはそれが半分近くになってしまうと。なったときに、果たして十島村そのものが機能するかとなったときに、厳しいというのは言わざるを得ないと思いますね。それを今の時点からある程度極論でありますけれども、頭から役場庁舎を移すんだということで持っていくじゃなくて、まずは各出張所の機能の中に、村の行政事務が、例えば総務課の一部が口之島、あるいは中之島に経済課の一部がというかたちで、分庁的なことはできないのかということも含めて、庁舎移転というかたちで進めていく必要があるのかなと思います。

当然役場の職員が現地に入ることによって、地域の活力というのは全然違う形で出てくるんじゃないかなと思っています。

幸いにしまして、情報通信基盤のほうはある程度確立されつつあります。ただ交通事情が、当時昭和31年に役場が鹿児島市に移った当時と相当大きな変化はないんですけども、こんだけ情報、インターネット等が確立されてくればそれも出来ないことではないんじゃないかなと思っています。

そうしたときに、そこら付近の費用というものが、どの程度発生するのかといことを踏まえて、財政シュミレーションをした上で住民と議論していきたいと思います。

それから、この順路変更の問題です。

今議員が言われますように、確かに平島と諏訪之瀬島の問題だけで今村民の中では議論されている面もあるかと思っています。私はそうじゃないと思うんですね。先程一部触れましたとおり、乗組員と今の入港時間を7時台に鹿児島入港できないかという議論を船員のほうに持ちかけています。

何故7時台かと申しますと、新幹線が関西方面まで出るのは、確か8時前に中央駅を出発するんですね。そうしますと、7時に鹿児島入港すれば充分間に合うわけですね。その日の夜のうちに関西大阪方面に帰れると。ということ考えたときに、鹿児島入港は、7時に入ればその旅行客、つまりその交流人口のほうも増えと。あるいは、出身者の関係者も帰りやすくなるということを考えれば、このことを乗組員と真剣に考えていきたいと。その前提となるものが先程言われます平島と諏訪之瀬島の順番関係ですね。今、机上試算で言われているのは、約9分間の時間短縮がありますということになります。確かに9分、10分というのは、かなり大きい時間です。そのことを考えれば、平島の方々にも確かに今までの、これまで航路が改正されて、かなりそれは確立されてきているにも関わらず、それを変えろと言うのは納得いかない面もあるかと思いますが、そこは全線的な形で受け入れてくれるようなかたちである程度説得をする必要があるのかなとは思っています。

それから、小宝島。港関係の中では、確かに小宝島の港湾というのはかなり十島村の中では一番厳しい状況にあるかと思っています。私も就任のときに、担当課、担当室のところに、小宝島は裏港というのは現実的に島の大きさの規模からしたら無理だと。なのでそうであれば、裏港対策を考えれば、今の港内の中で波の状況によっては反対側のほうに岸壁を設けることも考えられるんじゃないかということで、一応計画にはのせるように指示を出しております。

その計画が、どの時点で実現するかというのは今からの事業年度を考えたいうで進めていくことになるかと思っています。

それからドクターヘリ関係です。私が先程も触れましたように、聞いた範囲では悪石島まで場合によってはカバーできますよと。ところが実態は最大中之島までということを知れば、ちょっと待てよというのは当然。住民だれしも怒っていると思うんですね。当然私も納得していません。

おまけに、中之島については天気が悪い時には飛ばない。そうしますと、一番必要なときにドクターヘリが飛ばないというのは全く今の状況じゃ不利じゃないかと思うんですね。これが仮に奄美大島に、県立病院のほうに、ドクターヘリが基地局として設けられた場合でも、条件的には同じじゃないかと思っています。

そうするには、機材の能力を上げると。今往復で210キロしか飛べないものを、その能力を上げて貰う。あるいは議員が言われますように、例えば途中に給油基地を設けるということまで含めて、県のほうとは話をしていく必要があると思っています。

それから治安体制の関係ですけど、確かに最近、あちこちの旅行者が来て、宝島でも事件が起きていますね。これは、先般も鹿児島中央警察署の方が県警へりで入ってきました、不審者が入ってきているというようなことを考えますと、今までは住民だけで考えていたものが、これだけ不特定多数の者が入ってくると、なかなか私共のほうでは手に負えないというものも、当然あるかと思います。その解決には、議員が言うように、例えば、今中之島にいる駐在所の方をもう一名増やすということも今後中央警察署、あるいは県警のほうとも話しの議題としては出していく必要があるのかなと思っていますところ。以上です。

○議長（有川和則君）

これで、永田和彦君の一般質問を終わります。

これより10分間休憩致します。

15時10分にお集まりください。

休憩	15時00分
再開	15時10分

○議長（有川和則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に松下直志君の一般質問を行います。

松下直志君。

○2番（松下直志君）

先般の議会議員選挙におきまして、村民の皆様方から幸いにもお力添えと支持をいただきまして、議会の一員として送り出してもらいました、宝島の松下直志でございます。

責務の重さを充分に実感しているところでございます。

この上は、ただひたすら真摯な態度で自分に課せられた役目に取り組んで参りたいと思っておりますので、どうか宜しくお願い申し上げます。

又、先程第30代肥後村長より所信表明がございましたとおり、38年ぶりの無投票就任についても、融和と協調の精神で村政発展が図られるものと期待するものでございます。是非、キャッチフレーズの「七つの夢作り、島作り」を、お互いの役割に常に緊張感を持続し、切磋琢磨して遂行するならば、夢ではなく一つ一つが着実に実現可能であるかと考えます。

さて、私の質問内容については、2項目ほど通告済みでありますので、建設的な明るい展望がもてるような答弁を求めます。

先程の同僚の永田議員の定期航路の運航に関しての、全便名瀬便運航、それと航路の順路変更についてはだぶりますが、完結に申し上げたいと思います。

私共機会あるごとに、もう数回座談会等年1回開催されています、その場で前々村長、前村長から、この件については是非実現を、可能なものにしてくれと、そういうふうに陳情致しておったわけですけども、なかなかカンとして進展が図られません。

大先輩でもございますもう故人ですが、村長経験者の名言の記念碑も中之島の今元支所ですか。にあるかと思いますが、**「航路もまた道路である」**というような、この言葉を捉えれば、道路であるならば、毎年維持管理費あるいはいろんな災害等が起これば修繕改修費がかかるわけでございます。

そのことを捉えてもですね。何故この生命線でもある名瀬便増便がですね。財源難とか、あるいは費用対効果とか、そういうようなキャリア的な文言でなかなか先へ進まないのかと、熟知たる思いでございます。

新村長も7つの項目の一つに、先程来出ていますように、望まれる航路体系を確立して、交通ネット

ワークの充実を図るということを掲げていただいておりますので、なんとかですね。一步でも二歩でも進歩を図っていただけるんじゃないかということで、期待を申し上げる次第なんですけれども、ここにもお手元を書いてあると、配布してあると思うんですけども、まずやはり医療面がですね。非常に上 4 島との差別不利益を 10 年間強いられているということが、最大のやはりですね、早急に改善してもらわなければならないことではなかろうかと。

そういうことで、また私共悪石島から下 3 島には、日赤の巡回診療があると。月 2 回の計画で来てくれていますけれども、なかなか夏期の台風シーズン、また 12 月から 3 月のこの季節の変わり目の時期においては、ドクターのやはり巡回スケジュールの関係で度々延期がきかなくて、その計画が欠航、もしくは一日でも延期すれば、1 回になってしまう。あるいは、スケジュールに示された便が 2 回とも同じように一日でも延期になればその月は全く巡回してもらえないと、そういうような実態も出てきているわけでございます。

またですね。私共宝島については、生活物資も、協同組合の売店組合があるわけなんですけれども、殆んど 7 割、8 割に近い実績で、奄美の商社から仕入れて住民に提供していると、そういう実態も、そういう座談会の場合でも申し上げてきており、また観光面等の交流人口の増加の観点からも、これは必要不可欠であるということは、もう本当に耳にタコが出来るぐらい申し上げてきているわけなんですけれども、なかなか先へ進みません。

このことについて、先程も聞きましたけれども、またさらに村長の答弁を求めます。

2 番目についても、航路の順路変更です。

これについてもですね。ここにも書いてあるとおり、上下航路便を諏訪之瀬島先行して、時間と燃料の節減に努め、下 4 島の乗船時間の短縮を図れということでございます。

本当にですね。先程村長も別の角度から触れられましたが、私共 13 時間以上乗船している、あるいは手前の島はそうではないんで時間が違うんですが。医療体制と同じように 1 分でも 5 分でも早く我が島に、我が家に帰宅したいとする、そういう思いが非常に強うございます。

是非ですね、そういうようなことも関連して改善をお願いします。

次に、地域公共交通の果たすべき使命についてということで、ここにも掲げております。

地域公共交通であれば、市電市バスあるいはその他の自治体運営の公共機関を見てもお分りの通り、この年末年始等ですね。特別ダイヤを設定して、市民の、住民の足を止めるということは、私は聞いたことが無いんですけども。そういう観点からしてもですね、なぜ村営の唯一の定期航路であります船をですね、このずっと従来からの慣例として、年末 31 日までには母校の鹿児島港に入港しなければならない。そして正月三が日は、今 3 日から確か一回か二回あったですかね。正月 1 日 2 日は正月お休みと。こういうようなね、実態があるわけなんですけれども、それは航路の担当者から言わせれば、物資の調達先がお正月休み等々で、物資の輸送がゼロでないかと。そういうようなことも聞いたことがあるんですけど、私はそれは違うんじゃないかと。

毎週定曜日、月曜出港、金曜日出港と決まっておれば、物資がなくてもたとえ一人でも利用者、乗船者がいれば運航すべきじゃないのかと。そうすることによって、またいろんな帰省客、あるいは帰省客に限らず、正月休みだからトカラに行ってみようかというようなことも徐々に増えてくるということも考えていただきたいなと。そういうような気がしてなりません。そういうことで、このことも村長の答弁を求めます。

次に、5 番目の鹿児島港出港時間の乗船時間についてということで、ここにもあげてありますが、現在の原則 10 時乗船を 8 時および 9 時に改正して、高齢者の利便を図れという内容であげてありますけれども。

ちょっと飛ばしました、4 番と 5 番が逆転しましたけれども、失礼しました。

この件について、出港時間が 11 時 50 分という時間帯から設定してあるのか、それとも乗務員の業務管理、労務管理の関係なのか、そこら辺じゃなかろうかと推測は出来るんですけども、やはり何て言うんですかね。特に高齢者の方は、その方が身内、子どもさん、あるいは親族がおればそこでギリギリまでゆっくりされるんでしょうけど、そうでない方はですね、今村がおかげさまで補助していただいている指定ホテルでですね、利用してるんですけど、そのホテルについても出港当日は朝の 10 時がチェックアウト。そうすると、10 時から先、明るいうちは諸要件、買い物等、いろんな雑用をしてですね、過ごせるんでしょうけども、今度はやっぱり暗くなってから、どこでウロウロするのかと。確かに待合所はオープンしているけれども、テレビはありますけれども、延々と例えば 6 時ごろから 7、8、9、10、

4 時間ですか。気長に待たなければ乗船できないと。こういう実態も現実には起こっているわけですので、そのこともですね、高齢者はやはり島での生活はですね、早めの就寝を習慣づけて休まれるわけですので、そういう健康面からも非常に苦痛を感じているのではないかと。

そしてまた制度的にですね、もう一泊すれば、乗船当日の日まで、もう一泊料金を払えば何時に出ようが、9 時に出ようが、乗船時間ギリギリに出るうが構わないわけですが、そうすることによって、今その村の負担している補助経費、あるいは本人も半額負担ですから、その分もかさむというようなことも考えていただきたいと。そういうふうに思うわけでございます。

この点についても、改善をお願いしたいと思い、答弁をお願いします。

4 番目をもうちょっと、順不同で飛ばしましたが、業務取扱委託業者の貨物受託上の問題点についてということで、これはですね。今中川運輸ですか。私も 1 回何かの折に、もう数年なるんですが、直接現場担当者に申し上げたことがあるんですが、その時は数か月だったですかね、一か月か二か月ぐらいは改善されました。

何かというと、ここに書いてあるとおり、宅配業者 3 社ですね。クロネコヤマト、ペリカンはいま無いのか、佐川急便、こういう業者からの持込時に末端まで渡る、要するに受取人まで渡る伝票、いわゆる送り状が添付されていない。従って、2 枚ぐらしか荷物と一緒に船会社のほうに持ってこないんじゃないですか。

従って、ハッキリ詳しく聞いたことは無いんですけど、船会社等々がとれば、あるいは役場に報告の為にあげるのか、あとはもう末端の荷受人に渡らない実態にあるということでございます。

非常にですね、責任の所在が曖昧で、又通船組合、荷役組合の方もですね、送り状が無いから、誰々様、誰々さん、荷物が来てますよというようなことも、実際に海岸で現物を見て、教えてはくれるんですが、全部が全部そうは行かないと。そうすると、知らない受取人は、翌日まで放置とか、あるいは当日の天候が良ければ、もうコンテナを封入する関係上、外に出すと。そうすると、これから先夏場にかけて、スコール等にわか雨が来れば、汚損等の心配もあると。そういうことも私 1 回経験したことがあるんです。

従ってですね、このことも、委託業者に改善を図るよう通告すれば済むんじゃないかと、そういう気がしてなりません。

又、道路貨物運送法上ですね、持ち込み業者には責任があるわけですから、最終末端の受取人に渡るまでの、このことも簡略化しているんじゃないかという気がしてなりませんので、宜しく願い致します。

それと、6 番目。

航路の諸課題について、その都度必要に応じて、住民のアンケート調査についての質問要旨なんですけども、先程から質問件名にもなっております、この航路の問題、そういうのもですね、私本当に、全住民を対象としたアンケートもまだとっていないんじゃないかという記憶でございます。

最近ですね。担当のほうから、自治会長並びに区長、通船荷役組合長宛にですね、先程ちょっと出ました、時間の早めの発着の件でですね、アンケート調査が来ておりました。

そういうのもですね、何故特定の人たちだけなのか。全ての住民に、対象にですね、男女別、そしてまた各年齢層ごとに結果を集約して、そして均等性を図り、改善結果を見出すべきじゃないかなと、そういうふうを考えておりますので。

いろんな住民課等々がですね、いろんなイベント等を、総務課ですか、経済課。アンケートをしょっちゅう取ってくださるんですけど、こと航路に関しては少ない。殆んど無いというような状態を改善してもらいたいと思いますので、回答を求めます。

もう一点は、学校活性化対策についてということで、項目を 1 番から 5 番まで要旨を書いてございます。

このことについてはですね、またこれに肉質をあまりつける必要もないんじゃないかということで、ここに書いてある通りでございますので、これについてもですね。改善の方向で、答弁を求めたいと思いますので、宜しく願い致します。

以上で第一回目の質問を終わります。

○議長（有川和則君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後政司君）

只今の松下議員の定期航路の運航全般についてというご質問につきましての解答を致します。

まず1点目のほうの全便名瀬航海についてというご質問です。

先程の永田議員、並びに私の所信表明の中でも申した内容と重複するものがあるかと思います。

このことにつきましては、元来フェリーとしまの運航は鹿児島、十島、名瀬を結ぶ航路として発足したもので、全便名瀬航海がしかるべき体制であるということは認識しております。

過去より赤字航路という経緯もありまして、経費節減対策ということから、現在の宝島便と併用体制での指導での運航が実施されていることはご承知のとおりであります。

この航路につきましては、収支だけで図れないものだというところで、私も所信表明の中で、又永田議員の質問にもお答え致しました。

又、先の3月定例議会におきまして、村議会の中でも国交大臣、あるいは県知事のほうにでも意見書という形で提出されております。

このことを含めまして、重く受け止めているところでございます。

又今年度から国、県、十島村、これは村のほうでは議会議長と経済課長が委員として構成されているわけなんですけど、航路対策協議会、第一回が今週中にあると聞いております。その中でもこの航路対策のあり方ということ等は議題になるということも聞いております。

そういうことも含めまして、この協議会あるいは国、県等々につきましても、また国会議員の先生方に含めましても、この全便の名瀬航路の実現があるべき、なるように、全力で努力してみたいと思っております。

それから、2点目の航路順路の変更の関係です。

確かに言われますように、この平島、諏訪之瀬島の順路変更につきましては、長年の十島村の課題です。

今机上試算をしてみますと、約9分間、金額にしまして現在の燃料単価で280万円程度一航海につきまして、経費の節減も見込めるということもあります。

ただ、本村の航路につきましては、離島航路整備法に基づきまして、現在の航路体系が確立されているということと、それから地元のほうの理解というものが前提にあるということもこの問題が出るときに国のほうの考え方も示されております。

ただ、今、議会の議員、あるいは今までの経緯の中からはと、この問題は本村の航路のあり方については避けては通れない問題であるだろうということ等も、私も承知しております。

本年4月25日に定期船の接岸訓練ということで、平島東之浜港のほうも一応トライアルは済ませて、5月15日付けで東之浜港のほうの供用認可も出ております。

形式的には平島から課題があった東之浜港の供用開始ということから、その時点で議論しましょうということ等はある程度条件が整ってきたんじゃないかと思っております。

今後も様々な問題もあろうかと思いますが、要は平島住民にいかに説得し理解を得るかというのが課題ですので、村政座談会等、あるいは他の機会を捉えて、住民のほうにも理解を求めるようなかたちで私も動いてみたいと思います。

先程も永田議員の質問でも申しあげましたとおり、この十島村の航路の活性化という前提の中では、今の鹿児島入港の8時30分というのは出来れば避けたいと思います。

出来るものであれば7時台、7時台の早く、鹿児島に到着するということをするれば、お客のほうの利便性というものも高まるだろうと。場合によっては住民のほうも当然その利便性の向上になるだろうということを考えれば、平島の9分間という時間等の問題も含めて、今後かなり時間短縮になるのかなんということは承知しております。

それから、3点目のほうの公共交通の果たすべき役割ということ等で、年末年始何故その船を止めるのかということの議論は私ももっともだと思っております。確かに公共交通機関として与えられた使命でありますので、これは年末年始、お盆であっても、正月であっても基本的には休むべきではないと思っております。

ただ、今までこのフェリーとしまを運航させるときに、私も企画の担当としまして、年末年始も動かそうということでスタートしました。

ところが、地域からの事情の中で、多分に荷役組合ではなかったのかと思いますけれども、正月休みは島でゆっくりしたいというような意見があつて、現在のような航路体系が出来たんじゃないのかなと思っております。

ただ、いずれにしても、住民の声というのは最大限に生かしたと思います。

住民の意見が、この年末年始も動かして欲しいというものであれば、それは私は全力を持って船のほうと協議をして進めていくべきであろうと思っております。

私も今回、先程もふれましたように、なぜこの正月休みの問題も船のほうと再度協議したかと申しますれば、ある出身者の方が、島に帰りたいんだけれども、正月に便が無いと。何とかその改善をしてくれないかという意見もあったということも踏まえて、参考にして、今回船のほうにも提起しているという実態であります。

それから4点目のほうの、業務取扱業者のほうの受託貨物料の関係ですけれども、これは議員からのご質問を受けまして、早速担当課のほうで、運送会社から来ます送り状のコピーをして、島のほうに流すということで指示を出しておりますので、早々に改善はされるものだろうと思っております。

言われるように、運送会社のほうは数枚しか送り状を持ってこずに、代理店のほうで保管しているという状況がありますので、その送り状をコピーして、現地のほうにお渡しするという事で改善していきたいと思っております。

それから5点目のほうの、鹿児島港の出港時での乗船時間の関係です。

確かにこれは、乗組員のほうの労務管理上の問題で、現在10時乗船ということで、現在の状況に築いているということなのですが、以前、前議会構成の中で、この乗船時間を9時にすべきだというご意見がありまして、これは昨年の12月から9時乗船ということで、今運用をしております。特に、高齢者の方、あるいは身体的に弱者の方につきましては、事前に窓口のほうで申し出して9時乗船ということをとっているみたいです。

ただ、議員のほうは8時台という質問でございますので、この8時台というものは、再度また船のほうの労務管理上の問題というものも含めまして、また、先程もふれました鹿児島出港時間、23時50分という出港時間ですけれども、これを11時にもし仮に出せるような状況が整えば、こういう問題も時間の早期乗船ということも考えていく必要があるのかなと思っております。

何せ、昨年12月に運用開始しましたわけですけど、広報が徹底されていないということであるようですので、再度現場窓口のほうにも担当課を通じて指示を出していきたいと思っております。

それから、6点目のほうの航路の諸課題についての住民アンケートの調査というご質問ですけども、当然に住民の意見というものは当然村政の上には十分に反映させるというのが基本だと、私はそういう考え方をしております。

個々の内容を見極めた上で、住民アンケートが必要なのか、あるいは個々の団体で良いのかというのを見極めながら、今後は可能な限り進めて行きたいと思っております。以上です。

○議長（有川和則君）

教育長、原口英典君。

○教育長（原口英典君）

只今、松下議員のほうから、学校の活性化対策ということで、5点ご質問いただきました。お答え致します。

まず山海留学生の件につきましてでございます。

この制度は平成3年に制定されました十島村山海留学実施要綱、これに基づきまして始まった制度でございますけど、20年経過といったような時期に入っております。この間延べ210人を数える、そういったような制度として息づいているところでございます。

遡ること10年前、それ以前でございますけど、在学した留学生は年度年度一ケタ台ではございました。しかし10年前、平成14年度の10人を皮切りに、それ以降今年度までを見ますと、6人、9人、15人、14人、16人、16人、19人、16人、そして今年度が現在まで13人在籍しているという状況でございます。

今年度も2学期には2人の中学生が山海留学生として鹿児島市から転入してくるということで、併せますと、合計今年度も15人といったような状況ではございます。

一番多かった2年前の19人に比べますと、やや減少しているというところではございますけれども、これまで里親の方々とか、地元の育成会の方々とか、そういう方々のご尽力のもと、学校や地域の活性化に貢献していただいているものと感謝しているところでございます。

ただ、鹿児島県の児童生徒数、この児童生徒数は減少の一途を辿っているところでございます。現在地方の各学校におきましても、本村と同じように児童生徒の確保、また学校存続、そういうことを目的

に、いろんなかたちの山村留学制度、それを取り入れて実施しているところでございます。そして、誘致に余念の無い状況がでございます。

そこで、本村にありましては、いかに魅力ある山海留学制度、学校づくり、地域づくり、それらを目指すかということが問われているのではないかとというふうに認識しているところでございます。

本村教育委員会におきましては、一隅を照らす十島の教育、一隅を照らす十島の教育、これをスローガンに、子どもの教育をするなら十島で。子どもの教育をするなら十島が最適地という教育のメッカづくりと、教員の人事異動にあつては本物の教育をするなら十島へ、そういう内的動機付きを息づかせたい、そういった思いで各学校、その特色作りに精を出してもらったり、又実際に赴任してみての各教職員の自己変容を発信してもらったり、あるいは山海留学生からの声を聞いたり、届けたりしているところでございます。

迂遠なようではございますけれども、留学生としての経験談、あるいは教職員としての勤務体験、そういうものを発信することで、口コミによっても十島の魅力、そういったものを伝えてもらい、ホームページや教育便りなど、そういったところでどこどこ島は良かったとか、どこどこ島のおじちゃんおばちゃんのおかげで今があるとか、ここにきて人間観がさらに深まった、そういった十島村への更なる感心を高められたらというふうな思いで取り組んでいるところでございます。

併せて里親の方々の掘り起こし、また地元育成会や保護者会、そういったところの機能化をはかることが課題というふうに捉えているところでございます。

留学生の確保に向けて、より良い取り組みを今後とも模索し、そして最善の努力をして参りたいというふうに考えているところでございます。そのことが島外の子どもや保護者から留学生として行ってみたいとか、教師として十島に子ども連れで勤めてみたい、そういったような思いと、具体的行動を生み出すものになるものと信じているところでございます。

次に、子ども同伴の教職員の配置についてでございます。

一つには今、地方のどの学校も学級減という問題を抱え、子ども同伴の教職員や管理職の配置をという具申が数多く出されている現状でございます。

それを受け、より多くの子ども同伴の教職員をという私共からの教育事務所への内申、それも毎年熱い思いをもってやっているところでございますけれども、年々厳しい状況になっているというのも実状でございます。

それと今ひとつには教員の配置にあつては、小学校の場合と違って、中学校の場合は学校が希望する免許教科の教員を配置するというので、異動希望者の少ない鹿児島県への希望にあつて、学校の希望する免許教科、その教員の確保、そういったようなことも一層困難な状況にはなっているというのが実状でございます。

そのような中、子ども同伴と併せて、免許教科職員ということと同時に希望を叶えるといったのは、厳しい状況ではございますけど、今そのことを 10 年スパン、6 年スパンの中で取り組んでいるといったようなところでございます。

児童生徒数と学級数、免許教科等を勘案し、休校状態に陥らない為の人的配置、そういったのを心がけている関係上、結果的に 2 年連続しての同一校に子ども同伴の教員配置、そういったのがなされている事例もあるということもご理解いただけたらというふうに思います。

それから、今後の各学校の存続の見通しにつきましてでございます。

今申し上げましたように、教育委員会と致しましては、6 年から 10 年のスパンで児童生徒を推移を勘案しているところでございます。そして、それに基づいての人事異動に心がけておりますので、今のところ、今のところ休校状態になるという学校は無いという見通しでございます。

ただ、地元の子どもが減ってきているといったような状況もございますので、教員の配置、また留学生の誘致、そういったようなことにつきましては、今後とも全力を尽くしていかなければいけないという現状はかわらないところでございます。

絶対的に休校状態を作らせてはいけないといったようなところで、今後とも邁進させていただきたいというふうに思っております。

次に、山海留学制度にかかる、管理職のかわりの熱意の問題でございます。

学校存続の安定的な児童生徒確保の為に、なんとしても受け入れ態勢を作らねばという熱といいますか、勢いといいますか、そのようなものがいかなるものかというご指摘でございます。

地元の方々にそういう感じ方をさせていると致しましたら、それは私教育長自身のかかわり不足、ま

た学校への指導不足というふうに捉えておりますので、今後改めて山海留学制度が立ち上げられたその背景、そして現状、願い、そういったものを原点として十島村誌に求めながらも、その状況を共有し、村の育成会、および各島の育成会、その中で管理職や教育委員会の役割、そういうものについて丁寧に学び直し、そしてまた指導していきたいというふうに捉えているところでございます。ご指摘いただきましてありがとうございます。

それから、最後でございますけれども、議員ご提案の各学校訪問等、具体的な活動や里親制に基づく山海留学制度と併せて、親子留学そういったようなものも出来ないものか、村当局のほうとも連携しながら、実りあるシステム作り、そういったようなもので、学校の活性化に向けた取り組みを不亂に尽力して参りたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○議長（有川和則君）

松下直志君。

○2番（松下直志君）

只今教育長から1点から5項目の中でほぼ前向きな答弁をいただいたわけですが、私、資料要求の中で同様な離島村の三島の、比較対照する三島の制度も、比較対照する意味で取り寄せてみたわけなんですけども、十島はこの制度の全国的にもあるいは鹿児島県では一番の先駆けであったんではなかろうか、そういうようなことも記憶にございます。

従って、三島は十島から遅れること約6年位ですか。平成9年から、この資料を見ますと。平成9年度から学校数は併設校、黒島に2校でございますので、有人島は3島ですけれども、4校なんですけども、この実績一覧表を見てもですね、遅れること6年にも関わらず、十島は210人、三島は260人。こういうね、この成果って言うんですか、実績があるという資料を見ましてですね、どこに十島と三島の差があるのかなと。

勿論地理条件、三島は一番遠い黒島まで私共の一番近い口之島と同じ約6時間でございますが、そういうことも充分承知の上でお尋ねしたいんですけども、やはりですね、もう一歩あるいはそこら辺のですね、この広報活動が充分であったのかなと、そういう気がしてならないわけでございます。

村の補助経費についてもですね、十島のほうが里親負担は少ないんですよ。そして、県補助、いわゆる役場負担は十島のほうが60,000円です。10,000円多いと。トータルで三島90,000円、十島は60,000円と25,000円ですかね、85,000円。5,000円安い。三島が高いにも関わらず向こうに希望する保護者の方、あるいは子どもも含めてですね、多いのは、やはり何かですね、どこかにやはり原因があるのかと。地理的な条件的なものばかりかなという気がしておりますので、ひとつまたその辺はいろいろと研究してくださって、先輩格である我が村のですね制度が、三島に負けずにひとつですね、日々広報活動をですね、一層強化していただきたいとそういう気がしてなりませんので要望致します。

それと、この5点目の活性化対策について、せっかく任命されている教育長さんも含めて4名の教育委員の方ですか、この方々が、たまにはいらっしゃるんでしょうけども、各島にあまり最近、最近というか、ここ2〜3年学校訪問をして、実態の見聞とか、そういうのは少なくなったんじゃないかなという感じがしておるわけなんですけども、従って、こういう方々もですね、共々それぞれ七つの学校に足を運ぶ中で、そして関係者、我々島民も含めてですね、いろいろとやはりこの活性化対策について、懇親を深めて貰って、そして未来永劫に、一時休校とかあるいは閉校とか、そういう悲しい実態が発生しないようですね、この委員会の方々にもご足労願って、そして改善を図っていくべきではないかと思っておりますけれども、いかがでございますか。

○議長（有川和則君）

教育長、原口英典君。

○教育長（原口英典君）

はい、ありがとうございます。

まず1点目の三島村との違いのところでございます。

要望でございましたので、今後いろんな広報活動またやって行きたいと思いますが、一つに制度そのものの差もあるような気も致しているところでございます。

三島のほうが、聞きますれば、寮といえましょうか、そういったところで数を入れて、といったようなところで取り組んでいる。それに対して、我が村のほうは原点である家族的な、というところで、里親のところに1人、もしくは2人といったところで、古典的といえは古典的なんですけども、教育の原点を維持してきたが故に数的には上がっていない。数だけを上げようと思えば、先程の三島さんのよう

な形の取り組みもあるのかもしれませんが、それも含めて数もまた大事でございますので、そういったのを含めての検討やら取り組みやは又していきたいと思っているところでございます。

それから、最後の教育委員も含めて、学校の実態、また山海留学生の実態、そういったものについても、充分知っておくこと、なお且つ住民の声、学校の声等も聞いていくべきじゃないかといったようなこともございました。それにつきましては、今現在検討しているというか、認識しているところでございますので、是非取り組んで行きたいというふうに思っております。

地域の育成会でしょうか、そのところにつきましては、また組織として学校長とか、あるいはまた自治会長さんとか、それを含めて組織もございますので、その組織のほうにも私たち教育委員としても入り込みながら、一緒に知恵を絞ってやって参りたいというふうに思いますので、ご理解いただけたらと、で又ご協力いただけたらと思います。宜しくお願いします。以上でございます。

○議長（有川和則君）

松下直志君。

○2番（松下直志君）

定期航路の件で1点だけ漏れておりました。漏れたというか、せっかく資料を要求し提供してもらったので、これに基づいてですね。村長のほうに。

要望なんですけど、平島の件なんですけど、港が予備港が無い為に抜港が頻繁にあると。頻繁というか、多々あるということを知り及んでいたわけなんですけども、この資料を見ますと、前年度は8月期に1回、9月期に3回、計4回。それよりも多い、先程永田議員のほうからもありました小宝島のほうが遥かに倍近くあると。

いわゆる、まだ港湾が未整備だということで。そういうようなことでですね、もう抜港の理由は勿論ここに掲げてあります。台風、悪天候、そういうような実態が出ております。従って、この順路変更についても、平島は度々抜港を強いられるんだということで、実績が勿論あるわけなんですけども、こちら辺もですね、また先程から話に聞いています東之浜港ですか、ここにその為の、何と言いますか、対策港でありますので、解消されてくるわけですので、是非ですね今までのような抜港がしょっちゅうあるというようなことも、問題に上がってこないんじゃないかなと、そういうことで、是非先程から村長の答弁を聞いておきますと、当該住民にですね、説明に赴き充分な説明の上で了解を取り付けていただきたいということで、要望としてお願いしておきます。これで私の質問は終わりたいと思います。有難うございました。

○議長（有川和則君）

村長、肥後政司君。

○村長（肥後政司君）

確かに今議員が言われますように、23年実績の抜港というものは少ない状況にあるかと思えます。

平島住民が今言われておりますのは、条件付という運航が頻繁になされていると。それが為に例えば、産業上、例えばそのお客さんというものが敬遠して、島に入るのを嫌がるというようなことがあるから、その条件の一つに東之浜港のほうの供用が開始されたら条件付運航が回避されるということがあるので、そこら付近の回避条件が東之浜港の供用の開始ということで、平島からのご意見があったかと思えます。

確かに港の条件そのものは、言われますような形で、小宝島のほうは遥かに抜港の実績が出ているかと思えます。今まで出ておりますとおり、ある程度状況のほうも依然10数年前との状況は変わってきておりますので、そこら付近は住民にも説明すれば何らかの理解も得られてくるんじゃないかと思っておりますので、私のほうも努力してみたいと思います。

○議長（有川和則君）

これで松下直志君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

これより5分間休憩します。

16時10分にお集まりください。

休憩	16時05分
再開	16時10分

○議長（有川和則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第4 報告第3号 平成23年度十島村船舶交通特別会計補正予算（第6号）の
専決処分の承認を求めることについて

○議長（有川和則君）

日程第4、報告第3号、平成23年度十島村船舶交通特別会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、肥後政司君。

○村長（肥後政司君）

報告第3号の説明を致します。

本案につきましては、平成23年度十島村船舶交通特別会計補正予算の第6号でございます。

この時期に3月末に専決処分ということ等につきましては、ちょっと問題もある事案なんですけれども、その理由と致しまして、船舶交通事業におきまして、当初見込額を超える貨物収入が増えたと。それに伴いまして、貨物歩金、あるいは船員手当等々の支出増が発生したと。それから燃料費の高騰というようなものがありまして、予算不足が発生したということからしまして、専決処分で作成したというものでございます。

1ページをお開きください。

1ページの歳入歳出予算の補正の中で、第1条に記載の通り、補正額と致しまして13,807千円の補正を致し、歳入歳出の総額は875,091千円ということになっております。

歳入のほうから説明致します。

4ページをお開きください。

運航収益の方で、貨物運賃が5,126千円増額になっております。これは村の発注事業が公共事業が予想以上に増えたということもありまして、運搬費のほうが見込み額よりも増えたということからしまして、貨物運賃を5,126千円増やしております。

一つは島内のプラント等が使えないというようなことからしまして、建築業者のほうで自前で砂利、あるいはセメント等の運搬が発生したというようなことからしまして、先程説明の通り貨物量が増えたということになっております。

それから、県支出金のほうで8,681千円の増額となっております。これは歳出財源の補填ということ等で、県支出金のほうから充足したということになっております。

次に歳出のほうを説明します。

5ページをお開きください。

貨物歩金と致しまして、194千円の増額になっております。

これは支払うべき費用が予算残が不足したということからしまして、その不足分を補ったということになっております。

それから燃料費のほうにつきまして、12,519千円の増となっておりますけれども、当初燃料費のほうにつきましては、10月から今年2月まではあたり単価が65円から70円で推移しておったわけなんですけど、3月の月になりまして急に燃料単価が78円というかたちで高騰したというようなことからしまして、現計予算では対応できずに先程の予算額を補正したということになっております。

船員費のほうで1,094千円の増額となっております。これは貨物の取扱増に伴いまして、乗組員の時間外手当ならびに勤務手当のほうで不足と言うことからしまして、予算を補填したということになっております。説明の方を終わります。

○議長（有川和則君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6 番、日高通君。

○6 番（日高通君）

まず、この歳入の関係でございますけど、公共工事の発注が遅れたというようなことでの、貨物増収ということでもありますけど、収入が増えるということはさほど船舶会計については好ましい姿でありますけれども、ただ心配なのは、公共工事に伴うプラントの関係、これが今現行のプラント等での単価増ということで、なかなか公共工事が発注が思うように進まないということで、ある意味ではこの直接的な関係はございませんけど、今後プラント等について、公共工事のありようというのもやはり今後の課題になってくるのかなという思いがします。

それともう一つは、運航費用の燃料潤滑油等の高騰でありますけれども、今、この近年に至っては経費節減ということを踏まえて、減速運航というものをやっているわけでもありますけれども、こういうものが通常の数度での航海をした時に、どの程度の時間短縮と。あるいはまたこれに伴う燃料費の高騰が見込まれているのか。ここらあたりの積算をされているのであれば示していただきたい。

○議長（有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

まず歳入の件でございます。

発注が遅れたといえばそれだけのことでございますけど、この間発注はしたんですけど、どうしても生コンの単価が折り合わなくて、入札にしても 2 回 3 回やって、やっと応札していただいたという形で持って、その時もその業者さんの企業努力でもって、生コンは自前で運搬して、としまを利用してそれでもって打設しようということで、そういうのが事例が 3 件ほどございました。その為に、勿論発注も遅れて、生コンプラントを使用せず、現地で練ったということで、それが 3 月に集中してしまったということもございます。

それから先程のとしまの運航の減速に関して、どれぐらいの燃費削減になるかというのは、私のほうで手元に資料はございませんので、又後ほど資料提出させていただきます。

○議長（有川和則君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（有川和則君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（有川和則君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから日程第 4、報告第 3 号、平成 23 年度十島村船舶交通特別会計補正予算（第 6 号）の専決処分の承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（有川和則君）

異議なしと認めます。

従って、日程第 4、報告第 3 号、平成 23 年度十島村船舶交通特別会計補正予算（第 6 号）の専決処分の承認を求めることについての件は原案のとおり承認することに決定しました。

△日程第5 報告第4号 十島村税条例の専決処分の報告についての件

○議長（有川和則君）

日程第5、報告第4号、十島村税条例の専決処分の報告についての件を議題とします。

それでは報告第4号についての報告を求めます。

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

説明致します。

本案につきましては、十島村税条例の一部改正の条例の件でございます。

地方税法の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことに対しまして、村の税条例のほうも一部改正を行ったというものでございます。

まず条文のほうで説明致します。

36条の2の第1項但書の改正でございます。

これは地方税法等の一部改正に伴いまして、公的年金等にかかる所得以外の所得を有しなかった者が、寡婦（寡夫）控除などを受けようとする場合の申告書の提出が不要になったということに併せましての改正でございます。

次に、附則第10条の2の改正でございます。

これは地方税法等の一部改正により定められた地域決定型の地方税制特例措置、通称わがまち特例によりまして、固定資産税の課税標準の特例措置2件、下水道除外施設と雨水貯留浸透施設について地方公共団体が課税標準の軽減の程度を法律で定める上限・下限の範囲内において、条例で決まるように決定できるようになった関係で、これにあわせた改正ということになっております。

次に、附則第11条から第12条までにつきましては、地方税法の一部改正によりまして、住宅用地の負担調整措置の期限が3年間延長されましたことにあわせまして、平成26年度までの改正となっております。

それから、附則第13条につきましては、農地にかかる固定資産税の特例措置を3年間延長し、26年度までの改正となったことでの見直しでございます。

附則第15条につきましては、特別土地保有税の課税の特例措置を3年延長し、これも26年までに改正するというものでございます。

附則第21条の2につきましては、地方税法の一部改正によりまして、特例民法法人から移行した一定の一般社団法人又は一般財団法人が平成20年12月1日前から設置している図書館、博物館、及び幼稚園において直接その用途に用いる固定資産について、固定資産税を非課税とする特例措置を講ずることが定められた関係で、これにあわせた改正となっております。

附則第22条につきましては、東日本大震災により受けた資産の損失金額について、平成24年度以降の個人の村民税の雑損控除の特例を適用できるようになった改正でございます。

附則第22条につきましては、東日本大震災により、滅失家屋の跡地などの譲渡において、譲渡前に家屋・土地の所有者が死亡している場合、直接被災前にその相続人が所有者と共にその家屋・土地で居住しておった場合、かつ最後その他の要因に供されることなく、譲渡された場合に限り、相続人をその所有者として取扱うように改正したというものでございます。

附則第23条につきましては、住宅借入金などの特別控除を受けていた住宅は、東日本大震災により居住することが出来なかった場合、その残りの補助対象期間について引き続き税額控除を適用するように改正したものでございます。

附則第24条につきましては、東日本大震災にかかる固定資産税の特例の適用を受ける場合、申告にあたり必要な事項について定められたというものでございます。

以上の通り、今回の税条例の一部改正でございますけれども、お手元のほうに今回参考資料と致しまして、地方税法等及び国有資産市町村交付金等の一部改正という概要もお配りしておりますので、参考にしていただければと思います。以上です。

○議長（有川和則君）

報告が終わりました。

これから質疑を行います。
質疑ありませんか。
6 番、日高通君。

○6 番（日高通君）

この条例につきましては、説明の中で 23 条、24 条と今回の震災に伴う特例法の案件だろうと思うわけですが、近年にいたって本村への IU ターン者を募集しているわけですが、この被災地からの本村への居住者というか、何名ぐらい居るのか。あるいはまた、この税法を適用するような人、あてはまる人が居住しているのかどうか、その点だけ教えていただきたい。

○議長（有川和則君）

総務課長、福澤章二君。

○総務課長（福澤章二君）

只今の質問ですけれども、被災地からの I ターン、U ターン等、転入はございません。そして、今村長が言いました参考資料をちょっと補足で説明させていただきたいんですけども。

総務省が出しているペーパー1 枚ものですが、大きく今回の地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の改正で6 項目ほどございますけれども、大きな一つがこの福島復興再生特別措置法の策定に伴う新たな支援策ということで、この復興の為に設けたということが二つございます。

それから二つ目としまして、住宅土地税制の改正ということで、新築住宅にかかる固定資産税の軽減措置を2 年間延長するですとか、そういった延長措置が何件か設けられております。

そして3 番目に自動車税制の関係ですけど、これは県税の関係ですので、村の条例には関係していません。

それから4 番目としまして、地方自治の確立に向けた地方税制度改革ということで、わがまち特例ということですけども、先程村長から2 件ほどこれに該当するということでございましたが、その2 件としましては、下水道除外施設とそれから雨水貯留浸透施設ということで、この2 つについて、市町村それぞれの特例措置を設けることが出来ますということで、村としましては、施設的には全くないんですけども、下水道の関係を4 分の3、雨水貯留浸透施設につきまして3 分の2 減額する特例を設けるということで専決処分を行っております。

この率につきましては、国から目安として、こういったものが示されておまして、特に施設もないものですから、そのまま適用しているということでございます。

○議長（有川和則君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（有川和則君）

質疑なしと認めます。

これで日程第5、報告第4 号、十島村税条例の専決処分の報告についての件を終わります。

△日程第6 報告第5 号 元浦港改修工事（2 工区）の工事請負契約の締結の専決処分の承認を求めることについての件

○議長（有川和則君）

日程第6、報告第5 号、元浦港改修工事（2 工区）の工事請負契約の締結の専決処分の承認を求めることについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、肥後政司君。

○村長（肥後正司君）

報告第5 号の説明を致します。

この案件につきましては、元浦港改修工事（2 工区）の工事請負契約を専決処分でしたものでございます。

提案理由につきましては、本事業において、予定している上部コンクリート打設を実施したことにより、台風時期までに暫定時に安定断面を確保したいことから、早期の契約締結が必要であったということで、専決処分におきまして契約を結んだものでございます。

契約の相手方につきましては、議案書に記載の通り、三井住友建設株式会社九州支店でなっております。

請負金額につきましては、145,950,000 円で、4 月 29 日から 8 月 31 日までを工期予定とするものでございます。

工事の内容としましては、元浦港改修工事 1 工区で据付けしましたケーソン延長 20 メートルの上部工としてコンクリート+2.5mから+7.5m、2,087 m³打設するものであります。

参考資料と致しまして、施工箇所的位置図および断面図、標準断面図を添付致しておりますので、参考にいただければと思います。

それから、入札の執行調書等も添付しておりますので、こちらのほうも併せて参考にいただければと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

今皆様のお手元に配布している工事請負契約書の裏側のほうに、第 4 号の参考資料ということで、工事内容を記した文面がございます。これの一番最後の行でございますけど、工事期間のところでございますけど、平成 24 年 8 月 31 日（134 日増）と書いていますけど、この「増」を削除してください。134 日間でございます。

○議長（有川和則君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○議長（有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

入札執行の結果表の工事場所、これは十島村諏訪之瀬島地内でございます。

○議長（有川和則君）

4 番、永田和彦君。

○4 番（永田和彦君）

この元浦港の改修工事については、先程の村長の行政報告の中では 24 年度での一応の完了ということで理解をして宜しいのか。

残る部分が 24 年度の事業としては、この部分で完全に終わるのか、別個また残りがあるのか、その点を説明を求めます。

○議長（有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

皆様のお手元に配っている縦断図、それから標準断面図を見ていただけますでしょうか。

そのちょっと一番右側のほうが、これが最終図でございまして、その黒っぽく塗っている所が今議案に出ているところの施工箇所でございまして、上に薄く残っている、ちょっと一番天板までのやつが、9m40 となっていますけど、ここの残った部分が 24 年度に施工する部分でございます。

○議長（有川和則君）

6 番、日高通君。

○6 番（日高通君）

経済課長、せっかく良い参考資料をつけて貰ってありがたい一面、ちょっと親切さにかけるのかなという部分で、これまで村の方も経費節減ということで、カラーコピー機をやめたりして、一時期手書きで色付けをして貰ってですね、非常に議会としても審議をする中で見やすいなという感を持っていたんですけど、今回は手抜きというよりも少し親切さに欠けたのかなと。今後こういう参考資料を、せっか

くこれだけつけてもらえるんだっただけですね。色づけでやっていただければと思うわけですけど、業務上差し支えないですか。

○議長（有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

はい、次回からはカラーで分かりやすい形で、カラーでなくても、ここをハッチングしたりとか、手を加えて、分かりやすい形でお示しできたらと思っております。

○議長（有川和則君）

他に質疑ありませんか。

3 番、日高助廣君。

○3 番（日高助廣君）

生コンのですね。単価の高騰という事が昨年度よりありますけど、ちなみに本工事の 2,087 m³ですかね。これの工事費に占めます、生コンの割合は、何パーセントなのか、伺いたい。

○議長（有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

この工事の中身そのものというのは、もう真っ白なもので、コンクリートと型枠だけしかございません。

今私のほうで設計書がございませんので、設計書があればすぐお答えできるんですけど。

それにまた今度は諸経費とか、そういうのもございますので、すぐには出せられないと思います。計算しなくてはですね。設計書を今度はわけて、諸経費とかそういうのを分割していかなければ。直接工事費でよければそれで出せられますけど。

生コンはここに 2,087 m³と出ています。単価は諏訪之瀬島、43,400 円です。

あと、それから型枠がございますよね。それから生コンのただの単価ですので、これに打設手間ですね。それからコンクリートポンプ車も使いますので、そういう諸々なんかも出てきます。

だから、大体 1 m³あたりが 7～8 万以上なるのではないのでしょうか。打設を入れればですね。それ以上かもしれません。

○議長（有川和則君）

3 番、日高助廣君。

○3 番（日高助廣君）

後で良いですから、その詳細の資料の提出をお願いします。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（有川和則君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（有川和則君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから日程第 6、報告第 5 号、元浦港改修工事（2 工区）の工事請負契約の締結の専決処分承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（有川和則君）

異議なしと認めます。

従って、日程第 6、報告第 5 号、元浦港改修工事（2 工区）の工事請負契約の締結の専決処分の承認を求めることについての件は原案のとおり承認することに決定しました。

△日程第 7 報告第 6 号 平成 23 年度十島村一般会計繰越明許費繰越計算書についての件

○議長（有川和則君）

日程第 7、報告第 6 号、平成 23 年度十島村一般会計繰越明許費繰越計算書についての件を議題とします。

それでは報告第 6 号についての報告を求めます。

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

報告第 6 号の平成 23 年度十島村一般会計繰越計算書のほうの報告を致します。

お手元のほうに A3 で平成 23 年度十島村繰越明許費の進捗状況というものをお配りしておりますけど、こちらのほうも参考にいただければ非常に有難いと思っております。

それでは説明を致します。

平成 23 年度からの予算を 24 年度に繰越します事業といたしまして、一般会計で 22 事業、船舶会計で 1 事業の、23 事業を今回繰越をしております。

許可額につきましては、658,492 千円ということの許可を議会のほうで、3 月議会でいただいております。その結果、今回の繰越額につきましては総額で、両会計総額で 632,652 千円を繰り越したということになっております。

事業ごとの許可額、それから繰越額につきましては、繰越計算書の通りでございますので省略致しますけども、その後の進捗状況ということで若干説明を致したいと思っております。

まず上のほうから順番に事業名ごとに説明をしていきます。

船舶特会繰出金につきましては、これは平島のほうの南之浜港のほうの接岸対策としまして、船舶会計への財源補填で船舶会計のほうでフォークリフトのほうの修繕、それから乗降用のアルミタラップの整備、それと船待コンテナのシェルターの製作 3 事業を財源としまして、一般会計のほうから船舶会計のほうに繰出したというものでございます。

それから 2 点目のほうのブロードバンドの施設の管理につきましては、システム改修といたしまして気象情報システムの改修、それと不正アクセスの追跡サーバーの構築 2 件、空家改修で整備しました住宅へのインターネット加入装置の取付工事、それとブロードバンドの接合環境調査の委託で 7,143 千円の許可をいただいておりますが、気象情報システム改修が年度内に完成したと。それ以外につきましては、不正アクセス追跡サーバーの構築、それとインターネット加入装置の取付工事。接続環境調査と致しまして 6,145 千円を繰り越したということになっております。

このうちにインターネットの加入装置の取り付け工事 2,730 千円につきましては、5 月の 18 日、それと不正アクセス追跡サーバー構築の 2,310 千円につきましては、5 月 25 日に完成したということになっております。

次に空家利活用事業についてであります。

国庫補助事業で、この事業で、7 棟の空き家の利活用事業の補修等を致しまして、これにつきましては 4 月 27 日に完成し、既に 6 棟に入居者の実態があるということになっております。

また単独のほうで実施しておりますのが 2 棟で、3 月 30 日に契約したわけですが、7 月の中旬に完成予定となっております。

それから介護基盤施設の整備事業の介護事業所の建設でございますけど、23 年度の地域介護福祉空間整備等施設整備交付金事業で実施したわけですが、ご覧の通り入札の不調ということもあった関係で 2 月の契約でつい先月の末に完成いたしましたので、6 月の 1 日から事業所のほうが運用されたということになっております。

それから次の地域振興（介護基盤）の介護事業所建設の解体・外構の件でございますけども、これは先程の説明の通り、その事業所のほうの解体、それから外構ということで、事業所開設と併せたかたちで工事進捗のほうも進められておまして、これも 5 月の末には完成したということになっております。

ちなみに、解体工事につきましては、地元の宝島自治会のほうで建設前に終了致しまして、既に整備のほうは終わっているという状況になっております。

それから診療所施設の整備事業に伴いまして、中之島、平島、悪石島の各診療所のほうの整備でございますけれども、診療所の、まず中之島の診療所につきましては、浄化槽、平島の診療所につきましてはトイレ改修、悪石島診療所につきましては雨戸取り付けということになっておりまして、これも近々中の事業執行で夏までには完成という予定で進めております。

それから特定離島の共同利用農業施設の平島のほうの家畜保護施設につきましては、昨年 11 月の末に入札を行ったわけなんですけれども、落札者がいないということからしまして、予算の積算の見直しを行った結果、3 月 1 日で再入札の結果、3 月 8 日に工事請負契約を締結して、現在今月末で完成予定という方向で進めているところでございます。

それから次の特定離島の家畜保護施設の平島、家畜保護施設整備につきましては、これは先程の説明しましたものの、設計管理でございまして、既に施設のほうの設計に基づきまして、今月末での完成という状況になっております。

それから単独草地の開発事業につきましては、村の直営事業ということで、草地改良で進めているわけなんですけれども、平島を除く 6 島のほうは既に事業は完了しているわけなんですけれども、平島のほうの作業員の不足というものがあつた関係で、現在完了はしておりませんが、早々に進めるという現地からの報告ということになっているみたいです。

それから、旧林道大峰線改良舗装事業につきましては、4 月 10 日に舗装のほうの最終打設を地元のほうで進めて終えているところでございます。

それから特定離島鮮度保持施設の中之島鮮度保持施設につきましては、水産加工施設の上屋整備と製氷施設の整備であるわけなんですけれども、これも入札不調というのと、背後地の崖が建築基準法のほうで若干支障が出たというようなことから、承認申請の時間を要したというようなことからしまして、繰越をしたわけなんですけれども、この事業につきましても製氷機のほうの始動電力のほうが問題となっておりまして、現在九州電力のほうと協議を鋭意進めているところでございます。上屋整備につきましては、7 月中旬の完成予定ということで、製氷機につきましては先程説明したとおり、電力問題が若干支障があるということで、九州電力のほうと現在協議を進めているという状況でありますけれども、まだこれはハッキリしないという状況になっております。

この繰越事業につきましては、特定離島事業で推進しておりますけれども、本年度の整備予定であります加工機器類等については国庫事業のほうで対応することになっておりまして、既に申請を終えて 7 月の中旬には国からの内示も得られるというような状況にありそうです。

それから次のななし島の検査工事につきましては、桜島の造船所に 4 月 2 日に入渠したわけなんですけれども、4 月の 25 日に工事のほうを終えて、4 月末に村内のほうに回航して、村長選および議会議員選挙のほうに待機というような状況をとっております。

今回のドックについては、レーダーの取替えや無線装置などの安全運航の為の工事も実施しておりまして、ドック後につきましては大きなトラブルもなく、順調に航海運行をしているという状況に成っております。

次の村単独の新設道路改良の中之島の楠木地区のほうの排水路整備につきましては、本年 4 月 27 日から 8 月 31 日までを工期期間として、4 月 25 日に契約を締結し、着工の結果、7 月の上旬で完成を予定するという方向で現在進捗されている状態です。

それから単独港湾の関連施設整備としまして、東之浜港のほうの係留中の設置についてですけれども、これも本年の 5 月 28 日から 7 月の 20 日まで 54 日間の工事機関としまして、4 月の末に工事請負を締結したということであります。

ただ、この係船柱のほうにつきましては、注文品の製作品ということがありまして、今月の 20 日ごろに入荷し、今月の末には完了予定という状況になっているみたいです。

それから、補助港湾の建設に伴います、元浦港改修工事につきましては、港湾整備事業の元浦港の改修工事 1 工区ということで、5 月末で完了し、6 月の 15 日に既に検査のほうも終えているところでございます。

また元浦港改修工事の 2 工区につきましては、上部工施工ということで、本年 4 月 20 日から 8 月の 31 日までを工期期間としまして、現在工事のほうは進められているという状況になっております。

それから、住宅管理一般経費のほうの平島村営住宅団地の周囲溝改修につきましては、平島の 3 号棟、4 号棟、5 号棟の敷地のヘリポート側のほうに暗渠が設置されているわけなんですけれども、雨水が滞留しやすい状況で、浄化槽などへの悪影響も見られるということから、側溝の大型化ということで、廃水

処理の適正化をはかりたいということで進めているところです。

それから、村単の村営住宅の敷地内の舗装事業ということで、悪石島の村営住宅周辺の整備でありますけれども、悪石島の住宅の2か所に、雨水による路床の侵食が見られるということから、地元の自治会等によります路盤の舗装ということで繰り越したものでございます。

これも現在は8割方の舗装は終了しているわけなんですけれども、地元にありますプラントが現在止まっているということからしまして、プラントの稼働次第に、秋頃までには完成を見込むということでございます。

それから、消防団の安全対策の設備整備事業の救命用フロートセットの整備でございますけど、これは国庫事業で消防団安全対策の設備整備ということで、水災用の資機材購入ということで、3月の末に入札し、先月の21日に納入が完了したということになっております。

それから教員住宅管理費につきましては、各学校のほうの住宅の畳の張替えということで、既に小宝島、宝島を残しまして、他の対象地域につきましては、全て終えております。

それから、襖と障子の張替えにつきましても、全て対象住宅は終えたということになっております。

それから屋外環境整備と致しまして、諏訪之瀬島のほうのグラウンドの舗装ということで、今月の15日に入札執行しまして、8月の31日までには工事を終える予定で進めております。

それから歴史民俗資料館のほうの十島村歴史民俗資料館屋根防水の改修事業につきましても、6月の15日に入札しまして、8月末で完了する予定で進めているところでございます。

それから道路災害復旧の中之島南廻線道路災害復旧工事につきましては、これは既に先月に村の完成を終えて、先月末で鹿児島地域振興局の確認検査のほうも終えたということになっております。以上で説明を終わります。

○議長（有川和則君）

報告が終わりました。

本日の会議時間は審議の都合によって、あらかじめ延長します。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、日高通君。

○6番（日高通君）

この教育関係でちょっと伺っておきますけれども、諏訪之瀬島の分校のグラウンド整備工事、あるいはまた歴史民俗資料館の防水工事、これらはこれまでの工事の中でも、セメントを要しない、要する工事というのはいろんな入札等の問題があったということなんですけれども、直接的なものはないわけなんですけども、全て6月にずれ込んできた執行時期がですね。そこらの要因は何だったのか、説明願います。

○議長（有川和則君）

教育総務課長、竹内照二君。

○教育総務課長（竹内照二君）

6番議員さんの質問に対して回答致します。

まず諏訪之瀬島分校のグラウンド舗装の整備工事ですが、これは国庫負担交付金事業でありまして、国の申請の関係が本来であれば平成23年度の一次内示分で内示が、内定が届く予定でありました。

ただし、震災の影響がありまして、校舎関係の耐震事業以外については保留と、事業保留という処分がなされまして、結果的にこの内示がきたのが2月の15日だったかと思えます。明けて2月の15日だったかと思えます。

それから交付申請等を行いまして、実際に交付申請をした時点が3月の1日前後でございました。2月の15日に遡って交付決定がなされたということで、雨季を工事発注につきましては、梅雨時の雨季を外しまして、夏休みの長期期間中に工事を完了させたいと。それが学校の授業等にも影響なく出来る、と、学校側の要望もありまして、6月8日の入札執行という形になりました。

それから中之島の歴史民俗館につきましては、これも3月補正で一応事業の予算を計上しておりまして、本来であれば4月、5月時期に発注をとということで計画をしていたわけなんですけど、なかなか事務事業のほうの進捗が悪く、雨季の手前になって事業執行ということになってしまいました。これについてはなるべく早い事業執行を心がけておったわけなんですけど、6月の8日の入札執行というかたちになってしまいました。これについては、今後反省すべき点だろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（有川和則君）

6 番、日高通君。

○6 番（日高通君）

そしたらあの、今この未収財源の関係で、未収特定財源で諏訪之瀬島のほう、このグランドの関係、これ2件、支出金3,888千円、これはもう入っているということですね。

まだ入っていない。

それとね、雨季を外すということなんですけれども、実際にはこの入札執行は6月15日、工事期間は6月18日から、全くこの言っていることが違うんだよね。今梅雨時ですから。6月というのは。ただ、梅雨時を外すんだったら、言わばそのグランドの梅雨時期を外すんだというのであれば、その学校授業等も考慮して通常から言えば7月の10数日位が梅雨明けになるわけですよ。そういうことでの発注であれば良いのかなと思いますけれども、非常に75日間での対応が出来るのかなと。グランドにしても歴民館の防水工事にしても、非常に短期間での工事発注ということで、非常に技術的に可能なのかなと。そこらが非常に不安でありますけれども、その点の考え方を聞かせていただきたい。

○議長（有川和則君）

教育総務課長、竹内照二君。

○教育総務課長（竹内照二君）

工期の関係ですが、事前に指名推薦委員会で指名をしました業者等に工期等の確認をしましたところ、75日間あれば充分工事は終わると。また諏訪之瀬島のグランド整備につきましては、雨季を除いても夏休み期間、7月の20日前後から8月の31日で十分工事は終了するというのを回答いただいているものですから、ただし事前準備とかそういうものがある関係上、出来るだけ早く事業執行してほしいということでしたので、6月の8日の入札執行、それから6月18日の契約締結というかたちになっております。以上です。

○議長（有川和則君）

他に質疑ありませんか。

7番、平泉二太君。

○7番（平泉二太君）

この中之島の製氷機について、その始動電流で、九州電力と協議をしているということですけど、詳細について説明願いたい。

○議長（有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

今九州電力と2～3日前に行ってきた話をしたんですけど、どうしてもそのこれは電気が入るときに、そのときにポンと始動電力というんですかね、それが上がるそうで、それが2時間ぐらいしたらおさまって、ある程度温度が安定すればそれはそのままいくんですけど、又温度が下がってくれば、またその温度がぼんと上がると。そのメーカーさんにも聞くんですけど、インバーター方式とかそういうのをとってても良いんですけど、そうするとそういう機械がないということで、で、まあいろいろ今ある機械とそんなに同等機種なんですけど、なんか最近の電圧というんですかね、そういうのがすごくデリケートな、例えば皆さん最近よくパソコンとかそういうのを使われていますけど、そういうのなんかの電圧そのものというのが周波数、周波数を最近では重んじるもんですから、そうした時、周波数そのものが波を打つ。それで。そんなときに、ポンとへんな電圧が上がったときに、停電になるおそれがあると。そういうのを九電側は言うんですよね。今、九電側のほうもメーカーと直接話をして、その機種が良いかというのを今調べていて、今月の22日までにその回答が出るということでございます。

○議長（有川和則君）

7番、平泉二太君。

○7番（平泉二太君）

ということは、7月中にはその建物が完成するという中で、まだその設置するその機種というか、それが決まっていないというのは、今後どういう機種か。これも、その機種が業者さんと九電さんが話をされてもその機種が本当に据付けられるかどうかとも分からないという話なんですよ。

こういうことでいける自信はありますか。

○議長（有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

そうした場合、今考えているやつの機種変更を考えなくちゃいけないということで、今の島の電力事情からしましたときに、ちょっと小さめのやつを作らんないかとか、そういうかたちになってしまう。

もうその発電所そのものの根本的なことを言われるんですよね。どうしてもその発電所が一つであるものだから、なんかこう、私なんかも専門的なことを言われるのが、周波数そのものが安定できないということで、発電所は内地みたいに何箇所もあれば良いんですけど、一箇所しかないもんだから、その発電所の周波数そのものが押さえられないということを言われて、今度はそれがどうしても九電のほうに認められなかったら、機種変更なり、今私なんかが望んでいる別なかたちのものを模索。模索まではいかない、だいたいの次の機種は検討はしているんですけど、そちらのほうを選ばざるを得ないという形になっております。

○議長（有川和則君）

7番、平泉二太君。

○7番（平泉二太君）

機種変更をした場合、これが例えば地元の人が求めているような、製氷能力があるのか。出来るものなのか。

それと、電気の問題。以前宝島の急速冷凍の時もこの問題が、電気の問題が出たんですよね。そういう時に、前もって九電さんとはちょっと話は出来なかったものなのか、どうなのか、ちょっと伺いたい。

○議長（有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

宝島の場合も勿論、急速冷凍を入れる前はそういう問題がありました。それでもって、宝島の場合はインバーター方式ですかね。何か別個に何かをつけて、それでことは足りたんですけど、まだ急速冷凍機じゃないんです。今、中之島のやつは。その製氷機なんです。製氷機そのものがまだそこまでいっていないんですよね。製氷機そのものが今そういう状態ですので、別の機種を選んだとき、耐用年数とかそういう問題が出てくるかもしれないらしいです。

○議長（有川和則君）

平泉二太君の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条の但書の規定によって、特に発言を許します。

7番、平泉二太君。

○7番（平泉二太君）

となればですよ。製氷機が据わる段階でこれですよ。これでまた急速冷凍機が据わって、例えば同時にこれを使っていくとなった場合には、全然電気が足らなくなるんじゃないかと思うんですけど、こちら辺どう対処していくつもりなんですか。

○議長（有川和則君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

この電気問題はですね、前敷根村長からも私も引継ぎを、口頭上の中でも引継ぎを受けたわけなんですけど、根本的にですね、九州電力のほうに十島村の電力のありようをですね、九州電力のほうとじっくり話をしてですね、進めていかないと村の産業のほうにもなかなか停滞するような状況にあるんじゃないかと思います。

一応今十島発電を通じて、九州電力、それから九電の配電産業と、今週末に連絡を取らせております。私が向こうに行くか、向こうが来るかというのはそこはまだつめていないんですけども、一応鹿児島支店のほうの九州電力、それから本店のほうの九州電力のほうにも来週にちょっとお伺いしてですね、この問題を何らかのかたちで解決策を見い出してほしいということは進めて行こうと思います。

先般ですね、先程経済課長が話をしましたとおり、実は県議の先生も同行して、九州電力鹿児島支店の副支店長と言う人と会っていろいろ話をしたらしいんですけど、なかなか解決策は見い出せなかったというような実態であります。

私も最初就任時に、県知事のほうにもこの問題を一応投げかけておりますけれども、県のほうも事務局のほうでは理解しておりますけれども、上の方の上層部のほうはまだしっかりと認識していないと

いう実態もありますので、そこら付近も踏まえてですね、何らかの小手先じゃなくて、抜本的な見直し対策を考えてもらわないと、十島村の産業振興は有り得ないということが考えられますので、ここはちょっとじっくり進めてみたいと思います。

○議長（有川和則君）

4番、永田和彦君。

○4番（永田和彦君）

この宝島の介護事業所の関係でちょっと伺います。

6月1日から既に開所して運用が始まっているということだと思うんですが、開所以来もうすぐ3週間ぐらい経過すると思うんですが、この期間に、例えばその利用者であったりとか、従事されておられる職員の方々、そういった方々から、問題点とかは何も報告は上がっていないのか。

おそらく使用していく中でいろいろまた課題とかが見つかると思うんですが、そういったものは今後他等においても同様の事業をもし展開するとなれば、非常に大切な参考になるかと思います。

そこらへんの扱いも含めて、現状の説明を求めます。

それと、土木費の、東之浜港の係船柱の関係でちょっと伺います。

トライアル運航も踏まえての部分での係船柱の増設であろうと思うんですが、例えば今回のこの増設に関して、東之浜港の建設改修の段階での設計の段階で、係船柱の設置について当初の計画とずれてきた関係で新たに新設が必要なのかどうなのか。長期的な改修の見通しとかそういったものを踏まえて考えれば、あえてまたここで出てくるというのは、何故なんだろうかという点も疑問に思うんですが、やはり改修にあたって常々議会でも取り上げられているとおり、長期的な展望の下でのいろんな改修をしてほしいと。

余計な工事費が後になってかかってこないようなかたちでの改修が必要だろうということを申し上げているわけですけど、今回このようなかたちで新たにするという部分についての説明を求めます。

○議長（有川和則君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

宝島の今度完成しました介護施設の件でございますが、建物自体その後事業所のほうから不都合なり、そういったもの等の報告は受けておりません。

それに先立ちまして、完成検査後、5月31日に地元のほうと介護事業所と役場と運営推進委員会を開いております。これは2か月に1回開くようになっております。

その場の中で問題等だったのは、介護施設のほうに派遣されております職員の住宅の問題でございました。これにつきましては、空家住宅の利用なり、村営住宅の建設なり、そういったもの等で対応できるようにしたいと考えております。

それも事業所のほうにも話をしております。

運営のほうですが、現在宝島のほうには宿泊者が1名、サービスを受けている方が1名ですね。小宝島のほうから来ております。

それから通いの通所サービスのほうで3名着ております。この方達につきましては、準備段階から利用されている方たちでありまして、新しい場所に移転という部分ではスムーズにいて、今までと変わらない、便利な所にきましたので、より広い部屋で、きれいなところで通所サービスを受けていると思っております。

また2ヵ月後ですので、8月の時点で運営推進委員会が開かれますので、またその時点でいろんな問題が出てきた場合にはその場で問題提起しまして、村に関係するもの、それから地元をお願いするもの、そういったもの等で振り分けまして、やっていきたいと考えております。

それから委託費の関係も度々出てくると思いますが、これ等も年3回ほど事業所と話をしまして、実際のところ委託費の関係は大きな問題なんですけど、そういったところもですね、会議を持ちまして、その都度処理をしていきたいと思っております。

まずは今のところ順調な滑り出しではないかと思っております。

○議長（有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

係船柱の件でございます。

防波堤を作る際に、こちらでもシュミレーションとしまして、その作図上でとしまが接岸したときに、こことここに係船柱が必要だなということで、勿論船長を交えて話をするわけでございますけど、この前初めてトライアルして、接岸した折にですね、やっぱり船長のほうが、これから波高によってはどうしてももう一本安全の為にほしいと。中にはまた不必要な係船柱も出てきました。そういうのがあったりしましたものですから、ここにはどうしてももう一本係船柱をつけてほしいということの船からの要望がありまして、つけたわけでございます。

○議長（有川和則君）

3番、日高助廣君。

○3番（日高助廣君）

総務課のほうに。

空き家の利活用の事業につきまして、お尋ねしますけれども、49,800千円ほどですね、繰越ということでもありますけれども、多くの空き家を改修を致しております。

そこでですね、設計事務所が実態を調査をしまして、改修に当たるということで認識はいたしておりますけれども、非常にですね、雑な工事が見受けられます。私の見た感じですね。

その辺の今までも私も苦言を申し上げておりますけれども、どのような改善が出来たのか。

それと完成の検査ですね。検査はマニュアルがあって行っているのか。それとも漠然と職員が出向いて検査を行っているのか。設計書に基づいて、検査を行うのは当たり前だと認識をしております。

もう1点はですね。備品の関係で、入居者の要望があればですね、備品は何でも入るのか、そういう苦情等も入っております。

一例を申し上げます。

給湯器ですね。給湯器。従来は皆さんですね、ガスの給湯器を皆さんつけていらっしゃいました。で、一件だけですね。灯油のボイラーが入っております。このへんの基準は何なのかですね、そこまでちょっと説明を求めたいと思います。

もう1点はですね、経済課。農業費の単独草地開発事業ですけれども、平島ですかね、終わっておりません。

草地の事例を、私は3月までには終わっとかないと駄目だと思いますね。というのは、自然の循環でですね、3月以降に新しい芽が生えてきます。ですから、今頃伐採を行っても、非常に効率が悪いんですよね。ですから、今年度の事業ともダブってきます。ですから、今後ですね。事業がどうなのかはハッキリとはしませんが、なるべく絶対と言っておきますけれども、3月末までには完成ということで事業執行を行ってほしいと思っておりますので、提言を致しておきます。

○議長（有川和則君）

総務課長、福澤章二君。

○総務課長（福澤章二君）

空家住宅の改修についてお答えします。

今ご質問のありました施工が雑であるということですが、私が聞いた範囲ではですね、設計書と施工がちょっと違っていたということで、そこについては設計書に基づいてということで改良させましたけども、ただ一部についてはですね、その設計書自体があまりちゃんとされていないということがありまして、空き家住宅、この設計に基づいて改修する中で、開けて見ますとさらに手を入れないといけないということが随分出てきております。

非常に難しいんですけれども、どこまで当初設計で調査するかということで、設計事務所の方にも非常に変更が多いものですから、もっと当初でそこは見れないかということは相談しているんですけど、なかなか明けてみないと分からないということで、私共もちょっと苦慮しているところでございます。

それから、完成検査の関係ですけど、特にマニュアルというものは準備はしておりませんで、設計書に基づいて、この設計書に載っている箇所がちゃんとされているかどうか、それを一箇所ずつ点検していくというような検査の方法をとっております。

それから3点目の備品は何でも入るのかということですが、今一度いただきましたガスと灯油の関係につきましても、どういうことでそういったことになったのか私も承知しておりませんで、基本的には空き家改修の基本には最低限入居出来る範囲で改修するということにしておりますので、そのへんの基準は定めておりませんけれども、基準を統一したものを作らないといけないなと感じております。以上です。

○議長（有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

草地開発の平島の件でございます。今議員の言われるとおり、5月ごろ全て種も撒いてしたほうがですね、今後の種子、発芽の為に効率が良いのではないかと考えておりますけれども、どうしても今回の場合は、工事請負も考えたんですけど、地元施工というかたちをどうしてもとらざるを得ないということでしたんですけど、その時期ちょうど皆さんが忙しくて出られなかったということで、ここまで伸びてきている状態でございます。

今後はそういうことに留意しまして、発注していきたいと思っております。

○議長（有川和則君）

3番、日高助廣君。

○3番（日高助廣君）

空き家の改修ですけれども、当初設計事務所が行くわけですね。その中で、村のほうから最低限はここここだけはやってくださいよというような要望とかですね、そういうのをいれないと、設計事務所は見ただけで設計を作りますから、私が前にも申し上げましたが、地元ですね自治会長なり、出張員なりと、同行しまして、そういう実態を把握するということで、設計も行って欲しいということですね。検査もですね、設計事務所の仕様をつくってですね、それに基づきまして、写真の提出とかですね、そういう現状と工事。とっていますかね、それは。とっていますよね。検査を行うということと、実際にですね、釘を打ちますよね。5本打つべきところを3本で終わったりとかですね。

手でパッとやったらポヨンと壁が外れたりとかですね、そういうところもありました。ですから中身まで詳細にチェックを検査をやるべきだと。こういう部品を使うのに、5本の所を3本しか使っていないとかですね、そういうところもありました。

備品関係の最低ラインですかね、やっぱりしないと、入居者があれもしなさい、これもしなさいといって、上限がきりがいいわけですね。4,500千円ですかね、ありますけれども、その範囲内ですということなんですけれども、やはり経費を削減するという意味で、最低ラインのですね。給湯器を出して申しあげましたけれども、7島にガス給湯器、1島だけボイラー、これは誰が考えたっておかしいわけでしょ。何でこうしたのと。入居者がボイラーでないと駄目だって言いましたかとなるわけでしょ。ですからそのへんはやっぱり、ラインはしっかりしないと、住民との感情もおかしくなってきます。入居者間の感情もおかしい。なんでですか、そこは、と。自分のところはガス給湯器であそこだけ灯油ボイラーで。何でですかと。答弁ができませんよ。本当に。ですから、実態の調査をですね、お願いします。以上です。

○議長（有川和則君）

総務課長、福澤章二君。

○総務課長（福澤章二君）

只今ご指摘をいただきました特に補修箇所関係ですけども、又今回一号補正で設計を委託することをお願いしておりますので、5棟ですかね、その際には必ずそういった地元の関係者と設計事務所を同行して、調査するような体制をとっていききたいと思います。

それから、工事の関係ですけど、工事の関係につきましても、議員が言われますような細部にいたるようなところまで検査するように努めていきたいと思えます。

それから最後の備品関係ですけども、この関係につきましても、総務課内でもいろいろな議論をやっております、どこまで認めるのかということも、非常に、個々の住宅で、これはどうなのかと、非常に毎日のように出てきております。ですから、基準作りをして、統一して施工していきたいと考えております。

○議長（有川和則君）

他に質疑ありませんか。

6番、日高通君。

○6番（日高通君）

この空き家の改修関係でありますけど、非常に村のほうもIターン、Uターン者の受け入れをする為に、とにかく申し入れがあれば殆んど全て村のほうにそれを抱え込んだかたちでの改修をやるというのが現状ですね。そうしますと、建築年月日、あるいはまた構造上、屋根でも壁でも、いろんな類が生

じているわけですね。そうしますと、非常に空き家改修と一口に言いますけど、建築基準法に基づいて、当時建物が建てられた経緯はないと。島のもともとの住宅の骨組みの中に、改修をしながら大工さんが仕上げていった。それが昭和 50 年代の建築物じゃないのかなと思っているわけですね。

そうしますと、仮に口之島で言えば、かわらぶきがあり、あるいはルーHING張りがあり、あるいはシングルという、3 つの屋根構造が存在しているわけですよ。そうしますと、それらの耐用年数等もそれぞれが違うわけなんですね。そうしますと、村が今抱えている 4,500 千円を上限とする施工額ではですね、到底出来ないような家も存在してくると。そういうことで、非常にこう、我々も入居者が本当に安心して住める住環境の提供は必要だろうと思うわけですが、その反面やっぱり財源を伴うということで、尚且つその担当職員等にしてもですね、住宅が非常に一律化していないだけに、設計屋さんをお願いしても雨漏りの確認までは出来ないとか。あとで雨漏りが発見して、屋根の葺き替えをしなければいけないというかたちで、設計変更等は行われて来ているわけです。今現実ですね。

そういう意味でもう少し、空き家の建築基準というか、建築技術、あるいはまたその老朽化に伴う費用等の確認作業というかですね。そこらあたりをもう少し配慮すべきなのかなと。それに基づいて村の方も空き家改修を図ると。あるいは又設備の分についてもそうですよ。例えば先程の 3 番議員からあるように、給湯器でも LP ガスを使っているところもあれば、あるいは近年にいたっては灯油ボイラーを使っていると。こういう類が出てくる。あるいは風呂も沸かすタイプと、あるいはその給湯器かガス給湯器からの直接風呂を溜めているところもあるわけですよ。そうすると、台所に給湯器が配備されている所もあれば、配管がないという住宅も出てきている。そういう一つ一つの住宅の構造が、設備の構造がですね、それぞれまちまちなわけなんですね。だから、そこらあたりの、例えばその風呂場はここまでやりますよと。台所の給湯器はここまでなければ配管をしますよとか、そういう類はですね、やっぱりある程度示していかないと、元々ガス給湯器を使っていないところがですね、例えばその風呂の釜で沸かしている住宅も有り得るわけですよ。そうすると、当然そこは台所への給湯器が配管されていないわけですよ。そういうふうですね、住宅によって個別のものが出てきます。そこらあたりをやはり村の方ももう少し具体的に現地調査をして、設計会社からの積算をされた設計額に基づいて淡々とやるということよりも、それが本当に耐えうる施設なのかどうかもですね、考慮した上で今後の対策に活かしていただきたいと、そういう思いがします。

○議長（有川和則君）

総務課長、福澤章二君。

○総務課長（福澤章二君）

今ご提案いただきました件ですけれども、私共も今年に入りまして、いくらか、何棟かの空き家住宅を改修していいですよと了解をいただいた物件が 2〜3 軒ありますけれども、それを島に設計事務所が行ったついでに見てくださいということでお願いをしたら、とても改修するに至らない、状況じゃないということで、もうあれは手をつけないほうが良いということも、2〜3 棟出てきております。

そういったこともありまして、全てをやるというわけではなくて、今おっしゃいましたようにどれ位で手を入れれば有効活用ができるのかとか、そういったことまでを判断しまして、全てを受け入れるわけではなくて、そういったことからつめていきたいと思っております。

○議長（有川和則君）

質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（有川和則君）

質疑なしと認めます。

これで日程第 7、報告第 6 号、平成 23 年度十島村一般会計繰越明許費繰越計算書についての件を終わります。

△日程第 8 報告第 7 号 平成 23 年度十島村船舶交通特別会計繰越明許費繰越計算書についての件

○議長（有川和則君）

日程第 8、報告第 7 号、平成 23 年度十島村船舶交通特別会計繰越明許費繰越計算書についての件を議題とします。

それでは報告第 7 号についての報告を求めます。

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

この報告第 7 号につきましては、先程の報告第 6 号に関連するものでございます。

船舶会計の繰越明許費の計算書でございます。

一般会計からの繰出しということで、東之浜港の付属施設ということの費用でございますが、1,724 千円と致しまして、乗降用のアルミタラップの整備と船待コンテナシェルターの整備ということで、既に事業のほうは完了しているという状況になっております。以上で説明を終わります。

○議長（有川和則君）

報告が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（有川和則君）

質疑なしと認めます。

これで日程第 8、報告第 7 号、平成 23 年度十島村船舶交通特別会計繰越明許費繰越計算書についての件を終わります。

△日程報告

○議長（有川和則君）

これで、本日の議事日程は全て終了しました。

明日は午前 10 時にお集まりください。

△散会

○議長（有川和則君）

本日はこれで散会します。

ご苦労様でした。

△開議宣告

○議長（有川和則君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

昨日の説明を経済課長にして貰います。

経済課長。

○経済課長（松下賢次君）

それでは、昨日報告第5号でありました元浦港改修工事について、コンクリートの占める割合ということでございます。

皆様にお配りしています本工事費内訳表というのをご覧ください。

それでもって、ここのほうに上部工ということで、下のほうに鋼製型枠とかいろいろ書いてありますけど、右側のほうの備考欄にその直接工事費の占める割合ですね。鋼製型枠だと3.12%、足場が0.05%、それから伸縮目地が0.09%、コンクリートに占める割合が67.35%ということで、これだけ一応単価を47,178円、これは打設込みの金額でございます。直接工事費が70.62%、この諸経費が29.37%です。これは小数点第2の端数計算によってしていますので、総計はこれは全部は99%になるんじゃないですかね。そのとり方によって、ちょっと違います。

もう一件ありました。

燃料の消費計算でございます。

2枚紙をご覧ください。2つの表がございますけど、一番上の表のほうで、680（基準値）とあります。これが通常の、通常と言いますか、としまが当初入ったときの、フェリーとしまが入ったときの回転数でございます。この時で18.88キロノット。それから680、次は675、次は670とあります。今これで航海しております。670で18.61キロノットと言っております。下のほうの下の表を見ていただきますと、670のところには黒枠がございます。それをちょっと見ていただいて、節減率に節減率年間で213.8キロリットル、節減額で1631万円、年間削減できると言っております。下のほうに備考欄のほうに670回転で今運行しているということで、燃料単価は23年の平均の購入単価でございます。

裏面2ページ目をご覧ください。そこに各島の航進時間を書いてあります。一番左の、一番上のほうでございますけど、一番左、鹿児島時間と書いてあります。そして口之島、鹿児島から口之島の時間が670回転で今していますので、これで5分とあります。これは5分遅れているということでございます。そして口之島、中之島間が2分ということで、ずっと総計致しまして、最後の鹿児島一名瀬間の積み上げでもって、32分遅れてるということの表でございます。

○議長（有川和則君）

宜しいですか。

○経済課長（松下賢次君）

燃料消費量の計算の詳細についてはわかりませんので、計算式そのものというのは。

○議長（有川和則君）

只今から協議会に移します。

協議会

○議長（有川和則君）

それでは本会議に戻します。

△日程報告

○議長（有川和則君）

本日の日程は、お手元に配布しました議事日程表の通りと致します。

△日程第1 議案第58号 宝島製塩施設の指定管理者の指定についての件

○議長（有川和則君）

日程第1、議案第58号、宝島製塩施設の指定管理者の指定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

議案第58号の説明を致します。

この案件につきましては、宝島製塩施設の指定管理の指定でございます。

この宝島の製塩施設につきましては、今まで別の団体のほうに指定管理を行っていたわけなんですけれども、つい先だって、その指定管理者のほうから辞退届がございました。従いまして、今回新たに宝島製塩加工組合というところに指定管理をしようというものでございます。

ただ、この宝島の製塩施設につきましては、当時整備しました備品等がかなり古くなっておりまして、殆んど使用不能状態と言うことでございました。

この事業につきましては、県のほうの特定離島事業で進めたということもありまして、県のほうに財産処分の手続きということまで今申請をしております、内々では県のほうもそれを良いと言うことで、了解も得られております。

従いまして、この指定の期間につきましては、現在の製塩機器の機器が撤去してからということの指定になるかと思います。指定期間は29年の3月31日までを期間とするというものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（有川和則君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、松下直志君。

○2番（松下直志君）

撤去後の管理者、団体ももう既に内定というか、決まっているようですが、撤去後の計画等が概略でもわかっておれば教えていただきたい。

○議長（有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

撤去後の大体のその概略でございますけど、その製塩施設そのものに又釜を炊き釜ですかね、それは薪を利用する炊き釜ということで、もう既にアウトラインと言うか、そういうかたちは決めております。

それでもって、炊いて塩を作ると言うことでございます。

○議長（有川和則君）

2番、松下直志君。

○2番（松下直志君）

何と言うんですか、予算的な件も薪炊きの釜を作ると。釜の構造、あるいは材質、そういうのも既に計画がございしますか。

○議長（有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

今私のところにそのちょっと資料がございませんで、後で又提示差し上げます。

○議長（有川和則君）

他に質疑ありませんか。

3番、日高助廣君。

○3番（日高助廣君）

この施設はですね、何年間か放置と言うことで、塩が出来ていなかったように理解を致しておりますけれども、機械のですね撤去の費用ですね、これは村が撤去はするのか。それと、もう1点がですね、薪で製塩をするんだと言うことでありますけれども、計画でですね、年間に何トンの見込みがあるのか、そこまで計算が出来ているのかですね。果たして薪のみでですね、製塩が可能であるのか、そこまで計画書があがっているのかですね。わかっておれば説明を願います。

○議長（有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

その撤去費用としましては、明日補正予算の72号議案で出す予定でございします。

その29ページのほうに宝島製塩施設の機器撤去、それから電気設備補修ということで、大体100万円程度の予算を計上してございします。

それから薪ですということでございます。これは4分の1が生産者の負担と言うことで、4分の3が本村で補助金を出すとかたちですので、まだその本人の方からは、ガスじゃなくて、焚き物ですという、そういう概略のことしか聞いてませんので、まだその計画そのものはこちらのほうに完全なものはまだ上がってきておりません。

○議長（有川和則君）

3番、日高助廣君。

○3番（日高助廣君）

撤去の費用は理解は出来ますけれども、製塩のですね、製法の計画にですね、曖昧な点があつては、私はいけないと思うんですよ。

指定管理をする以上はですね、そこまでですね、計画を出していただきまして、失敗がないようですね、指定管理の施設を保持してもらいたいと考えておりますので、年間に何トン作るんだと。そして売上はこれこれあるんだと。利益はいくらと。そこまでやっぱり事業にですね、計画性を明確にしたほうが私は管理者としての要件であると思っておりますので、そこらのですね、指導もするべきではないかと考えておりますので、経済課のほうの考え方を伺いたい。

○議長（有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

この指定管理者になろうという方はですね、宝島のほうで既に製塩を作っている方と一時期いっしょになってちょっとやってたようですので、そういう知識とか、そういうのはある程度の知識はもっている方だと。それから自分でもいろいろインターネットなり調べてですね、ある程度のことは経済課のほうに話は聞いておりますので、今後その事業計画書をですね、ちゃんとこちらのほうで精査しましてですね、指摘するところがあれば指摘して、指導していきたいと思っております。

○議長（有川和則君）

他に質疑ありませんか。

6番、日高通君。

○6番（日高通君）

この指定管理を受けるに当たってですね、この加工組合なるものが何名程度で組織されているのか。それと、これの施設についてはですね、当初宝島の塩と言うことで、非常に評価も高く、残念な結果

で途中で製造が出来なかったと。私共の期待を少し裏切ったのかなという思いがしているわけですが、ただ当初から色々と組織上におけるですね、やはり問題がなかったのかということで、この製塩施設を造るに当たってもですね、いろいろと議会でも問題になったわけであります。

そういうことを踏まえて、この組織、いけば指定管理者としてやった場合にですね、過去のひとつの反省と言うものを十分に生かしてですね、彼らが充分な生産を出来るような、あるいはまたそれで生計を維持出来るようなですね、やはり計画性というのはあってしかるべきことなんですね。そういう意味で、いろんな技術的なことも今中途のような思いがします。そういう意味では本当にこの施設を活用してのやっぱり地域興し、あるいは又生産活動というものがですね、充分行われるように、村のほうからもうやっぱりある程度バックアップと言うか、指導体制をきちんとしていかないとですね、おまかせをしてしまうと又二の舞になってくるのかなと思っております。特にまた設備に対しては、4分の1の補助という本人にとっても大きな負担を下げられてくるわけでありますから、そういうところも充分配慮しながらですね、この製造が本当にトカラの産物として評価ができるように。又、本人にとっても、この施設を活用することによって、十島での定住と言うものがですね、出来るような、やはり環境づくりはしてあげるべきだろうと私は思っております。

そういう意味で組織におけるもう少し具体的なものを説明願いたい。

○議長（有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

当初のこの宝島製塩、だいぶ前になるんですけど、それこそ宝島における先駆者的みたいなかたちで、製塩組合、製塩所というのを作って、ある程度の、いろいろなマスコミ等なんかでも大変好評を呼んだ塩でありましたけど、その結果的にはですね、ちょっとあんまり、最終的には良い結果じゃなくて、喧嘩別れしたようなかたちでもってそのまま放置されたということでございます。

今回の件はですね、私共も重々知っていますので、そういうことが無いようにですね、はじめからちゃんとその事業計画書等、それからその中でやっていける、どういうかたちで販売とか、そういうのなんかも確立していけるのかというのを精査しながらですね、見守っていきたいと思っております。

○議長（有川和則君）

6番、日高通君。

○6番（日高通君）

また、もうひとつはですね、宝島では2名の方がこれまでやってきているわけですね。そういう意味では非常に数的には製造量が少ないだけに、お互いが競合するという環境がさらに出てくるわけですね。そういう意味では、同じ島内での製造でありますから、そういうところの連携というか、流通の価格においてもですね、やはり色々と目に見えないトラブル等も起こりうるということもあり得るわけありますから、そういうところも行政的にもですね、介入、なかなかこの価格面においては介入しづらいんだろうけども、同じ製造者が本当にこうお互いが競い合うようなかたちでですね、いい環境での製造が出来るように指導願いたい。

○議長（有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

今のこの製塩と、塩というんですかね、そういうのは全国的に有名になってきてまして、各地方でこういう塩、製塩、焼き塩とかそれぞれございます。

そういう中において、宝島で3社も競合するというかたちでもって、共倒れというか、そういうかたちになるんじゃないかという危惧するような時もございますけど、やはり、販路拡大を狙ってですね、やり方次第だと思うんです。インターネット等、ヤフーなり、そういうところなんかを駆使してですね、売り込みの仕方とか、またNPOを通じての売り込みの仕方とか、様々なかたちがあるのではないかと思いますので、そうしたときに3社競合するようなかたちで、お互いに伸びるかたちに持っていければなんと、経済課としても思っているところでございます。

○議長（有川和則君）

質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（有川和則君）

質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（有川和則君）

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
それではこれから日程第 1、議案第 58 号、宝島製塩施設の指定管理者の指定についての件を採決します。
お諮りします。
本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（有川和則君）

異議なしと認めます。
従って、日程第 1、議案第 58 号、宝島製塩施設の指定管理者の指定についての件は原案のとおり可決することに決定しました。

△日程第 2 議案第 59 号 中之島高尾地区被覆栽培施設等の指定管理者の指定についての件

○議長（有川和則君）

日程第 2、議案第 59 号、中之島高尾地区被覆栽培施設等の指定管理者の指定についての件を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

議案第 59 号の説明を致します。
この案件につきましては、中之島高尾地区被覆栽培施設の指定管理の指定でございます。
この施設の内訳につきましては、議案のとおり示しております。まず、木柱平張の施設と致しまして 3 棟。それから旧ヤギの飼育舎施設を改修しました農業機械倉庫 1 棟というものを指定管理者のほうにお願いするということになっております。
指定管理の先につきましては、中之島農産物生産組合という団体でございます。指定の期間につきましては、本年 7 月 1 日から 29 年の 3 月 31 日までという期間になっております。以上です。

○議長（有川和則君）

提案理由の説明が終わりました。
これから質疑を行います。
質疑ありませんか。
4 番、永田和彦君。

○4 番（永田和彦君）

この指定管理の団体及び団体等については、基本的に問題はないかと思うんですが、先程の製塩の関係と関連する部分で伺います。
先程こういった施設を活用してのいろんな特産品、それから農産物等の生産を進めて貰うという部分については、有効活用していただいて、それぞれの生産者の方々の大切な収入源にいただければと思うんですが、先程経済課長のほうからも販売の部分について、例えばインターネットの活用であるとかという部分で触れられましたが、いろんな部分、関連する部分で、せっかく村の中にインターネット等の整備も終わった中、なかなかそういった部分がうまく活用されてないのも実態ではないのかなと。

せっかくこういった施設を利用して生産しても、うまく流通にのせられない生産者がいらっしゃるのも事実。逆にのせようとしても、特にネット販売等で実際物を販売するとなると、非常に運賃がかかってくると。そういった部分も総括的に考えて、指定管理の指定と直接的には関係はないのかもしれないですけど、あえて触れさせていただきたいのは、この後特定離島の今年度の部分の関係についても出てくるんですが、運賃助成の関係、そういった部分も含めて、例えばですね、中之島のほうでビワを生産されている方がネット販売をするとなった場合、運賃が郵便発送をする場合 1,400 円かかると。で、物はせいぜい一箱 2 千円で売れるか売れないか。ただ 2 千円にするとネット上でなかなかお客さんがつかないと。ちょっと割高感があつてと。それを 1,800 円で売っています。1 年間一生懸命汗水たらして作ったもの、一箱売っても 400 円なんですよね。手取り。ただそれは、運賃と売上の関係で、それに資材費やら込みを考えたら、400 円もおそらく手取りはないと思います。それが現状です。

そういった部分を考えて、せっかくこういったかたちで指定管理で地元の方に活用して貰うと、非常にいいことだと思うんですけど、昨日の一般質問でも触れた部分ですけど、販路流通の部分も含めて、村としての対応を今後又積極的に取り組んでいただきたいという思いなんですけど、その点について、村のほうの基本的な考え方を伺いたい。

○議長（有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

島でせっかく良いものが出来たのに、運賃に食われてなかなかその販売ができないと。これはもう前から農業とかそれから勿論畜産関係からしても大きなネックでございましたけど、本年度特定離島を活用しましてですね、それでもって運賃、平成 23 年度の実績から金額ははじいたわけでございますけど、明日の又補正予算にも計上しておりますけど、農産物出荷運賃補助というかたちで、全額今回は 1,400 千円程度計上しております。

又、今質問はございませんでしたけど、畜産飼料等についての補助についてもですね、それ以上の補助を考えておりますので、24 年度その良いものが出来ればですね、運賃そのものを考えずに、その品物のどれだけの価値が、付加価値が出るかというのが、本当に今年あたり、その出来たものについての消費者のそういう目というんですかね、そういうのがあって良いものが出来れば出来るほど、又要望が入るのではないかと期待しているところでございますので、今回の全額運賃補助ということで、対応していきたいと思っております。

○議長（有川和則君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

2 点目のほうの、流通販路対策の関係でございますけど、私は就任して担当課のほうに投げかけておりますのは、ひとつは友好島民がある程度確立されてきていると。そういう団体に対して村のほうのその特産品等の販売のネットワークを広げるといふことの対策を考えてくれと。

それから、ふるさと会の組織がありまして、約ふるさと会で 400 名程度の組織になっているみたいです。

そこへの村の販売品の特産品の販売の売り込みということも含めて、ちょっと検討するように指示を出しておりますので、小規模な団体かもしれませんが一応そういうところから細かくやっていけば、何らかの対策が見えてくるのではないかなと思っております。

○議長（有川和則君）

他に質疑ありませんか。

3 番、日高助廣君。

○3 番（日高助廣君）

このですね、高尾地区の施設をですね、2 年前から始まりまして、昨年度までですね、整備が行われて、本年度も又整備をやっておりますけれども、当初ですね、この施設は公社化をするんだと。十島村の農業の拠点にするんだと言うことで始めました。

今後ですね、新規就農者が入ってきた場合ですよ。他の島もありますけれども、一定期間の間ここで研修とかですね、就農の研修の場にもさせて欲しいとは思っているわけですよ。ですから、そういうビジョンがきちっとですね、定まってないと出来ないわけでありまして、ただ組合員を集めて、あななたちで作ってくださいというのとは訳がまた違うんですよ。私たちに示したのは、公社化するんだと。

そこで、十島村の農業のですね、一大の拠点を作るんだということが聞いておりますので、そこらへんのビジョンをですね、どのように村として持っているのか、村長の考えを伺います。

○議長（有川和則君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

確かに高尾地区につきましては、村が一昨年からかなりの費用を投入しております。モデル地区というかたちで、議員が言われますように、目的を当初定めていたわけなんですけど、この 24 年度から方向がちょっと変わってきつつあるような気がします。私も中身のほうはまだ詳細に伺っておりませんので、議員が言われるようなものが出来るようなことであればですね、確かにモデル地区でスタートしているわけですので、何らかの村のほうで研修制度と。新しい I ターン、あるいは U ターンの関係者、農業に従事する上での体験的なその研修の場ということ等も当然あるべきじゃないのかなと思っております。

○議長（有川和則君）

3 番、日高助廣君。

○3 番（日高助廣君）

是非ですね、そういう対極に立ってですね、全島全村的なですね、農業の基地としてですね、ここを有効利用をお願いしたいと私は思っているわけでありまして、決して私の言っていることが意味は理解してもらえたと思うんですけど、そこらへんのですね、ビジョンをしっかりと持って取りくんで欲しいということを申し上げておきます。

○議長（有川和則君）

他に質疑ありませんか。

6 番、日高通君。

○6 番（日高通君）

3 番議員との質疑と重複すると思いますが、昨年、昨年じゃないですね。今年度、今年か。ここでの栽培されたものは出荷されたということで、3 月議会後に各議員にもその売上等が示されたわけがありますけれども、今 5 名の方がこの中でそれぞれの農地を借受けてやっていると聞いているわけがありますけど、その選定等の中身についてはですね、私共はまだ伺っているわけではないわけです。そういう意味で、何名の方でどういう日常の生産活動をされているのか。そこらも合わせて聞かせていただきたい。

○議長（有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

この中之島の高尾地区の農業経営については、今回こうして指定管理の指定をする前にその組合めたいな組織めたいな形をとろうということで、生産組合めたいなかたちをとろうということで、村が中心となって、島の方を始め、それから IU ターン者なんかを集めまして、それから一応公募しました。公募したところが今のところ 4 名来まして、その中に U ターン者が 1 名、I ターン者が 3 名来ておりまして、そのうちの I ターン者という中に、沖永良部のほうから営農指導員というかたちで、その方を常駐させまして、その方を中心として様々な、今のところ 24 年度で計画しているのが馬鈴薯、それから生姜、ニンニク等を計画しているわけですが、そういう作物を作ってですね、生産していこうということでございます。大体本年度で 1.8 ヘクタール位ですかね、計画しております。

その団体、今回その被覆栽培等の指定管理をしまして、今回お示ししている方が指定管理者になったわけですが、そのやり方としては営農指導員を中心とした作物の作り方とか、そういうのを平張り施設またはハウスの被覆施設の中で展開していこうというものでございます。

○議長（有川和則君）

6 番、日高通君。

○6 番（日高通君）

ということは、この組合を通して、4 名の方が共同作業、もしくは共同出荷体制というかたちをとるという解釈になるわけですかね。それとも、個別の 4 名の方々がそれぞれが生産等を独自にやっていくとなりますよね。そうしますと、1.8 ヘクタールの計画というのは、現在 3 ヘクタール位をやっているのかな。農地としては。それ全て生産組合のほうに借り出しているのが、今現状ですよね。

そうしますと、先程の本年度その売上しました額を見ますと、非常に寂しい限りでありましたけれども、これが必ずしも今年もそうだとは言いきれない面もあると思いますが、ただそれを基準として、生産活動をしていった場合に、非常にこうあの売上高を見る限りですね、厳しい現実があるなということを感じております。

そういう意味で、農業というものは、それこそ一人1町歩、2町歩という単位で農地面積を確保しないと、独立した専門的な農業は出来ないというのが、誰もが認識しているところなんです。

そういう意味で中之島における生産組合というものが、今回その営農指導員的な形で中心にその生産活動をされるということですが、問題は今支援事業等を活用しながらの従事をしているわけですから、ある程度そういう部分は保証はされます。それ以後の問題がどういうふうになるのか、非常に不透明だなという思いがするわけですが、村としてどういうものを求めて、あるいはこの農地を貸し出すことによって、どういう生産活動をやろうとしているのかもう少し具体的に示さないと、今の現状のような生産ペースでいくとですね、おそらく離農と、もしくは十島村での定住は出来ないというふうになってしまうことが一番我々も恐れているわけですが、そこらあたりの、何て言うかな、見通し的なものを、村としてどういうふうに判断しているのかなと。

私も直接的にその農業に従事しておりますから、農業の厳しさは人並み以上に知っております。先程から言うように運賃コストの問題、十島の運賃コストですね、これらを含めて、十島でのその生産活動をする為には、非常にこれが大きな重荷になっていることは誰よりも知っております。

そういう意味で、特産品作りだと言うことで、いろんな皆さん夢を描きながら生産活動に励んでいくわけですが、特にこの農業生産についてはですね、面積というのが大きなこの分岐点になるわけです。経営の。そういう意味で、今後の方針とかね、どの程度この人たちがやろうとしているのか、村はどういう対策をその中でとろうとしているのか、そこら辺りがですね、もう少し見えないと。

農地は整備しました。けどなかなかそこにマッチしなかった。最後は離農という、非常に我々が一番恐れている結果が出るような気がせんでもないんですけど、そこらあたりの考え方を聞かせてください。

○議長（有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

一年目からですね、私共も結果が出るとは思っていません。ハッキリ言って今まで荒れた農地でもって、そこを開墾してやったわけですので、1年目から結果が出ればそれはもう万々歳ではなかったかと思いますが、やはりその結果をというのは惨たんたるものでございました。

しかし、その何故こういう結果になったかという分析は全てしております。本年度もその分析を踏まえて、新たに又土作りから始めようという形で持っていっております。

それから、その生産組合そのものというのは、4名でやりますけど、4名の方が皆さん一斉にそれぞれ採用するのではなくて、ある程度区割りさせます。その方に責任を持たせて、その4人の方で話し合っていて、それぞれの区画でもって作業をしてもらいます。

しかし、出荷とかそれから収穫とか、出荷とかそうなればどうしても人手が要ります。その時は一斉にやろうと。また足りないときは島から農家の手の空いている方でもお手伝い願って、収穫、出荷、作業と。で、それでいくらかでもまた島に賃金が。そこまで見込めばたいしたもんじゃないかと思っております。

で、今回その方なんかが今、新規就業者支援金というかたちで頑張っておりますけれども、それが切れたときにどうなるかということですが、その為にも規模拡大をまた増やしていったら、ある程度の先程6番議員の言われたとおり、ある程度の面積がないと、それだけの収穫を生むことはできません。

そうする為にも、勿論機械化も必要です。そういう機械化をまた繁栄させる為にも、村としても様々なこれから施策をうっていくつもりでございます。

その機械購入にしても、これはあとで又協議会でも話をしますが、機械購入のしやすいような形をとっていかうとかたちなんかも、それから産業資金、そういうのなんかも、使いやすいなかたちを取っていかうと思っております。

○議長（有川和則君）

6番、日高通君。

○6番（日高通君）

要するにですね、やっぱり、経済課長がおっしゃるように、この規模拡大ということにね、ここに尽きるというか、これなくしてね、農業というのはやれないんですね。

ある意味では今のその農地等でですね、おそらく私は考える限り生計を立てるような面積は無いんです。そういう意味では今の支援事業をうまく活用しながら、これからの規模拡大をどうさせるか、本当にその生産意欲をどう高めさせるかというのをですね、合わせて村のほうから。個別にこの人たちが独自にこれを自分たちでやった農地で無いですから。村がそれだけ支援をして、その中で呼び込んで、この農地を活用させているわけですから、ある程度村のほうからですね、そこには指導体制をきちんと入れ込みながら、やっぱり規模拡大のやっぱり道筋をきちんと作ってあげると。そうすれば、3年ないし4年後にはですね、大きな生産農家として私は出荷体制が出来るのかなという希望は持っております。

そういう意味で、残念なことに補正予算で土壤改良等の問題も上がっているような気もしたんですけども、残念なことに中之島におけるですね、堆肥というものがですね、加工できないというのが少し残念だなと思っております。

やはり荒れ果てた土地を改良する為には、まず1～2年前にですね、堆肥をいっぱい入れ込んで、そして土壤を改良して、そしてそれをまた活用させていくというひとつの段階があるわけですけど、なかなか地元の畜産農家が堆肥を加工出来ていないという中ではですね、少し金のかかる土壤改良になるなという思いがします。

そういう意味で、そこらあたりのこの対策もですね、充分、ただ購入することは簡単です。それもただ生産農家にはそれが負担になってくるわけでしょう。ある意味では、100%村が出資するわけではないわけですから。一部受益者負担をしなければいけないということになるとですね、相当な経費がかかってくるわけですよ。そこらあたりも今後のひとつの課題だなと思います。そういう対策はないでしょう。

○議長（有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

今回、昨年からしてるんですけど、一応昨年からのやり方としては、今緑肥。牧草を植えまして、それをまた天地返しをしましてですね、その緑肥を、緑肥堆肥というやり方を今行っているところでございます。鹿児島県のへんなんかではよく、田植えの済んだ後にレンゲとかそういうのを蒔いて、それを又時期になって、それを掘り起こしてそういうかたちを取る。そういう形でもって今回、その購入の肥料ばかりでは相当金額も上がりますので、そういうかたちを実験的にやっているところでございます。

○議長（有川和則君）

質疑ありませんか。

7番、平泉二太君。

○7番（平泉二太君）

また、今年も平張施設を8棟、整備するという予定なんですけど、これあたりの作付けは何を考えているのか。

それと、ちょっと私忘れてしまったんですが、2年ぐらい前にハウスを建てるときに、組合に補助を出していますよね。その、ちょっと忘れてしまったが、この団体名は何だったか。

○議長（有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

そのハウスにつきましては、キンカン、それからタンカン、せとか、それから今度は新たにビワを。

そのビワというのは無袋です。無袋のビワを考えております。先程のその生産組合は又帰ってから今ちょっと思いつきませんので。

○議長（有川和則君）

質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（有川和則君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。
討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(有川和則君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それでは、これから日程第 2、議案第 59 号、中之島高尾地区被覆栽培施設等の指定管理者の指定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(有川和則君)

異議なしと認めます。

従って、日程第 2、議案第 59 号、中之島高尾地区被覆栽培施設等の指定管理者の指定についての件は、原案のとおり可決することに決定しました。

△日程第 3 議案第 60 号 口之島フリースポーツ施設等の指定管理者の指定についての件

○議長(有川和則君)

日程第 3、議案第 60 号、口之島フリースポーツ施設等の指定管理者の指定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、肥後正司君。

○村長(肥後正司君)

説明致します。

この案件につきましては、口之島フリースポーツ施設等の指定管理の案件でございます。昨年度の事業におきまして、口之島のほうの車道の終点部分にトイレ施設が完備致しました。その管理に伴いまして、管理をお願いするということで、今回口之島自治会のほうに指定管理をお願いしようというものでございます。

指定の期間につきましては、来月の 7 月 1 日から 29 年の 6 月 30 日までを予定しております。以上で説明を終わります。

○議長(有川和則君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6 番、日高通君。

○6 番(日高通君)

このレクリエーション施設のトイレを設置したわけですが、これにかかる費用等、費用等というか、今後の維持管理費ですね、等どういう扱い方をするのか。あるいは又施設等によってはですね、委託費の発生しないものもうちの指定管理者の中では結構ございます。そういう意味で、ここは観光者が主に使用するというのがこの施設であろうと思いますけれども、そこらあたりの今後の考え方を聞かせていただきたい。

○議長(有川和則君)

経済課長、松下賢次君。

○経済課長(松下賢次君)

指定管理になる期間は本年度の 7 月の 1 日からでございますので、4 月、5 月、6 月の電気代、水道代は本村で一応今回計上しております。この施設は新しい施設なものですから、まだ実績があがってい

ませんので、どれ位かかるかというのも私共のほうとしては把握はしておりませんが、一応電気が月 2,000 円かかるということで、それから水道代が月に基本料金を含めまして 10 トン位使用したというのを見越して大体 1,215 円。これを合わせまして月、税込みでございまして 3,215 円位かかるんじゃないかということで 9 か月分の積算をしまして 30,000 円の指定管理料でお願いしようかと思っています。

しかし、一応その協定書を結んでの話でございまして、年度末になってどうしても足りなくなったと、そういうのが出てきましたら、中止なり、そういうのを検討しまして、また追加と言うかたちになる場合は、それぞれ協議して決めていきたいと思っております。

○議長（有川和則君）

6 番、日高通君。

○6 番（日高通君）

非常に今のところ、その利用料金等も設定はしていないんですよね。そうしますと、ここでの利用者というのが非常に把握しにくいというのかな。誰でも何時でもいけるという状況なもんだから、多分に自治会もしくは村のほうでもそのどれ位の人が利用されたのか、またそのことを、そこを見学をされたのかというのは非常に分かりづらいんだと思います。

そういう意味で 30,000 円程度の委託料を見込んであるんだということでありまして、初年度のうちにそこらへんも充分、出来る範囲内で結構だと思いますけど、その利用者数等の把握等もするようにですね、村のほうから指示をすべきだろうと思います。その点を伺います。

○議長（有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

フリイ岳そのものというのが、なかなかしょっちゅう島の方が行けるあれではございませんので、出来る限り出張員を通しましてですね、どの位の方が行っているかとか、そういうのを把握して、人間の把握、それから電気料、水道のメーター等を点検しまして、今後の指定管理料に反映していきたいと思っております。

○議長（有川和則君）

6 番、日高通君。

○6 番（日高通君）

もう 1 件だけね。

この施設はですね、トイレは下です。展望台まで行く間にですね、かなりの距離があります。だいたい片道 15 分、元気な人間で 15 分歩かなきゃいけないということで、その展望施設もしくは又過去の兵舎跡等があるわけです。そうしますと、竹林がですね、もうかなりこう利用されずに生えているということで、多分自治会としてもこの管理に一番頭を悩ますんじゃないかなと思っております。

そういうことで、その周辺の伐採等についてやはりこの委託料の中で考慮すべきなのかなという感があります。その点を伺いたい。

○議長（有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

確かにレクリエーション施設そのものというのは、口之島のフリイ岳においては、そのまましておけば、草が生えて、上まで登れない状況は出てくるかと思えます。

その時に賃金等発生するかと思いますけど、そういう諸々の話を又、協議会でですね、その指定管理者の受益者のあり方ということで是非協議したいということで、皆様と賃金の取扱ですね、それぞれレクリエーション施設とかそれから他にも温泉施設、生活改善施設とかございまして、そこで協議で確認しまして、今後の協定書なりに反映していきたいと思っております。

○議長（有川和則君）

他に質疑ありませんか。

1 番、日高久志君。

○1 番（日高久志君）

指定管理をされるわけですが、指定管理を受けた際に、電気料の問題が大変。例えば、参考に出しますと、平島の場合は東之浜のレクリエーション施設、これが電気代が随分かかっている状態です。

指定管理以上にその自治会としての支払いが負担が大きいということで、計画の段階で随分失敗したかなと、個人的には思っているところです。その中で自治会も入ってですね、その施設のあり方とか検討すれば良かったんですけども、そういうことが出来てこなかったということで、反省を踏まえて、今後村がそういう施設を造る場合ですね、電気料の負担がかからないように、例えば自然の風力発電とかですね、太陽光発電を利用するとか、施設の場所によって、それが対応できる場合、出来ない場合が、できるできないケースが出てくると思うんですけども、100%そういうことをやれと言うことではなくて、対応できるところはそういう検討しながら、施設を考えていくべきではないかと思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

平島の場合もその指定管理料というのは 23 年度の場合は、こうしてみますと 2,500 円ほどの電気代で赤字を生んでいるということでございます。

またそういうことにつきましては、協定書の中にそれぞれ甲乙でもって協議して、その補填分については検討していこうというふうになっております。

又、今 1 番議員からありましたとおり、再生エネルギーについては、本当に今後いろいろな施設に使用していかなくてはならないのではないかと思います。今までもっと機能も例の冷凍機のことですうしても電力が不足ということでございますので、再生エネルギーの活用というのはメンテナンスとかそういうのを考えながらですね、利用できるところには利用していきたいと思っています。

○議長（有川和則君）

質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（有川和則君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（有川和則君）

討論なしと認めます。

それではこれから日程第 3、議案第 60 号、口之島フリイ岳レクリエーション施設の指定管理者の指定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（有川和則君）

異議なしと認めます。

従って、日程第 3、議案第 60 号、口之島フリイ岳レクリエーション施設の指定管理者の指定についての件は原案のとおり可決することに決定しました。

△日程第 4 議案第 61 号 十島村平島中園墓地の指定管理者の指定についての件

○議長（有川和則君）

日程第 4、議案第 61 号、十島村平島中園墓地の指定管理者の指定についての件を議題とします。

本案については、日高久志君に直接の利害関係のある事案であると認められますので、地方自治法第 117 条の規定によって除斥とし、日高久志君の退場を求めます。

（日高久志議員退場）

○議長（有川和則君）

提案理由の説明を求めます。

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

説明致します。

この案件につきましては、平島地区の墓地の指定管理の関係でございます。

ご案内の通りこの墓地が村の村営墓地ということで、昨年の事業で完成致しました。

この平島の中園墓地を今後管理運営する中にあって、平島自治会を指定管理として来月の 1 日から 29 年の 3 月 31 日までを指定管理をお願いするという議案でございます。以上で説明を終わります。

○議長（有川和則君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5 番、前田功一君。

○5 番（前田功一君）

ここの完成状況がちょっと私なんか把握できてないんだけど、そういうものが何か分かるものが資料等あれば提示いただきたいんですが。

○議長（有川和則君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

この事業は 3 月の段階で条例等も改正しまして、完成しております。

それで、一応 4 月の部分のかたちではしておりませんで、7 月かたちで指定管理のほうはなると。口之島等と同じような形で 4 月 1 日、間を空けてやるようにしているんですが、完成の部分で一区画 6 m² の 14 区画完成しております。

14 区画の分譲という形になるかと思います。

管理につきましては、平島自治会のほうでお願いしまして、条例のほうで場所の指定もしております。

それから、永代使用料につきましても、口之島同様 10 万円、年間の管理料ということで 500 円というかたちで条例を制定しております。

○議長（有川和則君）

5 番、前田功一君。

○5 番（前田功一君）

その点は理解しました。ただ、場所と、私なんかちょっとその地理的な場所と、実際にその完成状況等を見れてないんで、あと写真等の資料等があれば後で提示頂きたいと思います。

○議長（有川和則君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

それでは、担当のほうに昼間のうちに作らせまして、完成図面とそれと位置図。それと写真等がありましたらコピーをした分でお渡し致します。

○議長（有川和則君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

これはですね、十島村村立墓地の設置及び管理に関する条例が制定されております。

口之島が完成したとき設置しておりまして、今年の 3 月にこれに平島の中園地区という形で条例は改正しております。

その中で、別表としまして、一区画 6 m² ということで、永代利用料金ということでですね。使用料金ではなくて、利用料金ですね。これを 10 万円と条例で定めております。

それから年間の管理利用料金、これは 500 円ということでございます。

今回の指定に当たりましては、口之島地区と同様に自治会のほうに指定管理をお願いしまして、管理をして貰うと。ですから、自治会の当分、当面の間というかたちでですね、この指定管理料は無償というかたちになっております。

ただし、区画購入者がおりましたら、年間の利用料金と言うかたちですね、墓を立てた場合 500 円、その方から土地の持ち主から自治会のほうが受け取ると。それで管理をして貰うと。

設備的には電気設備はありませんので、水道の料金かと思いますので、これ等も自治会の負担となりますので、実質この管理料と言うかたちで、個人からもらった部分がですね、こういったその使用料の、水道料の中にですね、処理されると考えております。

○議長（有川和則君）

他に質疑ありませんか。

6 番、日高通君。

○6 番（日高通君）

指定管理となる団体の件で、総務課長にちょっと伺いたいんですけども、これまではそれぞれの自治会長であったりですね、その団体の長であったりしてきました。今、今回はそれぞれの自治会と言うふうに置き換えてきたわけですね。

そうしますと、この団体そのものは法的には自治会の第三者が管理をしても良いという解釈はとれるのか。それとも、あくまでもその自治会の会長もしくはそれに準ずる人が管理者として村は見ているのか、その解釈だけを聞かせていただきたい。

○議長（有川和則君）

総務課長、福澤章二君。

○総務課長（福澤章二君）

この指定管理者となる団体ということですが、自治法の中にも特にこの代表者まで記載しろということはありませんで、このような取扱、自治会長、特に自治会長につきましては、1 年で代わったりされるということで、3 月議会からこのような取扱をしておりますけれども、基本的には団体ということで、責任は団体の長にあると。しかし、その管理するのはこの団体の長の支持の下にその団体が管理するということになるかと思ひます。

○議長（有川和則君）

他に質疑ありませんか。

6 番、日高通君。

○6 番（日高通君）

そういうことであればですね、我々も議会で承認をするわけなんですよね。そうしますと、例えばこの先程の案件でも、先程の高尾地区の農業管理でもそうですね。これでもやっぱり生産組合団体としてあげればですね、この人がまず、ここでわざわざ指定をしているわけですから、組合長と言うかたちですね。そういうことであれば、今自治会あたりに非常にこう、指定管理の中で結構指定をされているわけですよ。そうすると、やっぱり行政上のいろんな役割を果たさなきゃいけないということでも、かなり負担になってくるのもあるのかなと思うわけです。ですから、そこらあたりの解釈というか、捉え方として、自治会もしくはそれぞれの団体にした場合に、その構成する誰かに責任を持ってやることも可能なんだというところまで示してあげたほうがですね、少しく負担がかかるのかなと。なんか全て自治会長がしないといけないとなると、そこに全部しわ寄せが来て、本人達がやっぱり負担になってくる一面もあるのかなと思うわけです。

そこらあたりの地方自治法での解釈は、そういうこと。団体ということであれば良いということであればですね、そういう解釈の元にそういうことも支持してあげてもいいのかなと思うわけですが、いかがですか。

○議長（有川和則君）

総務課長、福澤章二君。

○総務課長（福澤章二君）

今ございましたけど、あくまで指定管理となる団体ということで指定するわけでありまして、実際にその業務に携わるのが社長、代表者で無ければならないということではございませんので、その団体が維持運営に従事するというので、全く問題はございませんので、またこの指定管理を受けた団体につきましては、そのようなことも説明しながら協定書を結んでいきたいと思ひます。

○議長（有川和則君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。
討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長（有川和則君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから日程第 4、議案第 61 号、十島村平島中園墓地の指定管理者の指定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（有川和則君）

異議なしと認めます。

従って、日程第 4、議案第 61 号、十島村平島中園墓地の指定管理者の指定についての件は原案のとおり可決することに決定しました。

これより 10 分間休憩します。

11 時 25 分にお集まりください。

休憩	1 1 時 1 5 分
再開	1 1 時 2 5 分

○議長（有川和則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第 5 議案第 62 号 権利の放棄についての件（肉用牛特別導入型基金）

○議長（有川和則君）

日程第 5、議案第 62 号、権利の放棄についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

議案の説明を致します。

権利の内容につきましては、十島村肉用牛特別導入型基金における貸付牛の金銭債権を放棄する案件でございます。

放棄を受ける者につきましては、議案書に記載のとおりでございます。あえて氏名を出さないのは個人情報に関係からしまして、議案書の方での説明に変えさせていただきます。

権利放棄額につきましては 33 万円となっております。

放棄の理由と致しまして、20 年 5 月 13 日十島村肉用牛特別導入事業によりまして、肉用牛繁殖牛としまして飼養管理を行っておりましたが、24 年の 4 月 22 日に、早朝に飼養管理に行くと、腹が膨張状態で死亡しておりました。死亡原因としましては、腹が膨満状態になっていたことや、前日の疾病などの症状から見まして、急性の鼓脹症で死亡したと判断されております。

飼養管理につきましては、適正に行われておりまして、管理者に責任がないと判断できることから、

償還未済額の権利の放棄をするというものでございます。

参考と致しまして、事故などの報告書、現認書、検案書等を添付してございますので、参考としていただければと思います。説明を終わります。

○議長（有川和則君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6 番、日高通君。

○6 番（日高通君）

この事業は、国庫補助を伴う、特別導入型の貸付牛でありますけども、この案件につきましてはですね、債権放棄額が 330,000 円ということで処理をされております。

ところが又後ほど上がってきます、十島村優良雌牛牛についても、又若干のあれがありますけど、ただですね、私が一番心配するのは 330,000 円の償還が残る。しかしながら、導入時期のですね、この牛が 422,508 円かかっているわけですね。導入時点で約 9 万円程度自己負担が発生しております。そういう意味で、この事業についてはですね、制度的には 5 年の償還内に死亡した場合には償還放棄ができるというふうになっている事業でありますから、ある意味農家にとっては救われている部分があるわけですが、それにしても、それにしても導入時に 9 万円程度自己負担をされているわけですね。

それからしますと、先程村長からの所信表明の中でも、畜産は村の中の基幹産業の重要な位置であるということを含めて、今後農家の損失を抑える為にも家畜共済制度のありようというのを実現を図らなければいけないということで、農家にとっては非常に有難いひとつの政策の打ち出しをされたわけがありますけども、何せ今回こうして議案書で上がってくる分については、導入事業というものは目に見えて出てきます。しかしながら、今日の十島村における子牛の保留というのは、自家保留というのにも結構な数いるわけなんです。

これは事業を通さずに自分で導入をする、自分で自家保留をすると。しかしながら、こういう 5 年間で死亡している事例というのは、結構いるわけですね。

ところが、全くその共済制度が確立されていない関係で、もう 100% 損失をするというかたちが現実なんです。

そういうことも踏まえると、やはりこの家畜共済制度というのがですね、早急な対策として検討に値するのかなと思っております。

今回でもこの事業を通して上がってくるのは、権利の放棄についてもですね、結構な数上がってきていますけれども、その月々の導入されたものを見てもですね、結構な数おります。尚且つ、この中に自家保留牛の死亡事故というのは表面にたって見えないだけの話でありますから、そういうことを踏まえて、経済課としての考え方があれば聞かせていただきたい。

○議長（有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

共済制度のあり方については以前から議題にあがっていることでございます。

今回、畜産組合も独立したかたちをとっているわけでございますので、どうにかしてその共済制度を確立しなくちゃならないということは重々わかっております。

しかし、他の組合関係なんかに十島村共済制度を利用させてくれといっても、なかなか事故率とかそういうことで優しい返事、納得いくようなことは返ってきておりません。そういうことを踏まえると、やはり基金でも創立して、十島村独自の共済制度、そういうのを検討していかなきゃならないんじゃないかと思ってます。

例えば、評価牛にして 33 万円でした場合、その時に既に一割でも、これは私の個人の考えなんですけど、一割でもその 33 万円ですから 33,000 円ですね。それをかけて、その間にもし 10 か月の間に死亡したときは、10 か月後の子牛の競り市の平均価格でもって、十島村の平均価格でもって共済金に充てるとか、そういうかたちを取れば、なんかこう村独自のかたちであれば出来ないこともないんじゃないかと思いますが、やっぱりそれにしても財政を伴うわけでございますので、そういうこともふまえながら今後の本当に共済制度を作っていくというかたちでもって協議をしなくちゃならないと思っております。

○議長（有川和則君）

6 番、日高通君。

○6 番（日高通君）

非常にですね、先程も申し上げましたが、表面に出てこない損失額というのがすごいんですね。子牛が生まれて、一週間ないし十日後にはいろんなその疾病を生じて死亡したと、こういうものは一切表には出てきてないです。

たまたま上がってきているのは、こういう事業で導入したものしか出てこないわけです。ですから、これを1年間通してですね、十島村全体の枠の中で見た場合に、どれだけ農家に損失を与えているのか。あるいは農家があることでもうしょうがないよねという諦めの中で今日まで進んできているわけです。

そこにはやはり生産意欲への高まりがやっぱり薄れてくるわけですよ。

そういうものも総じて今日に至っての飼養頭数の減少というのものもあるのかなと思っております。

そういう意味で、この共済制度そのものは、我々は何年もかけて担当課のほうも苦心をされてきたことも重々承知しております。しかしながら、これが我々が加入できない、いろんな問題点もあります。

そこで、村長が言われたように、やっぱり独自の家畜制度というものを確立することが早急にやらざるを得ないのかなと。そういうことが農家を救うひとつの方策でもあるだろうと思っております。

そういう意味で、この家畜共済制度、これはですね、トカラ畜産が今独立した形でありますけども、もともとこの家畜共済というのは、それぞれの自治体の長が会長になっているのは通常であります。これは農事法人が出来たからといって、そこがこういう共済制度を取り扱うべき問題でもないんです。

そのことを踏まえるとですね、これはトカラ畜産でそのことを持つというのではなくて、やはり村が独自にこの制度を、基金を、勿論議会もしくは住民のいろんな理解を得なければ出来ない話でありますけども、基金を積み立ててその中で運用を図る。当然そこには家畜共済制度への加入牛に対しては、今後どの程度の掛け金を入れるべきなのか、そこはですね、十重に判断をしながらやる。あるいは又万が一事故がおきた場合の保障制度をどの程度で処理をすべきなのか。これは調査すればですね、これまでの家畜共済制度の中で既に全国的にやられているわけでありますから、そういうものを参考にしながらですね、運用すれば、決して厳しい話じゃないのかなと思っておりますので、これは早急に村長の本当にこの農家を救うが為の政策のひとつだろうと思っておりますから、早急なる取り組みを願いたい。

○議長（有川和則君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

確かに今6番議員が言われますように、農家のこの死亡牛、あるいは怪我牛によります損失というのは、かなりのものがあるだろうと私も認識しております。

この家畜共済制度を早急に立ち上げることによって、その産業の損失ということに繋がるということを考えれば、これは早々にやるべきだろうと思っております。

その中で当然基金というものを新たに設けたかたちでのスタートになるだろうと思います。それから、その掛け金、農家の掛け金の負担の問題、あとその保証の問題というもろもろも含めて、さらには実態の死亡牛がどの程度実態としてあるのかということもふまえながらやっていくことになろうと思います。

先般、農事法人組合の理事会等が開催されておりました。確かその中でも議題として上がってきたんじゃないかと思っておりますけれども、共通するものは全ての農家の皆さんが家畜共済制度を創設した場合は入っていただくということで、その進めてもらえれば住民の理解というものも出てくるのかなと思っておりますので、出来るだけ早くこの制度というものは確立していきたいと思っております。

○議長（有川和則君）

6 番、日高通君。

○6 番（日高通君）

もうひとつ言うならばですね、年間の十島での出荷頭数を見たときに、430 頭位です。大体母牛に対する70数%が出荷率となっているわけですが、これは本来から言えばおそらく80以上はあるんじゃないかなと、憶測、推測ですけどね。本来から言えば、ぐらゐの出荷率を保持できるんだと思っています。ところが70%前後にとまっているということは、その数%はですね、やはり産まれるけども死亡と。（聞き取り不能）はされるけれども、死亡したと。こういうものが繰り返されていることで、出荷率がなかなか伸び悩んでいるということだろうと思います。

これは決して獣医による治療の不足というものだけじゃないんです。やはり、全く我々が想像しない

ようなその突発的な下痢発症したりですね、あるいはその子牛の場合は体力的なものもあります。

そういうことでの出荷に結びつかない。あるいは自家保留をしても成牛になって種付けしました。そして楽しみにしていると例のダニによる病気が発生して死亡したと。こういう類がですね、あるいは妊娠している最中にそういうものにかかるとう胎児流産とうこういうようなことで、目に見えないものがいっぱいあるわけです。ですからここらも、畜産担当のほうにですね、この実態解明をきちんとさせてやればですね、年間の掛け金をどれぐらいにすれば、あるいは出荷率に対してどれぐらいの保証をすれば良いのか、そういうのも全てデータの的に拾えばですね、出てくると思いますので、そこらも村長が答弁いただいたようにそういうかたちで早急な統計をきちんととってですね、やれば対策としては私は充分耐えうるだろうと思っております。

○議長（有川和則君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（有川和則君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（有川和則君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから日程第5、議案第62号、権利の放棄についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（有川和則君）

異議なしと認めます。

従って、日程第5、議案第62号、権利の放棄についての件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第6 議案第63号 権利の放棄についての件（優良繁殖雌牛導入基金）

△日程第7 議案第64号 権利の放棄についての件（優良繁殖雌牛導入基金）

△日程第8 議案第65号 権利の放棄についての件（優良繁殖雌牛導入基金）

△日程第9 議案第66号 権利の放棄についての件（優良繁殖雌牛導入基金）

○議長（有川和則君）

お諮りします。

日程第6、議案第63号、日程第7、議案第64号、日程第8、議案第65号、日程第9、議案第66号、この4件は優良繁殖雌牛導入基金の権利の放棄などで、関連がありますので、一括議題としたいと思いますが、一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（有川和則君）

異議なしと認めます。

従って、日程第6、議案第63号、日程第7、議案第64号、日程第8、議案第65号、日程第9、議案第66号の4件を一括議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

まず、議案第 63 号からご説明申し上げます。

権利の内容につきましては、十島村優良繁殖雌牛導入基金における貸付牛の金銭債権を放棄するというものでございます。

権利の放棄を受ける者につきましては、議案書に記載の通りでございます。

権利放棄額は 182,718 円の 1 頭分でございます。

放棄の理由と致しまして、19 年 3 月 13 日、この基金事業によりまして肉用牛繁殖牛として飼養管理をおこなっておりましたが、導入当時から繁殖能力が悪く、5 年間で 1 産もすることが出来なかった。獣医師の診断によると、難治性の卵巣のう腫であり、妊娠することが難しいということで、繁殖雌牛としての活用は不可能であると判断した。その為に放棄を受ける者は、23 年 10 月の成牛競り市で売却し、その売却代金から市場での手数料等を差し引いた残額の 147,282 円全額を償還代金として納入し、償還未済額のこの権利放棄額が残ったという状況になっております。

従いまして、この基金条例の規則第 22 条、繁殖能力が著しく劣った場合の廃用処分を適用して、償還未済額の全額の債権を放棄するという提案でございます。

続きまして、議案第 64 号の説明を致します。

この案件につきましても、先程の十島村優良繁殖雌牛導入基金事業におきます貸付牛の金銭債権を放棄するものでありまして、権利放棄を受ける者は議案書記載の通りであります。

放棄額につきましては、247,500 円の 1 頭分でございます。

放棄の理由と致しまして、20 年 8 月 4 日十島村優良繁殖雌牛導入基金事業におきまして、肉用繁殖牛として飼養管理を行っておりましたが、23 年の 3 月 6 日に牧場で死亡しておりました。

死亡原因としましては、胎児の異常搬出により、胎児を搬出できずに衰弱したものであり、飼養管理については日頃から適正に行っており、管理者に責任がないと判断するものでございます。

産子数につきましては、1 産していることから、この基金条例施行規則第 21 条の 2 項の適用によりまして、貸付額の 4 分の 1、82,500 円を農家負担として、残りの 4 分の 3 の貸付残額のこれは権利放棄額ですけれども、これを債権放棄するというものでございます。

次の議案第 65 号の説明を致します。

この案件につきましても、権利を放棄する案件と致しまして、先程の十島村優良繁殖雌牛導入基金における貸付牛の金銭債権を放棄するというものであります。

権利放棄を受ける者は、議案書に記載の通りでございます。権利放棄額は 247,500 円でございます。

放棄の理由と致しまして、19 年 3 月 13 日、十島村優良繁殖雌牛導入基金事業より、肉用繁殖牛として飼養管理を行っておりましたが、23 年の 10 月 25 日に分娩事故によって死亡しました。

死亡原因につきましては、胎児を娩出できずに、長時間にわたる怒責を繰り返した結果、衰弱したものであり、飼養管理については日頃から適正管理を行っており、管理者には責任がないという判断でございます。

産子数につきましては、1 産していることから、十島村優良繁殖雌牛導入基金事業の条例施行規則第 21 条の 2 項の規定によりまして、貸付額の 4 分の 1、82,500 円を農家負担として、残りの 4 分の 3 の貸付残額を権利放棄するというものでございます。

続きまして、議案第 66 号でございます。

この案件につきましても、十島村優良繁殖雌牛導入基金事業におきます貸付牛の金銭債権を放棄するものであります。

放棄を受ける者は議案書記載のとおりでございます。

権利の放棄額につきましては 247,500 円の 1 頭分でございます。

放棄理由につきましては 21 年 1 月 9 日、十島村優良繁殖雌牛導入基金事業により、肉用繁殖牛として飼養管理を行っておりましたが、23 年 2 月 9 日に分娩事故により死亡しました。死亡原因としましては、胎児の異常搬出により搬出できずに衰弱したものであり、飼養管理については日頃から適正管理を行っており、管理者には責任がないと判断できる事案であります。

産子数につきましては、1 産していることから、十島村優良繁殖雌牛導入基金事業の条例施行規則第 21 条の規定によりまして、貸付額の 4 分の 1、82,500 円ですけれども、これを農家負担として、残りの 4 分の 3 の貸付残額を権利の放棄をするということでございます。以上で説明を終わります。

○議長（有川和則君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6 番、日高通君。

○6 番（日高通君）

この死亡報告書が出されておりますけれども、非常にこの年月日が既に 1 年以上経過しております。早くても 10 ヶ月近くなっているというようなことで、古いのは昨年の 2 月の届出ですね。こういうものが今頃になって上がってくるというのも、少し私共には理解しがたい面もあります。

そういうことと、もうひとつは、診断書が届いておりますけれども、この死亡原因等はわかります。あるいは又、その状況と写真等はきちんと添付をされた中での事故処理が行われているのか。この 2 点を伺います。

○議長（有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

まず、第 1 番目の質問でございます。

十島村優良繁殖雌牛導入基金条例施行規則の一部を改正するということで、当初これは 24 年 4 月 1 日より事故処理牛の免責制度が適用しました。その時に説明があったとおり、1 産した場合は 4 分の 1 とか、そういうのをここで説明したと思います。

その後ですね、平成 24 年 4 月以前にもその事故死亡で肺病になった牛が 4 頭発見されたことから、改正前後で事故処理の取扱が大きく変わってきます。

そうするとどうしても農家さんに不利があるということで、この貸付金の均等を持たせる為にですね、23 年 1 月 1 日に遡及適用しようということで、規則の改正を行って告示しております。

その為にここに死亡診断書とかそういうのが 1 年あまり遅れてきているものがのっているわけがあります。

今写真等そういうのがあるかということでございますけど、今ここに上がっている全てのものがだいぶ古いやつでございますので、あるやつも写真が残っているやつもあれば、ちょっとそれは事務所に帰って担当の者に問い合わせてみないとわかりませんが、それはまた後で報告させて、写真が全てそろっているかというのは報告させていただきます。

○議長（有川和則君）

6 番、日高通君。

○6 番（日高通君）

経済課長ね、遡及措置としてのそれは充分理解しているんです。

ただ問題は、このあまりにもね、この死亡年月日が、届出でしょう。もう少しやっぱり、導入事業、村の自家保留牛ならともかくとして、事業を借受けての導入した牛についてはですね、やっぱり死亡時点での報告をきちんと出させるということが、これは原理原則だと私は思っていますよ。

このことですね、少しく間が長すぎるんだということを感じております。

それと規則の中で、23 年の 1 月 1 日以後の死亡牛に対しては取り扱うという説明でありますけれども、本当にそれで良かったのかと。そこらあたり、例えばですね、非常に整合性に問われる部分も出てくるわけです。5 年間の償還期間があります。そうしますと、3 年でこの牛との貸し借りをを行うということで、償還をし忘れる方もいるわけです。そうすると、4 年目で死亡したという事例もあるんです。だから、そういうこともですね、執行部側としてはその内情は知らないかもしれないけど、我々はそういうのは非常に見ているわけです。そこらあたりも議会とうまく協議をすればですね、そういうものはなかったのか。そういうものはやはり救ってあげるに等しいんじゃないのかなという思いもするわけです。ですから、その 23 年の 1 月 1 日をもって、これを遡及措置としてやったんだという理屈としてあるけれども、じゃあ一方では私の申し上げたような経緯もあるんですよと、そういう方はまさに泣き寝入りをされるんですよという話になりかねないもんだから、こういうことを申し上げているわけがあります。

そこらあたりは今更どうこうじゃないですけど、今後の考え方として、例えば今後もその事業は続いていくわけですから、当然 4 年目 5 年の償還を待たずして、4 年目もしくは 3 年目でこの母牛に対して

は償還しますよと、そして次の新たな牛がそこで発生するわけです。33 万円。

そうしますと、その牛は死亡するわけですよ。1 産して、2 産に届かない位で死亡することだってありうるわけですよ。本当にそれでいいのかなと。

さっき言ったように家畜共済制度というのが確立されればですね、そういう部分も救われてくるという意味合いではですね、やはりそこらの整合性を図るときに、もう少し検討の余地があるのかなという思いがします。その点伺いたい。

○議長（有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

5 年をきせずに 3 年ぐらいで償還した、そういう牛の取扱はどうなるのかというご質問と受け止めて宜しいですか。

その場合もですね、これはその 5 年間を見たときの、本来なら 5 年間の貸付だと思います。貸付けですので、その 5 年間の貸付の間にそういう事故死亡なりあれば、やはりそれは本人の申告主義じゃないかと思しますので、3 年終わったその時点で本村としても償還されているそれがないわけですので、それはわかりませんので、それはやっぱり本人がちゃんと気をつけて、5 年目にあたるな。これはまだ適用がきくなというときは、それは申請というか報告すべきじゃないかと思っておりますけど。

○議長（有川和則君）

6 番、日高通君。

○6 番（日高通君）

経済課長の答弁、これは農家にとっては非常にありがたい答弁なんですよ。本当にあなたがおっしゃるとおりであれば、これは農家にとっては非常に有難い答弁をいただいたなと思っているところです。

そこら辺りがですね、確かに事例はあるんですよ。確かにこういう事例は既に。だから、そこらの解釈というか、そのところをきちんとしないと、今みたいに経済課長が言ったように、言う為には、やはりこれは農家にも周知をしなければいけないわけですよ。自己申告になってきますから。

そこらあたりは、しっかり内部討議をしてですね、きちんと、本当に間違い無いか、そういうことで本当に我々は運用されて良いのかということで、もう一回お願いしたい。

○議長（有川和則君）

総務課長、福澤章二君。

○総務課長（福澤章二君）

只今経済課長が答弁いたしましたけど、この基金の施行規則を見ますと、貸付期間中にということで記述がございまして、5 年間の貸付期間中でも 3 年目で返したということになれば、その時点で貸付期間中ではございませんので、基本的には適用されないという解釈になろうかと思います。

この件につきましては、また庁内で協議致しまして、まずそういった事例がどの位あるのかとか、そういう調査をもとにまた庁内でちょっと検討して、改正すべきかどうかを協議したいと思います。

○議長（有川和則君）

日高通君の本件に関する質疑は既に 3 回になりましたが、会議規則第 55 条の但書の規定によって特に発言を許します。

6 番、日高通君。

○6 番（日高通君）

であればですね、県有牛の貸付牛、これは 5 年間の中で事故が発生した場合、これは償還しなくていいですよ。

また、十島村肉用牛特別導入事業もそうです。

これは事故が起こっても 5 年間の間であれば何ら問題はないということで、このうちの単独で行っている繁殖雌牛牛の取扱いについてだけ、こういう要綱、条例を定めて適用しているわけですよ。そうしますと、非常に貸付のですね、度合いというのが若干農家とは協議はしていると思いますが、あるときはその鹿児島県、県有牛の貸付の枠が大体年間 20 頭程度持っていますよね。そうしますと、先に申し込みますとそれが不足が生じる。あるいはまた逆転もあります。

今回は私は導入事業を適用したいということで、それを枠を全部使ってしまうと、県有牛の枠が広がって、どうも処理ができないと。予算処理ができないということで、農家のほうにそれを貸付をもってきたり、こういう事例がいろいろ出てくるわけですよ。

そうしますと、そういうことも踏まえてですね、協議の中でやっぱりきちんと結論を出してもらいたいと。

そういう一方では非常にメリッ的なものもある。ところが一方ではそういう「償還期間ですよ」と。「3年であなはもう償還をされているわけですから、アウトよ」という話も、これは理屈としては成り立つんです。県有牛とかそういうのは、一切、5年間引っ張るのを殆どだと思います。早くても4年です。そういう部分で、ひとつの事業に対しての考え方が若干あるわけです。特にこの肉用牛特別導入事業は県としては今後は継続をしないという意向でできているわけでしょう。そうすると全部雌牛のほうに繁殖雌牛のほうに皆事業を切り替えていっているわけですよ。

そうしますと、どうしても自分の持ち牛、自家保留もしくは導入する牛がいなければですね、この牛は残したいとなると、農家としては早く償還を済ませて、次の牛への借り換えをしているのが現実なんです。

そういうことを考えると、何もそのことが故意的に行っているわけではないわけですし、出来るだけ償還を早くすませる。また、尚且つその後借受けてやると、こういうことで、生産維持を図っていくわけですから、そこらも含めてですね、総務課長、是非ここにある条例等でのみで判断をするのではなくて、そこらの解釈をですね、どう扱うべきなのかを考慮した上で、納得して貰えればと思っています。

○議長（有川和則君）

答弁は昼食後で宜しいですね。

昼食の為、これより休憩します。

午後1時にお集まりください。

昼食

○議長（有川和則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長、福澤章二君。

○総務課長（福澤章二君）

午前中の6番議員さんの質問にお答え致します。

いろんなことを、共済制度も含めて、制度改正を検討して欲しいということでした。

まず、この貸付制度につきまして、皆さんご存知のことですけどお話しすると、うちがやっておりますのが、特定離島の貸付事業、それから国の全額出資の特別導入事業、村単独の優良繁殖雌牛基金と、この3つを持っております。

以前から随分前にこの特別導入事業が廃止されるということで、村単独でその為に優良繁殖雌牛導入基金というのを立ち上げております。

最近ですね、県とこの特定離島のヒアリングをする中で、村長の行政報告の中でもございましたけど、特定離島と国庫補助の関係ですね、その中でここ2年間県のヒアリングにおきまして、指摘されておりますのが、この特別導入事業が国の資金が入った、言わば国庫補助だということで、それを十島村が持っている以上、この特定離島で貸付事業をやるのがどうかなということで、それは離島振興課ではなくて、財政課がそういった判断をするということで、毎年三島、十島、薩摩川内市の3地区ですけれども、貸付を行っているのが、そこでそれぞれの地区の事情を財政課にこういってことで特別導入とは違うやり方でしているんだということで、認めて貰ってきております。

ご存知の通り、特定離島でありますと、33万円という限度額がなくて、購入した牛そのままズバリ50万円であり60万円でありが貸し付けられるということで、特に最初、新規就農者畜産農家にとりましては、最初自分の負担がないということで、非常に活用しやすいものであるということで、県のほうには説明しておりますけれども、そういったことが言われております。

今年に関しましては、この特別導入事業につきまして、県のほうから一時使用を停止して欲しいという要請がありまして、現在活用しておりませんけれども、その後これ以降どうなるかということもあり

ます。この辺がハッキリ特別導入を基金を廃止するんだということであれば、今のこの村の優良繁殖雌牛の基金はもっと拡充して使いやすいものにしていく必要があるかと思えますけども、まずその特定離島の関係、特別導入、この辺が毎年いろいろ状況が変わっておりますので、なかなか抜本的なこの村の基金を改正しにくい状況に今のところあります。

それから家畜共済の関係ですけど、昨年だったかと思うんですけども、県の農業経済課のほうに、その共済のことについて相談しておりまして、その時にやはり言われましたのが、細かい事故の状況のデータが欲しいと。そういったことで、何%、事故率が今どうなのかということを知りたいと。そして、うちのほうからは事故率がどれだけ収まってきたら加入できるのかという相談もしましたが、その辺はハッキリとは言えないということでありました。

先程から村単独のこの貸付共済制度を立ち上げるということに取りくんでいくということにしておりますけど、長期的にはこの全国的な家畜共済制度に加入することでありまして、その第一段階、前提として、繋ぎとして、村で単独でやっていきたいということを考えております。

ですので、入るとすれば南薩の共済だと思いますので、そこらの今の現状とどういう考え方を持っているのか、それから村の死亡率、どんな事故が多いのかということのもあわせて、制度の設計、それからその将来全国統一の共済制度に加入するに当たっては、事故率を下げていかないとはいけませんので、その為には草地開発、草地改良のどんなことが必要なのか、その辺も合わせて、総合的に取り組んでいきたいと思っております。

○議長（有川和則君）

6番、日高通君。

○6番（日高通君）

私も畜産を営む農家の一人でありますけれども、ご存知のようにですね、畜産の場合には初期投資というのがかなりやっぱ高いと。元牛を導入する為の資金、あるいは又その家畜を買う為の施設費等を含めるとですね、初期投資にかなりの経費を要しないとイケないということで、我々もその産業振興の上からもIターン、Uターン者に対してもですね、畜産を進めたい気持ちは山々なんですけども、これまでの経営の中でそういうことを感じるとなかなか思うように進められづらいという一面もあります。

それはひとつはですね、更新事業というのは、例えば今言ったような特定離島事業の貸付牛、あるいはその特導事業、あるいは優良雌牛基金と、こういう3本持っておりますけれども、ちなみにですね、鹿児島市辺りがやっている事業なんかはですね、かなりこの優遇されている事業を持っています。

例えばその、我々はJAの会員といえども、JAとの経済活動というのは購買業務で終わっているわけですね。飼料購入だったり、そういう部分だけで。通常ならばですね、このJAに加盟しているならばですね、国からのそういう助成事業が受け皿としてJAを介して、その中でそれぞれの農業に対する助成事業がとり行われているわけです。ひとつの事例を挙げるならば、元牛導入の為の資金繰りがですね、JAと鹿児島市が、確か、ちょっと金額的にはハッキリしていませんけど、JAと鹿児島市が無償で70万円の子牛を購入した場合には、50万円ぐらいは出しますよと。そして残りの20万円としては農家が年払いでの返済をするという制度を持っています。

ですから、5年間、もしくは3年間の据え置きをして、それ以後は残りの残額を償還を農家にして貰うということで、非常に更新がしやすいような資金繰りが動きやすいようなですね、やっぱり制度ももっているわけなんです。

そういう意味からすると、我が十島においては、そういうJAを介する事業に参加出来ないというのはですね、農家にとって非常に痛手でもあるわけなんです。そういうことを私情報としてもっているものですから、先程から言うようにこういう事故牛に対する取扱というものを本当にもう今の現状の中ではですね、国の制度にも加盟できない、ただ農家は泣き寝入りの部分で今この対策を待っているという状況なんです。そういう意味で、やはり今総務課長が言うように、その事前の準備として、村単独でもその共済制度の確立をして、そして3年ないし5年後にはですね、国の制度へのひとつの実績を作ってそこへの加盟をはかっていくという一つの方法論として、私も決して間違った方法ではないと、そういうふうに思っておりますので、本当にそういういろんな更新事業を通してですね、あるいはこの共済制度を通してですね、そういうものが拡充されてくるとですね、我々も積極的に、この数年前まで本村におった母牛頭数は1千頭を超えていたわけです。ところがそのことを基幹産業として位置づけてきたわけです。鹿児島県も十島、三島においては、当時の農政部長、あくまでも十島、三島は畜産の基地として位置付けをしているということについては、今だ県は方向は変えていないということも、私とも

話をする中でもハッキリと明言しておりました。

そういう意味ではこの数年間の中に、頭数が約半分ぐらい減ってきているわけですよ。そういう意味では、本当に基幹産業と呼ぶにふさわしい頭数を持っているのかなと思えばですね、やはりこれは当然この農家の高齢化と、あるいはそういう農家コストの減少、あるいはそれに伴う飼養頭数の減少というものですね、しいては人口と同じくおそらく10年20年先にはおそらく農家個数も激減してるんじゃないのかなと、そういう思いがあります。

村のほうもいろんなこれまで設備投資をして、牧場開発をしてきているわけですから、さらにこれを活用する為にもですね、やはりそういう新規参入がしやすいような、やっぱりそういう環境作りをすることがですね、やっぱり我々の基幹産業を守ることに繋がるのかなとそういうことがやっぱり考えられると思います。

そういう、なかなか業務も多忙な中でね、経済課のほうも、この事業等がどこにどういうかたちでそれぞれの地域がどういう活動をされているのか調査しづらい面もあるでしょうけど、畜産担当を動かしてでもですね、それぞれの地域におけるこの更新事業、いろんな制度があります。だからそういうものを我が村にとってはどうすれば、どの事業を導入すれば産業振興が進められるのか、そういうことも踏まえてですね、この事業のやはり、情報を持ちながら、進めることが大事じゃないかなと思っております。

経済課長、なかなか今後また経済課そのものが後のその議案として課の分割が出てきますけども、その中でも少し具体的に聞いてみたいと思っていますけれども、現状の中ですよ、やっぱり経済課の中で今動いている中では、なかなか産業面も一歩踏み込めない一面もあるのかなと思っております。ですから、指示は出来ると思います。担当課長として。その情報等、どれぐらいあるのか、調査をさせてやるべきだと私は思っていますが、課長、いかがですか。

○議長（有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

6番議員の言われるとおりですね。今後その畜産経営のあり方というの、今既に過渡期に来ているんじゃないかなと。いろいろな面で、改めなくちゃならないことも出てきていると思いますので、そういうのも加味しながらですね、今後の畜産経営農家さんが益々発展していくような、振興対策を打ち出していきたいと思います。

○議長（有川和則君）

他に質疑ありませんか。

3番、日高助廣君。

○3番（日高助廣君）

繁殖牛のですね、権利の放棄ということでもありますけれども、毎回のようですね、権利の放棄であってきますけれども、こういうことは無いに越したことはないわけですよ。公費で免責ということでもありますから、村も助かるわけです。無いほうがですね。

本人さんも農家さんも無いほうが利益が上がるわけですね。子牛を死なせた、その分が損失なわけですよ。無いことに越したことはないということは明確でありますけれども、3件がですね、分娩の死亡ということでもありますけれども、この分娩時の死亡というのは、ある程度はですね、防止ができるんじゃないかと、私は思っております。

予定日ですかね、出生の予定日前後のですね、管理のあり方も大事なと私は思っております。こういう制度があるから、5年以内に死亡した場合には免責なんだから良いやとか、そういう安易な考え方ですね、こういう制度を利用するのはいかがかなと思っておりますけれども、防げる事故等は未然にですね、農家さんの努力も大事なと私は思っているところであります。

なにせ、公費で使うわけですからね。全住民のお金でありますから。畜産農家さんだけのお金ではないわけですからね。公費というのはですね。そこらへんも十分に理解をいただきまして、適正なですね飼養の管理に努めてもらいたい。

そしてまた、村のほうの農家さんへの指導もですね、徹底して行ってもらいたいということを申し上げておきます。

○議長（有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

今回債権放棄をするにあたりまして、この中身というその死亡原因というのが、殆んど全てがその出生時にみられることも。全てではなくて、全てではございませんけど、中には、胎児の異常とかそういうのが殆んどでございます。

農家さんとしてもその死ねば財産が失うわけですので、出産するに当たっては舍外をして、安心して分娩させたいという気持ちがありますけど、中には逆子であったりとか、どうしても自分ひとりではその出産の手助けも出来ないような、これが内地でありますと獣医師なりがきて、どうにかして、帝王切開なりとか、そういう手立ても無いわけでございますけど、離島においてはそういうのが非常に難しい状態にあります。農家さんは安全な出産をする為に舍外しているわけでありまして。どうしてもその事故というのは起きることが皆無であるとは言い切れないわけでございます。

その適正な管理において、出産をさせるわけでございますので、今後の指導についてもそういう異常分娩であるようなときはですね、早めに獣医師なりに連絡を取って、指導を仰ぎながら出産に立ち会うような指導をさせていきたいと思っております。

○議長（有川和則君）

3番、日高助廣君。

○3番（日高助廣君）

防げるものはですね、未然に防いだほうが農家さんの利益も上がると思っておりますので、お願いしておきます。

もう1点はですね、こういう事故等の統計は取っていると思うんですけども、実際にこの年間にどういう事故で何頭の貸付牛が死亡されているのかという統計は取っているのかどうかですね、伺います。

○議長（有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

子牛であれば、このような感じで放棄というかたちがとるわけでございますので、又死亡した場合なんかは届け出なければならないというふうにちゃんと登録をされてますので、どこで死亡したとか、そういう連絡、そういうのは担当のほうに入って、ここでその何か、状況報告をしろということで宜しいんですかね。どういう感じで。把握しているかということで宜しいんですか。それは担当のほうで、農家さんのほうからそういう報告があがりますので、事故報告つづりなり、そういうのがちゃんと備えてあります。

○議長（有川和則君）

3番、日高助廣君。

○3番（日高助廣君）

事故の件数は把握は出来ていると思いますが、その各島のですね、畜産組合さんとかですね、そういう方との事故対策とかですね、防止等のそういう研修会もあると思うんですけど、そういうのもやっぱり大事ななと思っております。事故防止のですね、検討もですね、組合員さんを交えて対策を講じてもらいたいと考えております。

○議長（有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

その件につきましては、競り市で上がって来た時とか、それから衛生補助員研修とか、そういうところで研修なりして、危険なところにはそれなりの対策をするような、又今はこういう病気が流行っているとか、それなんかの指導はしております。

○議長（有川和則君）

他に質疑ありませんか。

7番、平泉二太君。

○7番（平泉二太君）

3番議員の質問と関連しているんですが、特にこの分娩事故が多い、その中でも今回3件ほど分娩事故なんですけど、このうちの2件が牧場でお産をさせているという報告なんです。これを見ると。そういう中でやっぱり、お産の場合はその牛舎なり、あるいは目の届く所でお産をさせるという、そういう

う徹底した指導をさせて、となれば、このお産で子牛が異常な体制で出てくるときも確かにあるんですよ。それを早く気付けば、子牛は、例えば死なせたとしても親牛だけは助けることも出来る可能性があるわけですから、そういう指導を徹底して行うべきだと私は思っていますが、いかがですか。

○議長（有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

7番議員さんのご指摘するのはごもっともだと思います。

舎外であれば早めにそういう異常分娩であるなどというのは、早めに気付くんじゃないかと思っております。また今後におきましても、舎外での分娩を積極的にすすめるように指導したいと思います。

○議長（有川和則君）

6番、日高通君。

○6番（日高通君）

今、7番議員がおっしゃったようにですね、村は家畜保護施設ということで、全島にほぼ完備をしているわけですよ。これは目的はそういう家畜を保護する為に、あるいは分娩事故対策としての一環を担わせながらそういうものを整備してきているわけですが、近年の保護施設の活用方法を見ると、それぞれの島々によって違うようです。

しいては、なんか子牛の飼育施設と言うかたちで活用していると。今回も平島等にもそういう施設を作りますけども、事故牛舎というのは殆んどない。その中で、そういう公共の施設を活用して、それが全部生産農家がそこでの子牛飼養管理でそのスペースを確保できないというのが現実じゃないのかなと思っています。

そういう意味で、やはり村としてですね、調査すべきことは飼養管理状況、特に分娩事故防止策の為にその分娩はどういうかたちでそれぞれの農家が行っているのか。やはりこれも行政の指導の中ですね、やっぱりやるべきだろうと思っています。

農家の財産ですから自己管理よ、ということではなくて、やはりそういう村が積極的に設備、施設整備を図ってきているだけにですね、やはりそのどういう分娩対策をとっているのか、あるいはそういう牧場での分娩をやらせている所においては、極力先程から出ているように、指導をはかっていると。そして、その事故率を減少すると、こういう対策も立てられようかと思っています。

ところが、実際問題として、村のほうでそういう実態をやっぱり掴んでいないから、なかなかその指導の域に入らないということも問題にあるのかなと思っていますから、そこらも改善策をきちんと、村としては対策をとって、農家にも指導すると、これが私は貸付を行う側の主導のあり方の一つでもあるかなと思っていますが、その点いかがですか。

○議長（有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

村としても、そういう指導はしているんですけど、分娩の場合ですね。どうしても農家さんの飼育のし易いかたちをとっていく、そういうことがこのような問題を起しているんじゃないかと思っております。

又、家畜保障制度、家畜共済制度ですか。そういうのなんかにおいても、やはりそういうのを織り込んでですね、もし舎外であったり、舎外で飼った場合の事故、又牧場で飼った時の事故、そういうのなんか割合なんかも勘案すればですね、どうしても舎外で出産するようなかたちが取れるんじゃないかと思っておりますので、そういう共済制度そのものにも織り込む必要があるのではないかなと思っています。

○議長（有川和則君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（有川和則君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長（有川和則君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りします。

これから日程第 6、議案第 63 号、日程第 7、議案第 64 号、日程第 8、議案第 65 号、日程第 9、議案第 66 号の 4 件を一括採決したいと思いますが、一括採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（有川和則君）

異議なしと認め、一括採決することと致します。

お諮りします。

日程第 6、議案第 63 号、日程第 7、議案第 64 号、日程第 8、議案第 65 号、日程第 9、議案第 66 号の 4 件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（有川和則君）

異議なしと認めます。

従って、日程第 6、議案第 63 号、日程第 7、議案第 64 号、日程第 8、議案第 65 号、日程第 9、議案第 66 号の 4 件は、全て原案のとおり可決することに決定致しました。

△日程第 10 議案第 67 号 十島村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件

○議長（有川和則君）

日程第 10、議案第 67 号、十島村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

議案第 67 号の説明を致します。

この案件につきましては、十島村手数料条例の一部改正でございます。

提案理由のところに記載の通り、インフルエンザの蔓延防止ということで、比較的重症化しやすい高齢者あるいは子ども達の手数料の免除をして、予防接種の受けられる環境作りをしたいということとあわせまして、他の住民につきましても、予防接種の環境整備をしたいということから、この手数料条例をお願いしているところでございます。

現在の 65 歳以上の関係者、あるいは子ども達につきましては、予防接種の手数料を徴収しておるわけなんですけど、今回はこの関係者につきましては無料扱いにしたいということと、高校生以下、並びに 65 歳未満の方につきましても、現在の手数料を 500 円程度引き下げるというかたちでの提案でございます。宜しくお願いします。

○議長（有川和則君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6 番、日高通君。

○6 番（日高通君）

この高校生以上というような指定をしているわけなんですけど、本村における高校生というのはほんの数人だろうと思っております。

そういう意味で、大事な我が村から巣立っていく、将来を担いうる青年達でありますけれども、こちらあたり、高校生以上というのは、私はどうなのかなと。ある意味では社会人として生活をしていく者

についてはやむをえないとしても、せめて我が村からのその出身の高校生まではですね、やっぱり無料という形で健康を維持させるという意味では大事なことじゃないのかなと思うわけですが、そこの捉え方をちょっと聞かせていただきたい。

○議長（有川和則君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

予防接種のことでございます。

まず、この高校生以上という部分であります、実際高校生ですと、住所等がその高校のある地域に移っておりまして、住民でないということになります。

そうしますと、住所が変わってしまいますと、その市区町村の予防接種の保健所なり、そういったところでしなければならないとなります。

これは中学生以下とかいうかたちで表現がありましたものですから、年齢を考えると、15 歳未満、中学生までは村内に住所を有する乳幼児を含めたかたちと、高校生以上というのは 16 歳以上とかたちで、表現でやっております。

それで、予防接種には定期接種と定期外接種というのがございまして、ことインフルエンザになりますと、定期外接種いわば定期的に行われる、市町村がしなければならない予防接種外になります。そうしますと、その中で従前まで 65 歳以上の方については、厚生省の省令に基づきまして、定期接種とかたちになっております。ですからこの方たちにつきましては、定期接種の部分で、県内のどの県内と言いますか、どの診療所で接種してもですね、うちの制度を受けるという形ができるようになっております。

ただですね、予防接種におきますあくまでも任意接種でございますので、やはり中学生以下の保護者の方たちはそういった予防接種をする部分で、保護者の責任を持ちながら予防接種をするということになります。

今回の改正でちょっと複雑なんです、基本的にこのインフルエンザに関する部分で、中学生以下それから、中学生以下等につきましては、成人を含めてですけど、中学生以下の部分で無料という所は、多分にですね、十島村だけになっているんじゃないかなと思っております。

具体的に接種した場合どうなるかとお示しますと、無料になっておりますが、本村の診療所で接種した場合、無料になるということです。

それと、成人の方で 2 千円に減額しておりますが、この分につきましても、本村の診療所で接種した場合 2 千円という手数料をいただくことになっております。

成人の方が鹿児島に上がったときに接種した場合は、その病院で接種したときの金額ということで、保険診療外ですので、そのまま全額払うと。病院によって違いますが、大体 3 千円から 5 千円の範囲内で接種を自己負担ということになります。

それと、もう一つ、65 歳以上等で無料になっております。

去年までは自己負担 1 千円とかたちで貰っておったんですが、これを無料にすると。そうしますと、この 65 歳以上の場合は省令によりまして、うちのほうで、診療所で受けても無料。それから鹿児島で受けても無料とかたちになるかと思えます。

なぜかと言いますと、その分 65 歳以上の場合は委託契約を結んでいる病院、いわば鹿児島県医師会の病院であればですね、今まで 2 千円とかたちで契約をしておりました。ですから、予約をして行った場合に、本人は 2 千円のところを 1 千円自己負担をして、あとの残りの 1 千円は病院のほうから村のほうに請求が来ておりました。ですから、ここが無料になるとすれば、診療所機関、委託契約をしておりますので、65 歳以上の方が受診した場合にはその診療機関のほうから村のほうに 2 千円という金額が請求がくるということになります。

予算的なものは若干増えるということになりますけど、65 歳以上の定期の接種になっている方については、村内診療所、それから十島村が委託契約を結んでいる病院等にかかった場合は無料とかたちになるかと思えます。

あと、そのこれにつきました生保の方たちはですね、通常の年齢制限にかかってですね、それぞれの部分で負担はするということになっております。

○議長（有川和則君）

6 番、日高通君。

○6番（日高通君）

丁寧な説明いただきましたが、教育委員会、高校生今何名ぐらいいらっしゃるのか、聞かせていただきたい。

○議長（有川和則君）

教育総務課長、竹内照二君。

○教育総務課長（竹内照二君）

高校生は今、4月10日現在で在籍をしている高校生は15名おります。

○議長（有川和則君）

6番、日高通君。

○6番（日高通君）

15名高校生がいっぱいということ、村民以外だと解釈をとらえていますけれども、高校生までは健康保険等は保護者のほうで発行しているんですね。そういう手前も。だよね。ならば、あえて15名ぐらいの高校生のインフルエンザ、なかなか親元から離れている、殆んどが下宿だろうと思っていますけれども、そういう中での健康維持管理を考えてあげればですね、村も積極的にやはり健康安全を確保してあげるという観点からすればですね、ここらあたりも見直していいのかなと、私はそういうふうに思うわけです。

特にこの年齢構成の中で、65歳以上が無償ということでもありますけれども、その例えば中学生以上、65歳未満の方については、何名ぐらい住民課長いらっしゃるのか、そこも合わせて伺いたい。

○議長（有川和則君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

年齢構成の部分について、資料がございませんので、ちょっと今問い合わせしまして、現在の時点で、すぐ済むと思いますので、暫くお待ちください。

○議長（有川和則君）

審議途中ですが5分間休憩します。

13時45分にお集まりください。

休憩	13時40分
再開	13時45分

○議長（有川和則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

本村の人口年齢別の構成でございますが、15歳未満が現在のところ82名、16歳以上64歳未満241名、65歳以上が212名。535人ということになっております。全体ですね。

今言われました、現職の高校生が現在15名という、この241人の中に、これに15人ということですので、プラスになるかと思えますけど、住所は全て現高校のある地域内のほうに移されている方が15名ということでございます。

○議長（有川和則君）

6番、日高通君。

○6番（日高通君）

このインフルエンザというのは、いろいろと厄介なものですですね、高校生、下宿、もしくは寮に入居されているかたはですね、そこから退去をさせられるという事例もありました。その為に、保護者はわざわざ内々に上がってきて、その宿泊先にもそのことは内々に話をしてですね、そこで一週間の静養をしていたという事例等もあります。

そういう意味からしても、やはり保護者への負担もそうでもありますけれども、それ以上に子ども達がで

すね、やっぱり安全を守る意味からしても、わずか金額にしても15名だったら10万円そのらの予算措置をすれば対応できる話ですから、改正案出ていますけど、この運用の分です、特に村長が認める部分については、高校生は免除するというような但し書きを入れればですね、充分対応できるんじゃないかと思いますが、その点もう一回伺いたい。

○議長（有川和則君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

そこまで配慮したかたちで今回の改正案を提示すればよかったわけなんでしょうけども、ちょっと配慮が足りなかったと思いますので、検討したうえで今のこれにつきましては、出来るだけ高校生を救うかたちで手数料のほうは免除扱いにする方向で検討してみます。

○議長（有川和則君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

村長が申し上げましたんですが、この接種の部分で多分にこの高校生の年代というところで、住所地が違くと。予防接種の基本的には市町村長は区域内に居住するというかたちで予防接種を住民に対してしなければならないと。通知しなければならないとなっております。

多分に、仮に、この高校生と、出身の高校生、現役の高校生とを対象とするとすれば、この手数料条例とは別にですね、何らかのかたちでしなければならないかと思っております。

それと、あと医療機関です。医療機関のかたちで村とすれば契約を別に行ってやらなければならないと。今結んでおります鹿児島県医師会を通じたかたちでの契約ではなくて、特定の病院と独自に契約すると。そういった事務的な手続き等が必要になってくるかと考えております。

このへんの村の独自の、いわば助成と言うかたちを取らざるを得ないのかなと。実施するとすればですね。そういった手続き等も必要になってくるかと思っております。

○議長（有川和則君）

6番、日高通君。

○6番（日高通君）

やり方としてはですね、そのことを我々がどうこうじゃないんです。要するに、この高校生の体調をやっぱり守ってあげると。医療管理をしてあげると言うことが大前提になるわけですから、そこは配慮したですね、村の制度を整備するだけの話でありますから。

それと医療機関との契約の案件でありますけれども、毎年高校生が入れ替わっていくわけですけども、そこは教育委員会のほうと良く連携を取ればですね、今の高校生のその居住地との関係でですね、これらもそんな難しい話じゃないと思いますので、あとはもう連携が取れるか取れないかの話でありますから、そこは内部で充分討議をしていただきたい。以上です。

○議長（有川和則君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（有川和則君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（有川和則君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから日程第10、議案第67号、十島村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（有川和則君）

異議なしと認めます。

従って、日程第 10、議案第 67 号、十島村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件は原案のとおり可決することに決定しました。

△日程第 11 議案第 68 号 十島村共生型サービス拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件

○議長（有川和則君）

日程第 11、議案第 68 号、十島村共生型サービス拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

議案第 68 号につきまして、説明致します。この案件につきましては、十島村共生型サービス拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正でございます。

ご案内の通り宝島のほうで介護施設がこの 4 月から運用されているわけなんですけれども、本来あるべき介護施設のほうが 6 月の 1 日から新しい施設のほうで開始されたということでの住所地のほうの変更ということで、現在の条例上の中では宝島 925 番地というものを、今回の新しい施設の中で宝島 38 番地に変えるということでの、所在地の変更だけの案件でございます。宜しくお願いします。

○議長（有川和則君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（有川和則君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（有川和則君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから日程第 11、議案第 68 号、十島村共生型サービス拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（有川和則君）

異議なしと認めます。

従って、日程第 11、議案第 68 号、十島村共生型サービス拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程第 12 議案第 69 号 十島村村長等の給与等の特例に関する条例の制定についての件

○議長（有川和則君）

日程第 12、議案第 69 号、十島村村長等の給与等の特例に関する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

議案第 69 号の説明を致します。

この案件につきましては、十島村村長等の給与等の特例に関する条例の制定でございます。

本村の財政状況に考慮するという事で、平成 15 年から特別職等の給与の減額ということに取りこんでおります。

抑制内容につきましては、現在の現村長が取りくまれておりました同じ減額率で今回もお願いしたいということで提案しております。

まず村長の給料月額を本則規定から 15%の減額。それと副村長及び教育長の月額給料を本則から 10%の引き下げというようなかたちでお願いしたいと思っております。

従いまして、村長の給料月額は現在より 114,900 円減額致しまして、651,100 円。それから副村長が現行よりも 60,600 円減額しまして、525,400 円。教育長につきましては、本則よりも 57,200 円減額の 514,800 円というようなかたちでお願いしているところでございます。

この条例に基づきまして、3 特別職の給料が年間に占めます減額額が給料ならびに期末手当の両方で 3,581,835 円というような状況になっています。

第 1 条のほうで村長及び副村長の給与の特例、第 2 条のほうで教育長の給与の特例ということでお示ししております。

施行期間につきましては、この特例期間につきましては、今月 6 月 1 日から私の任期期間であります 28 年の 5 月 15 日までというかたちでお願いしているところでございます。宜しくお願い致します。

○議長（有川和則君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6 番、日高通君。

○6 番（日高通君）

これは特別職を含めですね、全国的に歳費の抑制ということで、流れてきて、こういう各議員においても 12%、そういう特別職についてもこういう数字が出ているわけですがけれども、全国的なそういう抑制の移行というのは充分私共も理解はしているわけでありましてけれども、何せこの十島村における地理的条件いろんなこの行政上の何と言いますか、この負担増というのはかなりのものがあるんだろうと思うわけです。

前例にならっての報酬改定と、条例の制定ということでありますけれども、やはりどっかですかですね、審議会あたりを持ってですね、本当にそのことが適切なこういうものが適切な報酬額になっているのか、そういうこともですね、ひとつ参考としてやるべきじゃないのかなと思うわけです。

前例にならって、ついつい全国的な雰囲気の中に、我々がそれを甘んじていくということが果たしてそのことが正しいのかどうかもですね、判断が難しいなと思ったりするわけです。

そういう意味で、十島村の所得水準を思えば、そういうことも充分考えるだろうし、あるいはまた我が本村におけるいろんな条件をみるとですね、やはり果たしてそのことが適切な報酬額にあっているのかなということもある一面では感じたりするわけです。

そういうことを客観的に見て貰う為にもですね、やっぱり審議会というのを 1 回開いたりしてですね、また鹿児島県下における類似町村等の比較対象、もしくは又わが村となかなかこう比較対照となるような村というのは無いんですね。そういう意味では私は一度は毎回ここ数年というほど審議会は開催され

ていないように思っておりますから、是非このこともですね、念頭に入れた特例制定にあたっては、検討の課題だろうと思いますが、その点について村の考えを伺いたい。

○議長（有川和則君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

今確かに議員が言われますように、本則上のほうの状況を審議会等での審議の中で一旦見ることも必要じゃないかというご質問だったかと思いますが、本村が審議会で三役特別職の条例をしたのが平成 8 年に特別審議会を開きまして以降今回まで審議会のほうは開催されていないという実態であります。

ちなみに、今県下 24 町村がある中で、本則で運用している団体が 4 団体、であとはこの特例に基づきまして何らかの 10 数%、あるいは高いところでも 20%の団体もありますけれども、そういうかたちで運用をされているという実態があります。

毎年県の町村会のほうで、県下の市町村、これは町村会の団体に市も一部加入している団体があるわけなんですけれども、そこで、一般職の最高給者と比較して、市町村長の給料のあり方というのを判断するものを毎年年末に一応調査しているわけなんですけれども、県のほうの町村会のほうも昨今の財政事情が市町村によってまちまちであるということで、参考までに出しますけれども、最低ラインというものは基本的にはこれは目安だということで示されているような状態です。

そういうようなことからしまして、現在で先程申したようなかたちで、報酬審議会を開催して、特別職の報酬の見直しというようなこと等は今の他の団体を見る限りあまり活発な動きがないというような状態です。以上です。

○議長（有川和則君）

他に質疑ありませんか。

3 番、日高助廣君。

○3 番（日高助廣君）

今の特例に関する条例の件でありますけれども、私もですね、6 番議員がおっしゃるとおりですね、審議会を開いて明確にするべきだと思っております。

と言いますのは、自分たちで自分たちの報酬を決めて貰うというのが、理にかなっているのかなと、私はいつも思っているんですよ。

自分たちで自分たちの報酬を決めて、というのが私は間違っているんじゃないかと。根本的にですね。ですから、第三者のですね、審判を、審議を機関を設置をしまして、そこで答申を貰って決定するのが筋道じゃなからうかと私は思っているんですが、その点につきまして、村長の考えを伺います。

○議長（有川和則君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

特別職報酬審議会の委員と申しますのは、その構成、村のほうでその条例に基づきまして、構成員を決めるわけなんですけれども、その際に当然あるべき報酬というものは県下の町村の報酬を出すわけですね。そうしますと、例えば県下 24 町村の中で、上下の中があります。そうすると、私共の財政状況、そして人口規模、そして地域的な情報というものがなかなか共通するところがない。それであるのはお隣の三島村というような状況の中で、三島村さんにしましても報酬審議会を開いたのは平成 16 年に審議会を開かれているという状況からしますと、私共のほうと本則上の特別職の金額そのものは殆んど変わらないような実態があるわけです。

で、その報酬審議会に参考となる資料そのものがなかなか出てこれ辛いと。先程説明の通り、町村会のほうで以前はある程度目安というものを定めておったものが、昨今ではそういう目安というものがなかなかもう出し辛い状況にあるということがあったときに、果たしてその地元にいる住民が何を持って参考に出来るかというものの材料というものがなかなか見当たらないということからして、本則規定でなくて特例規定の中で現在運用されているという実態がある関係からして、今回このようなかたちでお願いするという方向にとっているところです。

○議長（有川和則君）

3 番、日高助廣君。

○3 番（日高助廣君）

私のもですね、根本的な考えはですね、我々議員もですけども、特別職は住民の皆さんから報酬をい

ただいているわけですよ。そうですね。

ですから、住民の皆さんに「これが適正ですか」ということをやっぱり問うべきだと思うんですよ。これが本当の報酬のあり方だと思っております。

自分たちで、村長はいくら、副村長はいくらですよと、教育長はいくらですよと、それを住民の皆さんに適正ですかということはやっぱり問うべきだと私は思うんですけども、これが他の町村でも出来ていないんですよ。私は町村の議員としてですね、これは強く訴えたいんですよ。我々は住民の皆さんから報酬はいただいているんですから、そこを履き違えないように、今後の審議の方向でお願いをしたいと思っております。

○議長（有川和則君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

確かに住民の声というのはもう私も重々を感じております。

当然住民の反発があれば、とてもその首長、あるいは三役にいる資格はないと思っております。

私も今回議員が言われますように、この特例条例を出すにあたって、相当に悩んだことも事実です。それで報酬審議会に出すには、当然参考的になるものの資料というものをある程度事務方のほうで準備する。その事務方のほうで準備する資料そのものが、以前は県の町村会で参考的な資料を出していたものが、最近はそのなくなってきたということになれば、なかなか他の自治体の中でも報酬審議会を開くような状況に今のところ資料がないということで、いってないんじゃないかなというのは感じているわけです。

果たして今回のこの特例案が決して正しいとは思っておりません。参考としたものは、その今まで取りまわしておった減額特例の中で今回も運用させて貰うというかたちで提案したということになっております。

○議長（有川和則君）

6番、日高通君。

○6番（日高通君）

いつもこの、何というんですかね、村長等のこの給与等の特例に関する条例では、毎回のごとくこういうような質疑がなされているわけですけども、私もこの間 20 数年にわたって、この案件等にも参加をしてきたわけですけども、3 番議員さんがおっしゃることも充分理解するわけですけど、その反面、私は非常にこう十島村長、三役を含めですね、やはりこの行政運営をする中で、非常に他の市町村とは違う環境のもとで行政運営をされているんだよねということをもう少し加味することもあっていいのかなと。ついつい人口比割であったり、予算規模であったりですね、そういうものであるいは又町村会の平均値を拾いながら、そこを参考にしてしまっ、て、こういうようなかたちになっているのかなと思っているわけですけど、先程も私も申し上げたとおり、なかなかうちと同じような市町村というのは見当たらないというだけにですね、置かれている環境、非常にこう住民側から見ると、このことが果たして適切なかどうかというのは、私もそのよくわかりませんが、私個人のこれまでの審議の中で感じているのは、やはり特殊地域での行政運営にかかる神経、あるいはその行動範囲、いろんなのを思ったときに、一般通常社会におけるサラリーマンの基準からすればですね、ものすごい責任を感じ、重たいんだろうなと思いがちですね、そういうことも、本村に居住するですね、サラリーを貰っている方々のその勤務状況とか、職責とか、そういうものもですね、かみ合わせたときに、果たしてこのこれが高いのかといたら、私はそうでもないような気もしないでもないです。

そういうことで踏まえてですね、これは単なる町村会のその平均値的なもので見るよりも、逆に我が村のこういうサラリーで生活をされている方々の責任職としてのそういう報酬というものも参考に入れながらですね、検討しても良いのかなと思うわけですけども、これはなかなかこれで良しというところは出ないでしょうけれども、やはり今後はそういう意味も含めて審議会できろいろと協議をしてもらえれば、それが適切なものなのかどうかという大きな判断が出来るのかなというように思いで質疑を交わしたわけでありまして。

○議長（有川和則君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

報酬審議会を開いて、ある程度すっきりした形で本来ならば出せばそれにこしたことはなかったわ

けですけれども、今回はこういうかたちで苦渋の中での提案ということでのことです。

私共のほうも可能な限り、報酬審議会の意見というのは今までの特別職の給与というのは、そのありかたというのは示されてきているわけですので、今後においては何らかのかたちでそこは進めていくということは考える必要があるんでしょうけど、なかなか参考になるということが今のところ見つからないというようなことがありますので、ご理解いただければなとは思っているところです。

決して今回の提案がこれでこのとおりが正しいんだという意味での提案ではないということもご理解願えればと思っています。

○議長（有川和則君）

他に質疑ありませんか。

2 番、松下直志君。

○2 番（松下直志君）

私もですね、只今二人の3 番議員、6 番議員さん、全く同感同一でございます。

数年来開いていないと、平成 18 年ですか、8 年だったか、18 年だったか後で又お答えを。その間ですね、開催していない理由として、今村長のほうからですね、町村会等々の資料がなかなか貰えないと。提出して貰ってないと。そういうのもあるかと思うんですけれども、要はですね、やはり益々減少していく住民のですね、納税の中から対象になるわけですので、先程から出ています審議会は必然的に改正のたびにですね、開いて、そしてまた議会にも諮って、結論を見るというのが本来の姿ではなかろうかと。又、私共のこの議員報酬についてもですね、やはり同じようなことも言えるんじゃないかなという気がしております。

○議長（有川和則君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

本村がこの現在の本則を規定しましたのは平成 8 年の 4 月からです。

で、当時を境にしまして、報酬審議会のほうは開催されたかたちでの本則規定のほうは見直しはしておりません。一度私が総務課長時代に、ちょっと年数は忘れたわけなんですけど、この当時の平成 8 年当時の本則条例よりも減らした形で報酬審議会をひらいた経緯がございました。多分 2 番議員さんもその中の報酬審議会の一員という形で参加されたんじゃないかと思います。

当時の意見としまして、ちょっと記憶が正しいかどうか分かりませんが、そのときは下げる話で持っていきました。ところが、その委員の中のお一人が、これは参考にならないということで、今回は見送りましょうという経緯が一時期あったような感じを受けております。

その参考にならなかったというのが、県のほうからの参考的な資料というものが不備があったということも多々あったんじゃないかと思います。

それから、確かに先程 6 番ならびに 3 番、そして 2 番議員が言われますように、報酬審議会が開催があって、初めてこの特別職の給与というのは、あるいは議会議員の報酬というのは決めるべきだと、先程來說明のとおりでありますけど、何せ、参考になるものがないということでの、今回のこのような特例規定を平成 15 年から続けているというような実態になっている状態です。

ちなみに、本村の給与体系、これは過去の報酬審議会の中で比較するものは、職員の最高給者と当時は収入役との給与の比較がどの程度にあるのかというのを見た上で、一応決めておいた経緯があらうかと思えます。

ちょっと事務方のほうに調べさせていただきますと、今は収入役はおりませんが、教育長の昨年的一年間の額と、本村の一般職の給与の差、これは手当ても入ります。を比較してみますと、150 万円程度職員のほうが高いという実態もあります。

そういうことを考えたときに、果たして今のこの特例で今回私を除く他の特別職の方と比較したときに、果たしてこの数字で良いのかというものは、私も疑問をもった状態です。以上です。

○議長（有川和則君）

2 番、松下直志君。

○2 番（松下直志君）

ただいまの村長の答弁で十分理解出来るわけですけど、何も報酬審議会を開催する目的は財政難等々で、減額という部分だけではございません。ないわけですよ。今本当に聞きましてですね、一般職の一番上位と教育長は年間に 150 万円でしたか、そういうところも各年代、各島の、各島から最低でも一

人、審議委員を選出していただいて、そして審議して貰うということを、また非常に大事なことだなということですね、是非そのような方向で取り計らいをお願いしたいと思います。

○議長（有川和則君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

本則上の規定と特例上によつての減額によつて、本則があるからそこに村の負担というものが別に財政的には同等じゃないと思うんですね。特例で減額することによつて、村のほうの財源的には、の削減になることを考えれば、今その関係資料が無い、参考資料が無いという中で、報酬審議会を本来は開くべきであるんだろうけども、そういう参考になるものがなかなか見つからないという中では、報酬審議会のほうも判断しづらいのではないかなと思つてるんです。

ただ、報酬審議会を仮に開くとなつた場合は、当然今の減額というのは参考のひとつになるだろうなとは思つております。そうしたときに、あくまでも暫定措置ということになるわけですので、一般職のほうは毎年昇給制度がある。そうすると、特別職の場合はある程度一定期間ということがなつていけば、その差というのはますます広がっていくのかなというのは感じるような状態です。

なにせ、あるべき状態の報酬審議会が 20 数年開かれていないのは、考えにくい面もあるわけなんですけれども、これも又他の自治体もそういう実態があるということの中での、本村もこういうかたちをとりいれたということで、理解を願えればと思います。

○議長（有川和則君）

5 番、前田功一君。

○5 番（前田功一君）

今この財政の厳しい中で、やっぱり住民生活も厳しいということで、減額ということなんですが、確かに下げるといふと皆に受けは良いですよ。だけど、実際に考えると今住民の生活レベルがこの辺だとして、今その給与、給与を住民レベルに下げるといふ考え方は、自分は逆だと思います。住民のその生活レベルをいかにあげるか、やっぱりそこを一生懸命やっていただく為には執行部の皆に頑張って貰うしかない。私はその為に、給与を減額するのではなくて、その給与分の仕事をちゃんとやってもらいたい。だから、村長もこういう減額の特例条例を出すのではなくて、これを撤廃して、それぐらいの意気込みでやってもらいたい。じゃないと、何か、下のところでぐずぐずやっている気がする。もっともっと上のほうを目指す力が無いような気がするんですね。だからもっと住民のレベルをいかに引き上げるかって、そういう施策、そういうことが必要ではないかと私は思うんで、そういうことを目指して、村長の所信表明がありました。大変素晴らしいものだったと思います。そういうものが実現できるように、これからも頑張りたい。以上です。

○議長（有川和則君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

当然に、私も含めまして、職員については、住民の生活基盤の向上というのは第一の目標としてあげるのとは当然であります。

ただ、本村の財政事情を考えたときに、必ずしも本則のほうで運用するといふのは今の時期ではないというようなことからしまして、この特例条例を出したということでもありますので、決してこれを出したからといって、住民生活の向上というものをおろそかにするということでは全くないですので、ご理解願いたいと思います。

○議長（有川和則君）

3 番、日高助広君。

○3 番（日高助広君）

提案になるんですが、条例のですね、期間をですね、6 月 1 日から一年間ということで、修正をしまして、もう一度一年間の間にですね、そういう方向性を見つけたほうが、私は良いだろうと思つていますので、その辺に付きまして修正の方向で、一年間ということで修正の方向の考えがあるか、村長の考えを伺います。

○議長（有川和則君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

いろいろな考え方もあるだろうと思います。

この私の任期期間中に、社会情勢が変わるようであればですね、そこはこの特例規定の期間の改正ということは考えます。

今の時点では、私の任期期間で提案をさせていただきたいと思います。

○議長（有川和則君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（有川和則君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（有川和則君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 12、議案第 69 号、十島村村長等の給与等の特例に関する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（有川和則君）

異議なしと認めます。

従って、日程第 12、議案第 69 号、十島村村長等の給与等の特例に関する条例の制定についての件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

△日程報告

○議長（有川和則君）

これで、本日の議事日程は全て終了しました。

明日は午前 10 時にお集まりください。

△散会

○議長（有川和則君）

本日はこれで散会します。

ご苦労様でした。

6 月 21 日（木）

△開議宣告

○議長（有川和則君）

おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

△日程報告

○議長（有川和則君）

本日の日程はお手元に配布しました議事日程表の通りといたします。

△日程第 1 議案第 70 号 辺地に係る総合整備計画の策定についての件

○議長（有川和則君）

日程第 1、議案第 70 号、辺地に係る総合整備計画の策定についての件を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

議案第 70 号につきまして、ご説明致します。

この案件につきましては、辺地に係る総合整備計画の策定でございます。

現在、昨年まで計画しておりました、前期の総合整備計画は、19 年度から 20 年度までの 5 年間で終了しております。

今回につきましては、本年度を初年度と致しまして、28 年度までの 5 年間の計画となっております。

策定に当たりましては、辺地にかかる公共的施設の総合整備の為の財政上の特例措置に関する法律第 3 条の規定によりまして策定しております。

なお、この策定に当たりましては、鹿児島県知事との事前協議が必要でありまして、既に鹿児島県知事からの異議ないという回答も今月の 6 日付けでいただいております。

また、今回の議案の議決をいただきますれば、さらに県知事並びに総務大臣へも提出し、計画がスタートするという事になっていきます。

この辺地にかかる公共的施設の整備につきましては、この議案の裏面のほうに法律の抜粋を記しておりますので、参考にしていただければと思っております。

今回の辺地につきましては、口之島辺地、中之島辺地、平島辺地、諏訪之瀬島辺地、宝島、小宝島辺地という 6 地域の辺地を設定したということになっております。

まず 1 ページを捲っていただきまして、辺地にかかる総合整備計画書というものを表紙に、平成 24 年度から 28 年度という計画書を定めておりますので、このそれぞれの辺地ごとに説明していきたいと思っておりますので、1 枚捲ってください。

まず口之島辺地でございます。口之島辺地につきましては、林道口之島線及び林道前岳線の改良舗装を 5 年間で 167,000 千円で事業を実施するという計画で進めております。林道口之島線につきましては 5 年間の総延長で 1,000m、林道前岳線につきましては 26 年度から 28 年度までの間で、3 年間で 600

メートルの改良舗装を進めるということになっております。

次に中之島辺地でございますけど、緊急時の避難道路の整備ということで、現在進めております、林道椎崎線をさらに 26 年度まで 3 年間延長して、延長距離が 550 メートルの改装ですすめるという計画になっております。

また、簡易水道事業と致しまして、平成 27 年度、28 年度で水源改修ならびに配水管の敷設事業ということで 1,000m を計画しております。

次に捲っていただきまして、平島辺地でございます。

平島辺地につきましては、平成 24 年度、来年度に簡易水道の事業整備を計画しているということで進めております。

それから、諏訪之瀬島辺地につきましては、平成 25 年度から 3 ヶ年事業で簡易水道の水源改修と配水管敷設延長 2,100 メートルを計画しております。

悪石島辺地につきましては、24 年度から現在進めております事業をさらに延長すると、継続することによって、3 年間の簡易水道の配水管の敷設延長を 1,400 メートルですすめるという計画で進めております。

小宝島、宝島辺地につきましては、宝島の林道荒木崎線の舗装整備のほう、平成 26 年度から 3 年間延長で 1,000 メートルの舗装を計画するという内容で進めております。

この事業の特定財源につきましては、国庫補助ですすめるわけなんですけど、その裏の財源をこの辺地債を活用してすすめるということで計画するわけなんですけど、この辺地債を活用した場合には、後年度に普通交付税で 8 割程度の財源措置があるというような有利な起債になろうかと思っております。

ただし、この辺地債を活用するには、この辺地計画のほうに記載されるということが条件になるということになります。

又この各年度の事業の規模にあたりましては、現在の計画で考えておりますけれども、国の予算状況、あるいは村の予算の事情によりまして、当然に変動が出るということもご了承願いたいと思います。従いまして、毎年度この計画は見直すということでのローリングで進めていくということになろうかと思っております。

最後のほうの 1～2 ページをお開きしますと、平成 24 年度から 28 年度までの年次計画表ということで、各地域の辺地ごとの年次区分で事業計画、事業費というものを記しておりますので、参考にさせていただければと思っております。宜しくお願いします。

○議長（有川和則君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2 番、松下直志君。

○2 番（松下直志君）

只今のですね、村長からの説明内容の中で、毎年度 5 年間の計画なんですけども、年度ごとに見直していくというような説明があったんですが、実は私、今朝、南日本新聞を見ておったら、先日改正離島振興法が成立したと。そして、鹿児島県は種子、屋久、甕島、三島、十島、島の数で 20 島が対象になるというような記事がありました。ここにコピーしてあります。

これは 2013 年、25 年度からですかね。そういうような内容なんですけれども、これとの関連で年次ごとの見直しというようなことも含まれてくるわけですか。

○議長（有川和則君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

今朝ほどの新聞で、議員の皆さん方のほうもご承知かと思っておりますけども、平成 24 年度で現在の離島振興法が一応時限立法でできるという中で、25 年度をスタートして、そして改正離振法が改正されたということで、昨日参議院のほうで与野党全会一致で可決されたということで、私どものほうも安心しているところでございます。

今回の離振法の中には、現在の離振法では条文で 22 条、今回の改正離振法では 35 条になるということで、改正というよりも新規というかたちのようなものの離振法になっているような状況です。

特に今までは政権党のみで進めていたものが、今回は与野党の 7 党で合意されるということで、かな

り離島に対する重厚な振興法だということで期待される面があります。

その中でも特に、今までは国土交通省あるいは総務省が主となってやっていたものが、今回からは 7 機関の文部科学省、あるいは環境省、農林水産省等々の 7 機関が入るということで、私共のほうも国土交通省だけでみていたものが、幅広く離島に対するものが今回は見直されると。手厚くされるということで、相当な離島の関係者もこの法律に対しては期待があったというようなことになっております。

私も 2～3 程今回新聞社のほうから取材を受けたわけなんですけども、離振法の制度そのものはかなりいい制度になったわけなんですけれども、この国会で成立させて貰わないと、財務省査定がそうそうに夏時期から入っていくということになれば、来年度 25 年度からスタートする財源措置がハッキリとしないというようなことからしまして、今回成立したということは非常に良かったんじゃないかと思っております。

今回特に私共がこの離島の中でソフト的な事業に対する支援というものがですね、離島活性化交付金というものが新たに制度化されました。

例えば、本村の離島地域に対する医療の問題、あるいは交通の問題、それから子ども達の就学の問題というような諸々まで、今村が単独でやっているようなものが場合によっては県のほうで定めます離振計画の中に村の内容を計画してもらえれば、この交付金の中で財源措置が出てくるんじゃないかということで、非常に良い制度が出来たなと思っております。

それから、離島のそれぞれの地域にマッチした、その特区制度というものも、含まれるということからしまして、私共も事務の中でも、職員の中でも、全庁をあげてですね、この離振法にソフト的なもの、あるいはハード的なものを含めて、早々に県のほうと協議をしていく必要があるのかなと思っております。

そこで、先程議員からのご質問なんですけど、当然にこの離振法の中に、離島振興計画の中に、この先程の辺地総合整備計画のものも当然連動した形で計画に載せていかないと、国のほうの補助支援はないというようなことからしますと、この離島振興計画と辺地の総合整備計画というのは当然連動されるものだというふうに理解していただければと思っております。

○議長（有川和則君）

他に質疑ありませんか。

4 番、永田和彦君。

○4 番（永田和彦君）

まあ、それぞれの地域において、5 ヶ年の計画が示されているんですが、特に気になるのがやはりこの飲料水の整備の関係で、説明の欄の中にも、それぞれ創設以来 40 年以上という文言が入ってきているんですが、例えばその老朽化による腐食とかそういった部分において、漏水等の部分の発生というのは、実際問題としてあるかと思うんですが、たとえばそういったものが客観的な数字として担当課のほうで押さえられているのか。配水池から出て、各家庭で使用されての部分との差し引きの関係で、おそらく漏水がどの位あるというのは数値的なものでわかるかと思うんですが、そういったものも考慮された上での計画がなされているのか、その点について伺います。

○議長（有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

今ここにあげている辺地にかかる総合整備計画書というのはあくまでも国庫補助を対象としたものでございますので、今回ここに中之島に一応計画としては 27 年度からというふうには記されてありますが、今この国庫補助事業で施工しているところは悪石島でございます。

その悪石島が来年ぐらいいまでかかる予定でありますけど、その際にすぐ中之島に移行が出来るかというのを、ちょっと今のところ疑問があるわけでございます。

4 番議員さんのほうから質問のありました、漏水とかそういうのを把握されているかということでございます。

中之島の場合は、配水地のすぐ近くにどれだけ出たかという、そのメーターがございまして、島によっては配水池からすぐいくらメーターを通していつているかというのを把握することのできるメーターを設置していない所もございまして、各家庭でもって集約した集水量とそれから配水池から出た集水量との差を引いたときに、どれだけ漏水しているかというのを確実に把握できるのかといえ、それは全ての島では今のところちょっと出来ない。

小宝島と諏訪之瀬島の場合は、淡水化によって元の配水するところにその出るメーターがございすけど、中之島もございす。あと口之島のほうもございせん。平島のほうもございせん。宝島のほうもございせん。

この簡易水道に移る前にそのメーター機をやっぱり取り付けなくちゃいけないなということで、いろいろ検討したんですけど、そのメーターそのものが 50 ミリぐらいになると相当な金額がかかるわけですので、単独ではちょっとそのメーターの設置は難しいなということで、今は設置されていない状況でございす。

○議長（有川和則君）

4 番、永田和彦君。

○4 番（永田和彦君）

地元住民としましては、その導水管ですか、そういったものの敷設換えをしていただいて、安全で綺麗な水というものが各家庭に確実に届くという部分については、本当に有難いことだと思います。

今現在も決して安全とか、安全で美味しい水で無いということではないんですけど、やはり今後こういった計画の中で、一番心配するのは水道料金の値上げに繋がるような部分が、やはり住民生活の中で一番大きな問題になっていくかと思います。

そういった部分も含めて、改修計画については住民が十分に理解し、納得した中で進めていただきたいなとそうように思っています。

○議長（有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

今度の辺地計画で取り上げることが出来ない、緊急を要するものについてはですね、特定離島とかそういうのを活用して、住民の方に安心できるような水を供給したいと思っております。

○議長（有川和則君）

6 番、日高通君。

○6 番（日高通君）

この簡易水道の事業の関係でございすけど、これまで口之島等もですね、宝島、含めて改修工事が行われてきたわけでありすけれども、一番事業が終わった後にですね、やはり旧敷設管というものが、村のほうも掌握しきれないということで、いろんなところでトラブルが発生しているのが現実でございす。

そういう意味からして、今年度も含めてですね、それぞれの計画がされているわけでありすけれども、やはりこの委託業者に対しての計画書を上げて貰うわけですが、もう少し綿密なとかですね、緻密な計画をさせていかないと、事業実施を行って、完成検査を終わりました、その後いろんなトラブルが発生すると、こういうことが起こらないような事業計画の進め方をすべきだろうと思っているわけですが、ここらに対する改善策が検討されているのかどうか伺いたい。

○議長（有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

改修工事において、その設計業者そのものというのは、うちのほうが元々そのちゃんとした配管図面とかそういうのが元ないものですから、一応取水栓とか減圧弁とかそういうのを頼りにしてある程度の計画を立てるわけですが、新規についてはある程度の把握は出来るんですけど、前あった水道管がですね、どうしてもその水道管とつないだ場合に、そこから漏水とかそういうのが考えられるわけでありまして、旧配管についてはその施工業者において、そういう配管が出た場合は連絡をしてくれと話しているんですけど、どうしても施工の中において、そういうのが見落としがあったりしているのが事実でございす。

今後また悪石島も本年度又その工事がございすので、そういうところのないように、充分注意して施工するようなことを促したいと思ひます。

○議長（有川和則君）

6 番、日高通君。

○6 番（日高通君）

出来るだけ施工途中に、そういうものが多分、たびたび出やすいんだらうと思ひすけど、そこらへ

んを充分調査をして、工事の施工にかかってもらいたいと思っております。

それともう一つはですね、配管図というものは新たにやる分についてはですね、おそらく作成はされてるんだと思うわけですが、ただ何と言いますかね、本管からメーター機の取り付け位置というものがですね、個人住宅へのですね、ここらあたりのその区間というものが非常に曖昧さがあるような気がします。また私共もその配管図を求めてもですね、なかなかどの位置から本管から引き込まれているのか、それすらも分からないと。こういうものが漏水の起こった時の対策として、非常に対応ができないのが現実なんです。

そこらも含めてですね、やはりこの事業で実施する、これまでのものは当然調査をしないとイケないわけですが、今後の事業においてはですね、そういうのも充分考慮しながらですね、やはり配管図面の作成というのもあわせて実行すべきと思っております。

その点についての考え方を伺いたい。

○議長（有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

給水管を設置する場合は本管からサドル分線によって給水管を設置するわけでございますけど、そのサドル分線から各家庭の一番近い入口まで、そこまで量水器を取りつけまして、メーターですね、量水器を取りつけまして、そして取水弁を取り付けるわけでございます。取水弁がさきになるか。取水弁をつけて量水器をつけるわけでございますけど、それから先はもうハッキリ言って個人の配管ということになります。

その個人の配管の場合、通常家を建てる場合はですね、自分のところに家を建てる場合はですね、確認申請書とかそういうものによってどこに配管されているというのは分かるんですけど、もう前からあるやつはですね、風呂場とか、手洗い所とか、そういうところにはどのような形で配管されているかというのは、今のところは一応台帳がございます。台帳がございますけど、それが本当にこのようなかたちで配管図がちゃんとされているのであるかというのは、ちょっと疑問であります。

○議長（有川和則君）

6 番、日高通君。

○6 番（日高通君）

先程経済課長のほうから補足的にそういう事業で対応できなかった部分は特定離島等で対処してきた経緯があるわけですね。それでも尚且つ、旧配管が口之島地区においてもですね、やはり、最近「ここ改修してないんだ」というようなことでですね、漏水が頻繁に起こっていると。あるいはその、継ぎ手部分が抜けていたということがあって、私もこの部分は要するに改修をせずにそのまま放置したんだなというようなこともですね、出てきております。

ですからこれも、全体の簡易水道の中で見るときに、やはりそういうものが取り残されてきているということですね、やっぱりその漏水の原因をやっぱりそこで（聞き取り不能）しているわけですね。そういうものの対策を今後どうするのかですね。特にこれは農地を通っている配管でありますから、径にすると 25 ミリ、もしくは 20 ミリの配管が今からですね、何年ぐらいですかね、もう 20 年以上経過した配管でもあります。

そういう意味で、そういうものが取り残されたことによって、漏水を引き起こすということで、なかなかこの改修工事が終わっただけに、そういう部分は勿論我々も改修されているんだろうと推測の中で見てきたものですから、そういうことが現実的に起こるとですね、非常にこう生活に困っていると、ここらあたりのですね、対策もあわせて検討すべきであろうと思っておりますが、突如こういう話をされて、担当のほうも戸惑うかもしれませんが、考えられる対策があれば聞かせていただきたい。

○議長（有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

今後調査をしてですね、そういう末端の給水管、配水管が残っているかというのは、調査によるそれではちょっと厳しいと思います。

やはりそういう事故等があった時に、もう完全につぶすようなかたちでもってしていかないと、今の、島の方で昔そういう配管をされている記憶のある方がいらっしゃればですね、その方のそういうことを話を頼りにして、そこを調査するということは出来るんですけど、もう 20 数年くらいになると、どこ

にそういうのが走っているかというのもちょっと調べる機械もございませんし、機械というのは確かに埋設したやつをレーダー探知機ですのような機械がございますけど、そういうのでやっしまえばもちろん事業費そのものにそういうのが嵩んでしまうわけですから、今の場合はその対策そのものというのは事故が発見したときに、つぶしていくというかたちしか取れないのではないかと考えております。

○議長（有川和則君）

只今より協議会に移します。

協議会

○議長（有川和則君）

本会議に戻します。

他に質疑ありませんか。

7 番、平泉二太君。

○7 番（平泉二太君）

この中之島地区において、27 年、28 年の 2 ヶ年において、1,000m の敷設をするということなんですけど、これはおそらく楠木地区から寄木地区への敷設だと思うんですが、距離的なものがこれで末端までいけるのか、それとも部分的なもので敷設をしようと考えているのか、説明願いたい。

○議長（有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

この国庫補助事業のものはですね、辺地に係る総合整備計画ということで、これにのせていないとその国庫補助事業はできないものですから、あくまでもこれは延長は暫定でございます。

○議長（有川和則君）

他に質疑ありませんか。

3 番、日高助廣君。

○3 番（日高助廣君）

林道の舗装について質問します。

中之島と口之島に林道の舗装が上がっておりますけど、年々ですね、生コン単価が上昇ということで、延長が毎年のように短くなっております。

で、中之島が 26 年までですかね、で終わりですよ。口之島はあと何年の計画で終わるのかですね。

このような短くなってくると、28 年度までには私は終わらないような感じですけども、合わせてですね、前岳線の舗装も 600m とありますが、生コンの単価によってはですね、厳しいかなと考えているわけですけども、どのような施工の方法をとるのかですね、業者がやるのか、悪石島方式で地元舗装でも私は少しずつでも出来るんじゃないかなと思うところでございますけど、そのような計画等があれば伺いたい。

○議長（有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

口之島、それから中之島の椎崎線の林道の件でございます。

今口之島のほうが 23 年度の終了時点でもって、残延長が約大体 950m 程残っておりまして、本年度 24 年度に 200 メートル程度の計画をしております。

その計画でいくと、今の生コンの単価のちょっと不安定でございますけど、24 年度の計画でいくと、完成予定は平成 27 年には完成するんじゃないかということでございます。

椎崎線におきましては、23 年度終了時に 564m ほど残っておりまして、本年度 240m 計画しまして、

完成予定年度は 26 年となっております。

で、そのすんだ後に前岳線の舗装そのものを悪石島みたいな地元施工に出来ないかという質問でございますけど、これはあくまでも国庫補助事業ですので、どうしても写真管理とか、そういうのがちゃんとしないことには後々会計検査の対象を受けたとき、大変厳しい状況におかれるんじゃないかということです、これはもう請負でしか今のところは計画しておりません。

○議長（有川和則君）

3 番、日高助廣君。

○3 番（日高助廣君）

中之島のほうは分かりますけれども、口之島のですね、この林道は、急傾斜ですかね、法面がありまして、本当に 27 年で終わるのかというのが、私は心配を致しておりますけれども、27 年度で終わってもらえばいいことなんですけれども、早速、あそこの急傾斜のですね、施工方法はどのように考えているのかですね。

もう 1 点は、前岳線、これもですね、舗装の要望が以前から行っておりまして、毎年ですね、タケノコ、竹林のタケノコに皆さん行かれております。ですから、そういう竹林の開発等も合わせてですね、できれば私は利用価値があるのではないかと思います。

27 年以降ということでもありますけれども、これもですね、出来れば早急に私は事業の開始を行って欲しいと思っております。

地元では出来ないということでもありますけれども、1 年でも早く事業の開始が出来るように、要請を行っておきます。と言いますのは、林道のですね、災害等も考えられます。年々竹が覆いかぶって雨水が流れ出て、年々ですね車の走行が出来ない状態でありますので、なるべく 1 年でも早く実施が出来るように要請を行っておきます。

○議長（有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

辺地に係る国庫補助事業ですので、舗装そのものというのはこの事業で出来るんですけど、そういう急傾斜の改良については、この事業では出来ません。出来ないから、舗装は平成 27 年で終わりますけど、あそこの法面改良そのものというのは他の事業、例えば特定離島ふるさとおこし事業とか、県単独の改良事業というのがございますので、この事業で出来ることは出来ませんので、舗装は 27 年で終わりますけど、あそこの改良部分だけはまだ残ります。

施工方法としましては、様々な今のところ張り出し工法とかロックネット工法とか、コンクリート吹き付け工とか色々ございますけど、まだ今どの施工をするかというのは至っておりません。

前岳線の利用状況そのものをどうしても島の方で行いたいというのであれば、悪石島みたいな感じで単独費で組んで、それでもって地元施工でやって貰うという手がございますけど、この辺地の事業では地元施工そのものは出来ませんので、どうしても請負契約となります。

○議長（有川和則君）

3 番、日高助廣君。

○3 番（日高助廣君）

林道のほうですけど、急傾斜の斜面を完成が出来ないと、私は舗装が出来ないと思っていますよ。だったら 27 年では終わらないでしょう。そこを前置きでちゃんと言ってくださいよ。だから、28 年度までに終わるんですかと言ったのはそこなんですよ。

その地元のですね、前岳線の舗装ができるのであれば、私は地元で別な事業でも良いですから、年次計画でですね、一年でも早くですよ。27 年まで待てませんよ。ハッキリ言って。

ですからね、そういう計画で。方法があればやってもらいたいと思います。

○議長（有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

あそこの区間は今飛び越えて、先の方に舗装も 23 年度はしました。そういうことでおって、あそこの施工の今どういうふうな復旧作業をしようかというのが出来ませんので、あそこはこの国庫補助事業の辺地の計画そのものが終わったあと、あそこの区間だけは残ります。ハッキリ言って。未舗装部分で。その後は、まずそこの急傾斜分の対策を行ってから、特定離島ふるさととなり他の事業で持ち込むしか方

法はないです。この事業では、継続的に計画をしなくちゃならないものですから、そこでもって 27 年度でもって、この辺地計画の舗装は口之島は終わると言うことでございます。

前岳線につきましては、そういう要望があれば次年度あたりですね、島の方の要望とかそういうのを聞いて、どの辺から先に舗装を行うとか、希望とか、そういうのを話し合っていきたいと思っております。

○議長（有川和則君）

日高助廣君の本件に関する質疑は既に 3 回になりましたが、会議規則第 55 条の但書の規定によって、特に発言を許します。

日高助廣君。

○3 番（日高助廣君）

急傾斜の場所なんですけど、地元の皆さんもですね、観光の皆さん方も大変危険を感じながら、あそこは通行を致しております。

ですから、林道が終わった後と言うんではなくてですね、近い年度でそういう事業をですね、導入をしまして、早急に安心して走行ができるような対策を高じて欲しいというのが我々住民の願いでありますので、どうか 28 年以降じゃなくてですね、もっと近い年度でですね、そういう急傾斜の事業もですね、考えて欲しいと思っております。検討をお願いします。

○議長（有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

急傾斜のところは、別に 28 年度以降とは申しておりません。

今設計の段階に入っておって、その設計通りにうまく行けば、来年度あたりの特定離島ふるさとおこし推進事業に出して、そこの法面の保護は、復旧は張り出し工法かどうかたちになるかわかりませんけど、とにかく事業費が相当に上がると思うですよ。

そうしたときが、実際その特定なり、県単の治山でやれるなり、そういう補助事業先を見つけてですね、やる為の、だからこの林道の舗装が終わってとは私は言っておりません。とにかく今そういう話を進めているということで、舗装そのものはあそこをのかしても 27 年で終わるということです。

○議長（有川和則君）

2 番、松下直志君。

○2 番（松下直志君）

私も今ですね、年度順に 5 カ年計画ということで、ずっとこう見ておりましたら、私共の宝島の林道荒木崎線。まあ、座談会等々でもですね、毎年のように要請しまして、そのことも踏まえて、この辺地総合計画 5 カ年間で計上されてきていることは有難いことなんですけども、他の島は項目が口之島、中之島 2 件ですか、あとは宝島を含めて 1 件の、この荒木崎線の舗装となっているんですが、何故ですね、来年再来年、26 年から 3 年間なのかと。

特に、この線は宝島でもこの観光客等の訪問頻度がナンバーワンでございまして、非常にそのイメージがダウンだということで、座談会等でも要望してきたんですけど、そういうことを踏まえてくださるならですね、今年度が無理なら、せめても前倒しで、25 年度からというふうにですね、計画を変更して貰いたいと。どういう優先基準でですね、私共のこの荒木崎線がですね、後半に計画されたかということをお尋ねいたします。

○議長（有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

この荒木崎線というのは林道ではございまして、村道荒木崎線でございまして、それでもって、国庫補助事業の村道の事業というのが、社会資本整備総合交付金事業というのがございます。

それで今平島と、それから本年度は悪石島の法面保護をします。

平島のほうが今東之浜線とそれから、今の西之浜の迂回道路ということで、やっと今東之浜港が接岸が出来るようになりました。

そこのほうに連絡道路として、相当な金額を、そこに事業費にいれます。これは生活道路でございまして。もし南之浜がつかないときに、東之浜に回らなくちゃいけないということで、そこの生活道路であるがゆえに、優先順位が一番だということで、今、そちらのほうを整備しております。その整備が終わ

るのが大体 24 年、25 年、今のコンクリート単価でいけばもしかして 26 年以降までかかるかもしれません。その後にこの観光道路というかたちで計画しているわけでございまして、その優先順位からいきますと、どうしても平島のほうが先ではないかと。生活道路です。

そう考えて、その 26 年度以降の計画となっております。

○議長（有川和則君）

他に質疑ありませんか。

日高通君の本件に関する質疑は既に 3 回になりましたが、会議規則第 55 条の但書の規定によって、特に発言を許します。

6 番、日高通君。

○6 番（日高通君）

辺地債、この計画、道路とかあるいはまた飲料水等の工事等が入っているわけなんですけど、辺地計画の中でそれ以上の事業採択が出来るものがなかったのかですね、ここらも一件教えていただきたい。

それともう一つはですね、先程 3 番議員のほうからも、前岳線の関係で地元でやっても良いんじゃないかと、こういう話もありましたけれども、5 カ年計画で 5,000 万円の事業費を抱えていると。そうしますと、辺地債を使ったときに、80%の交付税を貰えるんだと、こういう話になってきますと、このことが地元雇用という 1 点を見れば、先程も申し上げたことも一つの方法論としてあるのかなと思いますけれども、全体的な財源の確保、あるいはまた事業の進め方としてはですね、どちらが効果的なのか、こういうことも合わせて事業の進め方をしなければですね、1 点的な地元雇用だけに固執することがすなわち整備が進むのかどうか。あるいは財源的にどうなのか、そういうこともよく経済課としてはですね、検討して、うえでね、この辺地計画への変更をするのかしないのか、そこらも含めてやるべきだろうと私は思うわけですが、その点も。

今資料等を比較対照するべきものは持ち合わせてないと思います。

ですから、ここらの見直しをするにしても、そこらがちゃんと正当性のあるものであるのかどうかも充分検討した上で、事業実施への意向を示すべきだろうと、このように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（有川和則君）

総務課長、福澤章二君。

○総務課長（福澤章二君）

この辺地事業計画に載せるものとしましては、この議案の裏面参考資料のところに、第 2 条第 2 項ですね、「この法律において「公共的施設」とは次に掲げる施設で」ということで、一番、電灯用電気供給施設、二として道路および渡船施設、三番、学校、自動車、渡船施設又は寄宿舍、四番、診療施設、五番、飲料水供給施設、六番、その他政令で定める施設というような規定がございまして、この六番で結構拾えるんですけど、この辺地で整備できるものはこういったことでありまして、その中でもこの辺地債を使える具体的な辺地債の補助申請になりますと、集落のどこを中心、あるいは海岸を結ぶとか、いろんな条件が出てきます。道路にしますと。

そういったところで、村では従来から補助でやります林道の補助裏を裏、あるいは診療施設を造ったときの補助裏、それからいまやっております簡易水道の補助裏を簡易水道債と辺地債でやるといった、このような取扱をしてきております。

従来と同じような事業を今回も 5 年間で拾ったわけですけど、その他追加で考えられるのが、いろんなまた道路、避難道ですとか、この消防施設の関係も出てくるかと思います。

その時点では、財源措置の状況によってはこの辺地計画に追加していくという考え方でおります。ただこの辺地債、この計画にのせて、全てが辺地債で充当されるかと言いますと、この辺地債も各年度の国の予算枠の中で、基本的には県ごとに枠配分ということでやってまいります。県に枠配分がされた中で、県は各市町村に配分していくということで、その事業の重要度から見て、県はどの事業に配分するという方式をとっておるようですので、これにのせたからといってすぐに辺地債がかけられるということではないですけど、そういった重要な追加で入れないといけないという事業につきましては、村長が当初説明しましたように、毎年ローリングして県ともヒアリングを実施しますので、その中でまた議会の意見も聞きながら毎年変更していきたいと考えております。

○議長（有川和則君）

他に質疑ありませんか。

4 番、永田和彦君。

○4番（永田和彦君）

今総務課長の説明でだいたい理解したんですが、例えば1点気になった点としまして、本村内6地域が今回辺地としたかたちであげられていると。この中に、小宝島という具体的な名前が出てきていない。そういった部分を考えてときに、例えばこのあとの補正予算の中でも小宝島の避難道路の関係であったりとか、そういった部分について、具体的に今年度以降取り組んで行こうとされる部分が村の姿勢が見えるところなんです、そういったものが具体的なものとしてあがってきた場合はこの中で場合によってはあがってくるというふうに考えても良いんでしょうか。どうなんでしょうか。

○議長（有川和則君）

総務課長、福澤章二君。

○総務課長（福澤章二君）

辺地の6箇所の辺地しかないということですが、平成の当初の頃はですね、7島全部の全ての辺地でしたけれども、この辺地の地域指定というのが人口50人以上という規定がありまして、平成2年か3年の時にですね、小宝島が当初計画を作る段階で50人を割っていたということで、県との協議の中で、宝島・小宝島辺地ということで、一つの辺地にしたわけです。

今回見ますと、小宝島はこの今回作る段階で50名を超えております。

平島、諏訪之瀬島、悪石島となると、殆んど人口は変わらないような状況ではあるんですけど、この辺地計画を作るときに、辺地ごとにその条件を満たしているかどうかということで、その辺地の中心から学校が何メートルとか、港まで何メートルとか、そういった細かい点数を出します。

その作業が非常に膨大になるものですから、一応、特に小宝島、宝島をわけても、分ける事務的な、財政的な不利益も被らないということで、そのままの取扱いをしまして、県のほうでもそれで問題はないということで、この6つの辺地で計画しております。

委員がおっしゃいます、小宝島について無いということですが、この辺地計画を作る段階で協議をしまして、小宝島のその避難道も入れるべきではないかという協議もしたんですけど、今度の補正予算で小宝島、地元とその避難道の件について協議をするようなこともしておりますので、そこではっきりした段階でこの計画にのせていって、その避難関係、避難道になるのか、何になるのか、どんな施設になるのか、ちょっとまだハッキリしませんが、この計画にのせて進めていきたいと考えております。

○議長（有川和則君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（有川和則君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（有川和則君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第1、議案第70号、辺地に係る総合整備計画の策定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（有川和則君）

異議なしと認めます。

従って、日程第1、議案第70号、辺地に係る総合整備計画の策定についての件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これより、10分間休憩します。

11 時 05 分にお集まりください。

休憩	1 0 時 5 5 分
再開	1 1 時 0 5 分

○議長（有川和則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第 2 議案第 7 1 号 十島村課設置条例の一部を改正する条例の制定についての件

○議長（有川和則君）

日程第 2、議案第 71 号、十島村課設置条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

説明致します。

この議案につきましては、十島村課設置条例の一部を改正する条例でございます。

本村の組織機構の改正につきましては、既に議員の皆様方のご承知のとおり、平成 19 年の 4 月にそれまでありました課を大幅に見直したわけでございます。

その際に村長部局の組織を企画観光課、船舶課の 2 課を廃止しまして、総務、住民、経済課、そして出納室ということで、3 課 1 室にしたという状況になっております。

私の施政方針の中でも申し上げましたとおり、人口対策と産業振興を一体的に進めたいというような考え方からしまして、今回このようなかたちで組織のほうの改変をしたいということをお願いしているような状況でございます。

その対策の具体的な施策の一つといたしまして、定住支援、新規就業支援、遊休農地対策、空き家対策の関係等々の関係の業務の一元化、そして、産業振興の為の組織改編というかたちでお願いするわけなんですけど、具体的には現在の経済課に、地域整備室、地域振興室、航路対策室の 1 課 3 室となっておりますけれども、地域振興室を地域振興課に格上げを致しまして、地域振興室が行っております業務をそのままにして、名称を新しく産業振興室というかたちでの設置をお願いすることになります。

従いまして、新しく設置される地域振興課につきましては、定住対策室というものも設けるということになります。

又、経済課につきましては、残された地域整備室と航路対策室の 2 室となりますけれども、この室はそのままにしておきまして、名称を経済課から土木交通課に改正することになります。

つまり、総務課、住民課、出納室はそのままにして、経済課を大きく改編致しまして、地域振興課と土木交通課の 2 課に分課するということになります。

土木交通課につきましては、従来からあります地域整備室と航路対策室の 2 室からなるということで、新たに設置致します地域振興課は従来の地域振興室の名称を産業振興室と改称致しまして、さらに先程から触れております定住対策室を新設するというようなことになります。

これに基づきまして、村長部局の体制が今回から 4 課 1 室というような形になります。新設の地域振興課定住対策室の事務分掌につきましては、大きくは相談窓口係の機能と住宅問題、産業振興の 2 つの事務分掌を受け持つというような形になります。

今回の人員の配置、今回の組織の改編によりまして、人員配置が大きく変わろうかと思います。

まずは住民課の村民室を 1 名減らしまして、地域振興課を現在の地域振興室の 5 名体制から 1 名増やし、まして 6 名体制にすると。

産業振興室は3名、定住対策室に2名、それに課長というかたちの体制を考えております。

人員が1名減されます住民課の村民室、それと地域振興課につきましては、初めてスタートするあるいはその1人が減るというかたちになりまして、当面事務の混乱も予想されるというようなことからしまして、職員数は増やすことは無理な状況にある中で、臨時職員等を検討してみたいと思っております。この組織が改正されたら7月1日付けでの新たな組織での人事異動も行いたいと思っておるところです。

この条例案の裏面のほうを見ていただければ、現行と改正案が出ております。

現在の課につきましては、先程触れましたように総務課、経済課、住民課という3課ございます。

これに新しい改正案の中で、総務課、地域振興課、土木交通課、住民課というようなかたちでの組織改編になるかと思えます。

それからお手元のほうにUIターンの窓口一元化に伴う組織改編、それから2枚以降に事務分掌を記したものの、そして最終ページのほうに現在の職員の業務の分担を記しておりますが、これは詳細について総務課長のほうから説明をさせます。宜しくお願いします。

○議長（有川和則君）

総務課長、福澤章二君。

○総務課長（福澤章二君）

それではお手元に配っております、UIターン窓口一元化に伴う組織改編の資料をご覧ください。

まず1ページですけれども、イメージ図で現行、これが左側、そして改編後が右側になっております。

現在の現行のほうからいきますと、まず総務課の中に総務室、政策推進室があり、総務課職員が6名配置されております。

そして住民課には村民室と健康福祉室がありまして、住民課職員が7名です。そして経済課ですけれども、経済課の中に地域振興室、地域整備室、航路対策室の3室がありまして、人員は11名ということになっております。

改編後ですけれども、組織的には総務課と住民課は変わりはありません。

そして右側のほうですけれども、経済課のところから地域振興室のところから地域振興課ができまして、地域振興課に定住対策室、産業振興室を置くと。定住対策室の中には、相談窓口係、住宅整備係、就業支援係の3つの係が入ります。

産業振興室はそのまま産業係と観光係の2係になります。

残された経済課につきましては、名称を土木交通課と変えまして、従来からあります地域整備室と航路対策室の2室が入ります。

この表で見ていただきまして、このまず地域振興課定住対策室の所に、総務課政策推進室から線が引っ張ってありますが、政策推進室、企画消防係がもっておりますこの空き家住宅の関係、これが定住対策室の住宅整備係に移ります。それから、村民室の村民係がもっております、定住生活資金の関係が、地域振興課定住対策室相談窓口係の業務となります。

同じく村民係がもっております村営住宅の関係が、住宅整備係に移ります。

そして、経済課の地域振興室が持っております、産業係がもっております遊休農地対策、それから新規就業者の関係が、地域振興課定住対策室の就業支援係に移っていきます。

それから、同じく観光係がもっております、企業誘致ということで特に主だった動きはないんですけれども、ここも就業支援、新しい産業を起こしていこうということで、就業支援係のほうにに移っていきます。

次にこうしたところで、各課、室の事務分掌がどのようになるかということで、この課の設置条例が議決されたあとに、この規則のほうの改正が必要になってくるんですけど、その事務分担につきましてご説明致します。

2ページを開けてください。

これが総務課の総務室ですけれども、総務室につきましては、この室で選挙管理委員会の書記と書記長2名が兼務しておりますけれども、ここにつきましては、最終のところの広報係を、住民課のところの村民室の事務分掌となっておりました、住民の陳情、苦情、及び相談に関すること、ということはこの広報係にもってきまして、この広報係を広報公聴係に中身を変えるということです。

座談会関係もここでやっておりますので、従来の事務分掌になおしたということになろうかと思えます。

3 ページですけれども、総務課の政策推進室ですけれども、ここで監査員の書記も兼務しております。財務係、企画消防係の2つの係ですけれども、企画消防係の一番最後のところに、政策推進室へということで星印2つがつけておりますけれども、この中で、この事務分掌としては明記されておりました。現在もですね。しかし、この係で事務をやっておりました定住空き家住宅の賃貸借に関する事、それから空き家住宅の維持補修に関する事、この2つの業務を定住対策室へもっていくということにしております。

それから4ページをご覧ください。

4 ページが住民課村民室ですけれども、村民係と保険係の2係がございます。

その中で村民係が持っております、このアンダーラインの引いてある(8)定住人口対策および定住促進生活資金に関する事、それからこれを定住対策室へ。そして先程申しましたこの(9)陳情関係、これを総務係総務室のほうへ。そして(10)の村営住宅の整備および管理に関する事、そして(11)の村営住宅の使用料の賦課徴収に関する事、(12)の公営住宅に関する事。これらを地域振興課定住対策室へ持っていくます。

それから(16)の合併処理浄化槽の整備に関する事。これはこのままここに残すんですが、公共施設の保守点検の関係も、住民課のこの村民室が一括してやっておりますけれども、この公共施設に関する分につきましては、財産管理であるということで、総務のほうに移します。

それから5ページの住民課健康福祉室ですけれども、これにつきましては健康係、福祉係、介護係、3つ係がありますが、介護係のほうに今回スタートしております小規模多機能施設の管理運営に関する事という事務分掌を一つ追加しております。

6 ページを開けてください。

6 ページは地域整備室の関係ですが、土木係、水道係、地籍係の3係ですけれども、ここには変更はございません。

それから7ページの航路対策室、ここも変更はございません。

そして、8 ページですけど、8 ページ経済課地域振興室の事務分掌ですが、この地域振興室を産業振興室へ改名致します。

この中には、産業係と観光係がございますけど、この事務分掌の中で産業係としては特に明記はしてありませんが、現在取り扱っております、明記があります、(17)雇用の創出および対策に関する事。それから明記していません、遊休農地の整備、それから賃貸借に関する事、それから新規就業者支援に関する事、これらを定住対策室へもって参ります。

それから観光係の企業誘致に関する事、これも定住対策室へ持って参ります。

そうしました結果、9 ページをご覧ください。

定住対策室はどのような業務を持つかということになりますと、まず大きく相談窓口係、それから住宅整備係、就業支援係、この3つをおくわけですけれども、まずここで経済課が今まで持っておりました農業委員会の事務局関係をこの地域振興課に持って参ります。農業委員会の事務局がこちらの課になると。そして相談窓口ですけど、新たにこの丸4つをつけておりますが、UI ターン者の相談窓口業務、それから就業計画作成の支援、それから地元、庁内他部署との連絡調整。それから教育委員会がやっております山海留学生に関する教育委員会との連絡調整、という新しく4つをまず追加しております。

それから、住民課村民室からきます、定住人口対策及び定住生活定住促進生活資金に関する事、これは定住者が決まりますと、条例要綱に基づいて生活資金を交付することになる総務的な業務ですけど、それをここに持たせるということにしております。

それから住宅整備係のほうですけれども、総務課企画消防係のほうから空家住宅に関する事が2つ入ります。それから、住民課村民室から村営住宅に関する3つの業務がここに入って参ります。

そして最後に就業支援係ですけども、経済課地域振興室から遊休農地の関係、それから産業係から雇用の創出及び対策に関する事、それから新規就業者支援に関する事、観光係から企業誘致に関する事と、いうこの業務が入って参ります。

最後に10ページをご覧ください。

この10ページの現在と新と書いてるんですけど、この現在の所に現在の職員名を入れまして、誰がどの業務に係に従事していると、括弧は兼務発令を受けている者です。

このような状況になっておりまして、新のところに村長が只今申しましたこの条例を改正を議決いただきますと、7月1日からこの新という体制で臨んでいきたいということでございます。以上説明を終

わります。

○議長（有川和則君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6 番、日高通君。

○6 番（日高通君）

この本議案につきましては、村長の政策実現へ向けての力強さを感じる提案でございます。

そういう意味からすると、これまで私共が平成 19 年 4 月から既存の今現在の組織体制の中で、それぞれの職員が奮闘しながらやってきたわけでありますけども、やはりこの人口対策、諸々の施策が織り込まれてくる中で、大変苦労しながら業務を遂行してきたわけであります。

その中において、今回ただいま説明を受けまして、非常に、こう、これまで組織体における連絡はどうなっているのかと、連携がどうだったのかと、こういうことが議会からも再三問われてきたわけでありますけれども、今のこの業務内容等見ても、いよいよこの十島村の産業振興を含めて、何と言いますかね、地域活性化に向けた、あるいは、また、その人口対策を踏まえた中で、村の将来を大きく左右するような転換期を迎えているような気がします。

そういう意味で、この中でのそれぞれの業務、説明いただきました。私共としても、本当に職員がこのことを充分感知しながらこの政策実行、施策実行への道をきちんと進めて貰うことを大いに期待をするわけであります。

その中において、現行職員体制の中で、これは、やはり動かすというわけでありますから、人的にはさほど、何と言いますかね、増員されない、定数が変わらないという中で、その意識をどう変えて動くのかということが少し私共も気になるところであります。

そういう意味で、現行職員体制の中で一つの事務整理は行われましたけれども、そこらに対する今後の指導体制というか、この業務を遂行する為の意識改革というものをどのように考えているのか、その点を伺いたい。

○議長（有川和則君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

本来ならですね、この 6 月議会でこの組織改編の議決をいただいた後の 3 か月位おいてですね、人事発令をすべきだったという気持ちもあったんですけど、何せこの人口対策を早々に動かなければならない、あるいは産業振興を早めに手をつけないといけないということで、急遽したような状態です。

私が就任してから、以前までありましたその職員の朝礼体制を見直しを致しまして、月に 2 回職員会議制度にして、それぞれの各課職員の事務の業務報告、計画というものをそれぞれの職員に、職員ごとに報告させて、庁内の中でも業務の共有化、情報の共有化しましょうということで、これまで 3 回の職員会議を実施してきました。

その中でこの組織改編につきましては、私就任のときにも職員にも早ければ 7 月にやりたい、遅くても 8 月にはやりたいという話をしたわけなんですけど、この 3 回の中で職員にも総務課長のほうからいつ時期には人事異動もするから、今自分の業務の内容を整理を引き継ぎ体制だけは整えておってくれということで、進めておりました。

従いまして、今日議決をいただければ、早ければ明日中には人事異動の内示を出して、来週 1 週間かけて、引継ぎ体制をとって、7 月の 1 日から新たな組織でのスタートというかたちをとろうと思います。

ただ、気になるのは、先程議員も言われますように、職員の準備不足というものはあるかと思いますが、そこはもう時間をかけていく余裕が無いということもありましたものですから、今回はこういうかたちで取り扱ったということになります。

ちなみに、村長部局の職員、先程総務課長の説明の中で、組織改編の右欄、又は左欄を見ていただければ、職員の人員数を書いているかと思いますが、実際この中に 24 名おります。教育委員会部局の中に 2 名おまして、その中のこまの中で動かさざるを得ないということで、早々に人事異動をやった、今年 1 月やった者を含めてですね、検討を進めておるわけなんですけど、場合によってはそこら付近での「今変わったのに」と「なったのに」ということですね、ちょっと職員の中には不満も出ることもあるかもしれませんが、何せ私共のこの人口対策、産業振興ということを考えればそこは我慢し

てもらおうというかたちで取り扱っていきたいなと思っている状態です。

○議長（有川和則君）

6 番、日高通君。

○6 番（日高通君）

そうですね、この定住対策室というのは、非常に産業振興室を含めてですね、非常に村の今後の、何と言いますかね、どう十島村の地域が動いていくのかと、大きな課題をしょいながら進んでいかざるを得ないわけですね。そういう意味では、これまでいろんな先程の説明の中でも、窓口があちこち飛び飛びで、なかなかこの職員間の連携がうまくこう動けなかっただけにですね、この一元化されたことは非常に私共も、また住民側から見ても、相談がしやすい一つの体制がとれたんじゃないのかなと、大いに評価をしてもらえるのかなという私個人の考えも持っておりますけれども、なんせここの職員といいますか、ここを担当する職員というものは非常にこれまで以上に、気合と言いますか、非常に責任というものを十重に感じ取りながら業務を進めなければいけないだろうと思っております。

これまで特に経済課の中におりこまれていて、非常にこう経済課長もいろんなところで議会からもそれぞれの分野においてですね、質疑がなされて、本当に窮屈な中での業務を進めてきたんだろうなということも感じております。そういう意味では、整備室とこういうかたちでの振り分けができたことによって、私共の村の、あるいは行政単位としてのですね、やっぱりひとつの方向が非常に強化されたなど、私は実感をしております。そういう意味では是非人事配置についてはですね、非常に村長自身も先程の説明の中でも非常に頭を抱えながらの、適材適所を人事配置をしたいと思いますけど、そこらあたりはですね、本当に真剣に是非ともやっていただきたいという思いであります。

そういう意味で、それぞれの人事異動で動いていく、このさなかに各課長にどういう心境なのかという聞くこともですね、ちょっと私自身も場所違いのような気がします。こういうことも含めて、ありますけども、総務課長としてですね、本当に頭を悩ませながら、村長の施策を実行する為のやっぱり苦心をされたんだろうと思いますけど、そういう今後の総務課長として課全体を取りまとめていく立場からして、私は評価をしているわけですけど、総務課長としてどういう思いを持っているのか、そこらあたりも、提案する側ですから、当然は評価しているんだと言い切るでしょうけど、そういう思いでも聞かせていただければと思います。

○議長（有川和則君）

総務課長、福澤章二君。

○総務課長（福澤章二君）

今、6 番議員さんからありましたように、非常に限られた人員の中で新しく課を作る。しかも、村長の公約でもありますし、村の一番重要な問題でありまして、あるにも関わらず、長年ちゃんとした取り組みが出来なかったということで、今回思い切ったことを着手したわけですが、組織改編のこの案をつくり出すのに、あまり時間もなくてですね、村長部局の職員を 3 回ほど招集しまして、意見を聞いて作りました。

ただ、その意見の中にはやはり人手が足りない。特に私から見ても、例えばこの住民課の住宅問題、それから村営住宅問題、生活資金の交付金、これが抜けただけで人が一人減ということは、住民課にとっては非常に負担が増えるんだということは私もよく理解できます。

ただ、また一方では新しく出来ます地域振興課、定住対策室、課長 1 名、定住対策室、係 3 つの職員 2 名ということですけど、この業務の中を見てですね、これで課長を含めて 3 名体制でやっていけるかという、ここも非常に心もとないという気がしております。

そういったときで、職員は増やせないということで、村長が申し上げましたように、当面臨時を増やして対応してみようかということで進めようとしております。この点につきましては、今でも職員めいっぱいやって貰っておりますので、非常に心苦しいんですけど、そこを業務をもう少し整理して、不要な業務はもうやらないということで、自らそういった作業もしていかないといけないのかなと、感じる所です。

それから職員の配置につきましては、現在実人員で船も全て含めまして 59 名です。

ただ、この 59 名の中には 1 人後期高齢者連合に派遣しております。それから休職者が 1 名おりまして、実質 2 名減の 57 名体制でやっております。

で、条例定数からしますと条例定数は全員で 65 名だったと思うんですけど、条例定数からだいぶ低いんですが、過去の定員管理の計画ということで、ここまで落としてきております。

当面臨時で対応していきますけど、後期連合から一人帰ってくると。休職者が復職出来ればということで、そういうような期待もありまして、当面この職員体制で進めていきたいと考えております。

村長就任しましてから、前敷根村長との引継ぎの中で、村長が各課担当を呼びまして、その引継ぎ事項につきまして、担当者から直接その内容を聞いております。

その中でこの定住対策についても、今担当しております住民課、あるいは総務課の空家住宅、村営住宅の問題につきましても、現担当について、これから統合してやっていくという指示も出しておりますので、各職員もそのつもりで心構えは出来ていると思います。

ただ、この新しく新設される地域振興課は、村長の第一の政策でもありますし、非常に期待される課ですので、ここになります課長、あるいは配置される職員という者はやはりそれぞれの気概を持っていかないといけないし、又それぞれの注目も受けるということです。暫く大変だろうと思いますが、非常に今後の定住対策がうまく進んでいくのではないかと、期待をしているところです。

○議長（有川和則君）

他に質疑ありませんか。

1 番、日高久志君。

○1 番（日高久志君）

提案理由の中に、村長の志が充分反映、思いがいろいろこめられている。人口対策、産業復興を起こしていくんだという思いが充分伝わってくるところであります。

最近役場職員の島へのですね、派遣も増えてきております。

過去 10 年前、村民の声が行政に反映されないと。住民の意見が全然反映されないということで、だいぶ辛い思いもしております。

最近、役場職員と地域の話し合い、連携もだいぶ進んできております。そういう面が今後又業務が多くなり、引継ぎ等ですね、の中で衰退しないように、益々加速されるように、住民の声が充分反映できますようお願いしたいと。そういう面で村長の思いを、再度確認の上でお聞きしたいと思っております。

○議長（有川和則君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

今回のですね、この組織改編とあわせまして、村のほうは平成 22 年度から地域担当職員制度というのを設けまして、地域の声を限りなく多く、数多く村のほうの政策にも反映させましょう。又、住民の悩みごとにも直に職員も聞いて、住民生活の実態をわかりましょうという制度をここ 2 年ほど続けてきているわけなんですけれども、いい方向に回転してきているというのは住民の皆さんからの声です。この声につきましては、職員も一人で 3 役も 4 役も業務をこなしながら、あるいは土日も利用してその島に出張する。あるいは夜間に住民とその会議の中でいろいろと懇談するというので、かなり職員の負担もきております。

職員の数も先程総務課長の説明の通り、59 名の体制の中でかなり職員には負担をかけているというのはもう重々わかるような状況なんですけれども、ただ本村が抱える海を隔てての抱えている問題というのは、職員がしっかり住民の中に顔を出して、その住民と意見を討論するというのを今後も続けていくということは、私も以前からのスタイルをさらに強化していきたいなと思っております。

そしてさらに、今回このようなかたちで組織改編ということで、新しい組織については私もこのこの組織がうまく機能しないと、十島村の将来が極端に言ったら無いということまでですね、私も思い切った形で今回やろうとしているわけなんですけど、何せ人が島に来る体制、島に人が来たときのその受け入れ態勢、そして地域と住民と一緒に、新しい住民、新しく入ってきそうな方々を受け入れる体制窓口も含めてですね、今回の組織の中に入れようとしております。

従いまして、この地域振興課につきましては、産業振興も一体というかたちになって進むわけですので、今回の今後の十島村の面では命運がかかったというかたちで言っても良いんじゃないかなと思うぐらいの組織の中に進めていきたいとは思っております。

○議長（有川和則君）

他に質疑ありませんか。

4 番、永田和彦君。

○4 番（永田和彦君）

私一般質問の中でもこの新設される課については期待をしていますということを申し上げたんですが、

期待すると共に住民の皆さんのもとに積極的に今まで以上に入り込んで欲しいなど。

I ターンの方々と話をする中で、ほんと些細なことなんだけど色々不安なこと、困ったこと抱えていると。そういった部分をどういったかたちで伝えていいかがまずわからないという声をお聞きします。

そういった部分をわざわざ電話するまでのことでもないんだけど、そういったものを伝える為にやっぱり島に出張でこられた職員の方が、別に用事だけじゃなくて良いと。普通に「こんにちは、お疲れ様です」って声をかけてくだされば、その時に語れば済むって話もあるんだよねと。そういった声をお聞きします。

そういった中で、この新設課のそれぞれの係の方だけに限らず、全ての職員の皆さんに関する部分ですけれども、そういった部分でもっと積極的に地域の中に業務以外の部分を含めて入り込んで欲しいなと思うところです。

それと、この組織改編の図の中の、ちょっと気になったというか、先程総務課長の説明の中でも、企業誘致については具体的なものも全く今のところ何もないという部分なんですけど、考え方なんですよけれども、せっかくブロードバンドも整備された。これ、何らかの形で活用できないのかなと思うところです。

なかなか限られた人員の中で、ここまで手を広げろというのは、厳しいのは分かりますけれども、せっかくこういった環境が整ったという部分についてぐらい、何らかのかたちで外に向かって情報を発信していいんじゃないかなと。例えばアイランダーの中でも、こういったかたちでされていますという部分の中で、大企業は無理にしても、ネット環境を利用しての、何らかのかたちでの今までにない部分での定住に繋がるような部分があっても良いのではないのかなと思うんですが、その点について、今後の考え方を少し聞かせていただければと思います。

○議長（有川和則君）

総務課長、福澤章二君。

○総務課長（福澤章二君）

先程の資料で、ちょっと説明を飛ばしましたが、議員が一般質問でも質問しておりました流通販売の関係ですね。これのですね、8 ページの地域振興室のところですね、簡単な追加ですけど、語句としてはですね。（3）の特産品の増産奨励、その次にこの流通対策を加えました。

ここで、議員がおっしゃいますその流通販売体制をこの課に、係にさせようということがあります。

それと、先程午前中見ていただきましたブロードバンドの環境も、あれがどうなるかわかりませんが、まあいった環境になりますと、議員がおっしゃいますように、インターネットでの流通販売対策もできるのではないかと。総務課に電算専門員も置いておりますので、その辺もあわせて、そういったインターネットでの開設、それについては相談、要望があれば、総務課の電算専門員も派遣して、その政策に協力していきたいと考えます。

○議長（有川和則君）

他に。

3 番、日高助廣君。

○3 番（日高助廣君）

窓口の一本化ということでですね、定住就業者等に対してはですね、非常に使い勝手のいい課の設置であります。

従来から申し上げておりますけれども、課のですね、横の連携ですね。住民課は住民課、経済課は経済課、共有ですね。村長も申し上げましたけども、情報の共有も大事ななと思っております。

村内にですね、出張に職員が行くわけでありましてけれども、自分の業務が終わったらもう終わりじゃなくて、住民の皆さんとお会いして、何か相談はないとか、そういう相談に乗るような体制も大事ななと思っております。

で、出張に行く際は広報で何月何日にどこどこに出張で参りますということも、広報で流してですね、そういう住民との温度差の解消も大事ななと、私は思っておりますので、そういうところの指導も徹底して行ってもらいたい。

あとですね、先程 4 番議員さんからもありましたけれども、流通の関係でもありますけれども、そういう執行部が中心となってですね、産業の掘り起こし流通までですね、何とか頑張って十島の産業のですね、振興を図ってもらいたいと思いますので、トップセールスマンとして村長の意気込みも聞きたいところであります。

特産品とそしてトカラのセールスマンとしまして、どういう発信をするのかですね、そこらもあわせて伺います。

○議長（有川和則君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

1 点目のほうの職員の連携というのは非常に大事なことだと思います。

議員が言われますように、職員が島に行って自分の仕事だけして、あとは知らんよというのは、とても住民に対して申し訳ないことだと思いますので、最近はですね、地域担当職員もこれまでも議会のほうから度々指摘を受けた中で、だいぶ自覚をしております、出張復命の中でも報告するし、また他の部署の業務のことまで、その担当のほうまでも報告するというような形をとっております。

それからもうひとつ、その業務の共有化ということで、先程一部触れましたけども、庁内の会議、職員会議というものを設けて、ペーパーで自分の業務は今週はこうします、来週はこうします、そして以前のこういう結果はこうなりましたよということで、ペーパーで全職員にそれぞれの職員の業務内容も示しておりますので、ある程度わずか3回目だけなんですけれども、今後これが浸透していけば、職員が他の職員がどういう業務をやっているということは大体わかっていくような形になっていくのかなと思います。

それから2点目のほうのこの流通販売の関係です。

これは非常に大事なことだと思います。

現在本村の流通の販売の一番もとになっておりますのは、NPO 法人の関係者に相当ご苦労かけているわけなんですけれども、私共もこの NPO 法人がせっかくここまで成しあげてきたこの流通の体制をですね、私もまだ専務理事の方とも直接詳しい話をしておりますけども、議会でもある程度終わったら時間をかけてですね、話を進めていきたいなと思っております。

そういうことを踏まえながら、我々の産物を、あるいは九州方面福岡あたり、あるいは東京の遊楽館あたりに置けないのかということも含めて検討していきたいと思います。

さらには、前日も触れましたとおり、十島村には友好島民制度がある程度確立されております。それから、島の出身者が400名規模の組織されておりますので、その関係者に手紙なんかでですね、文書でこういう産物が出来ているから出しませんかと、そういうかたちも含めてですね、細かなことまでこの組織の中で進めていくようなことも考えていきたいと思っております。

○議長（有川和則君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（有川和則君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（有川和則君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから日程第2、議案第71号、十島村課設置条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（有川和則君）

異議なしと認めます。

従って、日程第2、議案第71号、十島村課設置条例の一部を改正する条例の制定についての件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

只今より昼食の為休憩します。

午後一時にお集まりください。

昼食

○議長（有川和則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第3 議案第72号 平成24年度十島村一般会計補正予算（第1号）についての件

○議長（有川和則君）

日程第3、議案第72号、平成24年度十島村一般会計補正予算（第1号）についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、肥後政司君。

○村長（肥後正司君）

議案第72号の説明を致します。

この案件につきましては、平成24年度一般会計補正予算の第1号でございます。

1ページをお開きください。

1ページの歳入歳出の予算の補正という第1条に記載の通り、現計の補正額に765,611千円を追加致しまして、歳入歳出の総額が3,319,178千円ということになっております。

まず今回の補正につきましては、今年度の当初予算が村長選挙と言うようなこともありまして、骨格予算で計上しておりました。今回につきましては、特定離島事業の確定分の追加というものと、それから今年度の国庫事業で進めます小宝島の体育館の整備ということでの経費。それと私の政策の一部というものを計上したものが主なものとなっております。

まず歳入のほうから説明致します。9ページをお開きください。

歳入から説明致します。村税でございますけれども、23年度の滞納繰越分を中心と致しまして、個人村民税、固定資産税、軽自動車税の滞納繰越分を計上したものが主なものとなっております。

その他に増額分と致しまして、固定資産税の現年分の増額ということでの確定分を、償却資産が約500万円増えたというものが大きな要因となっております。

それから、軽自動車税につきましては、今年度の課税の確定に伴ったものでございます。

それから次に地方交付税です。普通交付税を79,642千円増額しております。また特別交付税を11,193千円増額しております。これは今回の補正予算の財源調整ということでそれぞれ計上しております。ちなみに昨年度の普通交付税の確定額は1,359,020千円となっておりますけれども、これは本年度分につきましては7月時期に交付税査定が行われますので、その時点で確定するということになるかと思えます。

それから特別交付税につきましては、昨年度の実績額が230,393千円となっておりますけれども、この確定は来年の3月の中旬くらいということになるかと思えます。

次に分担金を説明致します。分担金負担金につきましては、施設入所者が3名ほど新規に発生したということでの、その本人の負担額ということで132千円増額しております。

使用料および手数料につきましては、村営住宅の23年度分3件、それから前々年度分の1件、それと塵芥処理手数料の1件の未収が発生したということでの増額にしております。

10ページのほうの国庫負担金の民生費負担金であります。これは法律が改正になりまして、本年4月から子ども手当が廃止されまして、今回4月から児童手当に変わったというような関係で、歳入のほうの予算の組み替えということになっております。

それから障害者福祉費において、身体障害者の措置費がこれも法の改正によりまして、国庫負担金 4,950 千円の増額、それと自立支援 1 件の 100 千円、舗装具 1 件の 68 千円の増額も行っております。

次に義務教育費の国庫負担でございますけど、166,899 千円を増額しております。これは先程触れましたとおり小宝島の体育館の整備に伴います国庫負担分を計上しております。現在文部科学省への補助申請を行っておりますので、近々中にこの補助確定が出されるだろうと思います。今回は暫定的にこの国庫補助金を入れておりますけれども、次回の 9 月議会での補正で確定の補助率のほうが出てくるだろうと思っております。

次に農林水産業費の国庫補助金につきましては、中之島の水産加工施設の加工機などの整備。それと平島の水産処理施設の建物の整備としまして、補助率 2 分の 1 の 28,507 千円を計上しております。

11 ページをお開きください。

土木費の国庫補助金でございますけども、道路橋りょう費のほうで 32,200 千円、港湾建設費のほうで 47,331 千円減額しておりますけれども、これは今年度村が申請したわけなんですけれども、現時点での内示額は減少したということで影響によるものでございます。

それから総務費の国庫委託金で住民基本台帳費につきましては、外国人登録が改正になったということの関係で 147 千円の予算を措置しております。

次に県支出金でございます。

まず民生費の県負担金につきましては、国庫負担金同様に子ども手当、児童手当の節の組み替えによるものが大きなものになっております。

それから身体障害者福祉措置費としまして、2,475 千円を増額をしております。

12 ページのほうに説明致します。

総務費の県補助金で、企画費の補助金と致しまして、特定離島ブロードバンド整備と新しい公共支援事業の 2 事業を補正で計上しております。

この特定離島のブロードバンド整備につきましては、平島の東之浜港のほうに他の港と同様の監視カメラを特定離島で整備するということでの事業費を財源額を計上しております。

それから、新しい公共支援事業、これは共生協働の取り組みに対して補助されるということで、定住対策と転入時の就業モデル等を NPO 法人に委託するというところで進めております。事業費のほうの 2 分の 1 が県のほうから補助されるということになるかと思えます。

この委託事業の内容につきましては、鹿児島地域振興局が主管します鹿児島地域共生協働の推進会議の中で本年度 2 台、2 件の課題を取り上げる中のひとつとして、今回の本村のこの事業も取り上げられるということで、今現在進められております。

民生費県補助金につきましては、児童手当に伴う改修費としまして、1,283 千円を計上しております。

それから衛生費補助金につきましては、特定離島事業でし尿処理車の導入をするということで、4,400 千円。それを増額しまして、へき地診療所の運営費につきましては 645 千円を減額するというようにしております。

農林水産業費の県補助金につきましては、殆んどが県の特定離島事業でございます。

まず農業費の県補助金で木柱平張りの敷設整備、それから出荷運賃助成で農林水産業費および畜産飼料、敷料の購入などの運賃補助、それから畜産業費の補助金のほうの畜産振興施設整備でブッシュチョッパー、ブルドーザー、体重測定 of 機器の整備、それと宝島のほうの家畜保護施設の整備、平島のほうの共同利用の機械倉庫の整備、それから草地開発で小宝島のほうの採草地の整備、林業費の県補助金で諏訪之瀬島と悪石島のタケノコ管理道路の竹林改良の費用を総額で 114,492 千円を増額しているところでございます。

商工費の県補助金につきましては、特定離島事業で中之島のほうの海水浴場整備、それから地域振興推進事業で口之島のほうのタモトユリ遊歩道の整備、小宝島の海水浴場整備、それと定期船を利用しました食料品の輸送に関する補助ということで 41,011 千円を増額しております。

土木費のほうの県補助金につきましても、特定離島で 3 事業を進めるということで、道路環境整備としまして口之島、中之島の道路側溝の整備に 24,000 千円、それから防舷材 8 基、および梯子 2 基整備を 19,200 千円、防波堤の岸壁補修、車止め整備、廃タイヤ型灯具整備としまして 27,200 千円を計上致しております。

次に 12 ページをお開きください。

財産貸付収入につきましては、中之島高尾地区の農業経営者への平張施設の貸し出しということでの

経費で 18 千円を増額しております。

13 ページをお開きください。

利子および配当金につきましては、過年度分の住宅貸付資金および今年度の利子と過年度の産業振興資金の基金利子分を 336 千円計上しております。

繰入金としまして、財政調整基金から 100,000 千円、地域振興基金から 73,000 千円、とからふるさと基金から 834 千円の繰入をしております。

繰越金につきましては、23 年度の決算剰余金を充てておりますけれども、このうち基金への積立処分を 37,000 千円しておりましたので、その残り額の 36,459 千円を計上したところでございます。

諸収入および延滞金につきましては、産業資金ならびに住宅貸付金の延滞金を 1,941 千円見越しております。

14 ページのほうに移ります。

諸収入の民生費元利収入でございますけれども、過年度分の定住促進貸付金 3 件ですけれども、854 千円の計上をしております。

次に総務費雑入につきましては、平島荷役車輛の保険料の地元負担でございます。

農林水産業の雑入につきましては、県有牛貸付の過年度の個人償還分を 6 件、それと家畜診療所費で立て替えております過年度分の医薬材料費の農家からの徴収分、それから畜産医薬材料費の農地の集積に関する貸付料、それと指定管理者から徴収します中之島の生活改善施設の電気料、それと生活改善施設の改修および機器の導入等に伴います畜産のホイルローダーの点検の受益者負担分等というものを等々計上したところでございます。

それから村債でございます。

村債につきましては、過疎債の道路事業債分、これは国庫補助の村道高原線の事業規模の内示額が減少したことから、それにあわせて起債額のほうを 20,300 千円ほど減額させております。

ソフト事業につきましては、就業者育成事業、産業振興支援事業への充当を当初予算では計画しておったわけなんですけれども、宝島のほうの介護施設の運営費にこれは充てるとということで、9,800 千円を充当することにしております。

過疎対策のハード分につきましては、今回の補正予算で単独の村営住宅を整備計画を進めておりますけれども、その財源としまして 25,000 千円を見越しております。

15 ページのほうの義務教育費の施設事業債につきましては、小宝島のほうの屋内運動場、体育館整備の補助裏分を 90,000 千円起債を起こそうということで計画しております。

それから公共事業債のほうの減額につきましては、港湾建設事業の内示額の減額に伴っての措置をしております。

それから現年単独の災害復旧事業につきましては、今月はじめに中之島の御岳線が大雨によって一部路肩が被災したということでの単独での起債事業ということで計画をしております。

次に歳出のほうを説明致します。

16 ページをお開きください。

総務費の一般管理費で総額で 1,664 千円を減額しております。まず、給料のほうで特別職の特例条例に基づきまして、減額したものと、旅費のほうにつきましては 4 月 1 日付けで小宝島の出張員を採用したということで、本庁での研修旅費分を見越したものでございます。

次に財産管理費のほうにつきましては、11,952 千円を増額しております。主なものと致しまして、現在本村のほうのパソコンシステムを県町村会のほうのシステムで稼働させているわけなんですけれども、その更新が発生するということにともなって、6,941 千円の負担金が計上されております。あわせて、機器の賃借料としまして、今年度分の 7 か月分 1,235 千円の計上と。それと本庁の電算室のエアコンの取替工事、それからとしま会館跡地の水道の撤去工事に 1,411 千円を計上しております。

また修繕費と致しまして、平島のほうの非常用発電機のほうの修理と台風時に即時対応できるような予備分も含めまして 1,000 千円の計上もしております。

それから、小宝島のブロードバンド施設の BB ボックス、ブロードバンドボックスのほうの空調修繕としまして 347 千円の合計が 1,347 千円の計上をしたところでございます。

委託費のほうにつきましては、987 千円の計上となっております。これは当初予算で平島、諏訪之瀬島、悪石島、小宝島のテレビ共聴の受信施設の受信状況の調査をするということで、措置しておりますけれども、機器の設置データをとったり、あるいはデータを改修したり、測定器の解析まで行うという

ようなものがありまして、その調査費を追加ということしております。

17 ページに移ります。

企画費のほうにつきましては、総額で 46,533 千円を増額しております。

まず空家の利活用事業と致しまして、宝島の空家 1 棟を地元施工での解体をお願いするという事で、賃金、それから燃料費、通信運搬費、労災保険料、廃棄処分、重機借上というような経費を 2,360 千円見込んでおります。

また空家改修の設計費と致しまして、当初予算で 1,071 千円を計上しておりますけれども、口之島 1 棟、中之島 1 棟、宝島 4 棟の 6 棟を実施したいということでありましたけれども、不足ということで今回 326 千円を追加致しております。

また空家改修の工事と致しまして、口之島 1 棟、中之島 1 棟、宝島 2 棟の 4 棟分の改修費用 22,500 千円も計上しております。

これらの空き家対策にかかる現時点での事業費は合計で 25,251 千円ということになっております。

それから工事請負費のほうで、特定離島で進めますブロードバンド対策、先程歳入でも説明しましたとおり、平島東之浜港のほうに他の港と同様の港湾監視カメラを設置するという事業費を 15,750 千円見越しております。

それから定住促進プロジェクト事業としまして、これは私の政策の中でも触れましたとおり、地元との受け入れ態勢の拡充を図るということで、定住対策の支援組織というようなかたちでの活動費、報償費、あるいは旅費というもの等で 1,410 千円を計上しております。

それから、委託費の中で新しい公共支援事業、UI ターンの支援事業ということで、3,943 千円の計上をしております。これは歳入で先程ふれましたとおり、UI ターン者の定住対策の為の調査あるいは就業モデルの作成などをとおして支援しようという事業でございます。

これは県の共生協働事業の中で事業費を活用するという事で、NPO 法人のほうに委託するという事で既に関係者とは話は内々に進めているところでございます。

それから負担金としまして、県離島振興協議会の負担金が不足するという事でその措置分をしております。

18 ページのほうの出張所費につきましては、725 千円を増額しております。主なものはテレビ会議で今年度出張員会議を計画しておったわけなんですけど、私初めて就任ということを含めまして、各種事業が増える、それから新しい組織も変わるというようなこともありまして、出張員会議を本庁で開催するというかたちでの必要経費を 208 千円見越しております。

それから備品購入費で 510 千円増額しております。これは小宝島出張所のエアコン等の整備というものの等に充てたいと思っております。

19 ページをお開きください。

選挙費のほうでは、総額で 800 千円の減額となっております。これは、先の村長選挙、議会議員選挙の執行残ということでの整理を行ったものでございます。また県知事選につきましては、7 月の開票日が終わった後に、それぞれの管理者立会人等を島に帰す旅費を見越しております。これはフェリーとしまの修繕工事の関係からしまして、今回増額ということになっております。

それから監査員費のほうで 330 千円の増額を行っております。これは今回新しく監査員が識見者、あるいは議選の関係者 2 人と書記の研修旅費ということで全国のほうで、これは東京になろうかと思えますけれども、その研修会に参加させるという関係の経費でございます。

20 ページに移ります。

民生費のほうでございますけど、民生費のほうは 27,343 千円の増額補正を行っております。主なものは社会福祉総務費のほうの扶助費で、障害者自立支援 3 名、更正医療 1 名、補装具 1 名の 10,326 千円の増額、それと単独扶助費で老人福祉の施設費で 3 名、6,105 千円となっております。

また今回の補正で介護事業所の運営経費 376 千円、高齢者の優待乗船券 99 千円、地域見守り支援事業経費の 2,744 千円、小規模多機能施設の宿泊費の助成費としまして、487 千円、高齢者世帯の浄化槽管理の助成として 1,300 千円、高齢者居住環境の整備助成ということで 1,600 千円、特殊治療船運賃の助成としまして 58 千円の新規事業をそれぞれ計上したところでございます。また、転入によります生活支援金と致しまして 1,200 千円を増額致しております。

22 ページをお開きください。

22 ページの児童措置費につきましては、子ども手当から児童手当への変更ということで、変更と中

学生以下の人数の見込みによる支給手当が1,280千円増額したということになっております。児童福祉費につきましては、今回新しく体験保育費の支援事業、助成事業としまして142千円、それとミルク紙おむつの支援事業、これは子ども達、乳幼児に対する新しい制度ですけど、414千円を新規で計上したところでございます。

次に衛生費のほうは32,078千円を増額補正を行っております。

主なものと致しまして、保健衛生費で診療所に新しく非常用発電機のほうの配電をするということで11,900千円を見越しております。

また、新規事業で産後ケア事業ということで委託費で252千円を計上しております。

それから環境衛生費のほうで、墓地整備事業で424千円、それと新規に環境緑化推進事業で781千円を計上しているところでございます。

塵芥処理費で口之島と宝島のほうの焼却炉のほうが老朽化ということで、今回5,000千円の増額と、それと特定離島事業でし尿処理車1台購入で5,500千円を計上しております。

24ページをお開きください。

農業振興費につきましては、報償金および費用弁償について、24年度から国の事業として始まりまず青年就農給付金事業、これは新しく農業を始める方に対して、最大5年間、毎年150万を上限としまして給付するという制度が、この青年就農給付金事業というものになります。

この事業の前提と致しまして、市町村のほうで農業者の代表者で構成する検討委員会を設けて「人・農地プラン」を作成をする必要があります。この検討会のメンバーに農業委員会を考えるとということで、その旅費報酬等の7名分の200千円を計上したということになっております。

それから本年4月から沖永良部のほうから中之島のほうに定住しまして、高尾地区の農業経営事業の現地での営農指導員という方を国の雇用事業を活用しまして、雇用しているところでございます。

その方の沖永良部からの現地、中之島までの赴任旅費を187千円計上したところでございます。

次に工事請負費につきましては、各島の生活改善室にエアコンを設置するという経費で7,793千円を見越しております。又、口之島の生活改善室のボイラーポンプの取替工事、これに300千円、特定離島事業で木柱平張り施設10棟の工事費15,522千円を計上しております。

次に原材料費につきましては、新しく新品種のビワの苗60本、それから早生のサトイモの苗300キログラムを試験的に導入する為の種苗代を計上したところです。

備品購入費のほうの872千円につきましては、中之島・宝島の生活改善室に大型ミキサーをそれぞれ1台、それから口之島、中之島、諏訪之瀬島、宝島の生活改善室に燻製機をそれぞれ1台ずつ導入する計画で進めております。

負担金、補助及び交付金につきましては、殆んどが特定離島事業という絡みでございますけれども、まず農林水産物の出荷運賃助成、これを本年度特定離島事業ですすめるということで、7,058千円を計上しております。

それから生産施設整備補助金で、牛舎建設1件、堆肥舎建設1件、水産加工施設1件、製塩加工施設整備1件、木柱平張り施設2棟、肥料散布機1台、中央家畜市場、これは伊集院の家畜市場ですけれども、のほうに牛の係留所がかなりもう老朽しているということでの改修改装一式をと言うかたちで、全ての合計で21,699千円を計上したということになっております。

その他につきましては、農林水産業の支援事業と致しまして、自治会所有の農業機械倉庫、これは一昨年から始めた事業ですけれども、その倉庫の保管庫整備と致しまして、2棟分の補助分を2,540千円を計上したところでございます。

次に畜産業費について説明致します。

賃金につきましては、草地改良で口之島と悪石島が2ヘクタール、その他が1ヘクタールということで、4,032千円を計上しております。

需用費につきましては、単独草地開発事業にかかる草払機の替え刃の購入等を、あるいはオイルなどの購入費、需用費で360千円、それとユンボウ及び草払機の燃料費で1,044千円、バックホー、ブッシュチョッパーの修繕費で1,350千円を計上しております。

次に通信運搬費につきましては、単独草地開発事業にかかる重機及び燃料の船運賃、保険料という経費で993千円を見越しております。

次に、委託料につきましては、ユンボの法定点検費用、それと特定離島事業での宝島の家畜保護施設と平島の共同利用機械施設の設計管理の経費としまして2,054千円を計上しております。

工事請負費につきましては、宝島の家畜保護施設と平島の共同利用施設と小宝島の採草地整備事業にかかる工事請負費を 61,697 千円計上致したところでございます。

原材料費につきましては、単独草地開発事業にかかる有刺鉄線と鉄柱の購入費を 2,007 千円を計上したところでございます。

備品購入費につきましては、特定離島事業で整備致しますブッシュチョッパー1 台、ブルドーザー2 台、体重測定器 1 台の購入費を 23,934 千円で見込んでおります。

負担金補助交付金につきましては、共同飼料購入の運搬助成と致しまして、今年度は特定離島事業ですすめるということでの事業費を 1,706 千円の減額をしたところでございます。

続きまして、28 ページからの説明ですけれども、農地費での説明です。

旅費につきましては、遊休農地の借受けに関する交渉ということで、職員旅費を 300 千円程増額しております。

それから賃金につきましては、悪石島のタケノコ管理道路につきまして、側溝がないというようなことから路肩が雨水などでえぐられる危険性が高いということで地元施工での張コンクリート補強をするということで、賃金を 584 千円見越しております。

次に、委託料についてですけれども、特定離島事業で諏訪之瀬島及び悪石島のタケノコ道路の搬出の測量委託 3,098 千円、それと両地区の 4 ヘクタールの竹林の竹の間引きに関して、地元自治会に委託する費用として 2,802 千円を見越しております。

又、林道口之島線の一部の法面の危険箇所があるということから、工事の為の調査と致しまして 517 千円を計上致しております。

工事費につきましては、先程説明しました諏訪之瀬島及び悪石島のタケノコ搬出道路にかかる工事費を 43,560 千円計上しております。

原材料費につきましては、諏訪之瀬島および悪石島の竹林の測定の為の杭と、悪石島の張りコンクリートの生コン購入などを 2,329 千円計上しております。

委託料につきましては、先程申し上げました平島の水産加工施設に関する設計管理料と致しまして、1,298 千円を計上致しております。

工事請負費につきましては、宝島の製塩施設の機器類の撤去及び電気改修の為の工事費と致しまして 1,067 千円をみております。

又、平島の水産加工施設の整備に関する工事費で 32,439 千円での計上も致しております。

30 ページをお開きください。

商工総務費の工事請負費につきまして、23 年度に整備致しましたコインランドリーの排水処理を、コミュニティセンターの浄化槽に引き込むという為の経費を 663 千円増額しております。

次に商工業振興費につきましては、特定離島事業で進めます、試験的に実施しようとしておりますフェリーとしまの食料品の輸送費の補助ということで、食料品取扱業者及びフェリーとしま代理店の通信費、あるいは代理店の事務手数料、食料品の価格の下がっているか等の調査委託、という関係の経費で 6,445 千円を計上しております。

観光費について説明致します。

賃金につきましては、地域振興推進事業におきます小宝島海水浴場のトイレ整備を地元施工で行う為に 362 千円を計上しております。

それから旅費につきましては、列島マラソンの関連旅費、それと中之島海水浴場の整備に関する職員旅費、それと小宝島の海水浴場整備、及び口之島のタモトユリ遊歩道整備に伴います職員旅費の関係を計上したところでございます。

需用費につきましては、口之島フリイ岳の展望台施設のトイレの電気代を 455 千円などを計上したところでございます。

委託料につきましては、先の議決によりまして、指定管理がなされた口之島フリイ岳レクリエーション施設の指定管理料として 30 千円。それと高速船ななしま 2 の指定管理であります宝島自治会の昨年度の決算が赤字決算ということに伴いまして、精算分と致しまして 1,134 千円の費用をこの費目の中で計上したところでございます。

続きまして、設計管理委託料としまして、中之島海水浴場、小宝島海水浴場、口之島タモトユリ遊歩道の設計管理を 4,830 千円見越しております。

その他委託料と致しまして、諏訪之瀬島ナベタオ遊歩道、及び御岳山道整備における東屋、ベンチ整

備と致しまして 1,592 千円の計上もしております。この事業につきましては、昨年遊歩道整備を実施したというところになっております。

続きまして、工事請負費につきましては、中之島の海水浴場整備、小宝島の海水浴場整備、口之島のタモツリ遊歩道整備ということで、工事費を 57,994 千円計上したところでございます。

原材料費につきましては、列島マラソン等の看板等にかかる費用、それと小宝島の海水浴場の整備に伴うトイレ施設の水道管の資材の購入費で 320 千円の計上をしております。

33 ページをお開きください。

土木費は総額で 38,068 千円の増額となっております。

まず主なものと致しまして、工事請負費につきましては道路新設改良費のうち平成 24 年度から国の交付金制度であります社会資本整備総合交付金で実施致します補助道路の新設改良費と致しまして、要求額に対しまして 62%弱しか内示がなかったということで、事業費を 46,000 千円減額したところでございます。

また、特定離島事業で進めます道路環境整備で実施しようとしております口之島、中之島の道路側溝整備を 30,000 千円の予算措置もしているところでございます。

港湾管理費の工事請負費につきましては、村単独の港湾関連施設と致しまして、平島の東之浜港のケーソン目地補修工事と同泊地内に散乱している根固め方塊の約 55 トン型が港内に散乱しているということから撤去工事と同港の冷凍コンテナの電源設備を予定しているということになっております。

また、特定離島事業におきまして、防舷材整備としまして、切石港、やすら浜港、東之浜港の 8 基の整備を予定しております。又、防波堤の整備としまして、宝島港のケーソン目地補修と段差解消の為の上部コンクリートの嵩上げも行うことにしております。

それと東之浜港につきましては、荷役作業時に関係者の転落防止を目的として車止めなどの設置と南之浜港につきましては、防波堤先端部の灯具を 1 基整備するとして 63,050 千円も計上しております。

港湾建設費につきましては、国費要求に対しまして 72.7%の内示によりまして、工事請負費を 59,163 千円減額する措置もしております。

東之浜港につきましては、防波堤上部工の延長 20m の暫定部分を嵩上げすると共に、ケーソン 1 函を製作して、消波ブロック 80 トン型を製作仮置きする計画もしております。

それから元浦港につきましては、上部工延長 20m を施工致しまして、防波堤整備を本年度を持って完了するという計画で進めております。

次に小宝島港につきましては、防波堤東の上部工延長 20m を嵩上げすると共に、被覆異型ブロックの製作仮置の計画をたてております。

34 ページを説明致します。

住宅費で宝島の 3 号棟の解体工事に 4,680 千円と住宅補修費 4 棟分 3,778 千円、村営住宅建設費としまして、長屋の 2 棟整備を 40,818 千円の予算を計上しております。

36 ページをお開きください。

消防費のほうで 604 千円の増額となっております。これは懸案事項であります、地域防災計画の改訂版をつくるということで、防災会議を今年度開催したいということで、その委員の報酬と費用弁償を計上したものでございます。

それと自主防災組織と致しまして防災マップの作成作りの研修会を各島からの参加を求める為に旅費と、それと講師の謝礼金等を計上したものでございます。

それから、本年 9 月に予定しております諏訪之瀬島の防災訓練の経費、それと小宝島の避難道関係の検討会を地元での開催ということでの旅費も計上しております。

次に教育費に移ります。教育費は総額で 293,704 千円を増額致しております。

まず事務局費につきましては、教育委員会事務局のほうの機能強化という意味合いで、行政嘱託員の雇用分を見込むということになっています。

その他に教育長の減額特例によります給与の減額もおこなったところでございます。

それから 37 ページで小学校管理費のほうで、平島小中学校の敷地内の樹木の伐採の賃金、それから各学校の消防施設の点検業務にかかる手数料、それと口之島中学校の教職員用のパソコンの購入、それと子ども達の体力向上の為に一輪車等の備品購入という諸々の経費を見込んだものでございます。

中学校建設費のほうにつきましては、小宝島の体育館整備といたしまして、工事請負費と設計管理、それとこの屋内運動場に関連します備品等の諸々の経費で 290,185 千円も計上したところでございます。

38 ページのほうに移りますけれども、災害復旧費のほうで 600 千円計上しております。これは先程の歳入の単独災害債のほうで説明しましたとおり、中之島御岳線が被災したということでの単独起債分の事業でございます。

予備費につきましては、財源調整といたしまして 5,210 千円を追加いたしまして、補正後の総額は 11,347 千円となっているところです。宜しくお願いします。

○議長（有川和則君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5 番、前田功一君。

○5 番（前田功一君）

まず、中之島の製氷施設、これに対して電気ですね、中に置く、いろんな施設の電気関係の問題がいろいろ出ておりますけど、よく考えてみたら宝島の製塩施設を確か造るときに、あれのボイラーを回すのに、九電側が起動電力が足りないということで、製塩施設に、確か、太陽電池のパネルを設置して、起動電源をそれで賄ってやるということで、なんか製塩施設には太陽電池がついて、許可が下りたと思うんですけど、考えてみれば今からそういう村でいろんな起動電源の大きいものを取り付ける際には、そういうことも考えていかないとなかなか難しいのかなと思ったりもするんですけど、そのあたりをどう考えているのか。

それともうひとつ、近頃、これはちょっと入っていないんですけど、漁業者の船がちょっと大型化してきているということから見て、船揚げ施設がちゃんとそれに対応できているのかと。新しく新規で変わった平島等は今の新しいやつになっているかと思うんですけど、古くからあるところは船台等がちゃんと大型船にも対応できる大きさなのか。

それとか、1 月に小宝島に行った際に、昔ながらのウインチですね、車路も急勾配だというようなこともあるので、だからそのあたりの改良もやっぱりちゃんと進めていくべきではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

電力のその発電の初期電力についてでございます。再生支援エネルギー、最近太陽熱とか風力とかそういうのがございます。

今担当のほうも今後今から先平島とそれから中之島のほうの急速冷凍の場合はインバータでもって対応が出来るということなんですけど、平島の場合はまだ今屋家は一応計画しましたけど、あとの製氷施設とかそういうような諸々をまだ九電のほうに申請していませんので、そういう再生資源エネルギーを活用するようなですね、そういう道も検討課題にもって行きながら、その初期に起きる電力のカバーにしないてはならないんじゃないかと思っております。

例えば、その漁業関係だけでなく、今後の十島のグローバル的に見て、大きな観点から見れば、どうしても今のものでは石油エネルギー、枯渇するそういうのを使っているわけですので、今の自然、十島村に今降り注ぐ太陽ですかね、それと風とか、そういう再生エネルギーを利用して、全般的にそういうのを見直す必要があるのではないかと思っております。

それから、巻き揚げ施設の件でございます。

先日小宝島に村政座談会に行った折でも、その話が出ておりました。

どうしても今の状態でもっては上げられないと。どうかしてくれということですので、平島が本年度で、昨年度で事業が繰越も入れまして終わりましたので、次は小宝島あたりを今後その漁業の整備に向けて検討していかなくちゃならないのではと思っております。

○議長（有川和則君）

5 番、前田功一君。

○5 番（前田功一君）

電気のことでですね、今からほんと、各島でいろんな施設を造るたびにそういう問題が出てくるかと思えます。

うちの村は台風のやっぱり、常襲地なものだから、太陽電池パネルを設置する際にはやっぱりよっぱ

ど頑丈なとりつけとかそういうことをしない限りはいけないんですけど、やっぱりその辺を自分たちでも努力することが必要なんではないかなと。だから、そのいろんな施設をつくるところに太陽電池も置くのも大切なんですけど、今からは村の施策としてですよ、各家に太陽電池を置いて、その電気を売るとか、というようなことをしていく必要があるのではないかなと。その為に、やっぱり補助とかですね、ということも今から村の施策として考えていくべきではないかなと思います。

それと、小宝島の船揚げ施設ですよ。自分なんかが行って、ちょっと見て思うんですけど、結構皆、船を揚げたら揚げっぱなしでなかなか降ろして漁に行っていないというのが多いんですよ。

何でせつかく造ったんだから行かないのといったら、やっぱりその、巻き揚げ施設、あれは結構メカニカルなものですから、降ろす人の技術がいるんですね。操作する人の。そうなってくると、1回1回船を揚げたり降ろしたりという仕事がおっくうになってしまう。

そうでなくて、今宝島とか他の島なんかはリモコンになって、誰でも操作できるような施設になっています。

そうなってくると、船を揚げたり降ろしたりするような操作というのがおっくうにならずに、台風が来たときにはすぐに揚げて、過ぎ去ったらすぐ降ろして漁にいけるとか、やっぱりそういうことをしないと、やっぱり産業振興にはならないような気がするので、本当、早急にそのあたりはお願いしたいと思います。

それと先程言った船台、船を載せる、ドックの際に、船台の大きさとかいうのもちゃんと考慮していただかないと、それは小宝島だけではなくて、他の島においても今の現行の船台がその実際に地域にある船ですよ。船に見合っているかどうかというのもちゃんとやっぱり考えないといけないんじゃないかと。

島によってはすごい大型な船が入っていると。持っている方もいるという話も聞いておりますので、なんかそれじゃ、自分なんかが予想しただけでも「あれ、その船揚げられるのかな」と。

ドックの際にやっぱり村外に行って、ドックに行かないといけないということになると、結構な負担にもなるので、そのあたりの調査等もしっかりしていただきたいと思います。

○議長（有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

再生資源エネルギーについては、確かに今、昨年福島原発以来いろいろなことで取り立たされております。

また、今日の新聞等によると、メガソーラーとか、そういうのも各地でいろいろ計画されているようであります。

うちの本村としまして、やはり今の発電だけでは物足りない、今後の産業振興を語る上ではぜひ必要な施設ではないかと思っていますので、又庁内でそういう再生資源エネルギーについては検討していきたいと思っています。

小宝島のその巻揚げにつきましても、先程申し上げましたとおり、他の所の整備が済みしましたので、今回又小宝島のほうを検討していきたいと思います。

船台については、また調査して、その船に見合ったものがちゃんと備えられているか、そういうのを又漁協を通して、うちの漁協の担当とも協議して行きたいと思っています。

○議長（有川和則君）

5番、前田功一君。

○5番（前田功一君）

小宝島のほうは早急にしていただきたいです。

小宝島のほうはちょっと見てみますと、車路が急勾配という点もあるんで、そのあたりをもうちょっと何か改良できればと言うこともあるので、そのあたりも考慮して、早急にしていただければと思います。

中之島のほうにはななしまを以前あげるつもりで何か結構大きな施設、大きいというか、船台等あったんですけど、それはそのまま使用できるんですか。使ってる。

やっぱりあの程度のやつだと少々船は上がると思うんですけど、それは中之島だけですよ。

だから、島によっては、それをやっぱりちゃんとさっき言ったように、大きい、今大きいのは12トンくらいの船を持っている方がいるのかな。やっぱりちゃんとそれに即した施設等をちゃんと完備する

べきではないかなと思いますので、宜しくお願いします。

○議長（有川和則君）

1 番、日高久志君。

○1 番（日高久志君）

船揚げ施設の件についてです。

今後小宝島にも新しい船揚場を造るという計画があるという話ですが、平島の船揚場についてみた場合ですね、せっかく新しい施設が出来たんですけれども、高いお金を出して造っていただいたところで、今後保守していく面で、一番懸念されるのは台風の時ですね、これがその台風に耐えられるのかどうかというところが一番懸念するところであります。

港内にテトラポットがありますけれども、国の財産ということではなかなか移動できない。それを港外側に移設できれば防波堤になって安心してできるのかなというところがあります。

又今後、将来的にそれが出来なければ、将来的に何らかの策を打たないと、せっかく作っていただいた施設が台無しという形になるのではなかろうかというのが懸念される所です。

新しい小宝島の船揚場を造るにしても、そこらへんをきちんと計画をして設計するという方向、それから平島の船揚げを末永く大事に使っていただく為に、また手を打つ必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

漁船溜りのところに今ある消波ブロックについての質問だと思います。

あの施設そのものが既に完了を見ているところでございまして、今後国庫補助事業で取り除くとかそういうのは難しい状況にあります。

又今、東之浜の事業そのものは続いていますので、それと関連させたようなかたちで、漁業をされる皆様に迷惑がかからないような、それが邪魔であるというのは前々から伺っていたわけでございますけど、そういう事業と抱き合わせてですね、撤去できればそれも考えて行きたいと思っております。

○議長（有川和則君）

1 番、日高久志君。

○1 番（日高久志君）

テトラポットの移設に関しては、何年か前から議論されているところであります。

今回、今年又来年と、台風が来たときにですね、石置きを通ったときにですね、そこらへんをよく調査をして、国のほうにも実情、現状を見て貰う。写真等を利用してですね、見て貰う。丁寧な説明も必要かと思います。

いろいろな国のルールもあろうかと思いますが、そこらへんの壁を破るのは難しいかと思いますが、何とか打開策を練っていただきたいと思います。

○議長（有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

国庫補助事業の港湾改良ではもう無理だと思いますので、出来るのであれば県単事業とかそういうのを活用していきたいと思っております。

○議長（有川和則君）

他に質疑ありませんか。

6 番、日高通君。

○6 番（日高通君）

まず歳入の関係で、監査員の報告等にもありましたけど、村営住宅の滞納等がまだ発生して、おおた徴収はされたということでもありますけれども、これらについて後何件程度、数字的には金額的には出ておりますけれども、件数的に何件くらいあるのか、まずそれが第1点。それと今回特定離島等を含め、結構な事業等があがってきているわけですが、まず、農業振興費関係のですね、地域農業マスタープラン作成事業、これは先程村長の提案理由の中でありましたけれども、国の事業に関わる部分だと思いますけど、このマスタープラン等がどういう、手付かずになっているんでしょうけど、今後どういうかたちでの事業を進めて、対象者を掘り起こしていくのか、この点をひとつ。

次に工事請負費の中でですね、特産品の開発関連等のものがございます。その中に、改善室のポンプ等の取替え、あるいはまた農業利用施設等の平張りハウス、あるいは防風ネット等がございます。これらが単独の分ですかね、こちら、特定離島での分ではないのかと思っているんですけど、I ターン者に対しての今回の事業だろうと思っているわけですけど、そこらあたりを具体的に聞かせていただきたい。ページ数は 25 ページの分です。

それと、26 ページ、同じく、これは生産施設等の整備補助にかかる部分でありますけれども、その中のトカラ畜産組合等に係留施設等の改良というものがあがっております。

これはいろいろと今トカラ畜産のほうも苦心しながら係留施設における、出荷牛のストレス解消の為にいろいろと手を焼いているようでありますけれども、あたりという部分があるわけですけども、工事のですね、そこらの改善策をはかっているんだろうと思うんですけども、冬場にですね、彼らが一生懸命努力された結果、防風ネット対策を考慮した経緯もあります。

独自にブルーシートをかけながら、その牛の風対策というか、ストレス解消をやってですね、かなり状況的には良かったという評価を受けているわけですけども、こちらあたりの整備が、畜連のほうと協議した時、どこまで出来るのか。こちらあたりもですね、常に 1 回 1 回貼り付けるんじゃないくて、あそこでカーテンレール式で対策を取ればですね、非常にこう管理する側も非常にやり易いとか、通常これはどこの牛舎においても使われている施設でありますけれども、そういう部分も考慮出来ないのかどうか。

それともうひとつ、私が一番感じているのはですね、今それぞれの島に農業家畜保護施設等で今回の予算にも上がっておりますけれども、将来農家戸数が減少してくる。あるいは又うちにはヘルパー制度というものが今年度から導入するということですが、制度に参加するということですかね。そういう体制もありますけど、強いて言えば、キャトル方式というのが桜島のほうで預かって貰っているわけですけど、高齢化が進む中、あるいは施設整備を村内に造っていく、そういう中である意味では畜連の近郊あたりにですね、そういう家畜保護施設的なものを入れて、そこでの確実的な飼養管理というものを十島全体で考える時にきているのかなと。そのことが高齢者の労働負担というものを防いでいく、方法のひとつ、方法でもあろうと思うわけです。

こちらについてはですね、もっと具体的に私も話をしてみたいと思っていますけど、そういう諸々の条件がある中でですね、やっぱり今突如としてこういう話をされてもなかなか理解しづらいだろうと思いますけれども、先程申し上げたことも含めてですね、将来の十島のキャトルというものをどう見据えているのか、あるいは生産を、子牛を出荷する為のストレス解消の為の手立てをどういうふうに行ったほうが効果的なのか、そこらも合わせて聞かせていただきたい。

それとあと、平島に今回農林水産処理加工施設ということで計上しておりますけど、これらの加工施設のいわば活用をどういうふうに捉えているか、あるいはどういうものを目指しているのか、そこらも聞かせていただきたい。

それとあと、特定離島の生活物資支援事業が、今回特定離島で盛り込むということでありまして、先程の説明の中で、要するに業者を指定ということは、納入業者を指しているのか、あるいは受け入れる、例えば宝島、口之島には共同販売店がありますね、そうしますと、雑貨等そこで大方仕入れて、販売をされているわけですね、そういう地元の販売店が抱えるその運賃等も中で考慮すべきなのかなと。なかなか個人個人が発注する物資のみに対応するのか、それともそういう共同利用販売をしているところからの購入分についての運賃助成というのが事業の中で見込まれているのか、その点もあわせて伺いたい。

あと、他の議員さんもおるようですので、とりあえず私のほうはひとまずこれで終わらせて、後ほど改めて質問させていただきます。

○議長（有川和則君）

審議途中ですが、これより 10 分間休憩します。

14 時 15 分にお集まりください。

休憩	14 時 05 分
再開	14 時 15 分

○議長（有川和則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

村営住宅の未集金の件につきましてお答え致します。

23 年度未収ということで、件数は 3 件でございます。

金額にしまして 86,600 円、それともうひとつ前々年度分の以前の分で、これは諏訪之瀬島の分でございますが県外のほうに転出された方の分で、これが入っておりませんで 57,500 円というのが引き続き残っている次第でございます。

○議長（有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

先程のマスタープランの件でございます。

このマスタープランというのは、実際の事業は青年就農給付金ということで、それは 2 つ準備型と経営開始型というのがございまして、準備型というのは本村には関係ないんですけど、その経営開始型というのが本村に関係あることございまして、その中に独立自営就農時の年齢が原則として 45 歳未満であることで、農業経営になることについての強い意志を有している者ということで、5 項目ほど色々縛りがございます。

そして、経営の全部、または一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから 5 年以内に継承して農業経営を開始するというので、その後 5 年後までにですね、農業生産のほかに加工、それから直接販売、農家レストラン、農家民宿等の生計で成り立つ計画であることと、それから計画の達成が実現可能なことの見込まれる者に対してその給付をしようというものでございます。

その「人・農地プラン」、今回作成するのはその農業委員会を介してそういう本村にあった「人・農地プラン」を作ろうということでございます。

今本村に 10 名ほど要望調査をして、10 名挙がっております。その 10 名の中から、これは鹿児島県下でも相当な応募がありまして、今だいたい応募のだいたい 2 倍近くあるということで、それをまたこちらのほうから選択して、該当にあった者をこの事業に持ち込もうということでございます。

内訳としましては、I ターン者が 6 名で、U ターン者が 4 名いらっしゃいます。

それから先程の特定離島ふるさとおこしの平張りハウスで 10 棟、防風ネットですけど、これは口之島が 2 つ、それから中之島 8 箇所ということで、口之島の場合は地元の方で、中之島のほうがこれは高尾のほうでございます。

十島村輸送コストの補助事業に関する調査分析の業務でございます。

これは委託業務の内容としましては、アンケート及びヒアリングを行います。

その販売業者のアンケート調査、聞き取り調査というのは、今既にうちに登録している 60 件、それから奄美大島には 4 件ほどの登録業者がおります。

それから島のほうの商店にもアンケート調査、及び聞き取り調査を行います。

口之島 2 件、中之島 1 件、平島 1 件、悪石島 1 件、宝島 1 件の商店数、全部で 6 件あって、その調査分析業務をするということでございます。

それから、その畜連の牛舎の件でございます。

今大体 210 万円ほどの見積があがっています。これはいろいろな屋根の補修とか、壁の補修、それからバセンボウの金物の製作とか、それが大体 32 箇所位。それから、通路側のほうのバセンボウもこれも又増設するというので、それから飼育内の嵩上げなんかもございます。

先程言いました防風ネットの設備、これはもう取り付けるということでございます。これの 4 分の 3 が村のほうで持ちまして、4 分の 1 のほうで畜産組合とそれから出来れば畜連のほうにお願いして、その 4 分の 1 の半分ほどをどうにかして出来ないかということを今のところ話をしているところでございます。以上です。

○議長（有川和則君）

6 番、日高通君。

○6 番（日高通君）

この特定離島の共同利用農業施設の中之島のほうは I ターン、口之島はこれも I ターン者を対象にしたということ、これは特定離島の事業で良いんですけ。

制度的には生産組合というのは受益者負担が発生するというのがこれまでの前例としてあったわけですが、これは言えは特定離島でどういう組織がそこに存在して、今後どうやるのか。

今後生産団体等があった場合に、あるいはまた今後要綱の見直しをしてくる場合、これがこういう補助事業の殆んど特定離島で持ち込んでいける事業なのかどうか。非常にこう、我々から今までのその事業の仕組みからしてもですね、どうなのかなという感はするわけです。

それと先程 5 番議員からも提案ございましたけれども、漁船の巻き揚げ施設、船台等の問題でありますけれども、先程小宝島の件もありましたけれども、もうこれあたりでもですね、早急に改善を解決をしてあげないと、村の水産振興にはかなり影響を残していくのかなと思っております。

先の所管事務調査の折にも、非常に使いづらい施設になっているなということで、これは早急な解決策をですね、今年度の特定であげられなかったんでしょうけれども、来年度の特定離島事業に持ち込んででもですね、これは巻き揚げ施設が整備されていないのは小宝島だけじゃないですかね。そういう意味で、これは早急なる対策をお願いしたいと思っております。

それと、もうひとつ、大型漁船に対する船台の関係でありますけど、先程調査をするんだということでありましたが、現実問題として、すでにそういう問題が発生しているわけですね。先に整備をしました平島、あるいは諏訪之瀬島等にも、大きな施設を造られたわけですけど、それらの巻き揚げ施設を活用しても、これには載せられないと。あるいは又、船台をあと 4 メートル程伸ばせばのせられるんだと、こういう業者の説明も聞いたことがあるんですけど、そこらの対策をですね、しっかりと取らないと、先程前田議員が言ったように、非常に漁業者にとっては不利益な状況のもとで漁業をしなければいけないという結果が出てきますから、調査をしますじゃなくて、もっと積極的な調査活動をして、本当にそのことが利用できるのか出来ないのか、出来なければどういう対策を取れるのか、そういうことまで踏み込んで回答していただきたい。

それと、生産施設の口之島の改善室等の改修工事、ボイラー等があります。これらも平成 2 年に確か設備しているわけですよ。既に 20 年を経過している。そこに受益者負担が発生すること自体が我々はおかしいんじゃないのかなと。これこそまさに特定離島の事業でやるべき事業ですよ。本来ならば。

そういうものが一方はそういうかたちで集団利用している、集落全体が使っているボイラーが受益者負担を発生させるというのはですね、少しこの予算の関係では私はどうなのかなと感じているところですが、そこらの根拠というか、説明願いたい。

○議長（有川和則君）

総務課長、福澤章二君。

○総務課長（福澤章二君）

只今の受益者負担の関係ですけれども、これは現在まで行われておりました取り決めの中でこういったことを予算に計上しておりますけれども、昨日の協議会の中でご了解いただきましたので、あれにあわせてこの受益者負担はやり直すということを考えております。

従いまして、導入してから耐用年数が過ぎたものが殆んど口之島ですので、これについては全額村の負担として実施するということになるかと思います。

○議長（有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

先程の口之島のその平張ネットの件でございます。

私は個人と言いましたけど、口之島農産物生産組合と訂正させてください。

これは、あの、導入後ですね、村の指定管理というかたちで。はい。

小宝島の巻き揚げ施設の件でございます。

本年度来年に向けてですね、その前に調査設計をしなくちゃいけないものですから、来年の特定でその間、間に合えば良いんですけど、とにかく調査設計委託を回して、どの位のお金がかかるかというのが先決になるんじゃないかと思います。

さっきの船台の件でございます。

私のほうでもその船台の件については全然把握をしていないものですから、やはり調査をしてですね、そして、これはどの島にどのような船台が必要かというのを把握しておりませんので、それをもとにして検討していかなくちゃならないのではないかと思います。

急々に調査致します。

○議長（有川和則君）

6 番、日高通君。

○6 番（日高通君）

経済課長、もう一回口之島の平張り施設の関係、指定管理者への移行をするんだということでありまして、場所とかどこの場所にどういのかたちでの、あるいは生産組合なるものが何名で形成されているのか、そういうのが全く我々は地元におりながら聞こえてこないんですけども、そこらあたりのあれをもう少し具体的に示していただきたい。

○議長（有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

今回特定離島のふるさとおこしのこの県単事業で、その共同利用農業の施設の整備をやるということでございます。口之島の農産物生産組合のほうからそういうやりたいということで上がってきて、私のほうでもその今度今回こうして金額があがってきて、場所そのものというのは担当のほうで資料は持っていると思うんです。今ここで、私のほうで資料をもっていませんので、後ほど提示させましょう。

○議長（有川和則君）

只今より協議会に移します。

協議会

○議長（有川和則君）

本会議に戻します。

只今より審議途中ですが、10 分間休憩します。

14 時 50 分にお集まりください。

休憩	1 4 時 4 0 分
再開	1 4 時 5 0 分

○議長（有川和則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑ありませんか。

日高通君の本件に関する質疑は既に 3 回になりましたが、会議規則第 55 条の但書の規定によって、特に発言を許します。

6 番、日高通君。

○6 番（日高通君）

この平張り施設についてはですね、事業の仕組みを含めて、やはりこの事業計画書なるものがやはり基本的な部分になるわけですけども、生産組合の方々もその事業計画等についても、直接的な計画書を

持ち合わせていないというのは現状ではないのかなと思っております。

村のほうで補助申請をする中で、事務方のほうでやってしまったと言うことは、これは今後の事業を、いろんな施設整備を図る上で、いかななものかという思いがしております。

そういう意味で、生産意欲を高めさせる為に、村は積極的な施設整備を図っていくのが当たり前のことでありますけれども、まずその生産農家がその事業計画すらも分からない中でやるということは、すなわち生産意欲がいかななものかと疑われても仕方ないわけでありまして。

そういうことを含めると、通常の村が単独で行っている生産施設整備の事業の枠の中で今回の事業は私は実施すべきだろうとこのように感じるわけですが、担当課として何ら問題は無いというふうに考えているのか、そこらあたりを説明願いたい。

○議長（有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

取り寄せた資料によりますと、今回の特定離島ふるさとおこし推進事業というのは、あくまでも村有地でなくてはならないということですので、今こうしてその事業計画そのものも聞き取りによることであげているものだ。場所にしても、これは村有地でありますので、今回特定離島そのもので申請したものは、これでもいいんじゃないかと思えますけど、今後については出来る限りその生産、村有地である場合、また後々のいろいろなメンテナンス、例えばそういうのが壊れた時は村のものでありますから、そういうのを修理したりとか、そういうのがございます。

また、村から借りているというそういう意識の中ではなかなかそういう農業振興も難しいのではないかと。自分のものであるということにすればですね、いろいろやっぱり愛着がわいてきますから、小規模の300万円程度で出来るものであれば生産施設補助を活用されるような形で指導も行っていきたいと思っております。

○議長（有川和則君）

6番、日高通君。

○6番（日高通君）

経済課長が言わんとするようなことはなんとなく感じ取りはしているんですけども、ハッキリしたことが聞こえてこない。正直申し上げましてですね、この土地については、我々も民有地だと。また本人も民有地だと主義主張してきた経緯があるわけですよ。実際に事業をしようと思ったら、村有地だという話になってくると、非常にこうどこがどうなのかということになりますよね。そして又、そこには当然村有地を借り上げた場合には借地料というのが発生するわけですよ。

それが、そういうものが今日まで置き去りにされてきたということも否めないわけですから、そういう問題をどうするのか。あるいはこの補助事業、さっきから申し上げるように、これは村が行う事業については、私はさほど今の制度上は問題は無いと思っていますよ。ただ、特定離島事業にのせる為には、それ相当のですね、やはり生産者の計画書、また生産意欲等が反映されるような作付品目にしてもですね、もうちょっと具体的に示されないと、今後の我々が住民側の感情としてですよ、全部そういうかたちの生産施設は村有地の提供、もしくは村有地を借り受けて、その中での施設整備を図る。全て特定離島という有利な枠の中でこの事業を展開するということは起こりうるわけですから、そこらに対して今後村はそれを好しとするのか、しないのか。又変な理由付けをされて、そのことで住民感情を害するようなことがあっては困るわけですから、その点をハッキリと示した上で、事業をどう進めるのか、あるいはこの事業は、どういうかたちで扱うのかということを明確に明示すべきではないですかね。

○議長（有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

事業を行ううえで、どうしてもその指導者に助言を求めると。ハッキリ言って今まで自分たちが作ったような事のない作物を作るわけですので、それは勿論こういうかたちをやりたいたくだけということになれば、専門のほうの意見を聞いて、じゃあこういう計画がございまして、この計画で進めることが出来ますか、ということで、ここにちゃんと平張りの整備計画とか、例えば単収あたりの販売の算出とかこういうのが出ています。

これはハッキリ言って、島の方は今からやろうと言う方にとりましては、こういうことは難しいんじゃないかと。今まで畜産なりしている方であればある程度のそういうノウハウがありますから、そうい

う計画は出せると思いますけど、新たに新規に島に住んでいる方ですけど、新規に農業をやろうという方ですので、こういうタンカンとかセトカとか天草とかこういうのを植えるわけでございますから、これは村で持って一応事業計画そのものは作ってやらないことにはその先はちょっと不安になるんじゃないかと思います。

それでもって、ここにちゃんと計画もございます。

今回の場合はその村有地じゃないかもしれないということでございますので、もう1回その場所を検証しまして、村有地である、民有地であるのをそれがハッキリした時点でしかるべき措置をとりたいと思っております。

○議長（有川和則君）

6番、日高通君。

○6番（日高通君）

確かにね、経済課長、生産物の生産に至るまでの指導というのは当然あなたがおっしゃるようにね、専門家を交えながらその指導体制を図るというのは当然のことなんです。

問題は、その生産組合の方々がね、みかんを植えるんだという話で、そしてこういうことが出来るよということだけで、今回の事業が進んでいったと。そこに私は大きな、生産者側とあるいはその事業を扱う経済課の担当のほうとの意思の疎通というのがそこになかったのか。当然ね、これが2年、3年、生産を拡大していく為には、それ相応の指導がなければ、農家一人の独自の考え方ではなかなか栽培というものは前に進められないことは当然のことなんです。

ですから、問題はその事業を説明される方と生産組合のそこを統治する人たちがどの程度その事業のことについて理解をして、尚且つどういうものを進めようとしているんだというものがきちんと話し合いがなされない中で、この事業が進められたというところに大きな問題があるんじゃないかというのを私は申し上げているわけですから、あとの村有地に云々という話も少し触れましたけど、そこらはそれで解決は出来ると思いますよ。

今後こういう事業について、例えば他の生産施設でもそうですよ。今後は、特定離島という、非常に有利的補助事業にのっかることも問題ないか、そこのところをですね、村としてちゃんとした考え方を示してもらわないと、今回は認めるけれども次の施設については認めないと、このような不公平なことが行われては困るんです。そのことを申し上げてるんです。

○議長（有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

特定離島ふるさとおこし推進事業の生産施設においては、7割補助ということでございますので、出来れば300万円の補助金を限度とするならば、逆に生産者補助のほうを、村単の生産者補助のほうを使ったほうが自分の手出しが25%です。特定離島の場合は3割です。

そういう小さな規模のやつはですね、なるべくそっちの生産者補助のほうに指導が出来るようなかたちに持っていきたいと思っております。

またそういうのは勿論整備事業計画等そういうのを勿論みましてですね、これでもって本当にこの事業でもって特定離島で出来るものなら特定離島で持っていく、生産者施設補助とするならもって行くと言うかたちを、やっぱり大きな規模の場合は生産者だけじゃできないわけですから、はい。

○議長（有川和則君）

日高通君。

○6番（日高通君）

なかなかこの話、審議の時間等もございます。このことについてはですね、総務課長を含めて、やっぱり村長部局でしっかりと対応した中でやらないと、非常に経済課長の答弁を聞く限りですね、やっぱり本当にあやふやな部分を感じております。本当にどういうふうに変わっていくのか、どういうふうにしようとしているのか、あるいはこの事業が本当にないがしろにされていくのであれば、やっぱりいかんわけですから、全体の島民が、皆さん聞いているわけですよ。この問題は。ですから、やっぱり村としてね、今回の予算措置はこれで構わんとしても、中身の後は取り替えるなどいろいろなことができるわけですから、そこらあたりを今後内部できっちり調整をしてですね、今後の事業等を行う中で、やはり明確なる指示を出してもらいたいと、そう思います。

○議長（有川和則君）

総務課長、福澤章二君。

○総務課長（福澤章二君）

只今議員からありましたように、始終問題も抱えております。

この特定離島でこの平張施設をやる事業の主旨といいいますのは、まずこの農業施設につきましては、まず諏訪之瀬島でビニールハウスを建設しました。そして、昨年から平張りをやっているんですけど、基本的な考えとしましては新しいこの農業のモデルとしてやるということでありまして、個人の補助というものが念頭にないわけですが、そういった捉え方をすると、懸念されますので、内部でもう一回協議をしまして、事業の取り組み方についてはルールを決めたいと思います。

○議長（有川和則君）

他に質疑ありませんか。

4番、永田和彦君。

○4番（永田和彦君）

まず歳入の部分の国庫支出金、土木費国庫補助金、これは79,000千円の減額になってますけど、この減少の理由と、それぞれの改良事業、それから改修事業、こういったものが収入が減という部分で、事業にどのような影響があるのかどうか、その点を伺います。

それから、特定離島の今年度の新聞にも取り上げられてました、その生活物資等の輸送支援、これについてもう少し具体的な内容を伺いたい。というのが、例えばここでは食料品の運賃補助という部分で、商工費の中で出てますけれども、これは一般に鹿児島、奄美港から仕入れる部分の食料品のみの対応になるのか、それ以外の生活必需品と呼ばれるものに対しての、生活必需品、それから例えばそういう個人での建築資材、そういったものは全くこの今の段階では対象となっていないのか、どうなのか。

それと、商工費の中のタモトユリの遊歩道整備、これについて具体的な話を、説明を伺いたい。ひとつ危惧する点は、このタモトユリについてはかなりの稀少種であるという部分については認識をしています。

これまで殆んど人が近づけない場所にあったから残ってきていたものだと伺っているんですが、例えばこういったものが、遊歩道整備をされた場合に、盗掘にあったりとか、そういうことが懸念されていないのか、もしくはそういったものに対しての対応を具体的に考えておられるのか。

それと、住宅費、これの単独での村営住宅の建設ということで今回出ているんですが、過去にも村営住宅の建設に関しては、これまで特定離島での対応という部分で、建設についてはかなりのいろんな条件面でのしびりが大きかったと思うんですが、今回この建設しようとする村営住宅については、これまでのものとのそういう色々な材料であったりとか、そういった部分のしびり等が緩和された中で、本村の状況に即した住宅として建設が可能なのかどうか、こういったものを建設しようとしているのか。

それから学校費の小宝島の中学校屋内運動場の整備について、工事請負費も具体的な数字が出ていますが、この額等について当初計画していた計画と計画通りのものが建設可能なのか。特に生コン代の価格推移、大きな変動、そういうものを考えた場合に、この額でこれまで通りのものが建設が可能なのかどうか、それと合わせてこれだけの大きなものを最後の地域の方々にとっては一番待ち望んでおられるものではあるんですけども、これを建設するという部分について、他の事業に村として影響は出していないのか、今年度分の計画について、その点について伺いたい。

○議長（有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

まず、第一番目に国庫補助金の、土木費の国庫補助金の減額についてでございます。

今回この減額になったのは、道路橋りょう費の補助金と、それから港湾建設費の国庫補助金でございます。補助道路の減額というのが32,200千円、それから、港湾のほうは、道路のほうは32,200千円で84,000千円に対して52,800千円の事業費となっております。

今回先程から上がっている、平島の高原線、これは南之浜と東之浜を結ぶ通りでございますけど、それから悪石島の海岸線、これは法面保護です。

悪石島の法面保護の場合はそんなに事業費がかさばっていないものですから、悪石島の海岸線は出来ますけど、高原線が一応3年間の予定で計画しておったのが、今回減額、少なくなったことによって若干の遅れは出てくるんじゃないかと思っております。

港湾のほうは、今回、元浦改修工事、これがおとといですかね、の報告でもございましたとおり、あ

と上部工が残っていますので、そこをどうしても完成をみなくちゃなりませんので、そこに元浦港の減額された分は、東之浜とそれから小宝島のほうからいくらか理由をしまして、計画するつもりでございます。

勿論減額することによって、今回小宝島港、それから東之浜港のそれぞれの計画しているわけですけど、東之浜港においては、当初の通りケーソン製作ですので、ケーソン製作には問題はないけど、ケーソン製作の他にいろいろ根固めとかそういうのを計画しておりましたけど、そういうものの個数が若干減ってくるのではないかと考えております。

それから、先程ありました特定離島の生活物資支援の件でございます。食料費、このフェリーとしまの食料費の輸送費として、これは食料品だけでございます。その4,000千円程度の生活物資支援をしようということでございます。

それから、それに伴いまして、調査研究委託ということで、1,540千円程度計上してございます。これは民間に委託しまして、その調査委託、アンケート、聞き取り等をしまして、どのような生活物資における島民の方の圧迫している運賃等を調査する為のものでございます。

それから、口之島のタモトユリ線の歩道整備でございます。

これは遊歩道を大体180メートル、幅は1.5メートル、遊歩道を計画しております。

それから、簡易の展望台。これは完全にタモトユリが自生している、そこまでを行かないように、わざと手前の所に展望台を設けて、そこから見られるような形をとろうと考えています。

もし、そこまで行くという方なんかも中にはいらっしやると思いますので、そういう対策をする為に、金網とか、鉄線ですね、そういうのをして、中に入らないようなかたちを取って行きたいと考えております。

○議長（有川和則君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

住宅建設費のことについてお答え致します。

今回単独でのせておりますが、諏訪之瀬島1棟、宝島1棟、いずれも二世帯住宅用の長屋建てになっております。

材質としましては木造建築ということで、従来のかたちを踏襲したいと考えております。

今回単独になった理由としますと、諏訪之瀬島にあつては、一応この目的、教員の増配が予想されると。教員住宅等がありませんので、そういったかたちで村営住宅併用の部分で教員等の増員に備えるということ。それから宝島の1棟につきましては、現在介護施設が開所しております。そこに派遣されている、今現在3名おりますが、職員の住宅がありません。住民センターのほうで仮住まいというかたちで不便を強いております。

この職員は派遣されて、住所等に移したかたちも出てきますので、住民の中に入る部分でこの職員2名分の住宅を先に充てたいと考えて、単独建設をしております。

建設地につきましては、諏訪之瀬島にありましては、現在村営住宅のある団地の中に余地がありますので、そこに建てるつもりです。宝島におきましては、現在宝島の村営住宅があるところにも余地があります。それと今回補正で出しております宝島のN T Tからの払い下げの3号棟があります。危険改築で今回取り壊すことにしております。これ等の跡地も考えております。以上です。

単独でありますので、今回、今までの村営住宅の改修点、色々あるかと思いますが、ちょっと細部に渡って担当のほうに分かっていると思いますが、その点を含めてですね、出来るだけ長く使えるように補修の要らない部分でやりたいと。ちなみに、介護施設を宝島に今回建設しました。その際、地元のほうから屋根の材質についていろいろ質問がありまして、今回地元の要望のあったガルバニウムというカラーの屋根をつけております。これは地元のほうが対応しやすいという形もありますし、その地元地元でのそういった地域によるいろんな弊害がでけますので、それ等も合わせながら改良した形で出来るのではないかと考えております。

○議長（有川和則君）

教育総務課長、竹内照二君。

○教育総務課長（竹内照二君）

4番議員さんの小宝島の屋内運動場施設についてでございますが、小宝島の屋内運動場につきましては、諏訪之瀬島、それから悪石島に建設をしました屋内運動場と同規模のものを建設するということで、

当初設計をしていました。その設計額は約 2 億 1000 万円ということで当初進んでいたわけですが、小宝島自体が珊瑚礁が隆起した島ということで、地質に問題があるんじゃないかという懸念がありましたので、23 年度に起きまして地質調査を行っております。その結果、基礎工事をしっかりとすると。今回の設計の中にも入っておりますけど、24 本の杭を打ち込むと。それによって耐震強度が保たれて、諏訪之瀬島、悪石島と同規模の屋内運動場が建設できるということになっております。

ただ、前回造りました屋内運動場と比較しまして、基礎工事が今回は非常に工事費が上がっております。

直径 1 メートル 20 センチ、それから深さが 6.5 メートルから 16.5 メートルの杭を 24 本打ち込みますので、それにかかる工事費というのが約 8000 万円近くかかっています。

ですから、今回お願いをしております工事請負費で 2 億 8500 万円程度という形になっております。

一応、議員が言われますその規模につきましては、諏訪之瀬島、悪石島と同等程度の屋内運動場が整備できるということになります。以上です。

○議長（有川和則君）

総務課長、福澤章二君。

○総務課長（福澤章二君）

只今の小宝島の屋内運動場に関しまして、教育総務課長からありましたように、この杭打ちの関係で約 8000 万円事業費が膨らんでいるということでございます。

当初からこの小宝島から要望のありますこの体育館につきましては、計画を立てて、財源的にも備えようということで、地域振興基金を積み立てて、この為に積み立ててきておりました。しかし、今回も 7300 万円の基金取り崩しをしておりますけれども、その財源に充てるということで取り崩しております。

1 億円はその関係で出さざるを得ないなと覚悟はしておりましたけれども、事業費が 8000 万円増えたということで、他に影響がないかという、今のところこの基金の関係で、特に大きな影響は出てこないかと思えます。

ただ、予算説明で村長も申しましたように、この国庫補助、起債の関係、ハッキリと財源がしないものですから、仮にこういった予算編成をしておりますけれども、ハッキリした段階でまた補助が、そのどこまで補助事業として採択してくれるのか、そのへんが非常に心配なところではございます。

○議長（有川和則君）

4 番、永田和彦君。

○4 番（永田和彦君）

特定離島の運賃助成の関係ですね。これについては、今後の見通しについてはどんなふうな予想が立っているのか。例えば、これは何年間か継続でやれる事業なのかどうなのか、その点を伺います。

それと合わせて、例えばですね、島で生活をしている住民の実態というか、実際の生活の中で、食料品にかかる部分の運賃もそうなんですけれども、それ以上に生活必需品と呼ばれる、例えばトイレットペーパーであったりとか、そういったもののほうがむしろ運賃としてはものすごい莫大にかかるわけですよね。

仕入れ値と同じ位の運賃がかかっているのが実態です。

例えば、鹿児島市内でトイレットペーパー 1 個を買おうと思えば、12 個入りで 198 円、200 円ぐらいだと思いませんか。私のところは、自宅が商店をしていますので、大体同じくらいの仕入れ値で仕入れられますよね。それを仕入れた場合に、としまに乘せて持ってきた場合、大体 8 個ぐらい入って一箱で送って来るんですけど、これの運賃が 6 才位取るんですよ。そうすると、それだけで 1800 円、一個割りにしたら 200 円位かかっているんですよ。それをまた商店で売るとなると、仕入れ値に運賃を乗けて、自分の手取りまでって考えたら 2 倍強乗せないと、商売としても成り立たない。逆にそういったものじゃないと、島で買えない。買えないというか、自分で注文して 1 個だけというかたちで自分で取れない、特に高齢者の方なんかがいらっしゃるのも実態ですよ。そういった部分で特に高齢者の方々、若い方々は生協等を活用して、個々で取られる方もいらっしゃるんですけど、特に高齢者の方々はそういった部分で少ない年金生活の中で、そういったもので生活費のほうにかなり圧迫がきているのも実態だと思います。

実際、販売する側としても非常に心苦しいというか、仕入れる段階で運賃がかなりかかるけど良いですか、という部分で、あえて仕入れの段階で確認をした上で、それでも必要だからとってくれといわれ

て取るのが実態です。

ですから、今回こういうかたちで食料品に目を向けていただけているのは非常にありがたいことなんですが、それ以外の部分についても島で生活しているという部分についてのそういった実態の部分も含めて、このアンケート調査も含めて、今後の部分でまた村としても今回こういうかたちで、特定離島で見てもらえるという部分なので、今後又県のほうにもそういった部分を含めて要望としてあげていただきたい。

それと、生活必需品もそうですけど、例えば住宅建設についても、運賃がものすごいかかるんだよねと。やはり。自分で実際家を作って、民宿を造ってとか、いろいろされる方々もやはり運賃の部分で相当食われていると。そういった部分がやはり離島で生活する私たちのある意味ハンデだと思いますので、そういった部分まで目を向けていただけるような対応を今後また取っていただければなと思います。

それと、住宅建設については、先程の住民課長の説明で大体理解したところなんですけれども、例えばその今回建てようとしているものの、建設の単価あたりがこれまでの特定で造っていたものと、㎡単価あたりでどんな形になっているのか。今までの建設についてはどっちかと言うと割高感があるよねという話で今まで来ていますけど、そこらへんが今回単独で建設する部分については、どのような状況なのか再度伺います。以上です。

○議長（有川和則君）

総務課長、福澤章二君。

○総務課長（福澤章二君）

まず、第1点目の特定離島の生活物資運賃助成の関係ですけれども、まずこの制度につきましては、県の離島振興課のほうから事業をどうでしょうかという、向こうから連絡を受けまして取り込むことにしたんですけれども、そのいきさつがですね、国が本当は24年度から離島の輸送運賃助成を考えていたと。しかし今の情勢で、なかなか24年度からスタートする、制度設計ができなかったと言うことがありまして、県の離島振興課としては、まずどういったことが出来るのか、まずそのパイロット事業として、十島でその生活物資に限って試験をしてみたいと。それで委託料を組んでいますけれども、運賃助成をする前の段階の食料品の値段を調査すると。そして、した途中、終わったあとの価格がどう変わっていくのかというところを調査しまして、国の制度について要請するというようなことでございます。うちのデータをもとにして、国に再度制度を作って欲しいという要望に使いたいということがあります。

県としてはとりあえず今年データを取って、来年から国庫補助が出来るんだというスタンスで行きたいということでございます。

○議長（有川和則君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

今回住宅建設、宝島、諏訪之瀬島、2島の予算の件でございますが、工事費等につきましては、この金額等の計算をしていたものがですね、今回23年に色々ありましたですけど、そのコンクリート単価とかそういったもの等の以前の部分でほぼその前に貰っていた見積等を勘案して、今回入れております。ですから、今後設計委託を頼みます。その時点ですね、詳しい現時点での単価の部分で、㎡あたり単価が出てくるんじゃないかと考えております。

そうなった場合に、オーバーするかどうかわかりませんが、工策の方法、運送とか、そういう経費の見積もり方、そういったもの等はですね、その設計の出来た段階で、若干修正を加えて、できればこの範囲内で建設ができればと考えております。

ですから、そういった見積の仕方もこの設計の中で、今後今までと若干違ったかたちで出てくるのではないかと考えております。

○議長（有川和則君）

4番、永田和彦君。

○4番（永田和彦君）

住宅の関係は3月議会でも多分触れたところだったと思うんですけど、今後の空家対策も含めて、村営住宅に関しては、出来るだけ逆に安価なものでどうなんでしょうかねということで、村のほうに確かこの予算審議か何かの中で触れた中では、確か総務課長の方からもそういう今後については安価なものの対応を考えていきますということだったんですけれども、今回そういった考え方がこの単独の住宅建設に関して盛り込まれたなかでの建設計画になっているのかどうなのか、そこまで聞かせてください。

○議長（有川和則君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

今回、いわば何ですか、プレハブというかたちでの話もありました。ただ、住宅用というかたちでプレハブに類するものがあるんですが、やはりその村営住宅として管理する上で、やはり住居というかたちで住んでもらいますので、そうしますとやはり、従来型の古臭いですけど、従来型の木造、基礎から打ってですね、時間もかかりますけど、そういった等がやはり公営で保つ住宅ではないかなと考えております。

プレハブで短期間で出来るとは思いますけど、現時点で住宅仕様のプレハブというかたちでは、そんなに金額的なもので、そんなに離れていない状況もありました。その点を踏まえてですね、今回につきましては、時間がかかりますが従来の建築方法の建物を設置したいということにしております。

○議長（有川和則君）

他に質疑ありませんか。

7 番、平泉二太君。

○7 番（平泉二太君）

まずこの 12 ページのこの企画費の県補助金の中に、新しい公共支援事業というのがあって、この中に NPO に委託するというわけですが、この事業内容はどういう事業内容か説明いただきたい。

それと、27 ページの特定離島でこの湿地ブルドーザと乾地ブルドーザの購入があるんですけど、これはおそらくその採草地あたりを作るのに使用されると思うんですが、これの果たして有効利用がなされるのかと心配するところなんですね。この稼働率というか、今中之島にユンボですよ、これがあるわけですが、ここを見てますと、数ヶ月そんなに使われていない状況であると。

そういう中で例えば個人的にこれを使用したくても、畑の開発で使っているんだからといって、遠慮があって、なかなかその使用させてくださいと言にくい。そういう中で、やっぱり計画的な、村がいついつまで使うんだけど、その後は個人的に使いたい人があったら申し込んでくださいよとか、そういうことも出来ないものなのか。それと、36 ページの教育事務局の一般経費の中で、臨時免許申請手数料というのがあるんですが、例えば小学校の生徒に中学校の先生などがその勉強を教える為には、免許の申請を行わないといけないというので、一免許に確か 3 千円位ですか、5 千円ですか、3,500 円。これは今年度からこれの予算は組まれたんですか。わかりました。以上です。

○議長（有川和則君）

総務課長、福澤章二君。

○総務課長（福澤章二君）

まず、平泉議員さんからの 1 点目のご質問ですけども、企画費、12 ページの企画費の新しい公共支援事業ということですが、この事業が県の協働共生会がやっております事業でありまして、この事業の目的がですね、新しい公共事業といいますのが従来の市町村がやる事業ではなくて、市町村それからどこかと共同でやるということで、この市町村とこの事業の中では NPO、そして地域の利益を求めない団体、自治会組織などですね、が一緒になって取りくむ事業に対して支援をしましょうということで、事業費に対して 2 分の 1 の補助ですけど、ですからこの事業を実施する為には村と NPO と地域自治会が揃わなくてはならないと。これは NPO じゃなくても自治会だけでも構わないんですけど、とにかく村だけでは無いと。パートナーがいるということでございます。

それでこの事業につきまして、村は NPO と協議をしまして計画書を作成しました。それで何をするかと言いますと、村長が人口問題の第一番に掲げておりますこの事業なんですけれども、まず今度他の一元化をやりますけど、それに当初この課の一元化というのが念頭になかったものですから、この事業を使って NPO に窓口業務をさせようと計画を致しました。そして、その後、就業モデルをつくると。就業モデルといいますのが、例えばこの七つの島のこの例えば畜産で入っていくんだったら牛を何頭飼わないといけない、牧場をどこにするとか、そういった具体的な計画を、モデルを作って、あなたはこの島のこの産業はどうですか、そういったのが示せるようなモデルを作っていきたいということです。

ただ、このモデルを作るということは、非常に難しくてですね、県内のどの市町村もまだちゃんとしたモデルは作っておりません。そこで、このモデルを一年間でやるんだという話をしたときにですね、県もそれでは一年間の短期間ではちょっと無理ではないかという話もありました。

そこで、今年度はそういった支援をしますけど、あと継続して村はそういったモデル事業をを作って

くれるんですよねということで、その了解の元に、今年は支援しましょうということで、内示が決定いたしました。

今回7月1日から課の編成をしまして、窓口が出来ますから、ただ出来てすぐ完全な体制では進めないと思いますので、今年に限ってこの事業もありますので、そのへん新しい課とNPOと協働しながら、どんなふうにして進めていくのか、そして来年以降この事業がなくなったときに、NPOはどんなことで支援できるのかとか、そのへんの切りわけもしながら取りくんで行きたいと思います。

○議長（有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

村の大型バックホーの使用についてということで宜しいですか。

まず、湿地ブルドーザーと乾地ブルドーザーでございます。乾地ブルドーザーが32.4馬力で大体ブレードですね、それが3メートル30、全幅が1メートル60程でございます。タンク容量が60リッターでございます。

湿地ブルのほうは、馬力は同じなんですけど、ブレードのほうは3メートル30ということで、全幅が2メートル、若干湿地ブルのほうが大きいということでございます。

燃料タンク容量は同じでございます。

この移動についてはですね、ゴムパッド、湿地ブルの場合はどうしても三角柱の、横になったようなかたちのだいぶ厚い鉄板のやつなものですから、どうしてもそのまま道路を走ってしまえば傷がついたりとか、普通のブルドーザーでもそうなんですけど、そういうことを防ぐ為にもゴムパッドを両方とも移動の際にははめて貰って、移動してもらいたいと思っております。

今回2台湿地と乾地を購入するわけでございますけど、口之島と宝島に一応整備を予定しております。どちらのほうは湿地になるか乾地になるか私のほうではわかりかねます。

バックホーの、村の大型のバックホーを使用したいけど、なかなか他の島からの要請がとれないという件でいいんですよね。その場合はうちのほうのバックホーの担当というか、それをあれしているのは谷村でございますので、そちらのほうに連絡して貰ってですね、できれば中之島で使いたい方が数名いらっしゃれば、間を置くこともなく次々というふうに使できるかと思うんですけど、連絡していただければですね、各島に連絡を取って、中之島に送り込ませる段取りは出来るかと思います。

○議長（有川和則君）

教育総務課長、竹内照二君。

○教育総務課長（竹内照二君）

7番議員さんの臨時免許申請手数料の件についてお答え致します。

小学校の教員免許については、第1種、第2種免許というのがありまして、基本的に一人の先生が全ての教科を担当するということになります。ただし、中学校になりますと、教科担任制ということになりまして、教科ごとに教員免許が必要となります。

中学校の場合は9教科ございますので、9教科の教員免許を有する教員が実際は必要になる、基本的には必要になるということになります。

しかし、生徒数の少ない、本村のような小規模学校についてはですね、定数等の基準がございまして、例えば学級1クラスであれば3人とか、2クラスであれば5人。9人の先生をそろえる為には5学級必要ということになります。

当然本村ではそういう学級数は望めないわけですから、一人の先生方が複数の教科を担当するということになります。

そこで、その先生方がその教科ごとの教員免許をもっていればそれでいいんですけども、全ての教科を賄う資格を有する教職員がいない場合は、臨時的に免許申請をして許可を貰うと。そして子ども達の授業を担当していくということになります。

これまではその取得にかかる手数料というものを個人で負担をしてきたという経緯がございまして、今年度から公費負担というかたちで出来ないものかという学校長からの相談等がありまして、内部で協議をしました結果、公費で負担するべきだろうということで、今回1教科あたり3,500円の手数料がかかりまして、今年度は25教科分の臨時申請がございましたので85千円の予算をお願いしております。以上です。

○議長（有川和則君）

7 番、平泉二太君。

○7 番（平泉二太君）

経済課長、そのバックホーの件はですよ、私が聞いているのは今現在島にあるんですよ。バックホーはあるんですよ。それが有効活用されてないから、その遊んでいるときには個人でも貸し出してもらえるのかなという話をしてたんです。

それと、ブルドーザーもですけど、例えば宝島、口之島、配置はしますけど、これがその島だけに置けばなしじゃないんですよ。これが有効活用されると経済課長は思ってますか。

○議長（有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

私が思うに、これは要望があったから購入するわけですので、活用、有効利用してもらわないと、村としても多額の金額をもって購入するわけですので、有効利用してもらわないと困るわけですので。有効利用してもらいます。

バックホーの件につきましては、そうして遊んでいるのであればですね、また出張所なりに行って貰ってですね、こちらのほうからも話をしておきますので、是非そういうふうにして利用しないことにはですね、やはり機械類ですので、機械の使わないことには油圧系統の故障の原因となりますので、出張所のほうに連絡はしておきます。

○議長（有川和則君）

他に質疑ありませんか。

3 番、日高助廣君。

○3 番（日高助廣君）

衛生費でですね、22 ページから 23 ページに診療所の発電機の導入があがっております。

2.8 キロで 1 台あたりが工事費込みで 170 万円ですかね、が上がっております。これは以前から災害時のですね、電気の供給で要望も致しておりますけれども、ようやく入るわけですが、この設置の設置方法、工事の概要と導入の時期を伺います。

次に、同じく衛生費です。

ゴミのリサイクルの件でですね、インクのカートリッジの回収のボックスが入っておりますけれども、以前から乾電池とかですね、そういう電球等の回収のボックスも入れますよという話がありましたけれども、未だに入っておりません。それはどうなっているのかですね。それと併せまして、リサイクルのカゴと網カゴもですが、最近になって足らないというような現象が起こっておりますので、実態を調査をしまして、購入をするよう提言を致しておきます。

もう 1 点、し尿処理車の導入がありますけど、この導入の根拠ですね、以前 1 台あったような気がするんですけど、それがもう古くなって、新しく替えるのか。

それと参考までに、浄化槽の普及率ですね。現在、概算で良いんですけど何パーセントなのかですね。

それと先程 7 番議員さんからありました機械の導入の件でありますね、この件につきまして、高額な機械であることから、有効な利用が図られないといけないということでもありますけれども、以前ですね、地域にミニのバックホー並びにトラクター、耕運機等が導入されております。

各島の話をお聞きのところによりますと、有効利用が出来てないような現状であると聞いております。

というのは、利用料が発生するものですから、なかなかですね、その利用がしにくいということで、これも住民の皆さんとですね、話し合いをしまして、有効に利用が出来る方法をですね、検討するべきじゃないかと思っております。

有効利用が出来なければ何も入れてもダメだと思いますので、例えばですよ、修理費は村がもちましようということで、燃料費だけで皆さん使ってくださいということでも私は良いんじゃないかならうかと思っております。

ですから、使い勝手が良いようなそういう方法をですね、もって行かないと、いくら良い機械を入れても使わないで、眠ってたんじゃ、何にもならないとは思ってますので、そのへんも検討を願います。

それから、生活物資のですね、支援ですよ。ちょっと理解が出来ないんですけども、まあ 401 万円の範囲内での補助なのか、そこを今一度説明を願います。

もう 1 点が、食料品の範囲ですね。どこまでが食料品なのかという範囲がですね、皆さんが徹底をしないと分かりませんので、詳細に食料品の範囲はこまでですよというのをですね、把握して、皆さん

にですね広報で流して欲しいと思っております。

もう1点、教育費のですね、小宝島の体育館ですね。屋根はやっぱり従来のトタン屋根ということで理解して良いのかですね、そこを伺います。以上です。

○議長（有川和則君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

今回補正しております診療所の非常用発電機の設置でございます。当初、現在各避難所、いわばコミセンなり支所が入っている施設なりで、非常用発電が設置されております。これ等を当初は診療所のほうまで配電出来ないかと考えておりましたんですが、容量等をみますと、10 キロボルトが入っていると思うんですが、その避難所の使う電気容量、そういったものを勘案しますと、診療所まで分配できないんじゃないかと。電気工事をする会社等に聞いた場合もですね、やれば単独で、必要最低限災害時に、緊急時に発電できるボルトがあれば良いんじゃないかと思っております。ですから、5 キロワットで当初考えておりました。見積を貰いましたんですが、去年中之島のほうに5 キロボルトの固定の発電機が設置されております。

その金額を見ますと、予想以上に高いものでございました。メーカーが言うにはこれ位の部分での容量はいらないんじゃないかということで、今回大体見積をですね、2.8 キロワット、この5 キロの下のワット数ということで見積もって貰って、大体170 万円位、工事費設置費込みで今のところ予想をしております。

ただ、診療所によりまして7箇所ありますが、設置場所をどうするかというのも今後現地で図面と照らし合わせながら、設計なり、そういった見積の仕様を作らなくちゃいけないと考えております。ですから予算的に委託者を頼むわけにいきませんので、写真なりそういった部分等で、こちらである程度図面をみながら仕様書を作ってしなければいけないと。

一箇所、小宝島につきましては、公民館と診療所が屋根ひとつで軒先が続いておりますので、こことそれから出来れば諏訪之瀬島の診療所、道路ひとつ離れているだけですので、ここらが現在設置されている発電機から引っ張ってもらえればですね、その分だいぶ工事費的にはいなくなるかなと予想しております。

いずれにしても、この補正予算が成立した折にですね、他の事業なり、それから事業で出張する際、そういう職員を通じて、私も含めてですけど、現地へ赴いて、必要なワット数は何かと、まずはそれから始めなくちゃいけないと。診療所で必要なのは何と何があるかと、それによってこのワット数で充分なのか、そこから始めないといけないと思いますので、台風時期で一番必要な時期だと思いますけど、この夏場をかけてですね、現地を調査してから発注かと思っておりますので、時期的にはなるべく早くということしか、今お答えできないかと思っております。宜しくお願い致します。

それから、リサイクルのゴミの袋だということだったんですが、不足があればですね、担当のほうで連絡いただければ、予算の中でですね、追加なり、そういったものを出来ると思います。ただ、本来送った後業者から、処理業者のほうから帰ってくるのが多々ですね足らなかつたりしていたのは事実だと思います。

不足があればですね、補充できるものがあれば連絡下されば補填したいと思っております。

それから、さっきボックスと言いましたが、予算に出ているボックスの関係でしょうか。あの三角形のボックスですね。

今回補正の中には、ゴミ運びの雨に濡れない為のシートのテントシートのカバーをコンテナ用のやつをしております。それではないんでしょうかね。

担当とちょっと話をしてみますので、すみません。

それから、し尿処理車でございますが、今回購入するし尿処理車につきましては、平島のほうに配置したいということで、これにつきましては、浄化槽の掃除とか、そういったもの等で委託しています業者さんのほうも一応うちのし尿処理車を借りてですね、そういった定期点検とかもまわっておりますし、現在その分で各島この分を回ると思っております。

それで、現在ですね、台数は忘れたんですが、これを入れて2台か3台、確か中之島と平島、あどこかあったと思いますので、ちょっと後、詳しい台数、それから場所の設定の部分をお知らせ致します。

それから浄化槽の普及率ですが、これ等は正確な分は担当のほうで出ていると思いますけど、殆んど

のところで浄化槽の補助を貰いながら設置しておりますので、大体 80%を超えるぐらいで浄化槽の設置は公共民間の部分を含めてですね、近くあったんじゃないかと考えております。詳しい数値につきましては、今年度末の部分で後でもってお知らせ致します。以上です。

○議長（有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

各島にある耕運機、それからミニバックホーの件でございます。これは、利用状態をですね、もう一回ちょっと、議員さんの方からはもう殆んど利用されていないと言うことで、私共もそういうことじゃないかなと思っております。もう一回課内で検討しましてですね、先程言われたとおりに、せいぜい油代位の程度の、もっとこう皆さんが使い勝手が良いような金額の設定を再度再考させていただきたいと思っております。

○議長（有川和則君）

総務課長、福澤章二君。

○総務課長（福澤章二君）

5 点目の生活物資の支援の関係ですけど、これにつきましては、今年 8 月からの 8 ヶ月間を実施するということでございます。金額の 401 万円につきましては、昨年の 23 年度の実績データから拾いまして、食料品で 8 ヶ月間にどの位運賃がかかっているかということで拾った金額で、県には要望しております。

それで、食料品の範囲ですけれども、特にデータの中でですね、細かく示されませんで、ただ食料品と出てきますので、扱いとしては食料品ということでは出来ないんですけど、これは住民の個人の皆さんに補助申請をして貰うとか、そういったことではありませんで、この食料品を取り扱う業者をデータから拾っております。どの業者が食料品を送っている。それから、村内の各商店さんに、どんな業者との取引があるかということを知っているはずですよ。

そして、その業者を拾って登録をしております。

従いまして、この業者さんが食料品を送り状に書いてきた時に、中川さんはこの運賃を徴収しないと。そして、村に一括して請求するということで、最初からこの食料品に関しては、住民は運賃を払わないということになります。以上です。

○議長（有川和則君）

教育総務課長、竹内照二君。

○教育総務課長（竹内照二君）

小宝島の屋内運動場の屋根についてですが、屋根は三寸勾配の両屋根ということになりまして、その材質につきましては、まず 耐火野地板を引きまして、その上にゴムアスファルトルーフィングを張ります。その上に、フロンアルミ亜鉛合板をふくという形で施工ということになっております。以上です。

○議長（有川和則君）

3 番、日高助廣君。

○3 番（日高助廣君）

そのリサイクルの関係ですけど、今回インクのカートリッジのボックスを導入ということですよ。それと運搬用のミニコンテナのテント。まずどういうものかちょっと分からないんですけど、回収ボックスをどこにか置くということで理解して良いのかな。

それと、私が足りないと言ったのは、長方形のですね、カゴがあるんですよ。ビン類を入れるカゴがあるんですけど、が足りないですね。網も足りないということですよ。

次のし尿の処理車ですね。3 台目という事でありますけれども、果たして 3 台もいるのかなと私は思っているんですけど、業者に与えるようなもので、業者は原則自分のところにも処理車はあるんですよ。ですから、そこらへんの現状はどうなっているのか。何台あるのかというのを確かめてくださいよ。3 台あるのか、2 台あるのかですね。

それと、生活物資の 401 万円の根拠というのは前年度の実績ということでありまして、自分で、個人で食料品を買って、送った分も多分あるんですよ。足らんとしますよ。もっと上がりますよ。そこまで入っているのかな。入っていないと思うんですよ。

その業者に注文した分だけですから、これじゃ足りないと思うんですよ。そういう業者とですね、業者に結託しまして、食料品と書いて送って下さいと言うことも出来ます。

ですから、そういう悪用が出来ないような制度も設けていかないと、悪用されては困りますから、そういう対策もですね、充分にやって欲しいと思います。

体育館ですね、教育委員会の。その、これで台風とかね、暴風雨に耐えうる構造なのか、というのがですね、風速何メートルまでの暴風雨に耐用が出来るのか、そこまで調査が出来ているのかですね。問題が無ければ良いですけど、問題があった場合にはこれは大変ですよということです。そこまで慎重に施工は行ってもらいたいと思います。以上です。

○議長（有川和則君）

総務課長、福澤章二君。

○総務課長（福澤章二君）

生活物資運賃支援の関係ですけど、ちょっと私の言葉足らずでしたけど、個人の送った食料品についても、昨年の実績を拾っておりまして、今年の対象ですね、業者ばかりではなくて、島民が自分で食料品として送る場合も対象とするということにしております。

この協議の中でですね、この取扱、そうした場合に、本当に食料品だけなのかという問題が出てきます。それで、そうなった時に、では荷造りしてきた箱を全部開けて、中を食料品と全部振り分けるのかと、そこまでするのかということでしたけど、そこはしないと。業者については、今まで食料品を扱ってきた業者を登録することにしております。中にはですね、食料品と一緒に洗剤であったりとか梱包してくることもあろうかと思いますが、そういったことは食料品として扱うということも県から了解をいただいております。

それから個人でこの食料品とか食料品でないのということにつきましては、これは箱は開けないということにしておりますので、これは個人の良心に任せることしか、今のところは特に対策はございません。

○議長（有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

補足してご説明します。

今フェリーとしまの代理店におきましてですね、食料品を扱う荷主さん、これを 60 社、全てデータベース化しております。その食料品店から送ったやつは食料品ということであります。

それから名瀬の扱いのほうは 4 社、今のところはデータベース化しておりますので、その方が持ってこられたときは自動的に無料ということになります。

○議長（有川和則君）

教育総務課長、竹内照二君。

○教育総務課長（竹内照二君）

台風に耐えうる建物なのかというご質問ですが、一応窓ガラスについてはですね、台風で風速 60 メートルには耐えるものであるということは聞いております。

ただ、今後また施工管理を委託する業者も決定するかと思いますので、その業者と台風に対する強度の問題、そういうことは随時協議をしながらですね、台風に耐える適切な建物を建築するように努力して参ります。以上です。

○議長（有川和則君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

今回リサイクルの関係で、インクカートリッジの回収箱ということですが、これは各プリンターですかね、各パソコン等についているプリンター等のインクカートリッジなんですが、これ等のリサイクルでですね、各島出張所辺りにですね、箱を設けまして、そこにいらなくなったインクカートリッジを入れて貰うと。ある程度集まりましたら、専用の袋に入れてですね、出張所のほうから送って貰うと。

引き取りは、今うちのほうにいろいろ出入りの業者さんがおりまして、そういった方のほうで無料で引き取って処理して貰うように今話を詰めているところです。少しでもそういったかたちでリサイクルのほうに回せればということで、今回ボックスを用意すると。

それから、先程の浄化槽の普及率ですが、先程私が 80 以上と言いましたんですが、本年の 3 月末時点ですね、計画の中でしますと 95.8%というかたちで、高い普及率になっております。

ちょっとあとその浄化槽に設置されていない世帯、結局バキューム車をし尿車を運転しないといけな

い、世帯というのは今係のほうに連絡しておりますので、各島ごとの分が出てくるかと思います。

それから、し尿処理車の分がですね、平島にある分の更新になります。更新と言いますか、年々車検費用が嵩みまして、旧式になるということで、今回車検費用が嵩む部分を耐用年数等を過ぎて焼却できる年限を過ぎておりましたので、今回特定のほうに申請しまして、更新をするということでございます。

台数のほうも含めて、後対象世帯ですね、し尿処理をしなければいけない、まだ浄化槽を設置されていない世帯についてはですね、もう暫くお待ちください。

それとビンのカゴにつきましては、ちょっと私が現物を見ておりませんので、担当のほうと話して、もし消耗のかたち等で追加分が出来ればですね、予算の範囲で希望するところにですね、追加の分で購入は出来るかと思っております。

もうひとつ、コンテナのですね、要求の中の運搬用ゴミコンテナテントということで、今回2張ほど専用のテントというか、雨対策、濡れないかたちですっぱりとコンテナを覆って運ぶというかたちでテントを用意しております。運搬用コンテナですので、この船舶のゴミコンテナだと思うんですけど、リサイクル並びに、不用品等を月一回ほど集めておりますが、それ等を運ぶ際に、水濡れしない為の部分でですね、コンテナをカバーするやつを2張ほど購入するというところでございます。

○議長（有川和則君）

3番、日高助廣君。

○3番（日高助廣君）

ゴミのですね、収集車、根拠がまだハッキリと理解が出来ません。普及は96%ほどできておって、車の導入がまだ2台なのか3台なのか、というのまだハッキリと分からないということで、導入する場合はそういう根拠がないといけないんじゃないかと私は思っておりますので、早急に後でですね、分かればその根拠も合わせて提出を願います。

後1点は、生活物資のですね、件ですけど、食料品の範囲ですよ。飲料水、嗜好品であるビール、焼酎等も相当数皆さん買ってるんですけども、そういうものは入っちゃ駄目なのか。そういう飲料水とそのものは嗜好品だから、食料品には入りませんよと。口に入るものは食料品でいいですよという認識で良いのか、そこらへんをハッキリと。

○議長（有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

私の手元にある食品を扱う荷主ということで、ここにあるのは全て一応無料だということでございますので、ここの中に酒店とかそういうのも入っておりますので、勿論飲料水も無料になるのではないかと思っております。

○議長（有川和則君）

他に質疑ありませんか。

審議途中ですが、10分間休憩します。

16時20分にお集まりください。

休憩	16時10分
再開	16時20分

○議長（有川和則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑ありませんか。

永田和彦君の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条の但書の規定によって、特に発言を許します。

永田和彦君。

○4番（永田和彦君）

再度確認ですが、小宝島のこの体育館建設に関して、昨年 12 月の所管事務調査の際も小宝島の建設予定地の方で教頭先生やそれから自治会長さんからも色々話を伺う中で、いくつか建設に合わせて、同時に、こういった部分も考えたほうがいいですよという部分をいろいろと伺った部分があったんですが、そういった部分がちゃんと情報として、教育委員会のほうには上がってきて、その対応まで考えておられるのかどうなのか。

例えば、本校舎との渡り廊下の件であったりとか、それからバリアフリー化の問題であったりとか、そういった部分についても充分配慮された中で建設計画が進められているのかどうなのか、その点を伺います。

それと、消防防災の関係で、この予算書の中に、ハザードマップの作成の関係での旅費等が今回含まれていますけど、これに関しては各島での実際に作るという作業、作って地域の方がちゃんとそれを理解して、使って貰うということが最終的に一番大事なことだと思うんですけども、そういった部分で具体的に作成までの部分も含めて、どういったかたちで村として各島の消防分団、それから自治会等に今後どういったかたちで働きかけていこうと考えているのか、その点を伺います。

それと、消防防災の関係で、今議会ずっと触れている関係なんですけど、ドクターヘリとの関係で、せっかく今回資料要求で具体的なその搬送事例のことについても時系列でまとめた資料等をいただいているんですけど、例えばその、このあげていただいた資料に関して言えば、ちょうど朝の 8 時半のドクターヘリの運行開始前の案件が丁度、中之島については 2 件たて続けにあったと。そういった中での搬送の要請の仕方の部分について、結果的には天候不良、それからもう一件は時間帯の関係だったですね。天候不良や時間帯の関係で、ドクターヘリでの搬送対応は出来なかったんですけど、そこらへんの時間帯における搬送要請までの部分にある意味マニュアル化して貰ったほうが現場としては対応がしやすいんじゃないのかなと。

特に朝方、このちょうど例えば 8 時半前後の時間帯のヘリ要請に関しては、ドクターヘリのほうを 30 分待って要請をかけたほうが、場合によっては早い場合もあると思うんですよ。それから医療管理下に確実におかれるという部分についての部分やら含めて。そこらへんも含めて総合的な部分で村としてそこらへんの部分にある意味マニュアル化する考えはないのか、どうなのか。

それから、例えば今、このドクターヘリについては確か、午前 8 時半から日没までですかね、最終的に鹿児島ヘリポート着が日没までという部分になっているかと思うんですけど、そうなった場合、例えば今の時期ですと、鹿児島市内の場合 7 時過ぎがたしか日没の時間だと思うんですけど、そこらへんも含めて、季節ごとにヘリの運航時間が変わっていると。そういった部分について、現場を含めて職員のほうにも戸惑い等があるとは思えないかと思うんですけど、そこらへんも含めて情報の共有化、それから基本的な考え方の共有、そういった部分も今後必要だと思うんですけど、そこらへんについて村としてどのように考えているのか伺います。

合わせて村長のほうには、このドクターヘリの問題に関して、一般質問の中でも触れましたけれども、今回のこの運航区域の指定の問題も含めて、県のほうに再度要望としてあげる考えがあるのかどうなのか、そこらへんまで含めて伺います。

○議長（有川和則君）

教育総務課長、竹内照二君。

○教育総務課長（竹内照二君）

小宝島の屋内運動場のバリアフリー、それから渡り廊下等の要望が伝わっているかということですが、一応その情報は教育委員会のほうに伝わっておりまして、設計をする段階で一応渡り廊下、これは木造ですが、設計の中に入っております。

バリアフリー化につきましては、部分的に段差を解消するというかたちのものは入っておりますが、今後、施工する段階で段差を解消しなければならない部分というのは出てくると思いますので、その部分については施工段階の中で設計変更しながら出来るだけバリアフリー、お年寄りに優しい建物というかたちで整備を進めて行きたいと考えております。以上です。

○議長（有川和則君）

総務課長、福澤章二君。

○総務課長（福澤章二君）

2 点目のハザードマップ作成の関係ですけど、今回補正をお願いしておりますのは、まず防災関係者各地区からですね、宝島になろうかと思うんですけども、宝島に集まっていいただきまして、その防災

マップ作成にあたりましてのアドバイザーを、講師をお願いしまして、現地に入っていただきたいと思っています。その中で、作成の手順ですとか方法、どういうところに注意したら良いのかということとあわせまして、実際宝島の集落をまわっていただいて、こんなふうを作るんだよということまで示していただこうかと思っております。

それを持ち帰りまして、各島の中におきましては、今地域づくり委員会がございますけど、そういった中で各島でそれぞれどんなことをやっていこうかと、またその中で、自分たちではまだ習ったけれども出来ないというのであれば、その中で先進地研修もありますので、そういった事業を活用していただいて、自分たち役場職員も入りますけど、そういった中で自ら点検して危険箇所の整備をしていくと。それには勿論村が指定しております土砂災害危険箇所ですとか、そういったことは村で示しますが、細かな地域内のデータについては地域で点検していただくというようなことになろうかと思えます。

それから3点目のドクターヘリの関係ですけど、議員がおっしゃいますように、中之島2件続けて、非常に8時半開始直前の急患発生ということで、7時50分ですかね、防災ヘリのほうに、時間外ということで防災ヘリのほうに連絡しまして、だったんですが、実際飛びましたのが8時40分だったですかね、ですから、8時半にドクターヘリに要請すればドクターヘリが飛んだのかもしれませんがけれども、その40分間の間何もしないわけにも、ということで、飛べるのであれば一刻も早く防災ヘリにお願いしたいということで、取りくんだわけです。

今議員がおっしゃいますように、確かに我々もこのこういう時間帯、どっちがよいのかなと非常に迷います。そして又、日没の関係につきましても、非常に微妙な時間帯ですので、そのへんは又運航を担当しております市立病院のほうに、今の時間帯では何時なんだということも確認しまして、ある程度この防災ヘリからドクターヘリの取扱をまとめておりますので、それらをもう一回ちゃんと整理しまして、現地のほうにも完全にマニュアルというわけではないですけども、認識を同じにするということで資料を配布したいと考えます。

○議長（有川和則君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

今私共のほうも当然村民もこのドクターヘリに対しましての期待というのはかなり高いものはあったかと思うんですね。実際に運用を始めたら、中之島まで、飛べても中之島までだということを聞いて、昨日も一昨日もそういう話をしたわけなんですけれども、驚いて、ちょっと戸惑っているというのが実感ですね。

私が総務課長の時もこの問題で県のほうの機関と話をする中では、その機体の能力にも限界があるんだけれども最大600キロは飛べますよという話を聞いていたにも関わらず、実際は210キロしか飛ばないと。210キロと言いましたら中之島までなんです。距離にしまして約45分の距離なんです。

ところがこれと同じような機体が仮に奄美に配置されたとしても、中之島そのものは完全にそこに隠れてしまう可能性がでてくるものですから、当然このままでは納得は出来ていません。だから、一応来月になろうかと思うんですけれども、県のほうの関係機関にはその旨ハッキリと伝えてこようと思います。

あわせまして、鹿児島市が緊急の救命センターと位置付けされておりますけれども、そこにも行きまして、村の実状を訴えてですね、なんとか再考して貰うように話をしていきたいと思っております。

○議長（有川和則君）

他に質疑ありませんか。

前田功一君の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条の但書の規定によって特に発言を許します。

前田功一君。

○5番（前田功一君）

これは3月議会で1回説明を受けたような気がするんだけど、もう一回確認の為に。

住民課の民生費の中で、体験保育助成事業、これの中身について、ちょっともう一回詳しく聞かせてください。

一応ここには交通費と利用料助成とあるんですけど、利用する場合は、利用する保育所とか、そういうところは指定したところじゃないと駄目なのか、そのあたりをちょっと聞かせていただきたいと思えます。

それと確認なんですけど、農林水産の平島の水産加工施設、これは今年で屋家だけ造って、来年急速冷凍、冷凍庫、三枚おろし機を入れて、水産加工をするということで理解して宜しいでしょうか。

それで良いのであれば、やっぱり電気の問題がありますので、その時にそういう話をするのではなくて、本当前もって九電ともいろいろ交渉をしていただいて、何かごたごたがすることがないようにしていただきたい。やっぱり施設を有効に利用するようお願いしたいと思います。

もうひとつ今度は、教育委員会の、平島の敷地伐採というのがあるんですけど、これの内容について詳しく聞かせてください。

○議長（有川和則君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

十島村体験保育の助成事業のことでございますが、この助成事業の部分は本村に保育所ならびに幼稚園等、未就学児等の教育する機会の場所がないということで、以前より話がありまして、中には 1、2、3 の方が、保護者の方が、自分の経費なり、自分が連れて行って、短期の入所をさせていた事例がございます。そういった部分も含めまして、今回体験保育費の助成事業を要綱を制定したわけですが、支給につきましては、本村に住所を有し、村外の保育機関で体験保育を受ける未就学児の保護者に対して、その経費等について助成を致します。

先程言われました場所なんですけど、助成金の額の項の中に、今回定めた要綱の中では、まず交通費、これはフェリーとしま運賃等の助成ですね、これが往復分、いわば行って帰るまでの期間ですから、言えば往復分と。それと宿泊費。この宿泊費につきましては、十島村滞在費用助成事業実施要綱ということで、従来総務課のほうでホテル券を貰って、2 千円の実費で済んでおりますので、今回体験保育の際はこれとのいわば、これにはみ出た実費分 2 千円、これを助成しようということにしております。

一応、1 回というか 10 日間の助成をします。10 泊分ですね。それと利用料、これは実際保育所に通いますので、保育所のほうでの授業料と言うんですか、利用実費額が出てくると思います。その額を補助しようと。この 3 点を助成することですしております。

利用回数は年 2 回を限度としております。

ですから、一人の子どもの保育の体験を 2 回にあたっては、10 日を限度として助成を致しますということで、ただですね、場所については、ちょっとまだ課内で最終的な分でなんですけど、我々のほうで情報を得て、そういったところをあたるか、それとも保護者のほうが自前で見つけてきたところを交渉して入れて貰えるか、その辺をちょっとまだ相手のほうが受け入れてくれるかどうかの部分を含めてですね、まだ詳しく決まっております。ただ、そうした場合、宿泊費の助成の額につきまして、この 2 千円という部分は決まっておりますので、出来ればこの宿泊券を利用できる地域内、鹿児島市内、そういったところの保育園なり幼稚園等で入園が出来れば一番ベターじゃないかなと思っております。

ましてや、市内のほうで近いですので、郡部とかいうところもあるかもしれませんが、一番保育所なりそういったところが多いのは市内が一番多いですので、交渉の余地がたくさんあるんじゃないかなと思っております。

ただ、これは市立公立含めてですね、相手の園長先生等の判断が左右する場合がありますし、市立であれば市の管轄になりますので、そちらへんの一時転入という、いわば項目等、出来る所と出来ない所と、いろいろ様々なところがあると思いますので、利用する部分では一番良いのは個人の保護者の方がそういった話で見つけてきてくださればですね、一番早くスムーズに日程とか助成の関係も進むかなと思っております。

なければ事前に住民課のほうに連絡いただきまして、それから探すということになりますので、時間が若干かかる場合もあるかと思っております。

○議長（有川和則君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

今の体験保育制度の関係でちょっと補足致しますけど、今回の施策の中で、少子化対策を強化しようということで掲げたひとつのメニューなんですけれども、本村の住民の実態を見てみますと、地元の子供さんたちが少ない。そういう中で、ここ 2～3 年の中に新しく定住された方が 0 歳児から 2～3 歳児の方が数名いるわけですね。そうしますと、本土で、あるいはその奄美方面で受けられる保育園制度というのがあるわけなんですけど、本村の中で一度にそういう環境というのはなかなか作れないということ

であれば、鹿児島市、あるいは奄美市のほうでそれを受けられるような体制を整えれば、本村のほうにも新しい住民、子どもをつれた方々も来易くなるんじゃないだろうかということで、今回住民課のほうに指示を出して、こういう制度を設けたというようなことになっております。

○議長（有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

平島の農林水産処理・加工施設の件でございます。

本年度設計管理委託料で、工事請負費と両方みております。

先程議員のほうからご指摘のあったとおり、本年度繰越でもって中之島でああいうだいぶ遅れた、今それも結論をみないところでございますので、早めに九州電力と施設の機械に設置する電気容量とをお示ししまして、今の状態で大丈夫かというのを早めに検討していきたいと思っています。

○議長（有川和則君）

教育総務課長、竹内照二君。

○教育総務課長（竹内照二君）

平島小中学校の敷地内伐採の件でございますが、これは5月の22日のレントゲン便を利用して、学校訪問をした折に気付いたことなんですが、学校校舎の職員室の前の部分ですね、前の部分の学校敷地の安全柵、その外側にガジュマルの大木が植生しておりまして、その成長によって安全柵を押し倒している。そしてその安全柵の前に平均台、それから鉄棒を設置しておりまして、子ども達はその設備を使うのに非常に危険をとまなうということと、それから体育館の横にまたガジュマルの大木があるわけなんですが、それが体育館の屋根のほうに覆いかぶさってきて、体育館の屋根の維持ということを考えますと、早急に伐採しないといけないということで、今回伐採賃金として99千円をお願いしているところです。

○議長（有川和則君）

5番、前田功一君。

○5番（前田功一君）

その伐採については一応理解はするんですが、普通どこの島もだと思うんですけど、校舎の周りの管理は学校の先生達が時間を見て、草払いをしたりいろんなのをしています。

そして、地域の人たちが年に1回から2回は回りの草払いのPTAのほうでそういうのをして貰っていると思うんですけど、これはその範囲外、もっと重度な作業であるというふうに理解して宜しいでしょうか。はい分かりました。

それで平島の加工施設のほうは本当に宜しくお願いします。

その保育のほうは、実際に今宝島はIターンで数多くの1歳児を抱えた人たちが結構いるんですよね。その中に実際にやっぱり保育を受けさせたいという話もちょっとあったんで、私もそれが引っかかっていて、ちょっとこういうことを質問したわけなんですけど、そこでちょっと思うのが、やっぱりIターンでこられている方たちなんで、県外の方も結構いらっしゃるんですよね。

もしかしたら里帰りした時に、その時に子どもを保育園にやるというような事例も多分今から出てくることも想定するべきではないかなと思います。

実際自分はこういうふうになるかちょっと分からないんだけど、考える方としてはそういうことも想定して、このあたりを考えていただきたい。そのように思います。

やっぱりそのIターンを誘致するということは、そういうことは得てして有り得ることですので、そのあたりをもうちょっと移行をお願いしたい。

それともうひとつすみません。高齢化浄化槽維持管理助成事業、これは75歳以上じゃない。70歳以上を対象として、大体これを行う場合に年間どれ位うちのほうの助成費として考えられているのか、と言うようなデータを聞かせていただければと。

○議長（有川和則君）

住民課長、久保源一郎君。

○住民課長（久保源一郎君）

まず、保育のほうですが、そういった実態もこれを作る段階で予想はしております。ただ、事例的部分と初めてのことでございます。とりあえず現在うちであるいろんな事業補助の関係、そういったのを見合わせた上で、今回その市内であれば宿泊券を利用して、そういったかたちで後の残りを実費で助

成すればいけるんじゃないかと。我々も県外とか言う部分はですね、全く情報がございませんので、とりあえずは又保護者の方たち、そういった希望者と話をしながらすると。とりあえず我々の手の届く範囲内の、鹿児島市、奄美市、そういったところで実施を図ろうということでやっておりますので、その分はまた今後の課題なのかと思っております。

それから、高齢者の浄化槽の維持管理費の助成金の交付ですが、今回予算の中では130世帯と言うかたちで金額を出しております。これはですね、基準的には浄化槽の維持管理に関する契約者、いわば世帯主になるかと思いますが、70歳以上の者と。浄化槽の助成金の金額でございますが、維持管理費に要した費用、いわば契約額があるかと思いますが、1年のうちにですね、年に一回の関係が出てくるとと思いますが、維持管理費用に要したうちのその3分の1を補助しますと。ですから、ざっと計算を致しますと、約1万円前後の金額になるのではないかと考えております。

うちの管理費等につきましては、個人と業者と契約をされた分についてになりますので、契約を是非なさった世帯についてはこの補助の1万円を助成しますと。1万円前後の3分の1を助成しますと言うことになっております。ですが、契約なさらない方もいないとは思いますが、その辺はまた助成の要綱の中にそういった契約書なり、そういったもの等の確認はする項目もありますので、その辺で確認できるかと思っておりますので、大体金額にして1世帯1万円の助成を目指しております。

○議長（有川和則君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（有川和則君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（有川和則君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから、日程第3、議案第72号、平成24年度十島村一般会計補正予算（第1号）についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（有川和則君）

異議なしと認めます。

従って、日程第3、議案第72号、平成24年度十島村一般会計補正予算（第1号）についての件は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（有川和則君）

本日の会議時間は審議の都合によってあらかじめ延長します。

只今より、10分間休憩します。

17時にお集まりください。

休憩	16時50分
再開	17時00分

○議長（有川和則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第4 議案第73号 平成24年度十島村船舶交通特別会計補正予算（第1号）についての件

○議長（有川和則君）

日程第4、議案第73号、平成24年度十島村船舶交通特別会計補正予算（第1号）についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

第73号の議案につきまして説明致します。

本件につきましては、平成24年度十島村船舶交通特別会計の補正予算（第1号）でございます。

1ページをお開きください。

第1条に記載の通り、今回10,925千円を追加致しまして、歳入歳出のそれぞれの総額が843,740千円となっております。

まず歳入の4ページのほうから説明致します。4ページをお開きください。

営業外の収益雑収入と致しまして、4,600千円の増額を致しております。これはフェリーとしまの海難事故によりますバウスラスターの修理に伴う保険金と致しまして計上致しております。

それから国庫支出金のほうで54,943千円を減額しております。これにつきましては、前年度の繰越金、剰余金が発生したということで、61,268千円の確定の為の調整の為に減額ということになっております。

次に歳出のほうの5ページをお開きください。

船員費で445千円の増額をしております。これは船主負担の保険料と臨時職員の賃金をそれぞれ計上したものでございます。

それから船舶備品費のほうで、5,880千円の増額を行っております。これにつきましては、乗組員用のトランシーバー14台、それと各島用の7台の21台分のトランシーバー購入ということで計上しております。

金額のほうがかなり高額ということになっておりますけれども、これは船上通信局というような無線局の許可と認定と言うものが必要な関係からしまして、高額な備品になっております。

それから船舶修繕費のほうにつきましては、歳入でご説明の通りバウスラスターの修繕に伴います費用でございますが、いずれにしましても保険の査定を受けると言うことになりましますので、次回の補正予算等での保険料のほうの歳入が若干変わる可能性もあろうかと思えます。宜しくお願いします。

○議長（有川和則君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、永田和彦君。

○4番（永田和彦君）

この定期船の運航の関係で1点伺います。

特に平島、小宝島について、条件付での運行と言うのが非常に多いわけなんですけど、そういった中で接岸条件を含めてランプウェイの使用制限の条件付と言うのは非常に頻繁に起きている部分です。

そういった中で、先だって私、小宝島のほうに行って住民の方と話をさせていただく中で、ランプウェイの使用制限がかかった航海での入港接岸について、もうはなから右舷付けで接岸をします。最終的な判断は船長がされているという部分で私みたいな素人がいうのは非常に失礼な話だと言うのは分かってるんですが、住民の方と話をしている中で、住民の方からずっと自分たちが見てきている中で、今日は着けるよなというときでも、ランプウェイの条件がついている時はもうはなから右舷着けでつけてくると

きがあると。で、そこらへんの部分が非常に地元としてはやはり過去にもその平島選出の議員さんもおっしゃっていましたが、経済的な損失であったりとか、そういった部分も含めて、地元に与えている、そういう損失の部分が大きいんだよね、という部分を伺っていたんですけど、実際そういったことが小宝島でも起きていると。そういった部分について、判断は非常に難しい部分であると言うのは理解しているんですけど、今後又村長のほうが船のほうと協議会をもたれると言うことですので、そういった中でも是非その問題についても取り上げていただければなど。

というのが、昨年だと思うんですけど、車検に出した車が1ヶ月間返ってこない。積んで持ってきてランプが降りなくて、隣の悪石島に降ろして貰って、何回か積んでいったけど、それでも降りなくて、結果的に1ヶ月返ってこなかったということがあったと。そういった部分がありますので、そこらへんも含めて、船のほうとの協議の議題にあげていただければと思うところです。

○議長（有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

操船に関することはお分かりの通り全て船長判断と言うことでございます。

一応入港するときの様々なマニュアルがございます。

目当てと言うんですかね、そういうのとか、それから波高とかそういうのなんかで決定を、入港の際決定すると思います。

確かに議員のご指摘の通り、平島、小宝島はよく接岸条件がついて、その接岸条件がついた為に車両を降ろせることが出来なくて、来る観光客も何人かキャンセルがあったりする、という、そういう話も聞いています。

事実又小宝島において、そのような接岸が出来る状態にあったのに、条件付でもう出港したから右舷付けをしたと。ランプウェイを降ろさない感じの左舷付じゃなくて右舷付をしたという、そういうことがあったという島の人からのご意見を伺いましたので、私としても船長のほうに一応こういう話があったんだけど、何か不具合が、不都合があったんですかねという話は聞いてみますので、今後の検討課題にしていきたいと思います。

○議長（有川和則君）

6番、日高通君。

○6番（日高通君）

この本議案とは直接的な計数的なものには関わらないわけでありましてけれども、昨日から協議会等で行われております鹿児島ー十島ー宝島までですかね、の運賃の関係でありますけれども、昨日は議会の意向として、村内は同一料金でやるべきだろうという、このような結論が出たわけでありましてけれども、この協議会においてはですね、村長の大きな政策のひとつでもあるわけでありましてから、是非ともこれまでの南の島に置いては、不公平とも言われるような運賃の高い中での苦労は今日まで続いてきたわけでありましてから、この改善策として是非ともこの協議会で決着をつけるべきだろうと思っております。

それともうひとつ、島間の運賃体系をどうするのかという問題も合わせて出てくるのではないかと思っております。今のところは、鹿児島ー宝島までという料金体系のことでの協議事項になっているんだろうと思いますけど、是非この島間のこともですね、この際どういうかたちが適切な運賃なのか、このことも見直す意味でやるべきだろうと思っております。

それと合わせて、先程の国が示してきた食料品等における運賃補助というのが今回出ておりますけれども、私共がこれまでいろいろと問題になってきたことは、やはり貨物運賃の問題でもあります。これらも含めて、この協議会においてはですね、やはりこれまで私共が大きな負担増となっている船運賃そのものも、貨物運賃そのものもですね、やはり是正を図るべきときにきていますと私は思っておりますから、これらについての村長自身の決意と言うか、自分の思いというものを是非聞かせていただきたいと思います。

○議長（有川和則君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

確かに今議員が言われますように、この島、住民の遠い所と近い所で、自分が好き好んでその地に生活しているわけじゃないというものは皆さん共通の認識だろうと思います。

今回、国、県、十島村の中で協議会が行われると言うことでありますので、これを幸いにしてですね

十島村の実態と言うものを踏まえて、大きな声ですすね、その意見を述べていくと。そしてその中で皆さんが望むような統一の料金体系、これは貨物でもしかりだと思しますので、その両方含めたかたちで村のほうが積極的に声をあげると言うことは進めていきたいと思ひます。

島間運賃にしましてもですすね、今例えは口之島と宝島と、あるいは口之島と中之島の間の料金もかなり違ひだろふと思ひます。これがその、統一料金と言うのができるのかどうか、ちょっとそこも検討はする必要があるかと思ひます。ただ、なにせ同じ島が村内の中であつても、行きやすいような料金体系にするというのが前提であるのかなと思ひております。

○議長（有川和則君）

3番、日高助廣君。

○3番（日高助廣君）

トランシーバーのですね、導入が21件あります。1台あたりの単価としましては28万円で、無線局の申請の費用がいくらであるのか、1台あたりのですね。それと本体の価格がいくらなのかを伺ひます。

○議長（有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

本体の価格と言うことはこのトランシーバーの価格で良いんですか。トランシーバーの価格は、税抜きで約1台が266千円でございます。

先程無線局の件なんですけど、ちょっと無線局の件については、私はこちらのほうの手持ち資料がありませんので分かりかねます。

このトランシーバーなんですけど、このトランシーバーについてはですすね、平成12年としまが就航したときからのトランシーバーをまだ今でも使っているわけです。その時に造船所のほうから7台ほどトランシーバーを贈呈と言うか送られてきたそうでございます、それをずっと、その後にもたどうしても船のほう、島が7機ですすね、それから船のほうで14台使うものですから、今までずっとその12年間このトランシーバーを使っています。大抵トランシーバーは大体耐用年数は5年ぐらひだと言うことで、トランシーバーそのものもバッテリーも廃盤になってないそうでございます、修理も数台だしておいて、中にはその不足分はですすね、無線会社から借りて今使っている状態であり、どうしても今回買い替へないかんということで、ちょっと金額は高くなりましたけど、5,880千円と言う感じで計上したわけでございます。

○議長（有川和則君）

3番、日高助廣君。

○3番（日高助廣君）

非常にですすね高額で、我々としては検討がつかないわけでありすけれども、議長を通じて後でパンフレット、仕様、そういうものの提出を求めたいと思ひます。以上です。

○議長（有川和則君）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（有川和則君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（有川和則君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから日程第4、議案第73号、平成24年度十島村船舶交通特別会計補正予算（第1号）についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（有川和則君）

異議なしと認めます。

従って、日程第 4、議案第 73 号、平成 24 年度十島村船舶交通特別会計補正予算（第 1 号）についての件は原案のとおり可決することに決定しました。

△日程第 5 議案第 74 号 平成 24 年度十島村簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）についての件

○議長（有川和則君）

日程第 5、議案第 74 号、平成 24 年度十島村簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

議案第 74 号の説明を致します。

この案件につきましては、補正予算であります簡易水道特別会計の第 1 号でございます。

1 ページのほうから説明致します。1 ページをお開きください。

今回の補正額につきましては、3,240 千円の補正額と致しまして、補正後の歳入歳出の総額は 56,327 千円となっております。

歳入のほうから説明致しますので、5 ページをお開きください。

まず一般会計からの繰入金でございます。これは一般会計からの財源補填ということで 7,790 千円の繰入を行っております。

それから国庫補助金の内示額の減額に伴いまして、同補助金のほうを 2,250 千円と、それと村債のほうの 2,300 千円を減額ということでの計上でございます。

続きまして、歳出のほうの 6 ページにうつります。

まず営業費用につきましては維持管理費で 2,036 千円を増額しております。主なものと致しまして平島南之浜線の仮配管布設にかかる費用ということで、その賃金に 1,228 千円の計上でございます。

又、平島南之浜線の仮配管の布設作業、布設作業に伴います需用費で 200 千円。これは燃料費でございます。それから工事材料費で、原材料費で 550 千円。それと平島の配水池の水中ポンプ購入としまして、備品購入で 58 千円を計上しております。これにつきましては、配水管の老朽化に伴いまして、漏水が頻繁に発生しているという状況がありますので、現計予算の範囲内で資材調達等を既に行っているような状況でございます。

それから、各島で管理しております配水地及び水源地のほうの定期作業をこれまで年 1 回としておったわけなんですけれども、議会住民からの強い要望がありました関係で、これを年 2 回に作業をするということでの賃金のほうも合わせて計上したということになっております。

それから次に建設事業費につきましては 1,204 千円を増額を行っております。内訳につきましては、国庫補助の内示での減額が発生した関係で、工事請負費等々の減額が発生しております。その減額につきましては、悪石島の配水管の布設工事、それと中之島日出地区の水源改修というもの等で合計で 4,500 千円の減額というような状況になっております。

増額につきましては、村の単独事業と致しまして、諏訪之瀬島のほうの水源開発ということで水源井戸の調査を 4,578 千円かけて実施するというようにしております。

それから村単独の工事請負費の中で 23 年度末に全島の水道メーターの取替えを住民施工で実施予定で進めたわけなんですけれども、小宝島地区につきましては、水道メーターが特殊ネジとということからしまして、住民施工では無理があるということで、今回工事請負費のほうで計上したという状況になっております。宜しくお願いします。

○議長（有川和則君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番、日高久志君。

○1 番（日高久志君）

水源地の清掃ですね。それからタンクの清掃。年に 1 回という現状から年 2 回ということです。そこで、1 回あたりの掃除が 1 日では終わらないと。予算的にも少ないということで、それを年 2 回ありますので、半分ずつ、例えば平島の場合は場所が 4 箇所あるんですけれども、今まで 4 箇所を 1 日でやっていたんですけども、それを 2 日かけて、人夫賃は殆んど足りない状態でありましたが、今回 2 回ということで、それを分けて分散して、時期を分けてそういうやりかたで工事をやっていいものなのかどうかを確認しておきたいんですけど。

○議長（有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

平島におきましては、前回と今回と併せまして 14 名分の賃金を計上しております。その中で予算の範囲内で 2 回位の清掃が出来るんじゃないかなということで計上してありますので、宜しくお願いします。

○議長（有川和則君）

1 番、日高久志君。

○1 番（日高久志君）

ということは、予算的には多めに前回よりとっているという解釈で宜しいでしょうか。

○議長（有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

前回は 7 名、今回が 7 名、全く同じ。合わせて 14 名ということですので、又自治会のほうですね、年 2 回の計画を立てられてですね、皆さんの出やすいときに一斉に清掃をされたらと思っております。

○議長（有川和則君）

他に質疑ありませんか。

3 番、日高助廣君。

○3 番（日高助廣君）

水源地、貯水池の清掃の件ですけど、人件費が発生はするんですけど、以前にですね、水中ポンプ等の備品をですね、購入するように要望はしましたけれども反映が出来ていないと。

私の地域でもですね、下のほうはバケツと梯子でですね。経済課長、梯子で汲み上げて水を出している状況なんです。ですから、そういう実態を把握出来ているのかですね、そこらへんも人件費の抑制にもなるんですよ。それとか、洗浄器ですね。高圧洗浄器も使いながらすればですね、早く終わるんですよ。そういう効率化の方法もですね、取り入れて、人夫賃分だけでしようじゃなくてですね、そういう効率化も図ってもらいたいと思っています。

もう 1 点は諏訪之瀬島の水源地の調査ですね。以前あった場所を調査をするのか、それ以外のところを調査するのか、その内容についても伺います。

○議長（有川和則君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

その水中ポンプというのは、配水池において配水池に溜まっているやつを汲み上げるということの水中ポンプですね。通常のポンプじゃないですよ。そうすると、その電気とかそういうのなんかが、発電機とかそういうのが必要になってくるんじゃないかと思います。

それから高圧洗浄機ですね。今高圧洗浄器、これはなんかでの事業でひとつは買ってあるんですけど、水道のほうもそういうのを使ったらですね、作業も早くなるんじゃないかと思いますので、又これを各島に備え付けるといのもなかなか厳しいもので、その水中ポンプの件にしては、口之島だけじゃないですかね、深い所にあるのは。あとは殆んど。そういう清掃をする際の状況などを各島やっぱり調べてですね、皆様が清掃しやすいようなかたちをとりたいと思いますので、またこれは持ち帰って、担当の者と話し合ってみます。

諏訪之瀬島の件でございます。

諏訪之瀬島の場合は、昔あったところではなくてですね、今度新たに電気探査を5箇所、大体ファイ40ミリ位のボーリングを用いてですね、水源調査を行う予定でございます。

その中で調査の結果においては、このへんに水があるなと言うところを、業者さんのほうでその場所は確定すると思うんですけど、電気探査をした後にそこをボーリングする予定でございます。

○議長（有川和則君）

質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（有川和則君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（有川和則君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから日程第5、議案第74号、平成24年度十島村簡易水道特別会計補正予算（第1号）についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（有川和則君）

異議なしと認めます。

従って、日程第5、議案第74号、平成24年度十島村簡易水道特別会計補正予算（第1号）についての件は原案のとおり可決することに決定しました。

△日程報告

○議長（有川和則君）

これで本日の議事日程は全て終了しました。

明日は午前10時にお集まりください。

△散会

○議長（有川和則君）

本日はこれで散会します。

ご苦労様でした。

6月22日（金）

△開議宣告

○議長（有川和則君）

おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

△日程報告

○議長（有川和則君）

本日の日程はお手元に配布しました議事日程表の通りとします。

△日程第1 同意第1号 教育委員会委員の任命についての件

○議長（有川和則君）

日程第1、同意第1号、教育委員会委員の任命についての件を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

同意第1号、十島村教育委員会委員の任命の件でございます。
十島村教育委員会委員が本年4月1日付けを持ちまして、退職した為に、現在1名の欠員となっております。
その後任に前職の残任期間であります平成26年10月12日までの期間、委員の任命をお願いするということでございまして、地方教育行政の組織および運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めようとするものでございます。
任命しようとする方につきましては、平島在住の用澤満男氏でございます。
生年月日は昭和28年10月28日生まれの58歳となっております。
平島からの委員の残任期間の委員をお願いするということになりますので、平島自治会のほうからの同氏の推薦も受けております。
一枚めくっていただきますと、略歴が添付してございます。
用澤氏につきましては、昭和58年10月に平島のほうにUターン致しまして、漁業に従事し、現在に至るという状況になっております。翌年の昭和59年6月に十島村議会議員として初当選されまして、以来今月の6月9日まで7期28年間の議員を在職されたということになっております。
その間に平成4年6月から監査委員のほうに議会選出委員と致しまして4年間の勤務をされております。それから平成12年6月から副議長として4年間、そして16年6月から議長として4年間の要職もされております。
議案の1枚めくっていただきますと、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第4条の中に任命の要件が記載されております。
地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術、及び文化に関し、識見を有する者と、というようなことの任命要件が記載されているわけなんですけれども、同氏につきましては、これまでの議会活動、あるいは地域活動からしまして、この任命要件に該当するというようなことで、

今回お願いするものでございますので、宜しくお願ひしたいと思ひます。

○議長（有川和則君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2 番、松下直志君。

○2 番（松下直志君）

今現在のですね、委員は広報等でも周知があったと思うんですけど、出来れば教えていただきたい。

そして、教育長を除いて、5 人なんですね。教育長を除いたら、村内に 4 名ということで、後の 3 名はどなたなのかということ。

それと、任期 4 年間のこの島ごとのどのようなかたちで任命しているかということで、説明をしていただきたい。

○議長（有川和則君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

現在、本村の教育委員につきしては、教育長を含めまして 5 名ということで、そのうち島に在住される方が 4 名ということで、悪石島の坂元勇さん、口之島の永田幸男さん、諏訪之瀬島の矢澤孝雄さんという 3 名の方に今現在お願いしているということになっております。

この教育委員の任命につきましては、以前の敷根村長時代に、議会のほうからの申し出の中で、一期ずつ島を変えて委員の選任をお願いしたいという議会からの強い要望があったということで、一期ずつ島を変えるかたちで進めております。

今回の提案につきましては、前平島からの委員の方が辞職願ひということがあった関係で、その補充を行ったということなんですけれども、私個人的にはですね、今までの議会からそういう提案があったわけなんですけど、教育行政の安定化、教育行政の継続性ということを考えてときに、一期ごと委員を替えるのが良いのかという面では、ちょっと感じる面もあります。

そこはまた議会、前回の敷根村長が議員の皆さん方と協議して、こういうような体制が整ったと思っているわけなんですけど、そこはまた改めて議員の皆さん方には意見を聞きながら判断していきたいと思っていますけれども、基本的には教育行政の継続性ということを持たせたら、該当される方は 2 期ぐらいまで勤めさせてもいいんじゃないかという気持ちは持っております。

これはまた改めて議員の皆さん方にはご相談することになるかと思ひます。宜しくお願ひします。

○議長（有川和則君）

他に質疑ありませんか。

4 番、永田和彦君。

○4 番（永田和彦君）

この参考として添付されている中の第 4 条の第 4 項に、「年齢、性別、職業等に著しい偏りがないように」ということなんですけど、今現在男性の方が、教育長を含めて 5 名という中で、過去において女性の方が委員として在籍されたことがあるのか、その点。

それから今後について、女性の方を推薦するというかたちでの考え方があるのか、どうなのか。伺います。

特に、教育に関して、やはりお母さん方の意見というのも非常に大切な部分があると思うんですけど、そこらへんも含めてどのように考えておられるか伺います。

○議長（有川和則君）

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

過去に女性の委員の方が 1 人おりまして、小宝島の、すみません 2 人ですね。最近では小宝島の方が平成 14 年から 17 年までお願いしております。

それから諏訪之瀬島の方が平成 14 年から 18 年までというかたちで 2 名お願いした経緯がございます。

確かに議員がいわれますように、女性の立場というようなことを考えますと、今後の子育て世代ということも含めまして、女性の委員ということは十分に検討する必要があると思ひます。

○議長（有川和則君）

他に質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(有川和則君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(有川和則君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから日程第1、同意第1号、教育委員会委員の任命についての件を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場を閉める)

○議長(有川和則君)

只今の出席議員数は7人です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に5番前田功一君、及び6番日高通君を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配布)

○議長(有川和則君)

念の為申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載を願います。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「漏れなし」との声あり)

○議長(有川和則君)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長(有川和則君)

異常なしと認めます。

只今から投票を行います。

1番議員から順番に投票を願います。

(投票)

○議長(有川和則君)

投票漏れはありませんか。

(「漏れなし」との声あり)

○議長(有川和則君)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

前田功一君および日高通君、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○議長(有川和則君)

開票の結果を報告します。

投票総数7票、有効投票7票、無効投票0票、有効投票のうち賛成6、反対1、以上の通り、賛成が多数です。

従って、日程第1、同意第1号、教育委員会委員の任命についての件は、同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

(議場を開く)

△日程第2 同意第2号 監査委員の選任について同意を求める件

○議長（有川和則君）

日程第2、同意第2号、監査委員の選任について同意を求める件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、肥後政司君。

○村長（肥後正司君）

同意第2号の説明を致します。

この案件につきましては、監査委員の選任についてでございます。

識見を有する者のうちから選任した監査委員が今月の26日を持ちまして任期満了となります。その後任の監査委員の選任につきまして、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議会の議決を求めるとするものでございます。

選任しようとする者につきましては、鹿児島市明和4丁目に在住される方で、相星完治氏でございます。生年月日は昭和17年11月18日生まれの現在69歳でございます。

略歴のほう添付してございますので、略歴のほうを見ていただければと思います。

同氏につきましては、昭和38年に鹿児島県庁に入庁されて以来37年間鹿児島県の方の職員として、15箇所の職務経歴があるということで、最後は屋久島事務所長で終わられております。

それから退職後に平成13年4月から17年11月まで加世田市の助役を4年7ヶ月、そして18年1月から21年11月まで南さつま市の助役も勤務されて、3年10月の勤務歴もある方でございます。

十島村との関係につきましては、県の地方課時代に、悪石島で港内に座礁船が発生したわけなんですけど、その際にその撤去の方法の検討、あるいは財源というもの等で特別交付税の措置などにつきまして、村のほうにも助言をいただくなどした経緯がございます。

当時は、県地方課のほうの財政担当課長補佐という要職についていただいた時期でございます。

本村への来村への歴はないわけなんですけれども、私もこの方と会って、かなり誠実な方だということと、行財政についてはかなりの経歴をお持ちであるということも来ておりますことから、今回の監査委員としまして、十島村の更なる監査行政には力強く進んでいけるんじゃないかと、自信を持って推薦しておりますので、議会の皆様方の同意のほう宜しくお願いします。

○議長（有川和則君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長（有川和則君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長（有川和則君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第2、同意第2号、監査委員の選任について同意を求める件を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場を閉める)

○議長(有川和則君)

只今の出席議員数は7人です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に7番・平泉二太君、および1番・日高久志君を指名します。

投票用紙を配ります。

念の為申し上げます。

本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

(投票用紙の配布)

○議長(有川和則君)

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「漏れなし」との声あり)

○議長(有川和則君)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長(有川和則君)

異常なしと認めます。

只今から投票を行います。

1番議員から順番に投票を願います。

(投票)

○議長(有川和則君)

投票漏れはありませんか。

(「漏れなし」との声あり)

○議長(有川和則君)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

平泉二太君、および日高久志君、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○議長(有川和則君)

開票の結果を報告します。

投票総数7票、有効投票7票、無効投票0票です。

有効投票のうち賛成7票、反対0票、以上の通り、賛成が多数です。

従って、日程第2、同意第2号、監査委員の選任について同意を求める件は、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

(議場を開く)

△日程第3 同意3号 監査員の選任について同意を求める件

○議長(有川和則君)

日程第3、同意3号、監査員の選任について同意を求める件を議題とします。

本案については、4番・永田和彦君に直接の利害関係のある事案であると認められますので、地方自治法第117条の規定によって除斥とし、4番・永田和彦君の退場を求めます。

(4 番 永田和彦君 退場)

○議長（有川和則君）

提案理由の説明を求めます。

村長、肥後正司君。

○村長（肥後正司君）

同意第 3 号、監査委員の選任につきまして、提案理由を説明致します。

議員のうちから選任した監査委員が前期の議会の任期の満了によりまして、退職になっております。

後任の監査員の選任につきまして、地方自治法第 196 号、第 1 項の規定によりまして、議会の議決を求めるとしております。

選任をお願いしようとする方につきましては、中之島在住の永田和彦氏でございます。

生年月日は昭和 44 年 11 月 20 日生まれの現在 42 歳になっております。

1 枚めくっていただきますと、略歴を添付してございます。

永田氏につきましては、職歴欄に記載の通り、平成 11 年の 7 月に中之島にＵターンされている方でございます。

平成 16 年 6 月から議会議員としまして、現在 3 期目に従事されているということで、これまでの議会活動、あるいは地域活動の中でも村政振興に尽力されている方だという判断から、今回の議会選出議員に適任であるという判断からお願いをするものでありますので、宜しくお願い致します。

○議長（有川和則君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長（有川和則君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長（有川和則君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから日程第 3、同意第 3 号、監査委員の選任について同意を求める件を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場を閉める)

○議長（有川和則君）

只今の出席議員数は 6 人です。

次に立会人を指名します。

会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、立会人に 2 番・松下直志君および 3 番・日高助廣君を指名します。

投票用紙を配ります。

念の為申し上げます。

本件に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

(投票用紙の配布)

○議長（有川和則君）

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「漏れなし」との声あり)

○議長（有川和則君）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長（有川和則君）

異常なしと認めます。

只今から投票を行います。

1 番議員から順番に投票をお願いします。

(投票)

○議長（有川和則君）

投票漏れはありませんか。

(「漏れなし」との声あり)

○議長（有川和則君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

松下直志君、および日高助廣君、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○議長（有川和則君）

開票の結果を報告します。

投票総数 6 表、有効投票 6 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち賛成 6 票、反対 0 票、以上の通り賛成が多数です。

従って、日程第 3、同意第 3 号、監査委員の選任について同意を求める件は同意することに決定しました。

議場の出入り口を開きます。

(議場を開く)

△日程第 4 十島村農業委員会の選任による委員の議会推薦委員についての件

○議長（有川和則君）

日程第 4、十島村農業委員会の選任による委員の議会推薦委員についての件を議題とします。

お諮りします。

議会推薦の農業委員は一人とし、別紙推薦書の通り肥後正司君を推薦したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（有川和則君）

異議なしと認めます。

従って、議会推薦の農業委員は一人とし、肥後正司君を推薦することに決定しました。

△日程第 5 発議第 3 号 議会広報調査特別委員会設置の件

○議長（有川和則君）

日程第 5、発議第 3 号、議会広報調査特別委員会設置の件を議題とします。

お諮りします。

発議第 3 号は会議規則第 39 条第 2 項の規定により、趣旨説明は省略したいと思いますが、ご異議あ

りませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(有川和則君)

異議なしと認め、発議の趣旨説明を省略致します。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(有川和則君)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(有川和則君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それではこれから発議第3号を採決致します。

お諮りします。

議会広報の調査について、7人の委員で構成する議会広報調査特別委員会を設置し、これに付託し調査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(有川和則君)

異議なしと認めます。

従って、議会広報の調査について、7人の委員で構成する議会広報調査特別委員会を設置し、これに付託し、調査することに決定いたしました。

お諮りします。

只今設置されました議会広報調査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配布しました名簿の通り指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(有川和則君)

異議なしと認めます。

従って、議会広報調査特別委員会の委員は、お手元に配布しました名簿の通り選任することに決定しました。

お諮りします。

議会広報調査特別委員会の調査期限につきましては、調査終了までとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(有川和則君)

異議なしと認めます。

従って、議会広報調査特別委員会の調査期限につきましては、調査終了までと決定致しました。

これで発議第3号、議会広報調査特別委員会設置の件を終わります。

△日程第6 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長(有川和則君)

日程第6、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長より、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配りました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（有川和則君）

異議なしと認めます。

従って、委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△日程報告

○議長（有川和則君）

これで本日の日程は全て終了しました。

△閉会宣告

○議長（有川和則君）

会議を閉じます。

平成 24 年第 2 回 6 月十島村議会定例会を閉会致します。

ご苦勞様でした。